

怖畏之謂大師。曰吾非惡其毒蛇而咒之是亦大命所歸。豈惟可到轉邪歸正也。窟居修地藏薩埵之法。願王慈滿之室。以終七日外。高望遠近。立一呼一夜。溪澗化現千體地藏。尊像大蛇以潔遙見於帆入。干海。今纔存小池而已。於爰變幽澗。成平地。恰如築地。當時大師判洞播者。大木有。檜此從。辰巳角。金色光物出來。大師順其光。問曰汝光物不遁。唱其地手水使。御座。干時光物答曰。吾此山王日域明神矣。大和國三輪之明神答給。藏自山王影向賜也。大師伐其檜。彫刻作本。地佛。給先御假屋結山之南。此處地藏大菩薩安置。謂假屋山後。建立堂。遷入給。所祭神者七社九尊。則台岳山王以上七社。

其壹御殿 大宮 本地 釋迦如來
 其貳御殿 二宮 本地 藥師如來
 其參御殿 聖眞子 本地 彌陀如來
 其四御殿 八王子 本地 觀世音
 其伍御殿 客人 本地 十一面
 其陸御殿 十禪師 本地 地藏尊
 其地御殿 大行事 本地 普賢

又曰大行事本地二體。釋迦 第三第五殿。相殿御座也。別刻一尊藥師佛置。今存。於此天長皇帝賜播州山王七社大權現宮奉置。別當職。又賜九町八反田島寄附當時草創寺院僧坊者。社頭干前後左右總有十箇處先左。北之院今之坊。右。南之院。雙林。前。中之院。後。池之坊等也。殊更氏子村邑大凡二拾有餘。將干每年九月初九日設大祭禮。就中七

筒村所祭神者

八王子妙見大明神 有馬大明神 神宮大明神 大歲大明神
 磯邊大明神 六所大權現 妙見大明神

右件奉捧神
 與光臨當社
 奉入神前

口傳曰大歲神迎六所權現又云六所之神與來往村每作御七社神興并座拜殿則中者六所權現左三社先神宮大明神次往昔奧山寺妙見宮大明神今有馬大明神次八王子右三社先大歲大明神次磯邊大明神次妙見大明神



日吉神社

於今同自餘以來當邦群民樂且无央大蟲遠跡神明守護不謂不詳皇世二十五代日久垂三百一旬餘年矣。然時哉保元平治亂世之節。破神社共數多壞。僧坊焉。余後神事日々衰歎無甲斐。爾星霜既歷三百三十有餘矣。後土御門院明應三年甲寅春之頃。有釋信尊心。予先六世祖駿

州安部郡產者盛名傳世多年焉。一日參籠當社既日淹他日思惟惣社明神者往時慈學奉捧之社壇。神明擁護之伽藍等也。今既及于大破不爲再興法。誠而已。又有幸也。雖未全功之畢。存其三四遷焉。再涉山川。靜入王都。就傳奏報當社感緣事者依。天氣別當勅信尊神勢大概准。先規執行三箇月祈禱與九月初祭祠久兼到天

下泰平之祈願。亦尊之功。又樓鐘其外。僧坊五七箇所。再建。有之後。信尊上人者當地淹。留凡六曆。而后關東武劬河田谷泉福寺下著。此寺昔慈覺大師御草創。則上人中興有之者也。其後當地御歸寺莫之畢。弟子二人。秀範。富家在矣。予教學院。周請延曆寺山號林茂山院號。靜神院。改福智幸哉慶安二己丑年九月廿八日。從山門行光坊法印實賢下。給頂戴焉。同五年予弟子俊乘房。圓順。詔東叡山御帳。富家庄中院北院南院都合三記錄有之者也。治件事見。尊公之舊記並年譜通記等。

靜神寺福智院周欽誌
 播劬加西郡惣社別當信尊上人中興六世孫天臺沙門林茂山
 千時承應二癸己正月吉祥日(後光明院帝年號)
 大宮緣起畢 正保四年本社再建

と記されてある。これは佛教盛時、例の垂述説から、神佛混合、怪奇の説を附してあるやうだが、當日吉神社の由緒の一端を知ることにはできる。

當社は天保九年に勸請一千年の祭りを行つた。その時の祭典費寄附帳に、

此度明神の御告によりて一千年祭禮營み奉る。此度明神の御告によりて奉營鎮祭一千年祭禮に付大般若經轉讀並に太々神樂等修行致奉るに依て各其行年姓名等御記被成度祭禮中は申すに及ばず此帳面を神前に相納の永々五穀成就家内安全祈念可致者也。天保九年戊戌十月吉日 播州加西郡富家莊總社日吉山王大權現別當福知院治寛敬白

とある。當時廣く寄附金を募つて大祭を行つたらしい。社殿等は保元平治の亂に大破してそのまゝになつて居たのを明應年間に復興し、それが亦三百餘年を経る間に自然大破したので嘉永三年改築に着手し、嘉永四年九月竣工した。それが現在の社殿である。その改築の際の記録には、
 山王大權現本社及大破嘉永元年戊申二月依氏子一統衆議再建一決同三年庚戌十一月下遷宮古宮取拂同四年辛亥九月再建全成就同年同月九日假上棟正遷宮安政三丙辰十一月十八日ヨリ廿日迄三日間本式上棟正遷宮執行右氏子村々役人世話人大工木挽諸職人總氏子不殘勞數年之筋骨全成就 安政三丙辰十一月吉辰

とあり、池上、西野々、上野上、山川、滿久、田井、河原、富家、下野上、各村の庄屋、年寄及富家村總元締、池上村元締、世話人、大工棟梁、大工脇棟梁、木挽棟梁、同脇棟梁等の名が列記してある。その時の棟札には

安政三歲次丙辰開眼導師蓮花院實龍

奉再建本社一字天下泰平國家安全如意満足祈攷

冬霜月吉良日別當福智院頼誓

とあるけれども、これは社殿の改築が嘉永四年九月成つて居たのを何かの事情で假上棟式をして置いて、安政三年十一月本式上棟正遷宮を行つたからであつて、社殿の竣工が安政三年であつたのではない。

この社殿改築の際其處を地均した、其時土中から神像や神鏡、佛像等を多數掘り出した。そのことを嘉永四年に奉行所へ書上げて居る。

乍恐口上

清水御領播州加西郡池上村山王權現別當靜神寺福知院

山王權現本社大破ニ付去申年三月中御願濟ノ上再建普請中

地形相正シ候處地中ヨリ掘出候御品左ノ通り

- 一 神像一體 御丈三寸八分
- 一 佛像二十三體 御丈三寸八分ヨリ二寸二分迄
- 一 神鏡四十七面 但徑三寸八分ヨリ二寸二分迄
- 一 古錢九文
- 一 金具類三十三
- 外損候品數々

右之通出現致其儘引上神殿へ相納大切に祭祀仕罷在候此段御聞置被爲成下候は、難有奉存候依之此段御斷奉申上候

以上

二八

但シ本文ノ御品持參仕候間奉入御上覽候 以上

嘉永四年亥三月二十三日

右別當 靜神寺福知院治寛
池上村庄屋 宇 八 耶
氏子總代富家村庄屋 友輔

御奉行所様

と云ふ文面である。この掘出した神像佛像神鏡等は、保元平治の亂に當神社が焼かれ壞された其時土中に埋まつたものらしい。神鏡二十面は今も社寶として存して居る。尙嘉永四年に氏子に關すること書上げて居る。これは氏子の變遷を知る參考になるから記して置かう。

乍恐奉願上候

清水御領播州加西郡池上村天臺宗靜神寺福知院同村

清水御領同郡西野々村、満久村、河原村、

田安御領同郡富家村、上野上村

酒井雅樂頭殿領分同郡下野上村

丹羽長門守殿領分同郡山川村、田井村

私共村々産社右池上村地内山王權現ハ舊來九ヶ村氏子ニテ右社用ニ就テハ一同立會陳敷諸事取扱來リ別テ例年九月九日神事祭禮ノ節ハ私共村々始メ外十五ヶ村共立會來リ候儀モ御座候ニテ右池上村地内ニハ候ヘ共舊來私共九ヶ村産社ニ相違無御座然處先年御改ノ節私共申上方不行届ニテ池上

村限ノ姿ニ相成居候趣ニ御座候ヘ共右九ヶ村氏郷ト申ス儀相違無御座候ニ付今般一同和談ノ上奉願上候間私共九ヶ村氏子ノ廉御記帳被爲成下置候様仕度奉願上候此段御聞置被爲成下候ハ、難有仕合ニ可奉存候 以上

嘉永四年亥六月十六日

として福知院治寛、池上村庄屋を筆頭に前記八ヶ村の庄屋が連署して居る。この文中にある通り當神社の氏子は昔二十餘ヶ村もあつたらしく、今の多加野村馬渡谷、大工、鍛冶屋、油谷、田谷、國正、小印南、青野も外氏子であつたが郷社區域設定當時氏子を脱し、たゞ舊慣によつて祭典のみに立會ふことになつた。現今の内氏は、多加野村の池上、西野々、和泉(舊富家、河原)満久、野上(舊上下兩村)山田(舊山川、田井)で、外氏は多加野村の河内、在田村中富、同笹倉(在田小路以西約二十戸を除く)富合村別府、同郡染、多加野村島、大和村の柳、上三原、中三原となつて居る。

當神社の別當は前記の如く林茂山靜神寺福知院(河内普光寺の末寺)であつたが、維新後神佛分離の際その別當職であつたものが復飾して當社の神職となつた。當神社が郷社格に加列されたのは明治六年十一月で、同四十五年三月三十日神饌幣帛料供進神社に指定されたのであつた。

當神社には特記すべき神事がある。即ち「七神社立會の神事」で、多加野村山田の新宮神社、同野上の大歳神社、同和

泉の有馬神社(當神社は播磨國神名帳にも記載された神社であるが、舊富家、河原の二部落が意見不一致から神社明細帳に登録手續を怠り今未公認神社となつて居る)同油谷、田谷立會地の八王子神社、在田村中富磯部神社、富合村別府の大歳神社、多加野村河内の六處神社の七神輿が日吉神社に渡御あり祭典を行ふことである。

この神事は毎年陰曆九月九日に行ふのであつてこの日午前九時野上の大歳神々輿はその神社を出て六處神々輿を迎ふる爲舊普光寺村に至り、六處神社へ「七度半の使者」を立てる。河内の六處神社はその使者を受けて後同神社を出、大歳神輿の待合して居る場所に来る。その二神輿の前で陵王舞(龍王舞とも俗にジョマヒとも云ふ。北條住吉神祭典のそれと略同じで、河内の者が行ふ)があつて、同所を發して舊河原村に行く。

山田の新宮神々輿は午前十時にその社を出て和泉の有馬神々輿を誘ひその二神輿亦舊河原村に出る。

斯して四神輿相會した處で陵王舞があつて第一新宮、第二大年、第三有馬、第四六處、の序列で街道を南し和泉(字出口七〇五番地西浦百十三番地)に着く。

油谷田谷の八王子神輿は午前九時半その社を出て途中馬渡谷二ツ池々畔で小憩し、前記四神輿の和泉着時間を計つて之亦和泉に向ふ。

八王子神輿着して五神輿となり、西より新宮、大歳、六歳、有馬、八王子の順で南面して並列する。この前で再び陵王舞が行はれ、了つてから新宮、大歳、有馬、八王子、六歳の順列となり其處を出發、道を日吉神社の裏手にとり池上の御旅所に着く。

それより以前、在田村中富の磯部神、富合村別府の大歳神の二神輿は午前九時半頃各その神社を出て、池上の御旅所に着し、五神輿の着を待つのが例となつて居る。

前記五神輿が着し七神輿御旅所に相會して南より大歳、磯部、大歳、六歳、新宮、有馬、八王子の順で東面し横列となつて並ぶ。それが恰度正午頃となる。

こゝで池上村から椎柴に包んだ御供を捧げる。献供には七人の少女が従事するに定つて居る。この献供の式に従事したものは後に絶對難産をしないと云ふので毎年少女のある家では競ふてこの式にあづからしめやうとする。供御の式が終ると新宮、大年、有馬、八王子、磯部、大歳、六歳の順列でそこを出て、池上字旅所八十三番地(田地)に入り「丈競べ」の式をする。この「丈競べ」と云ふのは輿丁が各神輿を高く差し上げ練るのであつて、勢ひ餘つて衝突することが屢々ある。この時又此處で陵王舞が行はれる。それが終つてから日吉神社に向ふ。

日吉神社に着くと暫く神輿を昇ぎまはつて「宮入り」をす

で七日夜の間妖魔退散五穀豊熟の祈願をした。その満願の日の朝、東天漸く白む頃、朝霧棚行く中を白幣矢を射る如く中空を來て、鏡ヶ原へ降つた。二十一人の者は奇異に感ひ幣の降つた處へ駆けつけて見ると、二十一個の白幣がそこに並んで居た。其時空中に聲あつて「吾は八王子大神なり、當原へ鎮まり妖魔を退け五穀豊熟安穩の地となさん」と聞こえた。祈願した二十一人は歡喜雀躍、



八王子神社

直に村人に傳へて江州日吉山王二十一社上七座の大神を勧請して祀つた。この事天聞に達したので時の帝後朱雀天皇「正一位大八王子權現」の額を賜ふた。それより當國の國司領主

る。以前は七つの神輿を神殿に昇ぎ入れ据ゑ並べたが當今は神輿を拜殿に据ゑ、神社名を記した高札のみを神殿に入れ並べることゝ改めて居る。こゝで又、椎の御供を奉獻する式があつて、それが終ると各神輿は還御となり此日の神事を終るのである。

境内には猿田彦社(祭神佐多比古神)、嚴嶋社(祭神市杵島姫命)、出現神社(祭神大山咋命)、愛宕社(祭神迦具槌命)、皇大神社(祭神大日靈命)、土神社(祭神垣山姫命)、玉房神社(祭神稻倉魂命)がある。

八王子神社 (郷社) 多加野村油谷字鏡山田谷字鏡山所屬

祭神 中、國狭槌命

右、伊弉諾命 大己貴命

左、伊弉册命 天津彦火々瓊々杵命 木花咲耶

姫命 (明治四十三年七月同村國正鎮座)

無格社見神社を合祀

祭日 陰曆九月九日であつたのを大正三年以來四月十日に改めた。然し今も陰曆九月九日には池上

日吉神社へ神輿渡御がある。

創祀年月等は神社明細帳に不明となつて居るが、傳説では「後朱雀帝の御宇、長曆元年此地に天變地妖あり、疫病の爲死者多く、害虫發生して五穀稔らず、飢ゑて斃れる者も尠くなかつたので、此地の者二十一人が鏡ヶ原南の大歳神社の前

の崇敬淺くなかつた」と云つて居る。これによると當神社の創祀は長曆年間のことであるらしい。嘉永の初年、時の領主八木丹波守が金幣を奉納した。それは今猶存して居る。

右の祈願、創祀した二十一人はその時から「功人」と稱して子孫累代明治五年迄交代で當神社の祭事を掌つて居たと云ふ。其の中に主な社家があつて字仁若狭介と云ふのがあつたと聞かゞ記録は存して居ない。徳川幕末頃には國正村の奥山寺不動院が別當兼帯であつた。

明治六年郷社格加列、同四十五年三月神饌幣帛料供進神社に指定された。

社殿は確たる事を知るを得ないが元祿六年に改築したらしく、梁二間二尺、桁六間のそれが殆ど全部棟で彫刻等精巧を極めて居る。幣殿、拜殿は明治十七年改築したものである。

社寶として今存して居る額面(後朱雀帝宸筆と云ふもの)は金箔の浮き彫で「正一位大八王子權現」とあり、それを納めた桐箱には、表に「奉寄附額箱 延寶八庚申 九月吉祥日 富田八太夫」とあり裏に「後朱雀院御宸筆箱 長曆元稔 丁丑九月」とある。隨神門掲額右側には「人皇六十九代御朱雀院御宇 長曆元丑年御宸筆寫之 今寶歷六子年菊月吉日奉造 文化四歲卯月八日吉日御改奉造之 細工 國正村治平」とある。又同じく社寶として居る刀

一口には「正一位大八王子權現 氏子字仁郷中 元祿四辛未年 大原眞守作」と彫刻してある。八木丹波守が奉納したと

云ふ金幣には「奉献」の二字と「江戸奉公人 八木多三郎」の彫刻がある。

神事としては特記すべきものがないが、陰曆九月九日に池上の日吉神社へ神輿の渡御がある。

現今の氏子は舊宇仁郷である田谷、油谷、國正、小印南、青野、馬渡谷、大工、鍛冶屋の八大字である。

境内には伊勢内外宮（祭神天照皇大神、豊宇氣神）愛宕秋葉神社（祭神句々廻馳神、火須管理命、軻遇突知命）猿田彦神社（祭神猿田彦命）雪彦神社（國常立尊）御井神社（祭神罔象神）門丸神社（祭神櫛岩間戸神、豊岩間戸神）がある。

六所神社（村社） 多加野村河内字山王前

祭神 中、伊弉諾尊

右、別雷命 廣國押武金日命 素盞鳴尊（素盞鳴尊は明無格社八坂社を合祀）

治四十三年二月同村無格社八坂社を合祀

左、譽田別命 大泊瀬幼武命 大歳神（大歳神は明無格社八坂社を合祀）

三年二月同村無格社大歳神社を合祀

祭日 舊曆九月九日

由緒及創祀年月等不明であるが、播磨國大小明神記に「鎌倉明神」と記しあるのは當神社のことで、創祀は非常に古いらしい。（天長年間の創祀と云ふものあれと確證はない）同書に「鎌倉明神」としたのは、當神社は最初河内村鎌倉山に鎮座

院が管掌して居た。氏子は河内全村である。

新宮神社（村社） 多加野村山田字西ノヲ

祭神 健御名方命 大歳神（大歳神は明治四十二年九月同村無格社大歳神社を合祀）

祭日 舊曆九月九日

由緒及創祀年月不明である。往時「新宮大権現」又は「新宮大明神」と稱したことがあるらしい。社殿の棟札には

奉上棟田井村新宮大権現再興之意趣者氏子中息災之所

正保二□□□□□□□□

大工 藤原朝臣□□□□□□

と記したのと（右□は滅して讀み得ない文字）

奉轉讀大般若經當社新宮大明神本殿造營社頭安全村中安寧五穀成就所祈

文政十二己丑八月二十一日大宮別當福智院治寛（此文は裏面）

文は表面）

前社殿は正保二年建立天文二年大修覆此度改築（此文は裏面）

としたのと二枚ある。これによつて現今の社殿は文政十二年八月改築したものであることを知る。さうしてその前の社殿は正保二年の建築であつたことも知り得られるが、天文二年大修覆をしたとあるのは受けとれない。正保は將軍徳川家光の時代である。天文は將軍足利義晴の時代である。年代が

座（普光寺所管ありその當時は鎌倉明神と稱して居たからである。舊記を焼失したので往古のすべてを知ることはできないが中古普光寺地内字道西に移しその時から「六所明神」と稱した「六所権現」とも稱した。天正年間兵火に罹り殿宇悉く焼けたので池田三左衛門尉輝政が當國の領主となつてから寄附をして社殿拜殿等を再建せしめた。（この輝政の寄附を文録年中の事とし記載した書があるが、輝政が播磨に封せられたのは慶長五年であるから當神社の寄附再建は慶長五年後のことであらう）それ以來腐朽の個所ある毎に修繕を加へ明治二十一年まで支持して居た。その當時の社殿は桁行五間梁行二間半、拜殿桁行五間梁行二間半と記してある。その社殿等は明治二十一年九月二十日火を失して焼盡した。その時、神社を佛地に祀るはよくないと云つて、明治二十二年十月許可を得現今の地、即無格社山王社の境内に社殿等を新築し同二十五年十月二十六日移し祀つたのである。所が其の際手續きが不備であつた爲、當神社が無格社山王神社の境内神社となつて居ることを後に氣づき、明治四十二年十二月廿七日出願許可を得て別個の神社となし更めて村社六所神社と稱するに至つた。さうして山王社は別に獨立の神社としたのである。六所神社の神事としては舊曆九月九日多加野村池上日吉神社に神輿の渡御があり同社頭で祭祀を行ふ。猶舊曆四月申の日に「申祭」と云ふのを行ふ。徳川幕府時代は普光寺塔中蓮華

遊になつて居る。この「正保二年建立」に對し「天文二年修覆」は年號の間違であらう。當神社の神事としては舊曆九月九日多加野村池上日吉神社へ神輿の渡御があるだけである。徳川幕府時代は日吉神社の別當福智院が兼帶し當神社の傍にある薬師庵主が宮守をして居た。氏子は元田井全村のみであつたが今は山田村全部となつて居る。山田は舊田井、山川、二部落が合併したものである。

境内には大神宮（祭神天照大御神）、戎神社（祭神蛭子命）、稻荷神社（祭神稻倉魂命）、左右大臣社（祭神不明）がある。

産靈神社（村社） 多加野村山田字上村仲

祭神 木花咲耶姫命

祭日 舊曆九月九日

勸請年月及由緒不明である。神式として特記すべきものがない。明治十二年頃氏子二十八戸とあるが舊山川村一村が氏子であつたのだらう。境内には八坂神社（祭神素盞鳴尊）がある。

大歳神社（村社） 多加野村和泉字万所

祭神 大歳神 素盞鳴尊

祭日 陰曆九月八日九日

由緒、勸請年月不明、現在の社殿は明治二十三年十一月改

築したものである。氏子は和泉字河原。
境内には大神宮(祭神大日靈命、豊受比賣命)、鈴宮神社(祭神天兒屋根命)がある。

大歳神社(村社) 多加野村野上字大年前

祭神 大歳神

祭日 舊曆九月九日

由緒勸請年月不明、神事は九月九日池上日吉神社へ神輿の渡御あるのみである。氏子は野上全部。

境内には八坂神社(祭神素盞鳴尊)、稻荷神社(祭神稻倉魂命)の二社がある。

八幡神社(村社) 多加野村満久字大谷

祭神 譽田別命

祭日 舊曆八月十五日

神社明細帳には由緒勸請年月不明とある。傳説では「建武の頃、内藤左京進盛次が、相模鶴ヶ岡八幡宮に参籠し、武運長久を祈つて満願の夜、石打の征矢を授かつた。その矢を持つて本郡馬渡山に来て居を構へた。或る年、山名時氏と戦ふて大捷した盛次は、その戦勝を八幡宮の加護によるとして、授つて来た矢を御神體となし、馬渡谷に社殿を造り八幡宮を祀つた。それが現今馬渡谷にある無格社八幡宮である。その

後盛次は馬渡谷の地名が武門に不吉であると云つて満久に居を移した。その際、馬渡谷の石打八幡宮を分靈し、満久城の傍に社殿を造り城の鎮守として祀つた。それは文和四年七月であつてそれが即當神社である」と云つて居る。そして社殿については「創祀後屢々改築し、寶暦四年また改築したが天明七年焼失した。後、寛政十一年になつて新に社殿を建築したそれが現存の社殿である」と傳へて居る。

然し、別章「馬渡谷構居」の頃に記した通り、内藤左京進盛次は足利將軍八九代の頃の人である。その人が山名時氏(足利尊氏の臣)と戦ふたり文和四年に神社を創祀したりする筈はない。盛次が當神社を創祀したのに違ひなければその時は文明四年であらうと思ふ。若し、文和四年の創祀が眞實であれば、盛次が創祀したのではなく、内藤左衛門盛勝であつたらうと考へる。

神式としては特記すべきものがない。氏子は満久全村である。

境内神社は伊勢兩宮(祭神大日靈神、豊受姫命)である。

多加野村無格社一覽

所在地	神社名	祭神	由緒
正	御靈神社	吉備聖王、崇道天皇、伊豫新王、藤原大夫、文瀾大夫、火雷大夫	不明

同 八坂神社 素盞鳴尊 不明

同 愛宕神社 柯遇突知命 明治四十二年六月同村無格社大歳神社、熊野神社を合祀明治四十二年二月同村無格社八幡神社を合祀

同 八幡神社 譽田別命 不明

田谷 八坂神社 稻倉魂命 不明

同 大歳神社 大田和氣命 不明

油谷 稻荷神社 稻倉魂命 不明

小印南 八幡神社 大田和氣命 不明

同 愛宕神社 火須曾理命 不明

青野 八坂神社 素盞鳴命 不明

鍛冶屋 若宮八幡神社 大鷲鷲命 不明

大工 稻荷神社 大鷲鷲命 不明

馬渡谷 石打八幡神社 譽田和氣命 不明

河内 山王社 大山咋命 不明

西野々 八坂神社 素盞鳴命 不明

未公認神社

和泉 有馬神社 大己貴命 不明

六所神社(村社) 芳田村明樂寺字北谷

祭神 八十任津日神 大直日神 神直日神 底津少童命 中津少童命 表津少童命

柯遇突智命 (明治四十二年三月同村無格社愛宕神社を合祀)

應神天皇 (明治四十二年三月同村無格社八幡神社を合祀)

祭日 陰曆九月八日九日

創祀年月等詳でない。傳ふる所では、當明樂寺、水尾、落方の三部落は殆ど同時に開拓され、水尾の住吉神社は元應元年に、落方の羅佐伊神社は正平二年に、何れも創祀したのだから、當六所神社も多分其頃創祀されたのだらうと云ふ。慶長年間池田輝政が當神社を崇敬し、後淺野内匠頭の領地となつてから淺野家亦當神社を崇敬したが、それまでの記録等、元祿十四年淺野家が没後に、その親戚の廣嶋淺野侯に徴せられ遂に返還を得なかつたので今では何等舊記を存しない。現今の社殿は寛政元年に改築したもので、瑞籬等は明治四十三年の建設である。祭日(重陽節句)には水尾の住吉神社へ神輿の渡御がある。氏子は明樂寺の全部落。

境内には鹿嶋神社(祭神武甕槌命)、諸主神社(祭神埴安彦命、埴安姫命)、素盞鳴神社(祭神素盞鳴命)、殿嶋神社(祭神市杵嶋姫命)がある。

羅佐伊神社(村社) 芳田村落方字カウノス

祭神 天鈿女命 猿田彦大神 大日靈貴

祭日 陰曆九月八日九日

神社明細帳には由緒等不明となつて居るが其他のものは正平二年の創祀であると云つて居る。それは遺留の屋根札に「正平二年の建立、祭神大歳大明神とあるからであるが、果して正平二年の創祀であるか、或はそよりも以前の創祀で、正平二年に社殿を改築したものか、それは判然しない。さうして今「羅佐伊神社」と云ふのは「ダイサイイ神社」の訛轉だと云つて居る。元祿の頃領主淺野内匠頭が崇敬して其臣吉田忠左衛門を屢々参拜せしめたと傳へて居る。現在の社殿は安政七年の建立である。祭日には水尾の住吉神社へ神輿の渡御がある。氏子は落方全部。

境内には素盞鳴社(祭神素盞鳴命)がある。

住吉神社(村社) 芳田村水尾字瓜楯

祭神 表筒男命 中筒男命 底筒男命 神功皇后 武甕槌神 伊波比主命 天兒屋根命 比賣命

(武甕槌以下四神は明治四十二年六月同村無格社春日神社を合祀)

祭日 陰曆九月八日九日

後醍醐天皇の元應元年創祀したと傳へて居るが神社明細帳には由緒不詳となつて居る。正平年中所謂光明寺合戦の際社殿大破し慶長八年再建したが(其棟札は現存して居る)年を経るに従つてまた破損の箇所多く、明和三年に至つて大修繕を加へた。さうして明治三十一年に全部改築をした。

祭日には落方の羅佐伊神社、明樂寺の六所神社より當神社に神輿の渡御があり、三神社の神輿立曾の神事がある。氏子は水尾の一部落だがその神事の爲に近村よりの参拜者が多い。境内には素盞鳴社(祭神素盞鳴命)、天照皇社(祭神大日靈貴)がある。

八幡社(村社) 芳田村上新田字小丸

祭神 應神天皇

祭日 陰曆八月十五日

由緒等不明。氏子は上新田一部落。

八坂社(村社) 芳田村下新田字上之段

祭神 素盞鳴命

祭日 陰曆六月七日より十四日迄

明治四十一年拜殿を建築したこと以外、由緒その他一切不明。氏子は下新田一區。

合山神社(村社) 芳田村合山字藤原

祭神 國狹槌尊 國常立尊 豐斟淳尊 木花咲耶姬

命(明治四十三年四月同村無格社産靈社を合祀)

祭日 陰曆九月八日九日

勸請年月等詳でないが「保元平治の頃、源三位頼政の臣内橋權左衛門雄源と云ふものが、其弟の源弘と共に當地に来て、當村を開拓し、當神社をも創祀した」と傳へて居る。そして今境内にある碑(明治三十九年玉垣を造つた記念碑)には「勸請于建久年代」とある。その内橋雄源が當地に來たのは何歳の時であつたか解らないが、雄源が「源三位頼政の臣」と稱したこと及「勸請建久年代」とあるのを考へ合して見ると、雄源が此地に來たのは保元平治の頃ではなく、源三位頼政が治承四年宇治で戦ひ敗れ自刃した時、雄源はその弟と共に通れて當地へ落ちて來たものと思はれる(頼政が從三位に叙せられたのは治承二年で、保元平治の頃は從五位であつた)それでは年代が隔り過ぎて、雄源の創祀と云ふことが輕くなる。兎に角當神社は今より七百餘年前の創祀であると云ふのは本當らしい。そして、正平年間光明寺合戦の時上杉天野等が當神社に戦勝を祈つたとも傳へて居る。

社殿は文祿年中に再建し、又、元祿十六年改築したとの棟札を存して居る。後更に、安永七年に改築をした。

神事は祭日に神樂を奏する例であつたがそれは明治三十五年頃廢されて現今は屋臺の奉納と角力とがある。氏子は合山上新田下新田である。

境内には天照皇社(祭神大日靈貴尊)、殿嶋社(祭神市杵嶋姫命)、素盞鳴

社(祭神素盞鳴命)、天満社(祭神菅原道真靈)がある。



合山神社

社(祭神素盞鳴命)、天満社(祭神菅原道真靈)がある。

稻荷神社 (村社) 芳田村出會字堂屋敷

祭神 稻倉魂命
祭日 陰曆九月八日九日

元文三年九月社殿を建立したとの棟札があるからその時勸請したと傳へて居るが、神社明細帳には由緒等不明となつて居る。社殿は寛政三年改築し文化二年六月修築し現今に至つて居る。神事は祭日に屋臺を奉納するだけで特記するほどの事はない。氏子出會全部落である。

境内には八幡社(祭神應神天皇)、八坂社(祭神素盞鳴命)、天照皇社(祭神大日靈貴命)、事比羅社(祭神金山彦命)がある。

芳田村無格社一覽

所在地	神社名	祭神	由緒
落方	産靈神社	木花咲耶姬	不明
下郷	大歳神社	大歳神	明治四年十二月勸請
大歳神社	(村社)	大和村宇東谷(舊柳山寺)	
祭神	大歳神	大歳命 建御雷命 譽田別命 天兒屋根命	菅原道真靈表筒男命

(大歳命以下六神は明治四十二年十月廿日同村六無格神社を合祀)

祭日 陰曆九月八日九日

由緒不明である。神祇管領卜部良俱と云ふ人の勸請文には寛政八歳丙辰二月廿三日と記されてあるけれどもそれより以前に木像の神體を存して居たと云ふから創祀は可なり古いのだらう。社殿建造についても何等記録がない氏子は大和村の柳山寺組だけである。

祭日には神輿を昇ぐだけで特記すべき神事はない。

境内には八幡社(祭神譽田別命) 宇賀太神社(祭神受持大神) 八坂神社(祭神素盞鳴命) 稻荷社(祭神稻倉魂命)の四社がある。

大歳神社 (村社) 大和村(舊中三原、舊上三原)字宮ノ垣内

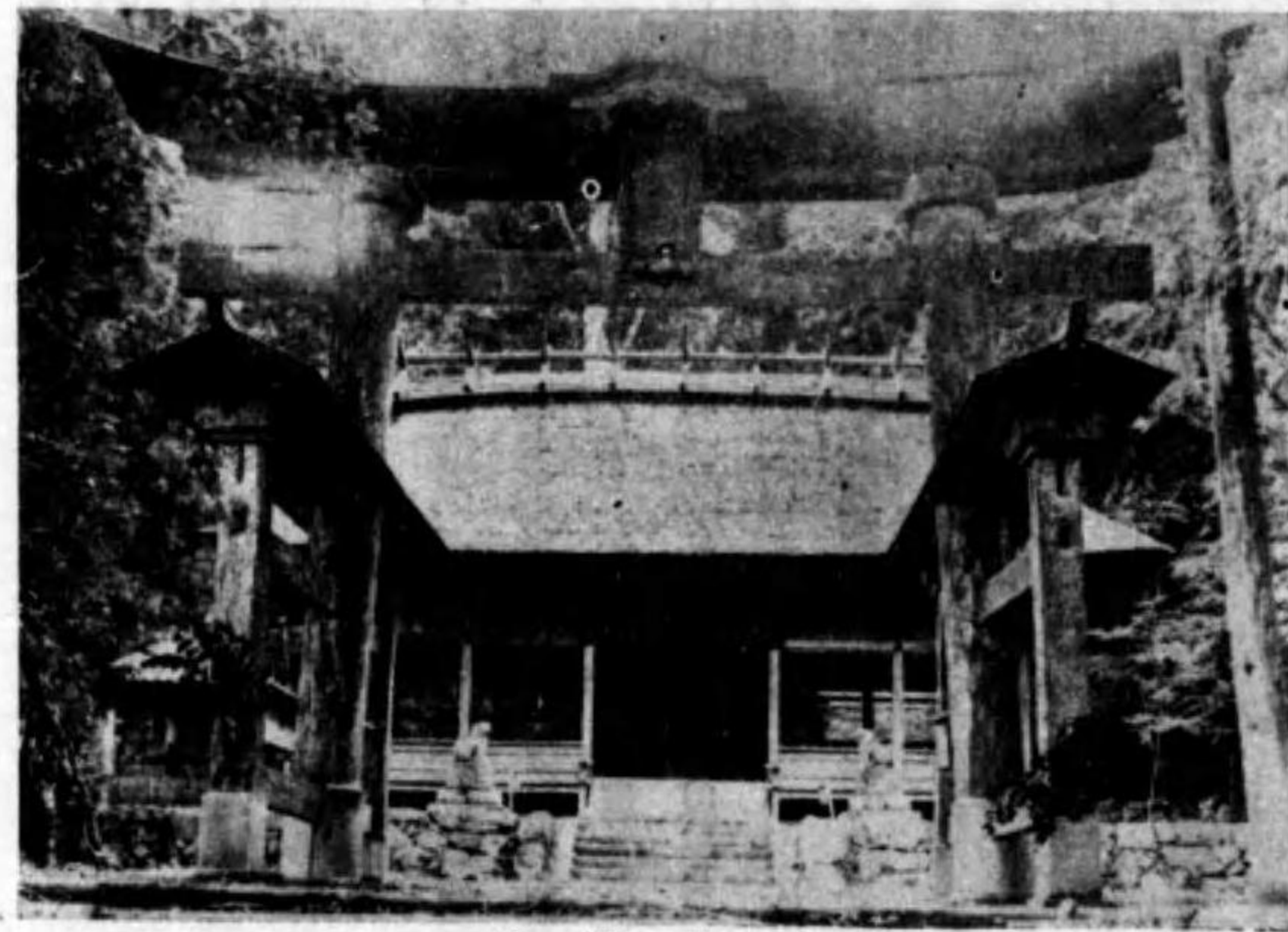
祭神 大歳命 大田命

祭日 舊曆九月八日九日

由緒は不明である。神殿にある鏡(木製で薄い金屬を張つたもの)の裏面に「文明七年」の文字があるのから考へると勸請はその以前であつたのだらう。現存して居る棟札には「寛文十二年當社拜殿建立」のことが記されてある。そして寛永十四年九月御興慶擔廻人數書及享保三年十一月十五日神祇管領より幣帛奉齎のことを記したのもある。然し詳細を知る

べき文書はない。現今の社殿は明治十三年改築したものである。氏子は舊中三原と上三原の二部落。

神事は重陽の節句に行はれ昔は河内坂を越えて多加庄の日吉神社へ神輿の渡御があつたさうだが現今はたい氏子部内を昇ぎ廻るだけである。境内には若宮社(祭神事代主命、大田命、建御名方命) 大神宮社(祭神大日靈女命)の二社がある。



大歳神社

若一神 市杵嶋姫命 大山祇命

(村社) 西在田村上萬願寺字女切

祭日 九月八日九日

御祖命(大正二年同村無格社、大歳神社を合祀)

神社明細帳には由緒勸請年月不明となつて居るが、白雉元年紀州熊野本宮より勸請し、初め「若一王子大權現」と稱して居たと傳へて居る。(それにしては祭神が變であると思ふが)昔は境内も可なり廣かつたらしく、現今の大鳥居を二百餘間前に距つた處に昔鳥居があつたと云ひ今もそこを鳥居屋敷と稱して居る。然し、確たる古記録が無いから勸請以來の事を詳細知ることができぬ。

延徳二年正月薬師堂から出火して社殿を焼いたので明應二年新に社殿を建てたその社殿が天文七年兵火に罹つたので天文十年九月更に建立した。その改築の際には領主村上彌右衛門が木材及費用を寄附したと云ふ。

往時は當神社の附近に寺院坊等多數あつて壯麗を極めたが屢々兵火に罹つたので廢頽したと云ひ今は東光寺と金剛院との二個寺のみがある。その中の東光寺が當神社の別當であつたと云ふ。氏子は上下兩万願寺である。

神事は昔から特異なことは無かつたらしく、昔は毎年九月九日に上野の石部神社へ神輿の渡御があつたがいつの頃から廢され、今は祭日に村芝居を演ずるくらゐである。境内には稻荷神社と萬神社と二つの小祠がある。

磯崎神社 (村社) 西在田村下道山字磯崎

祭神 田心姫命 湍津姫命 市杵嶋姫命 熊神天皇

比賣大神

祭日 例祭五月十五日 古例祭十月十七日 (明治四十二年迄は陰曆九月八日九日)

當神社は最初上道山の岩崎山麓にあつて俗に「岩崎神社」と稱したものである。

由緒として『當神社は養老三年五月、僧行基が神勅を蒙つて創祀した。その翌年(養老四年二月)豊前宇佐郡宇佐神社より八幡大神を勸請し磯崎八幡宮と稱した』と傳へて居る。だが、これを全部信じることはできない。宇佐宮の起原を見るに『元明天皇和銅五年始めて應居瀬宮を建て、其後小山田社に遷し、元正天皇養老四年大神諸男等始めて變形池の薦を刈て枕を造り、神輿に載せて御體に准ふ、聖武天皇神龜四年神宮を菱形山(一名小倉)に造り、因て廣幡八幡大神宮と名づく』とあり又一説には『神龜元年神宮を小倉山に建て』とある。何れにしても宇佐宮ができ八幡大神宮と稱したのは神龜年代である。然るにその以前の養老四年二月に『宇佐宮から八幡大神を勸請』したと云ふのは疑はしい(宇佐託宣集に欽明天皇の御代、大神比義に託りて、我は譽田天皇廣幡八幡鷹なり、我名を護國靈驗威力神通大自在王菩薩と教給ひき云々の

事は打ち消されて居る)そして、當磯崎神社を「寶龜六年乙卯霜月十日、當所に岩崎より遷宮、崇健神社と稱へ奉り」云々とし、延喜式に記された崇健神社にあてゝ居る。この「崇健神社」は加



磯崎神社

茂郡のどの神社であつたか今猶判然して居ないのである。本郡富田村畑の高峰神社がそれであるとも云ひ、當磯崎神社も亦それである云ふ。何れが真か知らない。しかも、當神社は右記の通り磯崎神社を崇健神社と改稱したと云ふのだが、その崇健神社をいつから再び磯崎神社と改稱したと明示したものはない。神社明細帳には「人皇四十四代元正天皇御宇養老三年五月

奉勸請則延喜式神名帳に崇健神社と御書記有之候處其後養老四年二月宇佐より應神天皇を移し奉り磯崎八幡宮と稱す」云々とあり、當磯崎神社を最初崇健神社と稱したやうになつて居る。

兎に角これらを綜合して考へるに、當神社は養老三年の創祀で、寶龜六年に上道山の岩崎から現今の地に移し祀り、その當時崇健神社と稱して居たが(これも確とは云へないが)それからすつと後に、宇佐八幡を勸請し、磯崎八幡と改稱したのではなからうかと思ふ。更に明確な記録を得て考究すべきである。

その名稱の點は別として、當神社は往時朝廷に知られた有名な神社であつたことは疑ひなく、時々勅使の參向もあつたらしく、今も華表の左側に勅使塚を存して居る。代々の領主も亦崇敬し淺野又市郎の時には田畑高二十石を寄進した。黒印状は左の通りである。

播州加西郡道山之庄爲磯崎八幡宮之社領同所之内以自力被開發之田畑高貳拾石淺野又市郎殿所被寄附之也全可有社納並境内山林諸役等如先規之免除之也

延寶五丁巳年五月七日

藤井又助判
奥野將監判
伊藤五右衛門判

大石頼母助判

道山神宮寺 快知院

祭典は往時可なり盛であつたらしく、九月九日には上野村石部神社へ神輿の渡御があり、上巳の節句には北條町住吉神社へ神輿の渡御あり壯嚴な祭式があつたがいつの頃からかそれらは廢されてしまつた。

氏は以前下道山、上道山、大内、若井の四ヶ村であつたが天正十五年若井に當神社の神靈を分け社を建立したので若井は寶曆年間分離し、大内も亦安政年間に分離したので當今は下道山、上道山の二區である。

境内には高良社(祭神武内宿禰)住吉社(祭神表筒之男命)中筒之男命、底筒之男命)稻荷神社(祭神稻倉魂命)少名彦社(祭神少名彦命)天満宮社(祭神菅原大神)及神武天皇遙拜所がある。

五社神社 (村社) 西在田村大内字ホロシ

祭神 事解男命 伊弉册命 速玉男命 崇徳天皇

爲茂卿

祭日 陰曆八月十三日

由緒として傳へて居るのは、當神社は近衛天皇の時の左大臣爲茂卿と云ふのが保元の亂に官を辭し當地に来て館を構へて居たが程なく薨去したので其子爲教が豫て信仰して居た熊

野三所権現を勧請し、之に崇徳天皇及び其父爲茂卿の靈を併せ祀り「五社大明神」と崇め稱したと云ふのだが、別篇爲茂卿の墓の項に詳記した通り近衛天皇の御代に左大臣爲茂卿と云ふのはない。又この爲茂卿を「皇太子大内王」だとして居るけれども、皇太子が左大臣の職に就かれるとは思へない。別項記載の通りこれは間違ひだと思ふ。然し、爲教と云ふのが創祀したのは事實であらう。そしてその年代は六條帝、或は高倉帝の御代で、平氏の旺盛時であつたらうと考へる。社殿は保元二年に創建し、安元二年再建したと明細帳にあるけれども、安元二年に創建したと云ふのが本當だらう。現今の社殿は明治十三年に建てたものである。

神事として格別なものはないが子供、青年の相撲がある。氏子は安政年間から大内全部となつて居る。

境内には八幡神社(祭神應神天皇)天神社(祭神菅原大神)稻荷神社(祭神稻魂命)辨天神社(祭神市杵嶋姫命)がある。

磯崎神社(村社) 西在田村若井字岩ノ麓

祭神 田心姫命 應神天皇

稻倉魂命 御祖神 明治四十三年六月若井政晴

素盞鳴命 大歳神 神社、稻荷神社、大歳神社

武甕槌命 大山祇命 大將軍神社、大歳神社、武

素盞鳴命 天御中主命 大神社、妙見神社、大歳神

同家の始祖は若井兵衛と云ひ、その子孫が字を俗に「小谷」と云ふ處に居したのでそれから小谷を姓とした。その小谷姓を名乗つた初めの人は傳太夫と云ひ、その後喜太夫が寛文十二年に當磯崎神社の社殿を建てたのであつた。

西在田村無格社一覽

所在地	神社名	祭神	由緒
上方願寺	八坂神社	素盞鳴尊	不明
下方願寺	大歳神社	御祖神	不明
同	妙見神社	天御中主神	不明
同	愛宕神社	柯遇突智命	不明
上道山	熊野神社	伊弉册命	不明
同	火結神社	柯遇突智命	不明
同	岩崎神社	田心姫命	下道山村磯崎神社を寛文六年此地から遷し祀つた其社へ當社を建て祀つたもので古宮と稱して居る

石部神社(郷社) 在田村上野字池ノ下

祭神 市杵島姫命 田心姫命 湍津姫命

祭日 十月十七日 (維新以前は十一月三日であつたのを明治初年九月九日に更め、明治四十四年再び變更)

創祀は、元正天皇の御宇養老三年三月であると云ふ。延喜式に「石部神社」として、載せられてゐるのが、當神社である。

柯遇突知命 稻倉魂命 社、稻荷神社、山王神社、大歳神 稻倉魂命 愛宕神社を合祀
祭日 九月八日九日

田心姫命、應神天皇の二神は天正十五年下道山磯崎神社より分靈し字芝の大歳神社に合祀して居たが、寛文十二年別に社殿を創建し祀つて道山の磯崎神社を本宮と稱し、當神社を新宮と稱へて居た。寶曆年中全く道山の本宮と關係を絶つて獨立した。

本社の神事としては別になが境内にある八坂神の祭日陰曆六月十四日には二臺の練物を出し子供、青年の相撲を奉納する。氏子は若井全部。

今存して居る棟札には左の文がある。

大檀那大梵天王 寛文十二曆播州賀西郡有田郷西道山村

本願 小谷喜太夫

助力 氏子中

奉建立磯崎大明神社一社氏子各信國家豐饒増長寶壽處大

願主帝釋天王林鐘吉祥日

藤原朝臣淡州五住人津名之郡

大工 北條助五郎

來馬庄清重

境内には八坂神社(祭神素盞鳴命)がある。右記棟札にある小谷喜太夫は今の下若井の柏木家の先祖で

傳説には「元正天皇の御宇養老元年二月上旬、皇女勅を奉じて安藝國宮崎へ御參詣あり、供奉の宮人七十餘人、船中の守司は萬頭高梅之進知之(母は赤松大膳の娘なり)で、宮崎に着御あつて三七夜の祈禱を終り歸路につき給ふ。然るに海上暴れ舟航困難なりし故、皇女は播州室津に上陸あり三日間船中の疲れをやすめたまふ。それより陸路をこの加茂郡船岡の邊までお歸りあつたが、船中での疲れが出て御輿を進めることができなかつた。止むなく里人を集めて、假殿を造り療養あり一時は快方に向はせられたが遂に病重つて薨じられた。この由上聞に達し勅使下向あり、皇女の御遺骸をこの地の下の山上に葬り奉つた。皇女が薨じられる際「身が守護神は伊知岐嶋姫命なり、これを迎へてこの郷の産神と崇め祀れ」と遺言された。因て養老三年宮崎から勸請して祀つた」とある。この傳説は今當神社に保存してある由緒書によつたものだが、宮崎へ參詣された皇女のお名は記してない。そして皇女のお供をした萬頭高梅之進と云ふのが赤松大膳の孫だといふ。赤松大膳は足利時代の人でその人の孫が養老元年に皇女のお供をしたと云ふのは首肯できない。又皇女が御歸路の順も頗る怪しい。由緒書には「建久二年」としてあるがこれも疑はしい。

然し、當神社の背後山上には、その皇女のお墓と稱する古墳がある。それを「皇塚」と呼んで居る。先年其處を發掘し

石材を採らうとした際古鏡の破片などが出たと云ふ。或はその墳は養老年間よりもずつと古い、高貴の方のお墓であるのかも知れない。

當神社には傳説にある皇女のお用ひになつたものだと云つて、黄金で作つた齒黒鍋、手盃等が寶物としてあつたさうだが嘉永年間に紛失したとかで今は無い。

今在田村笹倉、俗に在田小路と云ふ處に「神水井」と稱する古井戸の趾がある。竹垣を圍らし穢れの無いやうにして居るが、その井戸は右の皇女が水をおとりになつたところだと云ひ傳へて居る。



石部神社

兎に角當神社の創祀は古く、皇室の尊崇も淺くなかつたらしく、時々勅使の參向もあつたことは今も鳥居の傍に勅使塚を存して居るのを見ても知り得られる。

慶安二年八月十七日、將軍徳川家光は高五石寄附の朱印を下し境内山林竹木の諸役を免じ、維新にまで至つたが、それは明治元年五月還納した。それより悉く官有となつて居たが、明治三十二年三月に至つて山林二町五反餘を境内に編入された。郷社に列せられたのは明治六年十一月で、同四十五年四月十五日縣令第十四號を以て神饌幣帛料を供進されることになつた。

神式は往時、祭日に別所の若王子神社道、山の磯崎神社の神輿が立會ひ、氏子各村落から屋臺を昇ぎ出し、能の奉納もあつた。又、七月二十六日の夜は徹夜大舞を焚き「鶏鳴の式」と云ふのを行つた（播磨鑑には、祭禮九月九日、この祭日の前夜社家の鶏のマネを三度すると云ひ傳ふ。と記して居る）その鶏鳴の式を單に「鳥鳴」とも云ひ、その夜の事を「火踊」とも稱して特殊の式であつたのだがいつの頃からか廢され、今日は祭日に石部、若王子、磯崎の三神輿の渡御式があるのみである。社殿の改修築等については寛延年中の火災で記録其他を燒盡したので何等知るを得ない。現今の社殿はその火災後に建築したものだらう。そして社殿の位置も往時とは大分變つて居るらしい。幣殿は大正六年に成つたものである。

磯部神社

(村社) 在田村越水字宮田

祭神 市杵嶋姫命 田心姫命 湍津姫命

祭日 陰曆九月九日

由緒等不明。氏子三十三戸

磯部神社

(村社) 在田村中富字宮ノ元

祭神 市杵嶋命

祭日 陰曆九月十五日

由緒等不明。氏子百二十九戸

大歳神社

(村社) 在田村笹倉字前山

祭神 稚産靈命

祭日 陰曆十一月三日

由緒等不明。氏子は百三十戸

大歳神社

(村社) 在田村別所字王子山

祭神 高皇産靈尊、武甕槌命、少名彥命

祭日 陰曆九月九日

由緒等不明。氏子は六十二戸

大歳神社

(村社) 在田村鴨谷字大年浦

祭神 稚産靈命 譽田別命 市杵嶋姫命 軻遇突知命

祭日 陰曆九月九日

由緒等不明。氏子は百二十九戸

大歳神社

(村社) 在田村鴨谷字大年浦

祭神 稚産靈命 譽田別命 市杵嶋姫命 軻遇突知命

祭日 陰曆九月九日

由緒等不明。氏子は百二十九戸

大歳神社

(村社) 在田村別所字王子山

祭神 高皇産靈尊、武甕槌命、少名彥命

祭日 陰曆九月九日

由緒等不明。氏子は六十二戸

大歳神社

(村社) 在田村鴨谷字大年浦

祭神 稚産靈命 譽田別命 市杵嶋姫命 軻遇突知命

(譽田別命以下五神は明治四十四年十二月同村無格社を合祀)
祭日 一月九日 十月十七日

由緒は不明であるが、今より一千二百年程以前常部落を開
發したもの、祖先を祀つたと云ひ傳へて居る。現今の社殿は
明治十六年四月改築したもので、神事としては毎年一月九日
祭燈と稱へ境内で焚火をなし前年出生の男兒の登受登渡の式
を行ふ。氏子は鴨谷全部。

八幡社 (村社) 在田村佐谷字垂水

祭神 譽田別命

菅原公 (同村天満神社を明治四十四年十月合祀)
建御名方命 (同村諏訪神社を明治四年十月合祀)

祭日 八月十五日

由緒不明。現今の社殿は嘉永三年八月改築したもので、棟
札には

八幡宮御社奉再建天下泰平五穀成就村中安全・庄屋高橋
庄助、庄屋後見高橋庄左衛門、大工奥田和泉守門人棟梁
大工村神田作左衛門定重北山田村谷口岡兵衛清重、嘉永
三年戌八月吉日

とし、その他に年寄、百姓代、世話人、木挽、大工等の名
が列記してある。村社に列せられたのは明治の初めで、神事
として例年相撲がある。氏子は現今七十三戸。

境内には八坂社 (祭神素盞鳴尊) 大歳社 (祭神御祖命) 歳
破社 (祭神若年神) 稻荷社 (保食命) がある。

大歳社 (村社) 在田村廣原字川内四町

祭神 御祖命 稚産靈命

祭日 菊節句

由緒等不明。神社明細帳に『明治三十三年二月三日、其筋
の命により無格社を村社に改む』とある。

王子神社 (村社) 在田村上芥田字谷田

祭神 大貴已命

祭日 陰曆九月九日

由緒等不明。氏子七十二戸

境内に若宮神社 (祭神少彦名命) 金毘羅神社 (祭神金山彦
命) がある。

大歳社 (村社) 在田村下芥田字八反坪

祭神 稚産靈命

祭日 陰曆九月九日

由緒等不明。
境内に八坂社 (祭神素盞鳴命) 八幡社 (祭神譽田別命) が
ある。

在田村無格社一覽

所在地	神社名	祭神	由緒
別所	金刀毘羅神社	金山彦命	不明
越水	八幡神社	譽田別命	不明
上芥田	大歳神社	大歳神	不明

寺院佛堂

加西郡に現在の寺院は約八十の多数で、佛堂も亦多い。す
つとの昔は猶多数で、大刹も尠くなかつたらしい。今もその
趾を存して居る處があるが、それらはいづ建立されいつ廢滅
したか、何等の記録も存せず寺號さえも残つて居ない。たゞ
『昔、こゝにも大きな寺があつた』とだけ、云ひ傳へて居る
に過ぎない。ために、その調査の途がなく、載録する術もな
いのは遺憾である。

現在の寺の中には距今千有餘年の昔、白雉年間に創立され
た法華山一乗寺をはじめ、法道仙人の開基と云ふ寺も尠くな
い。北條の酒見寺など僧行基の開基で今を距る千百餘年天平
年間の創立である。然し、その殆どが古記録を焼失し、參考と
なる寺寶等も失つて居る。現存する記録などは後に再作した
ものゝみである。そのために誤りの多いのは止むを得ない。
宗派は眞言宗が最多數で禪宗これに次ぎ、天台、眞宗、法
華の順で、淨土宗が最少である。

本誌に録した寺院佛堂は寺院明細帳によつたものであるが
廢寺になつたものや住職もなく事實廢寺に等しいものなどは
これを省いた。

泉生山 酒見寺 北條町北條字垣ノ内

開基 天平十七年行基菩薩開基

本尊 十一面觀世音 (木立像身長五尺、僧行基の作と傳ふ)

宗派 古義眞言宗

寺格 中本寺

本寺 高野山寶城院

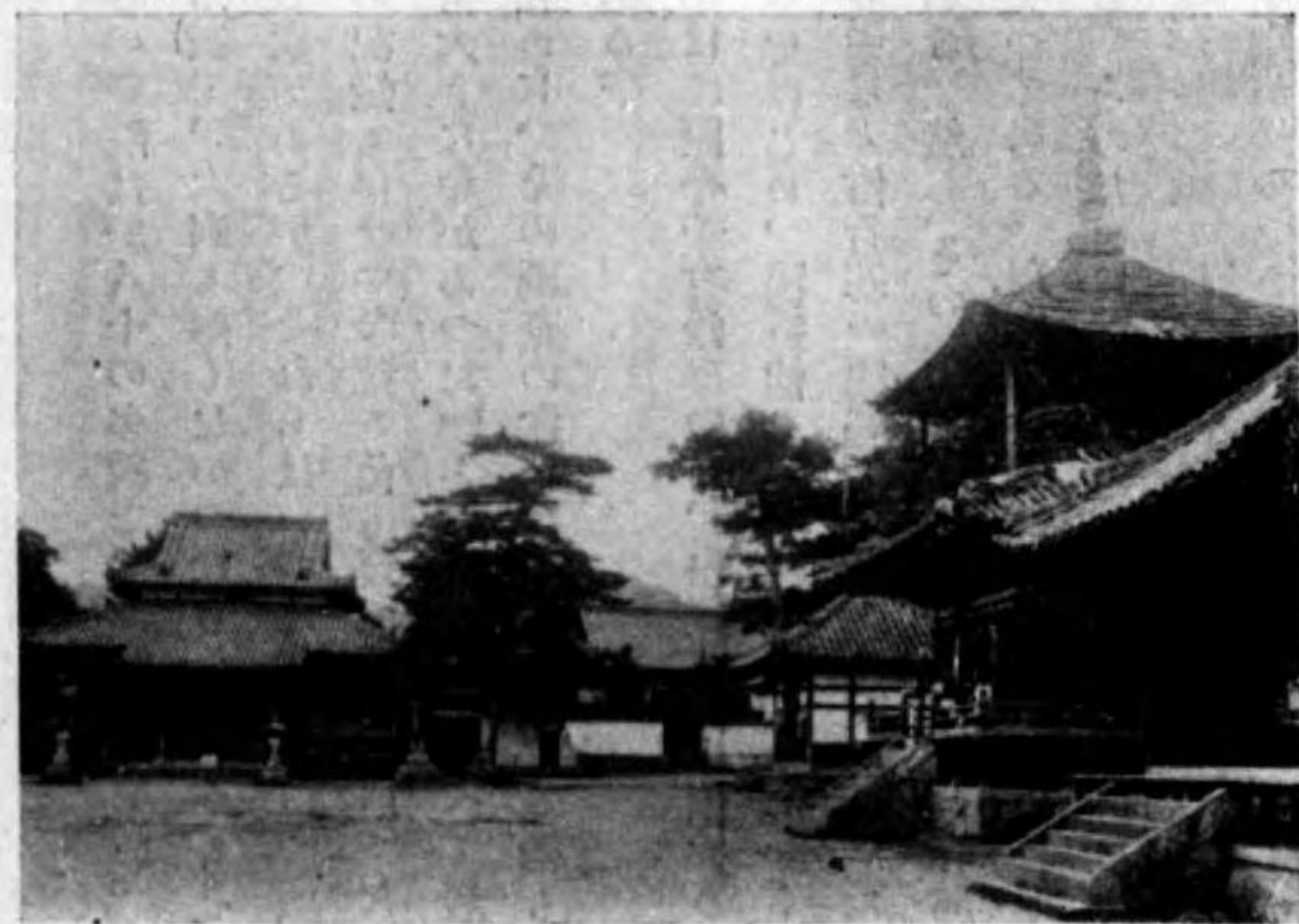
建造物 本堂、庫裏、仁王門、十王堂 (本尊地藏菩薩) 多寶塔 (本
尊大日如來) 觀音堂 (三十三所の觀音を安置) 開山堂 (宗
祖大師行基菩薩) 毘沙門堂 (毘沙門天) 辨天堂 (辨才天弘
法大師の作と傳ふ) 庚申堂 (青面金剛童子) 鐘樓、常行堂
(阿彌陀如來觀世音勢至菩薩)

檀家 二百六十五戸

境内 三千三百五十四坪

當寺縁起に『抑も當山は眞言宗中本寺にして行基菩薩の開
創、聖務天皇の御願所なり、舊記に天平十七年行基菩薩此地
に修歴し酒見明神に詣で祈念す明神忽ち形を現じて曰く、我
法味を欲すること久し大徳早くも之れを謀れ我法力に廻して
國人を守護せんと、行基其神歎に感じて遂に朝廷に聞し寺院
堂宇を創建す、當時公田四十餘町を割いて香燭の料に充てら
る。故に寺を酒見寺と號し永く鎮護國家の道場として酒見神
社の別當たり。平治元年正月回祿の變に罹り僧徒手を拱きて
悲痛するのみ遂に朝廷に奏す、二條院勅して堂宇を再建せし

め給ひ輪奐古制に復す。近衛帝の御宇仁平の初め天下大に旱りす、勅に因りて當國六山（書寫、僧位、八徳、妙徳、法華當山）淨侶を請して大般若を轉讀す未だ經卷を收めざるに豪雨沛然として
 臻り天下其賜に頼りて萬物蘇生す、故に此般若會を恒例とし國家安泰の祈願所とす（編者曰、この祈雨の事は住吉神社の項參照）爾來歷朝の御歸依淺からず常に香燭を助けらる。然れども星移り物渝り當國數回の兵亂あり就中正の兵燹に千古の靈趾悉く焦土に化す此時寺中に宗作と云ふものあり、夢に高僧來りて曰く、賊火梵宇に及ぶ汝何ぞ安寢するやと、宗作驚き出で、見れば



寺見酒山生泉

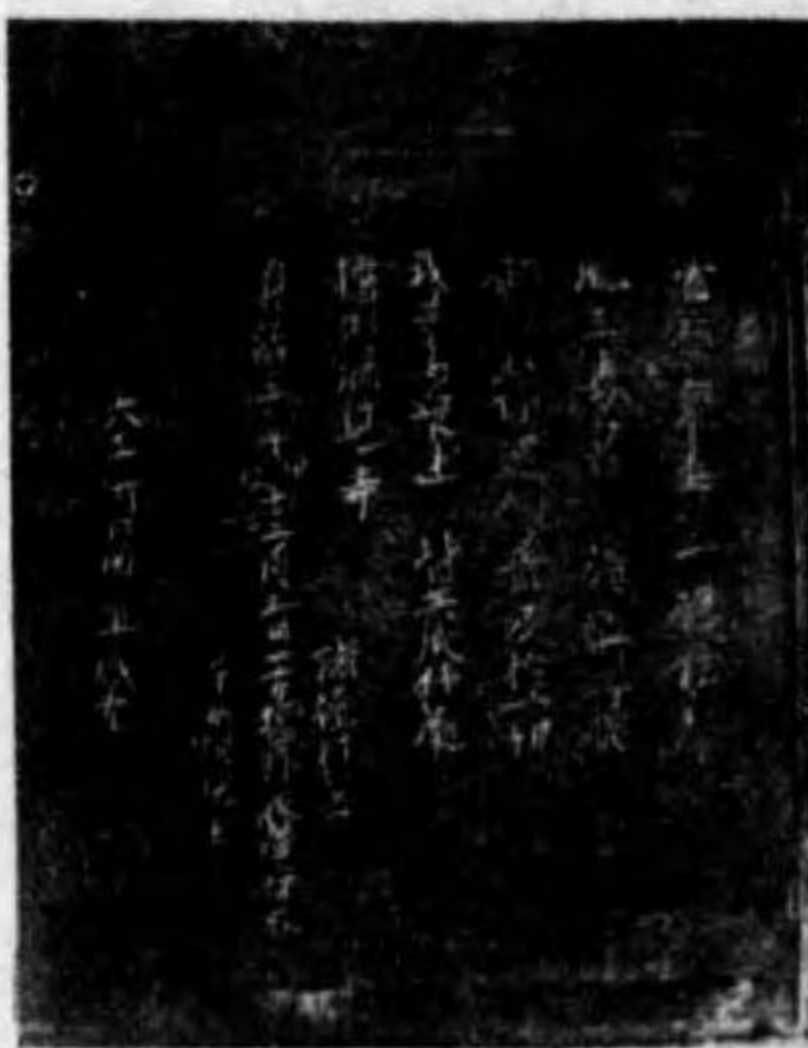
猛火熾然として堂にかゝれり、乃ち走り堂に入り本尊及び二天を負ひて出づ、後纔に草堂を結びて本尊を安置す、時に姫路の城主池田三左衛門尉輝政侯深く之を慨し毎年米三十石を寄附して精舎を補修せらる。後、本多美濃守忠政公に至り高六十石を寄附せらる。寛永の初年實相院に隆惠なるものあり、或時兩肩痛疾堪へ難し、其夜夢に老僧來りて告て曰く、我は之れ施無畏なり明旦來りて我軀を見よ即ち汝が肩の痛みを知るべしと、忽然夢覺む、室中芬郁として光明あり正に是れ本尊の告なるを知り乃ち堂に詣り前來寶扉秘封すと雖も暫く念誦して之を開き拜し奉るに尊像の兩肩大に損壞せり、茲に於て夢の夢ならざるを知り急遽佛師をして修補せしめしに肩の痛み忽ち平癒す、之に因りて八月十八日より一七日の間寶戸を開いて諸人をして禮敬せしめ其靈驗を傳ふこれより銳意伽藍の恢復を謀り遂に諸堂を再建す故に之を當山の中興とす、慶安元年徳川三代將軍家光公より高六十石寄附せられ並に境内山林竹木諸役免除の御朱印を賜ひ又四代將軍家綱公より先例に依り御朱印を賜ひし名利なり（中略）古來實相院、遍照院、心王院、普門院、明王院、修善院の六ヶ寺なりしが維新後併せて一院とし明治初年の建築にして其結構宏壯輪奐の美を極む」云々とある。

詠歌がある。

寺内に赤松少輔祐直が建立したといふ講堂（本尊千手觀音）があつたが焼失して今はない。

また本堂の前右に經堂もあつたがそれも焼失して再建せず、その趾に今、明治二十七八年戦役從軍記念碑が建て、ある。寺内建造物中の常行堂は明治二十四年改築したものであるがこの常行堂を俗に「引聲堂」と稱して居る。引聲會、即ち常行三昧を修する道場であるからである。

この引聲會については縁起に「引聲會の淵源は遠く



銘の鐘撞の寺見酒山生泉
(造鑄の年三治貞)

慈覺大師の執願なり慈覺大師の誓願に「我爲欲令自他定生極樂淨土三七日夜不斷念佛必開往生之因皆於菩提永不退轉」と發願日ありて修行未だ時あらざるに鶴林早く變じ風枝獨り悲しむ爰に弟子等大師の遺風を仰ぎ極樂淨土の法音に摸し念佛を勤修し彼三七日夜の本願を延べて此の三世常行三昧となす、承和十四年我朝叡山に傳はり寛弘八年當山に移り云々とあり、九百餘年續いて今猶毎年陰曆八月十一日より七日間こ

の法會を修し専ら彌陀を念すこれを引聲會と稱へて參拜するもの日夜踵を接して居る。この常行堂本尊に安産を祈願すれば必ず其靈驗ありと傳へ、引聲會一七日祈念を凝らした安産守護の符を授けて居る。

又、當寺本尊の縁日陰曆七月九日を「四萬六千」と稱へ、當日の夜は「音頭」とり終夜踊りを催したものが現今はたゞ音頭だけで踊りはない。これもこの地方では有名なものである。

當寺の梵鐘は貞治三年の鑄造で左の銘がある。

當願衆生 一應鐘聲
 脫三界苦 得解菩提
 願以此功德 普及於一切
 我等與衆生 皆共成佛道
 播州酒見寺 諸檀越等
 貞治三年甲辰十二月二日檀越□□成就

大工河内國 平盛光

千女檀施主

當寺の山號を泉生山と云ふのは、寺内（今住吉神社々務所内）に小泉あつて名水湧出せしを以てなりと云ふが果してどうか。今この井水を俗に宮の水と稱して居る。

往時、朝廷をはじめ、其他から當寺に種々の寄附があつたその品は今殆ど現存して居ないが、參考の爲古書によつてその寄附の事を記して置く。

一、菊桐御紋付先箱 一對

一、同御文庫 二ツ

一、同御札箱 一ツ

一、同御幕 五張

一、同御提燈 十二張

右は文治五庚戌年二月十五日 後鳥羽院御寄附

後に町尻家御修補有之御先箱文庫二品現存餘は絶候大閣秀吉公當國御鎮領之節當社渴仰にて御寄附もの品々有之候へ共今強而無之故に略候

一、葵御紋附御幕 五張今縮緬紫幕二張現存

一、同御提燈 十二張

一、同長柄鏡子 一對現存

右去慶長八癸卯年六月晦日

權現様方板路大守池田三左衛門殿御取次にて御寄附之旨

友軒在判

一、蝶紋付長柄鏡子 一對

一、同幕 五張

一、同提燈 十二張

一、同神輿仕丁布衣 八服

右去慶長八癸卯年六月晦日池田三左衛門殿御寄附長柄鏡子は毎年六月初日六山乘徒御祈禱之節饗應之ため食堂に於て三々九度の盃有之相用仕丁布衣三月三日神祭之節神輿二基駕輿丁八人服之

但一基ニ三十六人宛添駕丁裝束此外ニ在

一、般若本尊十六善神 唐筆一幅

右去慶安元戊子年正月十八日本多美濃守忠政公御寄附

一、大般若御祈禱御圖式 一通

右去享保八癸卯年九月 日光御門主様方六山の衆徒法會配役定信のため被下候六山は各天臺宗故御差圖有之御圖式と唱候

天正慶長の際三重北條十二ヶ村之氏子中公田一反毎に米壹斗貳舂宛氏神並本尊之供燈料として可捧段太閣秀吉公之御折紙有之其後地田三左衛門輝政公此地之荒涼を痛み毎年米三十石を被賜堂舎修補之料に被宛行其後本多美濃守忠政公二百六十石を被寄附慶安元年大獻院様方先例に任せ境内六十石御寄附並山林竹木諸役免除之御朱印を賜ふ其後連綿

安養山 大信寺 北條町北條字江ノ木

開基 文安元年大譽上人開基

本尊 阿彌陀如來 (立木像、應徳太子の御作と傳ふ)

宗派 淨土宗西山禪林寺派

寺格 准檀林格地

本寺 最初京都百萬遍なりしも現今は京都禪林寺

建造物 本堂、庫裏、文珠堂、鐘樓門、小門

檀家 百二十戸

境内 一反七畝十六歩

當寺は大譽上人の開基で初め「大龍寺」と稱した。淨土宗鎮西派百萬遍末であつて相州小田原城主大久保加賀守の菩提所であつたから同家歴代の位牌を現存して居る。萬治年間當寺八世の住職貫空上人に至つて禪林寺派に轉じ「大信寺」と改稱したのである。

堂宇は正保三年四月再建し、弘化二年正月、第二十四世住職浩空上人の時改築し今日に至つて居る。

鐘の鑄造は寶曆五年十月二十六日であつた。

酒相山 西岸寺 北條町北條三百六十六番屋敷

開基 應永年間、開祖安明

本尊 阿彌陀如來 (木立像、身長一尺八寸、行基菩薩の作、萬治三年春靈夢あつて増位山より遷座あつたものと云ふ)

宗派 眞宗大谷派

寺格 院家

本寺 京都東本願寺

建造物 本堂、庫裏、鐘樓堂、太鼓櫓、

檀家 百三十戸

境内 六百二十五坪

開祖安明(永享元年十月十日卒去)から第六世玄安(應仁二年二月二日卒去)までは西寶院と稱し、天臺宗比叡山の末

本尊 三寶諸尊(庶像、作者不明)

宗派 本妙法華宗

寺格 五等寺

本寺 京都本山本隆寺

建造物 本堂、庫裏、妙見堂(本尊妙見) 鐘樓堂、門

檀家 百五十二戸

境内 三百九十五坪

縁起に「天正の頃當町阿賀屋の祖先西田彌兵衛法華經を信じ京都本山本隆寺に参拜し時の貫主本山九代日證上人の教化に浴しその弟子となり名を蓮昌と改め當町に歸り法華弘通の道場たる一小字を創立す、爾來信仰歸依の徒日に増し十三代日演上人に至り檀信徒淨財喜捨により今の本堂を建立し隆榮山妙典寺と號す」とある。

當寺創立の當時は庵で、現今の北條庵の下にあつたが日演上人の時現在の地に本堂庫裏を建て移つたのだとの云ひ傳へがあるがその記録は存して居ない。

本堂、三十番神堂は享保十二年三月日演上人の建立で庫裏は文政十年八月の改築である。寺門は寛政三年八月に建築したものである。

梵鐘は明治四十年十二月六日の鑄造で左の銘がある。

鐘銘 鐘銘 豫第一堂

音聲上界 響震下方

朝陽迷夢 夕悟無常

四生得樂 三有離殊

推之奉法 福不可量

右梵鐘寄附者は故松尾臣善男で左の文がある。

一、大梵鐘 一鉤

一、鐘樓堂 一棟

右寄附の事は余は播磨國加西郡賀茂村大字西横田中根佐平治の長男なりしが幼にして同國加東郡來住村大字阿形松尾七兵衛の養嗣子となる然るに嘉永六年以降米國及歐洲諸大國より皇國に對し和親通商貿易の約を結ばんことを求む此時に際し天下の志士皆窮に國を憂ひ百万匡救の策を講ず蓋し之を救ふは先以て王政の復古を爲し大權を統一し國威を海外に宣揚するの急務なるを以て余も亦少壯の一志士として王事に盡さん事を欲す於是當時尊王を主唱せらるる所の伊豫國宇和島藩主伊達宗城公に謁し余の志を述べ公余の説を採納し宇和島藩士族に列し王事に奔走せしめ又國産の事務を取扱はしむ而して慶應三年丁卯の冬公勅命を奉じ京師に上るや余をして扈從せしむ既にして慶應四年戊辰正月伏見の戦終るや即ち同年二月三日を以て余は命を受け朝廷に奉仕し爾來明治三十六年十二月二十日迄官職に従事せしが同日更に日本銀行總裁に勅任せられ今日尙其職に在り如此絶へず國務に従事せし微勞を嘉せられ明治四十年九

月依勤功特男爵及明治三十七八年事件の功に依り勳一等に叙し旭日大綬章を授け賜ふ以上の榮爵並に貴重なる勳章を下賜せらるゝの恩命を拜受するに至れるは畢竟余が祖の殘し置かれし遺訓に外ならずと日夜其恩澤を忘るゝの暇あらず偶余が實父の逝去を機とし大梵鐘並に鐘樓堂を貴寺に寄附し聊か報恩の供養を營み祖先並に亡父母の冥福を祈らんとす而して今や大梵鐘並に鐘樓堂の竣功を告ぐ爰に大僧都日聽上人の法徳に歸依す仰ぎ願くは余の此の寄附を領受し余の満願を結縁せしめられんことを惻誠切望の至りに堪へず稽首謹言

明治四十年十二月六日

日本銀行總裁 從三位勳一等男爵 貴族院議員 松尾臣善

隆榮山妙典寺住職第卅二世 松尾臣善

大僧都 花園日聽殿

祐尙山 陽松寺 北條町小谷字上垣内

開基 天文元年(又は應仁元年とも云ふ)

本尊 釋迦牟尼佛

宗派 禪宗曹洞派

寺格 三合法地

本寺 慶徳寺

建造物 本堂、禪堂、庫裏、鐘樓堂、寺門

檀家 五十三戸

境内 四百五十坪

當寺は小谷三郎祐尙(赤松圓心の裔なりと云ふ)が創立したものでその守本尊十一面觀音を當寺の本尊の前立として居る山號の「祐尙」は小谷三郎祐尙の名をとつたもので寺號の「陽松」は小谷城趾の東南に朝夕陽光を受くる一老松あり俗に一本松と稱するその松に因て名づけたものと云ふ。創立者祐尙は天文十一年死しその位牌を當寺に存して居る。それには「陽松寺殿悅巖正喜大禪定門」とある。

寛永二十年二月春澤と云ふのが當寺に入つて中興し天明五年住職嶺圓が本堂を改築した。現存のはそれである。

傳説には、當寺を建立する以前今の本堂の北方奥谷に一の草庵があつてそこに釋迦牟尼佛の像を安置してあつた。小谷祐尙が當寺を建立してからその佛像を當寺の本尊としたとある。また小谷祐尙が天文元年當寺を建て、後、龍川寺の直操侍者が小谷の城主となり、永源寺寂室和尚秘藏の靈佛十一面觀世音の像を譲り受け當寺に安置して祐尙死後の冥福を祈つたともあるが、別項小谷城の項にもある通り、直操侍者は嘉吉元年の亂に小谷城を出て自殺して居る。その直操侍者が天文年間生存して居る筈はない。そして當寺の創立者小谷祐尙を「小谷城主」として居るが小谷城は天文年間には既に無

かつた筈である、多分祐尚は赤松の幕下で當地の領主であつたのであらう。

當寺現存の梵鐘は享保二十年の鑄造で左の銘がある。

大日本國山陽道播磨州加西郡小谷村祐尚山陽松禪寺檀越圓井氏義重女祝髮名本源貞性有宿意鑄寶鐘不果亡矣今茲享保乙卯孟春之日伯仲敬重叔季重固遂爲之亡女之哀也并造樓懸架焉鐘也法器之最也銘之曰

鐘無無常 所作生故 緣有音聲 木無諸數
是法真常 觀絕今古 不滅不生 義而後取
真彼淨名 誰測其武 寺復無常 四德之府
佛性現前 曹溪密談 能如是觀 苟不可侮
常與無常 同一甘露 鐘今圓成 何曾苦寂
舍吐虛空 豁然胸宇 無礙度垣 誠令梵侶
知善女人 功有所主 此善施心 無自佗士
但願群生 歸命慈父

享保二十年頂乙卯孟春二十八日

陽松現住梵仙撰

治工洛陽三條登座住 近藤丹波權藤久

一妙山 圓融寺 北條町栗田字下岡

開基 年月不詳
本尊 釋迦牟尼佛、妙見大菩薩
宗派 蓮宗本門派
寺格 平席二十六等

本寺 圓光寺
建造物 妙見堂、庫裏、寺門、鐘樓室
檀家 六十一戸
境内 四百二十一坪
當寺は元、富田村谷口字谷畑にあつた。いつ誰が創立したか分らぬが村内の共有であつたのを安政三年同村多田春吉と云ふものが所有するに至つた。後、明治九年五月慈野日進と云ふのが住職となつて居たが明治二十七年一月惠經が現今の地に移した。

安永山 樂法寺 北條町横尾字小泉

開基 不明
本尊 釋迦如來
宗派 禪宗曹洞派
寺格 一等法地
本寺 姫路景福寺
建造物 本堂、(開山堂、禪堂、庫裏、鐘樓、山門)
檀家 五百戸
境内 五百九十五坪
當寺は元、本郡西在田村大内にあつた。平家の落武者の開基と云ふ説があるが記録がないから年代其他知るを得ない。初めは「善昌寺」と稱したとも云ひ暫くしてその寺院が非常に

衰へたので、北條在住の某がこの地に移さんとし現今の地の

南(今の釋迦堂の西)に堂宇を建立しかけたが工事中二度も火災にかつたので中止した。後、承應元年更に現今の地を下し寺を建て本尊を移し、然室尖廓を請じて新寺の開山とした。寺號樂法寺と稱したのはその時からであるらしく、初めは天臺宗であつたが禪曹洞宗に變つたのはその後であると云ふ。享保三年本堂を改築し、享保六年鐘を鑄た。

西在田の村誌には「善昌寺」は昔寛永十一戊午に大内村字上所に建立せられたるものにして明和元甲申年に至る迄約百十餘年間繼續せられたるも故ありて北條町の内横尾村に移轉し、後今の樂法寺と改稱せり」とあるが同寺過去帳には承應元年三月二十八日開基とある。即ち當寺を現今の地に建立し樂法寺と稱したのは承應元年とするのが正しからう。

高室山 西福寺 北條町東高室字五代田

開基 承應元年八月門入甫敵和尚開基
本尊 釋迦牟尼佛 (木座像)
宗派 曹洞宗
寺格 三等法地
本寺 姫路景福寺
建造物 本堂、庫裏
檀家 八十五戸

境内 五百六坪

開基當寺は同村の中央にあつたが正徳二年頃同村神保武兵衛と云ふものが現今の地を寄附したので本堂其他を新築して移り現今に至つたものである。活巖洞水和尚を中興の祖と稱して居る。

勅光山 光專寺 北條町黒駒字寺前

開基 永祿十年常信開基
本尊 阿彌陀如來
宗派 眞宗西本願寺派
寺格 内陣本座一等
本寺 西本願寺
建造物 本堂、山門、鐘樓室
檀家 六十五戸
境内 二百五十一坪
當村の住民常信と云ふのが永祿十一丁卯年開基したとのみで他は不明である。

五百羅漢 北條町北條千二百九十三番地

酒見寺の西に多數の石像を安置してある、これを昔から「五百羅漢」と呼んで居る。
田安領記に「五百羅漢、寺内村の竹林の中に兀然として並

立す、古風言はん方なし、何様古代の物と見え別に手足も作らず、製作の年暦等詳かならざれども入口の石佛は後世の物にて「慶長十五年戊閏三月廿六日高瀬清右衛門再興」とあり傍に小庵あり、この本尊彌陀、觀世、地藏の三體は行基菩薩の作と云へり、此庵當時無住につき三尊は高瀬督五郎へ引取り祭祀す、諸事同人の支配なり、二十五菩薩の石像は文政年中諸人の再興にかゝれり」とある。

古跡使覽には「五百羅漢は酒見北條にあり、元和元年の建立の由云々」とあるが、入口の石佛に「慶長十五年」の文字が刻してあるから元和元年は間違であらう。



漢羅百五

數百の佛像何れも一本の石で、たゞ胸部より上だけを刻み手足は刻んでない。實に文字通りの古色蒼然でその工技は極めて粗である。慶長年間に當町の北條氏の祖先が建立したのだと傳へるものがあるが、慶長十五年に再興の文字がありまた其工技、安置の地域、それらを考察すると餘程古くからあつたものらしい。近年までは竹藪の中にあつて祀るものもななく荒るゝにまかせて石佛の破壊されたものも尠なく、甚しきは石材として持ち去つたものもある。往時在つた小庵もいつの頃か腐朽倒壊しその影もとゞめず、たゞ雜草に覆はれた古井のみがあつた。

それを大正十五年北條町の三枝市之助外敷氏が發起となり淨財をあつめ、この地域一帯の竹、雜木、荊棘を除去し、倒壊散亂せる石佛を蒐め數列に並べ、御旅町にあつた藥師堂を移し改築して「羅漢堂」とし、一方には庚申堂を建て花樹を植ゑ、更に參道を造りなどして清淨の地域とした。

境内は三百三十三坪で、酒見寺の所屬となつて居る。

北條町佛堂

所在地	名稱	本尊	由緒等
北條	藥師堂	藥師如來	今五百羅漢の地に移し羅漢堂となる
同	地藏堂	地藏菩薩	不明
小谷	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明
栗田	釋迦堂	釋迦牟尼佛	不明 (釋迦井戸を存す)

同 大日堂 大日如來 承應年間の創

横尾 地藏堂 地藏尊 不明

同 釋迦堂 釋迦如來 不明 (如何なる大尊にも洞れぬ靈泉がある)

古坂 觀音堂 如意輪觀音 不明

東高堂 藥師堂 藥師如來 不明

西高堂 觀音堂 觀世音菩薩 不明

東南 地藏堂 地藏大菩薩 不明

西南 阿彌陀堂 阿彌陀如來 不明

永養山 法專寺 富田村谷字西垣内

開基 寛永八年六月祐珍の開基

本尊 阿彌陀如來 (木立像、身長一尺六寸)

宗派 淨土眞宗大谷派

寺格 餘間

本寺 東本願寺

建造物 本堂、庫裏、鐘樓、門

檀家 六十餘戸

境内 三百一十一坪

當寺は最初道場であつて寺號はなく、姫路正覺寺附に屬して居たものであつた。それを寛永八年に寺號を附するに至つたもので万治元年に作つた當寺の過去帳には山號を「寶藏山」としてある。この寶藏山の寶は當寺の在る地名を古くから俗

に「寶」と呼んで居たからその地名に因んだものかと云ふ。又一説には、延寶の頃攝國三田の家中に藤井伊藏と云ふ者がありその子の數馬は熱心な佛教信者であつたがその數馬がその當時有名であつた宣如上人を姫路に招待し、上人の説教を聞いた。その時丹波古市生れの僧友閑と云ふ者も當郡谷村の僧徳忍と云ふ者も共にその聽聞者の中にあつた。徳忍は友閑の人格高きを見て當村に同道し歸つた。その友閑が延寶八年に當寺の基を開いたと云ふが、宣如上人は萬治元年四月二十五日寂して居るから延寶年間には居ない筈である。殊に萬治元年に作つた過去帳に既に山號を記して居るのを見て寛永八年の開基と見るのが正しからう。

又、當寺に「藤原鎌足の末孫に基清なる者がありそれが後藤實基の養嗣子となり、後藤を姓とす。その後與次郎基次の代になつて天文十五年十二月十五日神東郡加納村に住す。その子基徳の子基眞が永祿二年加西郡大村に移住した。基眞に三子あつて長を又兵衛基次と言ひ豊臣氏に従ひ次男基景大村に永住し三男基秀天正九年三月本郡西谷村に移り姓を遠藤と改め慶長九年九月四日卒した。基秀の長子基久(遠藤彌右衛門)後に谷村に住した」云々と記した系圖を存して居る。この系圖にはその遠藤氏と當寺との關係について何等明にしてないが、その遠藤基久の子孫庄助と云ふのが當村に住して居たから、或は、基久の子孫の誰か當寺の前身である道場を

開いたのだらうとも云つて居る。
本堂は元祿三年に成つたもので鐘樓は昭和三年五月五日建
立である。昔は黒印地があつた。

大安山 正樂寺 富田村四谷字寺山

- 開基 不明
- 本尊 釋迦如來
- 宗派 禪宗曹洞派
- 寺格 二等法地
- 本寺 加東郡慶徳寺
- 建造物 本堂、庫裏、土藏等
- 檀家 九十五戸
- 境内 二百八坪

寺院明細帳には「寛永五年正月洞膺和尚創立」とあれど、播磨鑑には「大安山正樂寺、禪宗、西谷村に在り本尊地藏菩薩當寺は洞水の末流不見の後裔也往昔孝徳天皇大化年中に一夕忽ち山の鳴る事雷の如く林の震ふ事地震の如し里民恠しみ畏れ夜の明るについて之を見れば崖中つんざけて石浮屠一基を噴き出す中に地藏尊の小像あり諸人拜して奇異の思をなし速に茅舎を結んで安置す塔と言ひ像と言ひ寔に凡作にあらず其後法道仙人法花に住せし時一日此所に來り手づから脇土掌善の像を刻て去らんとするもの怪みて詰りて何ぞ掌惡の像を

作らざるや仙人云く、以生身大士を待て之をなさんのみと其後、聖武天皇天平季年に行基菩薩仙靈の跡を訪ふて法花山に登るの日たま〜此所を過ぎ掌惡の像の備らざるを見て刀を揮ひて脇土の全備を得たり里俗眷々服膺せりあり世の相後る事百有餘歳其言の應ずる事響の如し、夫より後柏原院の天文年中に至つて居屋禪士と云ふ者來りて止住す智行最も高し村長河原氏師の道譽を聞いて尊崇せり故に堂宇を壯觀にし香膳を賑はす一百石の寺領並に山林を寄附す或は普陀の土を安し或は北野の神を勸請して鎮守とす天正の始豊臣氏三木を攻むる時兵火の災にかゝりて一時に灰燼となれり靈像の焼け失せたるを人皆歎き居たるに丘墟の中に光明ありて直に斗牛を射るあり怪みて至り見れば本尊並脇土石窟中に嚴然たり衆人の感激すくならず早々一堂を營して安置せり、其後豊太閤一百石の田畑を沒收す但山林のみ舊慣による又此所を食邑として跡部に與ふ跡部氏は古跡の衰ん事を惜みていさゝかの田畝を寄す池田氏の時采地を検するに至つて此寺無住にして認ふる僧なし有司又田畝を貶す幸に山林の免除あり」と記して居る。この文中には疑はしい點が無いではないが、左記の鐘銘等を参照して、天文年中の創立と思へる。そして天正年間兵火に遭ひ廢絶して居たのを、寛永年間に洞膺和尚が再興したものだらう。

梵鐘は元祿八年の鑄造で左の銘がある

播州賀四郡四谷邑大安山正樂禪刹者往昔孝徳帝大化年中草創也顯密諸徒交住而其年尙矣後柏原帝天文中不見後裔居屋禪師者來住此山始扇禪風所以爲第一祖也余所轉舊業當山常曾入慶徳室嗣法於驚妖郡界内修補堂宇元祿庚午夏集雲納子指初結制安居所願殆足以鐸寶鐘爲歎而已余撥草東瞻之日一年間父母相尋物故計音音皆恒恨事周流問侍香觀也是歲實于考則岩宗無居士妃松室貞壽大姉三十三回還忌讀誦妙經一千部且購求別所地下數畝之余田得耕夫七百有餘勦力穿鑿瘠地終爲膏腴永納當山常什以充香膳費更出一隻手新鑄銅鐘用備法器聊成素志兼則報彼劬勞之德增此冥福之助其銘曰

考妣殿后 覺鐘新懸 纒舉一摺 響徹三千 補世孝嗣
期冥福圓 錚々夜月 鐘々霜天 永資禪誦 鐘萬斯年
茲時元祿八乙亥歲四月十三日

富山第六世光燈室喜捨

播磨鑑及鐘銘に後柏原帝天文年中とあれど天文は後奈良帝の御代である。兎に角當寺は寛永年間再興後、元祿の頃には隆昌であつたと推知し得る。
明治四十三年七月同村地藏堂の地藏菩薩、藥師堂の藥師如來を當寺に合祀した。

隆興山 本法寺 富田村窪田字平林

- 開基 享祿三年日慶の開基
- 本尊 中央題目左右釋迦牟尼佛多寶如來脇土上行無邊行淨行安立行四菩薩不動明王 愛染明王
- 四方に持國毘沙門廣目增長ノ四天王
- 鬼子母神 大黒天

宗祖日蓮大菩薩 派祖日隆上人

- 一宗派 本門法華宗
- 寺格 六等色衣地
- 本寺 尼崎本興寺
- 建造物 本堂、庫裏、三光堂
- 檀家 六十戸
- 境内 四百四十八坪
- 本能寺七世日侶の弟子日慶が享祿三年に開基したものでその後の事は不明(寺院明細帳に據る)
- 天土山 大日寺 富田村窪田字堂ノ越
- 開基 不明
- 本尊 大日如來
- 宗派 禪宗曹洞派
- 寺格 平僧地
- 本寺 西谷正樂寺
- 建造物 本堂、庫裏
- 境内 四百六十八坪

當寺は元眞言宗であつて北條酒見寺の末寺であつたが明治三十六年七月改宗した(寺院明細帳による)山號を天土山としたのは築山の上に位置する故號けたと云ふ。
明治四十四年六月同區地藏堂を當寺に合祀した。

鶴林山 專徳寺 富田村四上野字村中

開基 天文九年三月正源(淨念とも云ふ)の開基

本尊 阿彌陀佛(木立像、身長一尺八寸)

宗派 淨土眞宗本派

本寺 本派本願寺

建造物 本堂、敎院

檀家 五十戸

境内 二百六坪

享保三年火災に罹り、堂宇記録全部焼失したので詳細を知
るを得ない。梵鐘大正十二年二月の鑄造で左の銘がある。

鉦鐘成就 懸之閑梁 鉦音聲發 隱々鈍々

鳴霜吼月 迪宮應面 遠徹三世 普聞十方

幽趣顯界 功德無量 佛日由文 益加明光

帝徳隆々 運及八荒

圓福寺 富田村市字大歳前

開基 不明

本尊 薬師如来

宗派 古義眞言宗

本寺 高野山寶城院

建造物 本堂、庫裏

信徒 二百十人

境内 百四十一坪

(右は寺院細帳に據る)

柴雲山 西蓮寺 富田村福居字寺前

開基 白雉年間法道仙人の開基

本尊 延命地藏菩薩(木座像身長二尺五寸)

宗派 天台宗律派

本寺 比叡山安樂律院

建造物 本堂、庫裏、観音堂、門

檀家 二戸

境内 三百四十二坪

當寺の開基は白雉年間と傳へられて居るが寺院明細帳には
創立不明となつて居る。清和天皇貞観七年、比叡山延暦寺の
末流となりこの時から紫雲山西蓮寺と稱した。永正十七年、
本堂庫裏等火災に罹り長く荒廢のまゝであつたのを寛永十二
年増位山より新月なる僧を迎へ再興を圖り、賢長、次で智門
の努力によつて完く再興し、智門及黒田眞敏が寛永元年本堂
其他を建立した。後享保八年五月比叡山安樂律院末となつた。

久斗山 長圓寺 富田村福居字久斗谷

開基 白雉年間法道仙人の開基

本尊 十一面觀世音菩薩(木造、身長三尺三寸、
春日佛師の作)

る。

赤松政則が明應五年四月坂田庄に狩して俄に病を發し久度
寺に入つて薨じたことが諸書にあるがその久度寺と云ふのは
當久斗山の事であると推定されて居る。(當村は往時坂田庄と
稱して居た)

當寺内にある太子堂の本尊聖徳太子像は法道仙人の作だと
傳へられて居る。

現今當時の門前にある牛頭天王の堂は當寺の南方約五丁隔
たつた處にあつたのを移したものである。

正暦年間長圓上人が當寺を再興して以來三百三十石の寺領
があつたと云ふ。

久斗山 西岸寺 富田村福居字奥ノ谷

開基 大化年中法道仙人の開基

本尊 阿彌陀如来

宗派 天台宗山門派

寺格 八等二級

本寺 比叡山延暦寺

建造物 本堂

檀家 百戸

境内 三百二十一坪

當寺は久斗山長圓寺とその變遷を同うしたものだらう。舊

記を存しないから詳細知るを得ない。たゞ永正十七年火災に罹り其後再興したとの説があるのみ。

富田村 佛堂

所在地	名	尊	由	緒	等
谷	藥師堂	藥師如來	不明		
同	觀音堂	觀世音菩薩	不明(明治四十三年正樂寺に合祀)		
西谷	地藏堂	地藏菩薩	不明(右同)		
同	藥師堂	藥師如來	不明(右同)		
同	觀音堂	十一面觀音	不明		
同	地藏堂	地藏菩薩	不明(明治四十二年藥師堂へ合祀)		
同	藥師堂	藥師如來	不明		
同	觀音堂	觀世音菩薩	不明(明治四十二年藥師堂へ合祀)		
同	大師堂	弘法大師	不明		
吸谷	大日堂	大日如來	不明(明治四十二年觀音堂へ合祀)		
同	地藏堂	地藏菩薩	不明(右同)		
同	觀音堂	觀世音菩薩	不明		
同	藥師堂	藥師如來	不明		
谷口	藥師堂	藥師如來	不明		
同	妙見堂	妙見菩薩	不明		
同	地藏堂	地藏菩薩	不明		
同	毘沙門堂	毘沙門天	不明		
坂本	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明		

市 阿彌陀堂 阿彌陀如來 不明
 吉野 阿彌陀堂 阿彌陀如來 不明
 西上野 藥師堂 藥師如來 不明

富田村畑には昔高峰山曼荼羅寺と云ふのがあり高峰神社の神宮寺であつたと云ふが今はない。播磨鑑に「當寺は大梵天王無跡の地五社神 本尊十一面觀世音、日光、月光、藥師、釋迦、山王、二十一社權現、若一王子、熊野權現、住吉四所明神、客人兩部、辨才天、本堂の藥師は行基の作れる所、塔、鐘樓、房舎六個、北門の麓に、まひらせの神と云ふあり、此の神、淡路の國より當山に遷坐の時山中にて劍を抜憩息せしより其所を劍坂と號す祭禮鬼會日の護摩其外種々神事あり様々の名跡もありしに雲州の尼子氏と小寺氏と合戦の時兵火の餘然に悉く灰燼となりぬ寶物縁起朱印等一時に紛失したり」とある。

快樂山 佛名寺

賀茂村西横田字垣内
 開基 明曆元年五月長門の人開基如宗の開基
 本尊 觀世音菩薩
 宗派 曹洞禪林派
 寺格 三等法地
 本寺 山口縣長府功山寺
 建造物 本堂、鐘樓、

檀家 二十九戸

境内 二百八十七坪

正しくは天快樂山三千佛名寺と稱ふべきである。開基の人に就ては寺院明細帳に前記の如く記しあるが一説には長州の人如秀和尚此地に來り錫をとよめ草庵を結び専ら民衆教化に努め元祿九年丙子十一月二日寂すと。如秀、如宗、同音なれば同一人であらう。その如秀の弟子俊全(長州の人)が後を繼ぎ寺門を興立した。俊全は寶曆元年九月八日寂した。梵鐘は明治二十五年の鑄造である。

田富山 田福寺 常行院

賀茂村山下字田積

開基 聖德太子開基
 本尊 阿彌陀如來
 宗派 天臺宗山門派
 寺格 八等三級
 本寺 比叡山延曆寺
 建造物 本堂兼庫裏
 檀家 八十八戸
 境内 四百七十六坪

常行院は昔當地にあつた田富山田福寺の一院である。田福寺には住古三十六ヶ坊があつたと云ふ。徳川幕末にはまだ常行院の外に成就院、實言院が存して居たが維新の頃廢院とな

つた。

享保十七年にできた田福寺記には

田福寺在播之賀茂縣距城東北二十里而近境界寬闊帶山抱野而鑿鑿互答說誦兼舉信利門名路之所不通在昔聖德太子來游斯地樂其幽曠可以棲僧結廬其中以爲之基今正殿所安藥師佛像聖太子之手刻也日維元年有天竺法道仙人重構十一面觀音寶殿稽諸傳記仙人一名德道者闍闍山有五百持明仙各以神力導利合清法道其一也道幽觀東國度生緣熟遂凌虛來下本州開法華青嶺光明諸山以及今寺云白鳳八年六月霜雹交作苗稼悉摧國民愛焉先是茲寺佛像數著靈徵因輻輳其救護未久之間田園如故遠近莫不歎服天武帝悅勅刺史撤側陋而一新之更建僧院十二於縣之餘田若干畝田富山田福寺乃從當時鄉族所號蓋觀其祥異也厥後吾慈覺大師踰江山而西即本寺建法華會手圖胎藏金剛而大曼荼羅並三世千佛以爲寺僧儀願之津至今猶存自是梵宇增輝義觀亦熾暨乎後醍醐朝爲本州浦上久松所奪一時變爲戰鬪之區今所存者則營干與人之謀而縣人士門七耶兵衛特爲功首時法印快慶從門氏請主領院事實後華園寶德年也其餘緣由莫能盡識頃者寺衆具其事狀求予爲之記予按修多羅僧有五德名曰福田爲良爲美爲無旱詭供之獲福難爲喻矣一發心離俗懷佩道故二毀其形好應法服故三永割親愛無適莫四委棄軀命遵崇道故五志求大乘欲度人故是釋尊之所以告天帝也今寺之與山併有田名使之至悠久而弗壞者實在清衆

之志何如耳夫豈不以福田自要哉嗣守之者讀斯文以自勵則庶幾無負於寺之佳號矣餘無所言。享保十七歲次壬子正月十九日。慈覺正傳三十八世灌頂大阿闍梨比叡山鶴足院真源謹撰

とあり、また播磨鑑には左の通り記して居る。

當寺は人皇三十二代用明天皇の御宇丁未年聖德太子開基の靈場也同三十七代孝德天皇の御宇白雉元庚戌年法道仙人此山に來り本尊を拜し再び伽藍を造營して十一面觀音の尊像を刻み之を安置し乃中興開山と仰ぎけり其後天武天皇の御宇已卯年六月上旬の頃氷雹しきりに降りて國中稻蟲の災ありて萬民の悲愁止む時なし時に當寺の本尊に祈誓して除災の守をかけ田島に指置は稻むし悉く去り五穀豐饒にして民家の歡きはまりなく帝の御願に依て田富山田福寺と號し寺院十二坊を御造立あり加茂郡市の餘田庄の内水田七十餘町(所在不明)御寄附し玉へり仁壽三癸酉年慈覺太師參籠あり二尊を拜して不動明王の像を造り本尊の右面に安置し法花八講を執行し自ら兩部の雲陀羅三千佛を書し寶殿に納めて今に残れり人皇九十五代後醍醐天皇の時當國の住人浦上氏(太平記には浦上太郎左衛門とあり)寺領田島を奪ひ坊舎を燒拂ひ城廓を構へて自己の居所とせり(靈寶記錄此時悉く燒失せり)後花園院の御宇寶徳年中當所門七郎兵衛といへる人多くの財寶を施入し三尊竝に堂舎を再興し長史快慶

法師を導師として供養せり今の堂は當地奥村氏法名心月如水の建立なり。

右によると後醍醐天皇の時浦上に全部を焼かれ後花園天皇の寶徳年間再興したらしい。然し、その後安永年間に又火災に罹りその全部烏有に飯し記録等も悉く燒失した。故に田福寺の舊記録は今一も存してゐない。當常行院の建築に燒残りの木材を使用し居ると云ふのを見てもその火災に罹つたことを證し得られる。

心月山 正禪寺 賀茂村山下千九百廿二番地

開基 明徳元年楠正勝、梶原景禪合同開基

本尊 阿彌陀如來(木座像、身長蓮葉共一尺三寸)

宗派 禪宗曹洞派

寺格 三等法地

本寺 姫路市景福寺

建物 本堂、庫裏、禪堂

檀家 二百三戸

境内 五百三十八坪

往時南朝の臣楠正勝足利勢と戦ひ、敗れ、遁れて當地に來て親戚梶原景禪に據り心月庵に隠れた。そして後、正勝景禪協力し、一寺を建てこれを心月山と號し互の名の一字宛をとつて正禪寺と稱した。これ明徳元年十月であつた。その後、

楠正元が足利に害せられたので其葬儀を當寺で行ひ永代の香

花院とした。應永三十四年正月赤松滿祐のため堂宇悉くを燒かれたので、村民が一小堂を建てそれを正禪庵と號し漸くその寺號だけを保持して居た。爾來約百七十年、再興するものが無かつたのを武田信玄の遺臣山下源之丞宗晴と云ふのが當地に來て居住して居てそれが慶長二年に堂宇を建て再興した。そして山號寺號も舊に復し斧傳肝削和尚を第二の開山とした。大正七年になつて住職寛真和尚が十方有志の助力を仰ぎ、本堂及庫裏の改築に着手し、同十一年その工事全く成つた。その寛真和尚を再度の中興開山と稱して居る。

寺内にある禪堂は加東郡清水寺の觀音を勸請し明治六年建立したものである。

當寺の半鐘は元録二年の鑄造で左の銘がある。

播州加西郡山下邑

正禪寺檀越某甲投財貨鑄一小鐘而以鳴之報知禪論時更最道實幽冥其功德

肇端何聲雖然識施者名欽令後人知志趣故賦小律伽陀以克厥銘曰

形非木鐸 金口應更 帶夕陽響 侵曉天鳴 驚夢興靜 知時氣晴

聞聲悟道 且喜昇平

祥雲山 永福寺 賀茂村山下字御車

開基 不明

本尊 阿彌陀如來

宗派 禪宗黃檗派

本寺 山城國黃檗山萬福寺

建造物 本堂、庫裏

檀家 ナシ

境内 三百九坪

開基は白雉年間法道仙人の開基と云へと詳かでない。寺院明細帳には「延寶二年實傳の創立」とある。が、當寺は初め天臺宗であつたのを即堂空禪師が延寶二年に黃檗に改め實傳釣大禪師を懇請し開山としたとも云ふから實傳が中興の開山であるかも知れない。

本堂は元文年間大春禪師が改築したもので、庫裏は寶曆年間丹山禪師の新築したものである。

本尊踏出の阿彌陀如來は聖德太子の御作だと傳へて居る。

興國山 妙嚴寺 賀茂村東劍坂百六番地

開基 不詳

本尊 阿彌陀如來

宗派 禪宗曹洞派

寺格 三等法地

本寺 姫路景福寺

建造物 本堂、觀音堂、藥師堂、鐘樓堂、鎮守堂、庫

院、典座寮、神仙閣、山門

境内 四百五十三坪

行基菩薩此の地に來つた際阿彌陀像を刻み一小堂を營んで安置した。それから後、光谷山明言寺と稱し眞言宗の行者轉々繼承し來つたが、快哀禪師と云ふのが永祿三年禪宗に改め、字寺崎にあつた堂を現今の處に移し興國山妙嚴寺と山號寺號も更めた。今の本堂は大正六年に住職大嶋惠朴が改築したものである。

撞鐘は寛保二年の鑄造で左の銘がある。

興國法扇 妙嚴佛場 新鐘鳴德 雙劍射那 地靈人傑 道器響長 朝迎 轉日 暮送斜陽 施者大殷 受者無疆 永應堂上 彼祈安康

寛保二年三月吉辰

播磨國加西郡賀茂村東劍阪邑妙嚴禪寺

現住 明 惟 歌 謹 誌

當寺に存する罅口は天和元年の製作である。

また、當寺には昔辨信和尚が南海から木の實を拾つて來て山門の西側に蒔いたそれが成長したのだと云ひ傳へのある。

大楠が二本あるまた數百の梅樹がありそれを「風劍梅林」と呼んで居る。

竹林山 善稱寺 賀茂村福住五十四番地

開基 寛文十庚戌七月九日釋教岸の開基

本尊 阿彌陀如來

宗派 眞宗本派

本寺 京都本派本願寺
建造物 本堂、庫裏
檀家 七十戸
境内 三百七十五坪
寺院明細帳には正保二年三月五日教延の開基とあるが、寺記には前記の如くなつて居る。
當寺は以前字寺谷と云ふ處に一小庵があつたのを約二百六十年前今の地に移し堂宇を建立して善稱寺と稱するに至つたのだと云ふ。今の本堂は明和三年の建築で庫裏もそれと同時の建築らしい。

潮湧山 寶泉寺 賀茂村鎮岩五百一番地

開基 正徳元年九月景福寺第十七世滿巖巨巖の開基

本尊 釋迦牟尼佛

宗派 禪宗曹洞派

寺格 四等法地

本寺 姫路景福寺

建造物 本堂

檀家 四十四戸

境内 三百四十五坪

正徳元年開基で文化年間鐵山開隨和尚が中興し堂宇を改築した。

賀茂村 佛堂

所在地	名稱	本尊	由緒等
山下	觀音堂	觀世音菩薩	不明
同	地藏堂	地藏大菩薩	不明
同	藥師堂	藥師如來	由緒等不明なれど境内三百餘坪あり境内に觀音堂、毘沙門堂、奥ノ院堂、辨才天堂がある
岸呂	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明
西横田	藥師堂	藥師如來	不明
福住	觀音堂	觀世音菩薩	不明
同	觀堂	觀世音菩薩	不明
同	地藏堂	地藏菩薩	不明
西劍坂	地藏堂	地藏菩薩	不明
西長	地藏堂	地藏菩薩	不明
同	妙見堂	妙見菩薩	不明
東長	地藏堂	地藏菩薩	不明
同	藥師堂	藥師如來	不明
東横田	藥師堂	藥師如來	不明
鎮岩	潮坪堂	地藏菩薩	不明
同	大日堂	大日如來	不明
西長	古法見山	十一面觀音	不明
東劍坂	地藏堂	地藏菩薩	不明
同	觀音堂	觀世音菩薩	不明

同	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明
同	地藏堂	地藏菩薩	不明
中山	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明
西横田	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明
山下	大悲薩埵堂	大悲薩埵	不明
大柳	地藏堂	地藏菩薩	不明
	觀音堂	觀世音菩薩	不明

法華山 一乘寺 下里村坂本字上ノカチ

開基 白雉元年八月法道仙人の開基

本尊 聖觀世音、前立十一面觀音、脇立不動明王、

毘沙門天、地藏菩薩

宗派 天臺宗山門派

本寺 比叡山延曆寺

建造物 金堂(本堂)三重塔、一切經堂、鐘樓堂、護

法堂、妙見堂、寶藏、行者堂、常行堂、開山

堂、辨天堂、太子堂、鎮守堂、御供所、總門

牛頭天王社、(寺内各院別記)

境内 一万七百四坪

明治四十二年一月、山主權僧正實秀の誌した當寺緣起に、「夫れ法華山一乘寺は法道仙人草創の勝地孝徳天皇勅願の官刹也仙人は天竺摩竭陀國耆闍崛山中五百持明仙の隨一にして

金剛摩尼の法を修し道を得通を現し壽無量歳なり一時紫雲に乗じ仙苑を出て支那百濟を過て我日域に入り播州三郡（飾東印南加西）の境なる法華寺に留れり谷は蓮華の如く峯は八葉に分れ五色の光明一乗の靈瑞あり常に法華を誦し密觀を修す持する所の道具は只觀音の銅像佛舍利寶鉢のみ多聞天王雲に駕し來り語て曰く大仙久く此に棲まば我當に正法を護り國家を安すべしと牛頭天王形を皇神の峯に現して曰く我願くは除災の役に任せんと明星天子瑞花を雨らし辨財天女威神を現す仙人千手飛鉢の法を以て鉢を南海に飛し供養を請ふ時人空鉢仙人と呼ぶ生石子明神鉢を石上に置て供を奉んと請ふ其地今尙空鉢塚と稱し神祠の西面にあり大化元年宰府の船師藤井磨（或は葛丸と云ふ）官税を載て南海を過ぐ仙人鉢を飛して從ひ乞ふ船師曰く御厨の精糧私情に違あらず鉢自飛還る而して船中の米齒鉢に隨ひ飛び連て雁陣の如く山中に入る船師大に驚き奔て庵所に到り悔謝して情を訴ふ仙人笑ふて之を諾す米輒飛び還る中に一箇南河の上りに落つ米墮村（今米田村と改む）是なり村中今に至て富人多し船師都に入て事を奏す天皇大に御威あり五年五月天皇不豫乃ち阿倍倉内に宣して仙人を召し加護せしむ仙人宮に入て持念せしに玉體立に愈へ合宮羅拜せり宮に止る七日佛教の深旨を演へ君臣嘆美して無遮會を設け仙人山に歸る此年勅して金堂（今の本堂即大開閣なり）を建て持する所の像鉢舍利を安し白雉元年九月落成天皇臨幸法

華山一乘寺の勅額を賜ひ道慈律師を以て供養し鎮護國家の道場となし玉へり二年三月宮中の大藏會三年冬季僧尼の宮齋皆仙人の變化に由れり仙人山に居る事數十年塔廟鐘樓經藏等梵閣覺を並べ蘭若徑を開けり一日衆に告て曰く我本耆耄の仙苑に棲む暫く此に來て化益するのみ今當に歸るべし我を見ずと雖ども必我ありと信すべし乃ち偈を説て曰く我化有情來此地、留下像鉢舍利羅、一涉斯境所求得、永出三途見佛陀と即ち大光明を放ち雲に入り飛去る靈龜二年行慕菩薩其德を慕て來て此山に住し天長三年弘法大師其跡を尋ね入て此溪に居れり永延二年花山法皇西國三拾三所巡拜の次て第廿六番の札所として「春は花夏は橘秋は菊いつも妙なる法の花山」と御詠あり正和五年後醍醐天皇勅額を以て石塔を建て住侶宇都宮長老に勅して二階九間の講堂を造り正中二年落成建武二年文觀上人を以て供養し元弘三年隱岐より回鑾驛を駐め莊園を賜ひ大永三年山名氏の兵燹に罹り堂宇を烏有し寺産を蕩盡せり永祿五年地藏院永嚴赤松義祐の助力を得て復舊し所有地の公租を國免とするの寄附狀尼子池田の安堵狀あり元和三年本堂鐘樓池魚の災あり寛永五年本多忠政再建せらる慶安元年徳川家光義祐國免の地百二十石一斗七升を永く朱印とせられしに明治維新に際し奉還上地し二十六年内務省より保存資金貳百五拾圓を賜ひ三十年日清役戦利品下賜あり三十三年山林下戻を申請し卅四年本尊銅像二軀高僧畫像拾幅を國寶に三重塔を特

別保護建造物に指定せらる三十七年山林下戻否認の指令あり十月行政裁判所に起訴せり四十年日露役戦利品下賜あり四十二年六月阿彌陀如來畫像五大力菩薩畫像國寶に指定せられ十月廿九日山林下戻裁判勝訴の宣告あり三拾九町貳反五畝廿一步永く寺有となり香花今猶絶へず云々とある。

また寺院明細帳には「本尊十一面觀音。人王三十六代孝徳天皇御宇白雉元年八月依勒法道仙人金堂并三重大塔を創建同二年九月十五日、帝御幸にて法養畢、聖武天皇御宇天平五年依御願常行三昧堂講堂開山堂等の諸堂を建立同七年に至り造營畢山を名法華、寺を一乗と名け鎮護國家爲御願所同帝御宇徳道僧正當寺を以西國三十三所の内一の大伽藍寺とす、此時時中多院を創建、孝謙天皇御宇天平勝寶五年依御願一切經堂鐘樓堂護法堂仁王堂等の諸堂を創建、仁明天皇御宇嘉祥二年依御願諸堂を造營新に行者堂辨天堂妙見堂等を創建し永代不退爲御願所、一條天皇御宇寛弘年中華山法皇御幸にて十日間天下泰平國家安全祈念勤修、賜大悲閣此時改めて西國三十三所の内第二十六番靈所と定玉ふ。後柏原天皇御宇大永三年十月中山名氏亂入し諸堂悉皆焼失。正親町天皇御宇永祿五年十一月赤松義祐依志願諸堂を再建し加西郡調賀百二十一石七斗餘の田面を附す後光明天皇御宇慶安元年徳川家光將軍先規に依て高百二十一石七斗餘の御朱印書を被下先般奉還仕候朱印之なり、同帝御宇寛永五年國主本多美濃守忠政公金堂再建

今の本堂是なり云々と記してある。然し、この文には所々間違ひがある。

峰相記には「法華山は法道仙人の建立、孝徳天皇の御願也、仙人は天竺にて金剛摩尼の法を得、須臾に十方世界に往來して空鉢を飛ばし供養を受く、大化元年の頃紫雲に乗じて新羅、百濟を経過し我朝に飛來り、當國印南郡の彼の上に留り給へり、谷は蓮華の如く峰は八葉に分れ、瑞雲峰に絶す。異口谷にカンバシ、一乘靈瑞有るに依つて法花山と名付く、仙人空鉢を南海に飛ばして供養を請ふ、或時宰府の船頭藤井麻呂正税と號して供養を致さず、其時船中の米俵一も残らず群鷹の如く當山に飛び來る。船人驚起す、但一鉢の米を當山に留め、餘は船中に還し遣はす。一俵落て留る所を米墮と號す。船頭此由を奏す。叡威有て勅願所とす。大化五年金堂造立白雉元年道慈律師を以て供養し畢る。神龜三年十月行基僧正仙跡を尋ねて參詣す。件の鉢を拜し隨喜止住すること百餘日云々。天長二年弘法大師又仙跡を訪て參詣の時、行基僧正の遺言に任せて彼鉢を大師に奉る。御入定後當山に還る。其後佛法人法繁昌して富貴名望世皆知れり。亦正和文保の頃當山前任侶宇都宮長老宿願にて二階九間の講堂を造り改む。正中元年十一月二十七日上棟建武二年十月十四日文觀上人を以て供養畢る。西國第一の大堂也」との意を記して居る。峰相記に「當國印南郡の」とし、其他二三の書にも當法華山が印

南郡内であるやうに記して居るのは、當山が加西郡と印南郡との郡界にあるから誤つたものだらう。

播磨鑑には「法華山一乘寺、天臺宗、在加西郡印南郡境、朱印寺領百二十三石」とし、左の通り記して居る。

本堂歴九間横七間 山林境内東西三十三丁南北三十丁 西國願禮二十六番札所

本尊十一面觀音 法道仙人持來佛像 奥院 法道仙人 鎮守社 役行者堂 御供所 太子堂 阿彌陀堂 三重塔 徑藏 鐘樓堂 攝待所 熊野權現社 且過堂 三輪堂

午頭天王 皇祖山と云戌亥山の峯 行場峯なり二王門跡 寺院六ヶ寺 地藏院 三覺院 月輪院 隣聖院 明王院 歡喜院

法華山一乘寺碑銘 黃葉大圓廣慧師

往昔大心菩薩以大道力或現國王身或現神鬼身或現比丘身或現仙人身以無量方便導化有情令一切有情均沾利樂究竟至於無上正道嗟呼菩薩之大心若此吾等忝任大法惡得不表而出之東人人咸至敬慕乎播磨印南加西師東三郡之中有山曰法華高出重雲彩分八葉蔚然深秀若青蓮華其下有溪清冷澄徹走碧旋藍常發五色奇光實靈區福地也某年間天竺法道仙人遊化此方愛其形勝以所携千手大悲銅像及佛舍利寶鉢卜而居焉時有多聞天王乘空而至謂之曰大仙宜久棲於此我當護正法而安國界又有午頭天王明星天子或現威神或雨寶花不一而足其山四面有蒼崖翠壁修竹茂林奇葩異卉仙獸珍禽春則煙嵐擁翠乍滅乍生夏則龍木成陰暮天席地秋則玉露沈空金剛剝地冬則彤雲覆野皓雪橫岡四時之景變幻不同殆非丹青流所能圖寫也道居之往往飛鉢乞食

物者所奉化烏焉是茲開山清業以養黍稷胎厥再徵代寫於是授業敗能以獲遺藥鞭呵凍筆敬贈以塞其責耳嗚呼倍日錦上綉首則斯文與此山雖千載而不朽處幾乎

享保十三年龍飛戊申冬十月中浣
前任佛國副祖比丘百拙元養拜書

法華山一乘寺記

播之姫路城東北二十里有法華山形勢奇秀林樹蒼潤信爲靈僧化土之所窟宅也某年間有仙人法道者自西天來居之修沙門行履著異異洲人翁然爲創立寺遂唐平爲巨刹即今一乘寺也高泉禪師所撰碑文言之詳矣寺係齊宗者考之舊志 仁明皇帝制詔州中諸刹奉相宗 爲齊宗蓋在此時也寺制一守則數山則講儀之務徒衆之荷當年必有可觀者也失於紀述無聞耳大永三年經山名氏之亂講堂經庫以門廡亭台之屬燬燬惟正殿及至三級塔樓燬燬至天曆神祠凡十四區幸免焉然寺產則蕩盡略無遺矣治元乙卯海內混一 大元帥大興廢利森崇台宗乃賜庄田歲入租百又廿一斛於是葺殿堂之存起僧居之廢寺規稍復焉三年丁巳正穀災會本多忠政候來守姫路城寺僧以重建爲請公素信佛乘乃可所請爲興工役伐木於林塚石於山陶瓦於原鍛鐵於冶鑄始於寬永戊辰臘月癸成於明年己巳九月今享保己酉之夏寺之舊舊欲員紀開創已乘隆晉沿革以示來者介余友原道意慈來徵余爲記余曰性相二宗固不可混而爲一亦不可岐而爲異譬諸水之與波不一不異若能了此不一異之旨則學性乃能通相學相乃能達性愛會並行而不相悖而已哉譬勸寺革宗者竊惟是即令學性以通相也非令置相於不學也余聞通年寺規清肅將講習本宗之教因告之以此使深達性相源頭不染分河飲水之流弊焉僧徵記者名亮番才幹卓越有功乎寺事聞日光法親王特賜木闍旛之人稱爲榮云 時享保己酉冬十月下幹 探顯前大僧正天台正覺亮潤靈撰

そして峯相記の一部などを抜書して居る。また大日本地名

時人頗爲空鉢仙人一日海上官船船過道飄飛鉢鉢乞其船主以官物不致獲用鉢即風還而舶上米商亦隨鉢歸而船主大駭追至山上見道言其所以道咲而語之米即飛還中有一箇落南阿今米隴林是也、村中至今富人多舶主歸陳其事聞反於上欣然嘉嘆白雉元年孝德帝不豫醫弗效詔道入內立愈於是合宮羅拜上大悅留七日聽演大法設無遮會既歸 上勅合建覺即今一乘寺也同二年秋九月 上幸寺慶新殿遂四朝召清業二万指人宮轉大藏是時國人但知敬神而已尙未知佛及道勸化之後始知佛法自是列國樹塔廣者在々有之學皆金碧輝輝鐘磬互答以祝國利民爲務一日告衆曰我本自曹關暫來此土今當歸矣即就偈曰我化有情來此地留置像鉢鉢說利羅一途斯境所求得永出三塗見佛陀說已放大光明乘雲而去靈龜二年菩薩僧行基墓其德來住此山天長三年弘法大師亦曾降錫就溪而止蓋靈山之聖境而道人所眷顧也先是道在曹關仙苑中興五百持明仙同修梵行各獲果證壽命無量進力莫測於須臾頃遊十方刹普利人夫嘗乘雲出仙苑低曰東關華山恒誦法華密觀龍神鬼畜莫不降化蓋是大心菩薩權現聖儀豈肉眼者所能測哉元祿五年某院某將壓礪石以手鉢緣起託子法弟那山和尚徵鉢子緣年老兼始視策祖席事煩不欲應然以此山乃先聖所開千餘稔之靈境又不容固辭愛爲之銘々曰

如來住昔曾作大仙於五百世導利有緣種惟法道來自空乾形同仙類竹則普賢以佛聖教在處宣傳播有南郡山背靈巖與塔層層利人天淋宮軒殿今尙巍然爰有遠裔祖基祖先徵鉢銘石昭示綿々昔

元祿癸酉年臨濟三十四世黃葉五代高泉教老人撰

散跋法華山一乘寺碑之後

識者言

師翁大圓廣慧佛知常照師高老和尚奉旨住樂山之日編纂開道參玄日相步午且 文字者亦摩者撰秩而至師師以年邁事繁固知之若播之法華山一乘寺之碑銘大惟以儒佛之摩踪欣探撰即應迄今歲月三十餘霜惜哉其手澤焉

辭書は、

法華山寺 下里村大字坂本に在り此寺山加西印南飾磨の三郡界にあたり姫路より此山を経て多可郡に赴く通路あり且寺は西國巡拜第貳拾六番の札所なるを以て往來の男女常に道に相望む山峯は抽海凡貳百五拾米突。

法華山寺は法號一乘と云ふ下里と印南郡志方の間なる山陰に在り金堂(十二間)大塔(三層)南面して山腹に在り石階百數十級行者堂常行堂開山堂御供所太子堂止渴堂善光堂以下二十餘宇其傍に建置す寺主の住房を妙行院と云ふ此寺開創の事は釋書に其說あり法道飛鉢の奇異は宇治拾遺に見ゆ。

加西郡志云一乘寺は天臺宗山門派舊朱印地百二十一石永祿五年赤松義祐諸堂再興寬永五年本多忠政金堂を重修す常行堂安政中改造塔頭六院あり。

とし、元享釋書の「法道仙人者天竺人也一時乘紫雲入吾曰域下播州印南郡法華山其山八朶故爲號也所持道具千手大悲銅像佛舍利法鉢而已餘無長物道常飛鉢受供州人稱空鉢仙人人生石大神請置鉢千石上奉供其地今尙號空鉢塚在神祠西南大化五年上不豫召道加護道入宮持念玉體平復道歸山勅於山中建大殿安所持觀自在銅像及佛舍利寶鉢白雉元年落成上幸寺後放大光飛入雲中道多營精舍諸州往々而在」の文を附し居るまた「十六那寺院緣起」には、

加西郡法華山一乘寺 卅三處觀音巡禮の其一つにて開祖法道
仙人と尊る佛法道の聖仙人也天竺より日本に渡り給へるに此
山の峯八葉にわかれ谷より五色の光立のぼりこれらの寄瑞に
かんじ此山にとどまり晝は法華經を誦し夜は密法を觀念し玉
ふ今の奥院の岩窟は其行跡として數十年の程他國に往來し佛
寺を建てる所々五十ヶ寺に及びり中にも法花山は最初にあたり
て草創の一寺也大仙初の年にやかつら丸といへる船師南海を
越て官家の年貢をはこぶ法道鉢をなげて米を乞給へるに是み
くりやの米俵也とて施さず鉢自かへるに隨ふて船中の俵虚空
に連來る舟人驚き法道に憐みを乞ふゆるして且つ笑ひ玉ふ時
に米船にかへり入ひとつ俵物落とどまる所あり名づけて米墮
村と云かつら丸都に歸り上り事によしを奏す白雉元年五月孝
德帝御不豫也安倍倉内を勅使として法道仙を召す玉鉢を加持
し奉る御腦忽平癒まします御歸依の餘り此山に仙殿を御建立
天竺より持來の觀世音の靈像を安置し奉る翌白雉二年御門御
幸本堂御供養あり去ぬるとし御加持の徳にむくひさせ給ふな
るべし一日多門天皇天子ともに雲上にあらはれ告たまへるわ
れ爰にありて正法を守らんまたある時牛頭天皇今の皇神の峯
に現し衆生の災難を除かんとこれ等の契約今尙むなしからず
されば仙人當山にいます事とし頃の後大衆らにいへらく此身
靈鷲山の仙苑に向ふといへども爰に來りて衆生を化益すわれ
を見ずとも我有と信すべし偈さときしめしたまふ。

我化有情來此地 留下像鉢舍利羅
一涉斯境所求得 永出三途見佛陀

この御詞とともに雲中に隠れさり給ふ佛舍利寶鉢等現にあり
其後時代をし移り花山法皇佛法御執行として御登山まします
又建武の初め後醍醐天皇隱岐島より還幸の頃御轅をめぐらさ
る折しも何かし僧正此山に住めること古誌に見えたりもとよ
り此境山川幽邃乃里とほく道淡なりといへども世々の御門芳
躰をとめさせ給へるこれしかしながら本尊の靈によれる處
明らきし思ふに法道仙人觀自在尊の變化ならむか觀世音又法
道信仰の本尊なれば分身合一のためしなきにあらず今や歩み
をはこび信心をこらす輩はをりて觀世當來の願ひをみたしめ
玉ふ御誓願何ぞうたがひあらん信じても尙信すべし抑そのか
み山をひらき寺を立しより此かた或は兵革或は火災のために
をかされ今見る所多からずただあらましを印しとめて言を書
にのぶるといふとしかり。

又、西國三十三所觀音靈場記には左の通り記して居る。

第廿六番同法花山 靈驗記法花寺トスルハ
非也寺號ハ一乘寺ト云フ

開基略曰播州賀西郡法華山一乘寺者本尊千手大悲之像也法道
仙人從天竺持來靈像也 今一丈二尺中 山之開基乃法道仙人也大
化元年開山卅七代孝德天皇白雉元年建立也云云 法道仙人又德道
上人云然ハ長

谷寺開山ト異名同鉢ニヤ今法
花山法道始來現地也ト云ヘリ
案ニ往古天竺ニ五百ノ持明仙人アリ 持明トハ依法ニ仙 金剛摩尼
ノ法ヲ修シテ皆能通力ヲ得テ須臾ニ十方刹ニ遊ブ事ヲ得テ又
本處ニ飯ル神道自在ニシテ壽命モ無量也能ク天人ヲ利益ス法
道仙人モ其ノ中ノ一人也我日本ニ來リテ播州ノ今ノ山ノ上ニ
遊ブ其山ノ形八葉ニテ山ノ谷ヨリ五色ノ光明ヲ放ツ仙人見テ
乃靈ナルヲ知リ降テ居住ス 山ノ形八葉故 常ニ法花經ヲ誦ジ
又ハ密觀ヲ修ス所持ノ道具ハ千手大悲銅像佛舍利寶鉢而已ニ
シテ餘ハ何モノシ一日忽チ多門天王雲ニ駕シテ來テ曰善哉大
仙人久シク此山ニ住シ給ヘ我當ニ正法ヲ守護シ國家ヲ鎮撫ス
ベシト法道ハ常ニ千手ノ寶鉢ノ法ノ悉地ヲ得テ天龍鬼神モ來
住シテ奉事ス又彼鉢ヲ飛メ人ノ供養ヲ受ク空鉢仙人トゾ云ケ
ル故ニ生石ノ大明神飯依アリテ鉢ヲ石上ニ置給ヘ供ヲ奉ント
宣フ今其所ラ空鉢塚ト名ク則神祠ノ西南ニアリ孝德天皇大化
元年ノ秋八月船師藤井某禁中ノ御上納米ヲ船ニ積テ播磨灘ヲ
過グ法道鉢ヲ飛シテ供ヲ乞ヒ藤井曰是ハ禁中ノ御膳ノ米也私
ニ供ズル事ヲ不得ト云ヒケレハ鉢ハ空ク又飛飯ル然ニ船中ノ
米彼鉢ノ飯ルニ相共ニ隨テ飛行事履行ノ如シ藤井大ニ驚テ急
ギ法花山ニ至リ種々ニ謝シケレバ法道笑テ曰早ク船ニ還レ米
ヲ戻サント言ヒ已レバ數多ノ米俵又前ノ如クニ飛飯ル不思議

ト云モ餘リアリ其米千石アリ中ニ一俵南ノ河ノ上ニ落其處ヲ
米墮村ト云今ニ富家共多シトカヤ又ハ其邊ノ田ヲ米田ト號ス藤
井都ニ至リテ右ノ趣ヲ一々ニ天子ニ奏ス孝德帝感ジ給ヒケル
同五年五月ノ頃帝御惱甚重クシテ藥針效アラズ諸寺諸山ニ祈
願アレバ會テ驗ナシ公卿申上テ急ギ法道仙人ヲ召テ加持セシ
ムルニ忽チ玉體平癒シ給ヒケレバ大臣公卿皆々大ニ悅ビ禮拜
セリ禁中ニ留事一七日佛法ノ要義ヲ開演シ給フ君臣皆讚伏セ
ズト云フナシ又無遮ノ大會ヲ設ケ玉フ後ニ山ニ飯ルニ及テ勅
シテ御監建立ノ大施主ト成リ給ヒ白雉元年九月成就ス其砌ニ
天子自法花山ヘ行幸アリケル本朝ニハ神ヲ重ンジテ佛ヲ輕ル
シメケルガ此法道仙人ノ教導ニヨリテ上ハ天子百官下ハ万民
天下一同ニ皆佛法ニ飯伏ス法道山ニ居住スル事數十年バカリ
ニテ一日衆ニ告テ曰ク我ハ本耆闍闍山ニ住ム身ナリシガ暫ク
此ニ來テ透導スル而已今當ニ飯ルベシト則偶ヲ説テ曰我化
有情來此地 留下鉢舍利羅 一涉斯境得所求 永出三途見佛
陀ト云ヒ終テ身ヨリ大光明ヲ放ツテ雲中ニ飛入ト云ヘリ法道
ハ精舍數ヶ所建立セリ和州長谷寺泉州鉢峯山攝州摩耶山等皆
法道仙人ノ開基也今ノ法花山ハ初テ降臨靈地也云々按スルニ
凡ソ鉢ヲ飛シテ供ヲ請事佛在世ノ舍利弗阿那律目連等皆飛鉢
ノ通アリ是羅漢果ヲ得タルノ力用也是ハ措テ不 論本朝ニテ
モ往古ヨリ飛鉢シテ供ヲ乞給ハル獨リ法道仙人而已ニアラズ
越ノ秦澄同ク沙彌臥行者山崎ノ慈信何モ飛鉢ノ術アリ三人各

一術ヲ得玉ヒタル一奇異也今世飛鉢ノ術不傳ハ惜哉又眞ノ行者無ニヤ不審又宇治拾遺ヲ閱スルニ昔信濃國ニ法師アリ南都ノ東大寺ニ來リテ授戒シテ後ニ信貴山ニ行ヒ居タリ不圖毘沙門天ノ尊像ヲ得テ則其處ニ堂ヲ建テ年ヲ經テ行ヒ居タリケル此ノ山ノ麓ニ富家アリ此家ニ彼法師ノ鉢常ニ飛行テ物ヲ入テゾ飯リケル或時又鉢ヲ飛シケルニ米ヲ藏ノ内ヘ入テ戸ヲ閉錠ナンド落シケルカ彼ノ鉢ノ飛來トヒトシク米ノ入タル藏ノ坐ニ動出テ彼鉢ト共ニ飛行ヲ人々見テ勿リ騒ギケレバ藏ノ主モ驚テ跡ヲ追行ケレバ信貴山此僧ノ庵ノ前ニ飛行テ落タリケル藏ノ主彼聖ニ向テ倉ヲナン反シ給ヘヨト云ケレバ聖聞テ倉ハ物ヲ入ナン物ナレバ得コソ反ス間布トゾ云レケル然ラバ内ナル千石餘リノ米ヲ反シタマヘヨト云ヘバ夫レハ還シヤラントテ米一俵彼鉢ニ載ケレバ殘ル米俵モ村雀ノ飛ヒ行ク如クニテ主ノ家ニゾ行タリケル其頃延喜帝御極重ク渡ラセ給ヒテ諸事諸山ノ貴僧ニ加持ヲナシメラルレ更ニ驗ナカリシニ此僧ニ仰セアリケレバ山ニ居ナカラ加持シ待リケルニ忽御惱平癒在ケルト也又聖ノ姉ナリケル人ノ尋來テ服タイト云フ物ヲ聖ニ奉リケレバ是ヲナン帝ニ着テ寸々ニ破レケルヲ堂ニ捨テ置キケリ其破タルヲ一寸二寸宛請得テ人々皆守袋ニ入ケレバ悉ク富貴ニナリケルトゾ又諸ノ疫病等モ遁レケルト云ヘリ彼ノ藏モ年ヲ經テ朽チケルヲ其材木ヲ用テ多門天ノ僧ヲ造テ崇ムル輩ハ皆々富貴ニナリケルトゾ云々

信貴山ノ縁起宇治拾遺物語ニ見ヘタリ當

山ノ靈驗モ數多アレテ繁不贅

三才圖繪には當寺の事を左の通り記して居る。

法華山一乘寺

在賀西郡眞言寺領百二十二石

本尊 千手觀音 開基法道上人

四國願禮貳拾六番

法道一名德道天竺人也初在鷲鷲山修金剛摩尼法能得道須臾遊十方便還本國神方如是經中華及朝鮮入日本到當山其山有八衆故名法華山所持道具千手觀音銅像佛舍利寶鉢而巳毘沙門天王來現各爲護法除災神常飛鉢受給俗呼稱空鉢仙人 靜窟生石大明神請置鉢於石上奉置其地今尙在神祠西南名空鉢塚

大化元年八月船師藤井載官租而過法道飛鉢乞施藤井曰御厨精潔也不與鉢便飛去而船中米皆隨鉢飛如厲人山中一大驚奔到悔謝乞 備法道笑而諸如前飛歸米凡千石中只一俵落南海上俗呼此地號米墮村又曰米田藤井人洛奏事德天皇大加感歎五年五月天皇不豫勅召法道入官加持平復止官七日禮釋門奧旨還山奉勅建寺白雉元年九月成就天皇幸寺於是是佛法徐昌也法道居山數十年說偈放光飛入雲中

按凡飛鉢乞供不獨法道山州山崎慈信示能飛鉢名空鉢上人與法道同名同術也越州白山泰澄示乞供於米船而不與則米俵飛去事與法道一趣也三人各得一術而然耳今其法不傳耶有眞行者無之歟

其他の各書記する所は同一で、當寺の創建が白雉元年で法道仙人の開基なる事を證して居る。然して寛永五年本多忠政が本堂を重建した事については、寛永己巳年書寫山松壽院快倫が左の通り記して居る。

寛永五年建立事

原以傑仙法道出西乾芳苑赴東隅洲城至播磨居當寺人皇三十七代 孝德天皇白雉元年庚戌六月始而入宮闕播法成焉 當山始來之年舊記不明 其年八月依勅造堂號金從其草創至千元和三年丁巳九百六十八載元樹提災不頽壞事久存至其例是容信厚於於餘詔祖願秀拾餘聖之謂乎然處丁巳之年孟春初七夜災火俄起風颯吹本堂鐘樓一時成燼燼燼入堂仙像取出之本尊不得奉出及長明尋見銅像中燦然立御尊鉢元璋奇異豈足語哉可惜仙取拜爲營作之無聞帝自幸成落慶之金陵忽爲烏有失永長譽衆徒失東西老若消肝魂空向礎石倒臥徒賦灰塵涕泣悲淚淋漓行只千歲奉秘閉無像今面會拜見是歡中喜哉且慰懷慨心焉凡寺之衰亡力訴公救民二俱口成再建何日但冀祖爭空功千眼笑無嘗存亡俱利善否時示者是冥之方便也既既千歲不朽之壽竟盡歎五濁滄海之災哉與本多美濃守忠政公元和三年之秋始主當州重威輕不訴中比不意回光駕臨寺仙跡在美歌芳命委曲也先乘中開慈眉其後可有建立之旨命家臣古澤五郎左衛尉即尋其材於四國九州之遠程自寛永四年臘月訖于明正月諸材到著高浦砂而夏運送寺裏即今月二十四日大工初

釋書居寺數十祀云々

勅造堂號金從其草創至千元和三年丁巳九百六十八載元樹提災不頽壞事久存至其例是容信厚於於餘詔祖願秀拾餘聖之謂乎然處丁巳之年孟春初七夜災火俄起風颯吹本堂鐘樓一時成燼燼燼入堂仙像取出之本尊不得奉出及長明尋見銅像中燦然立御尊鉢元璋奇異豈足語哉可惜仙取拜爲營作之無聞帝自幸成落慶之金陵忽爲烏有失永長譽衆徒失東西老若消肝魂空向礎石倒臥徒賦灰塵涕泣悲淚淋漓行只千歲奉秘閉無像今面會拜見是歡中喜哉且慰懷慨心焉凡寺之衰亡力訴公救民二俱口成再建何日但冀祖爭空功千眼笑無嘗存亡俱利善否時示者是冥之方便也既既千歲不朽之壽竟盡歎五濁滄海之災哉與本多美濃守忠政公元和三年之秋始主當州重威輕不訴中比不意回光駕臨寺仙跡在美歌芳命委曲也先乘中開慈眉其後可有建立之旨命家臣古澤五郎左衛尉即尋其材於四國九州之遠程自寛永四年臘月訖于明正月諸材到著高浦砂而夏運送寺裏即今月二十四日大工初六月十八日柱立七月十一日上棟九月二十六日奉徒本尊普請中之役夫凡可十一萬五千人奉行使令大工諸職澄人溪岳開路往反是故大廈十旬有餘日速使周備宛如大鷲一團就擊而行千界九間長棟八間大梁不換舊圖室內陳外不穿于居材剛大也經劫不傾工細密也元重修煩視其壯麗過古殿美廊渡樓廻臨幽谷齋牙高聲凌峻嶺眺者驚目聞人悅耳然即難公之命又諱民力多少旋施土木促役之諸人植善結緣值時寺衆隨力煩勞從分窮困若縱奈何有勞先功已勿造學往莫如夢今喜天極更爲新豈非方便耶悅哉近頃鐘樓早成猶有餘堂建遺之聞真惟勸奏難經殿下在東國民又謂太守若不在建立衆侶直僥倖寺園益荒蕪造功无期乎抑伽藍蒸騰者消遠建祇洎漢明造白馬上宮創維波廣大之善根无崖之功德述此不遺冀忠政公封國水收殆同魯且齊望之德嘉算久保寺等然仙侯神之齡特當堂堂安而鎮歎法慈寺中无事而常祈春平略記趣贈後置而已

當一乘寺諸堂の建築年代については、本堂の如く正確な記録を有するものもあるが、何等文書記録の微すべきものなく唯單に其様式手法等に依つて年代を推定し得るに止まるものが多い。今現存せる記録及び専門家の説を參考として諸堂の建築年代を考究し識者の示教を請ひ度いと思ふ。

一、金堂（一名本堂）

九間に八間單層入母屋造 瓦葺

金堂の建築は寛永五年（皇紀二二八八年）であつて其記録は翌寛永六年書寫山松壽院の快倫の手に依つて詳細に残されてゐる。（即ち右記の通）この記録は元和三年本堂焼失、寛永五年再建の後當時法華山の長吏水運法印が快倫に懇請して新に縁起と共に作製されたものである。快倫の記述に依れば金堂は孝德天皇の元年に創建されてから元和三年焼失に至るまで九百六十八年の間創立當時のまま現存してゐたものである。足利時代に講堂その他が兵變を蒙つた際にも毘沙門堂、辨天堂等と共に焼失を免れたのであつた。然るに元和三年正月七日鬼追式の夜失火して本堂鐘樓一時に灰燼となつた。快倫が言ふ如く「衆徒東西を失ひ老若肝魂を消し空しく礎石に向つて倒れ臥し徒らは灰燼を蹴つて涕泣す」といふ有様であつた。當時戰國時代、征韓後に引續いて又々大坂の陣が行はれて未だ幾何もなく、山内の窮乏、一般民衆の疲弊は回復されてゐなかつた時代であるから、之れが復舊は殆んど絶望に近いものであつた。遇々其年の秋、本多美濃守忠政、伊勢の桑名から移されて姫路の城主となり、其後程なく、當山に遊んで名區の荒廢を慨き、再興の決心を固め、家臣古澤五郎左衛門尉に命じて計畫を

進めた。快倫の記によると『良材を四國九州の遠程に尋ねて寛永四年臘月より明る正月に訖つて諸材高砂浦に到着す』とあるが、是は恐らく運搬の便宜上、四國九州の海岸地方の山林から集めて船で高砂に運び、高砂から山内に運ぶ方が播州の山奥や但馬丹波あたりの深山から運ぶよりも却つて便宜だつたのかも知れない。こゝで當然起る一つの疑問は、何故法華山内の樹木を使用しなかつたかといふ事であるが、勿論一部分は山内の樹を用ひたのではあらうが、大體その當時法華山内の平地には本坊が多くて、今日よりは却つて老木が少なかつたものと思はれる。又成るべく老木を保存して、風致の幽邃を保たうとする深い考慮に基くものかとも察せられる。かくて寛永五年六月十八日には柱立てを了り、七月十一日には上棟を終り、九月二十六



法華山の堂本

日には本尊を徙し奉つたといふのが事實とすれば、如何に敏速にしてしかも堅固細密に建設された當時の技術は寔に驚嘆の外はない。『普請中の人夫凡て十一萬五千人、奉行、使令、大工諸職人溪岳に溢れ路の往反を開く』と言つて居るが成程人夫を日に割つたら一日平均千餘人となるから随分混雑を極めた事であらう。其建築様式は無論最初のもとは非常な相違があるであらうが記録にもある如く『九間の長棟八間の大梁舊圖を換へず』大さに於ては略々同じ規模に依つて成されたことは疑ふ餘地がない。快倫も言ふ如くかゝる大事業の達成せられたのは忠政の命によると雖も、民衆の努力と財力の結晶であることは無論であつて決して一人の功に歸すべきではない。

二、三重塔

法華山諸堂記には『仙人建之孝徳天皇御願に依る』とあるのみで年代は當初のまゝの如くになつてゐるが勿論信據するに足らない。一説には寛永四年の再建とあつて、最近までは大體に於て此説が有力であつた。然るに昭和二年秋十一月工學博士天沼俊一氏は書寫山本堂新築工事監督木下助三郎氏と共に踏査され詳細な研究を遂げられた結果、永祿説を破つて藤原期なりとする新説を主張するに至つた。此の新説の根據は、

一、永祿時代の塔には石の基壇を有するものは絶無であること。

二、屋根の勾配は永祿時代のものはもつと急傾斜であつて、此塔のは他の藤原期の塔に見るが如く傾斜が極めて緩慢であること。

三、合天井も平安朝式のものである。永祿のものならばもつと粗放であるのが普通である。

四、心柱の様式が古く到底足利末のものではない。
 五、畳股の様式は平泉寺のものと類似し、藤原期の様式を備へて居る
 六、九輪が比較的大であることも藤原期のものに近く、足利末期とは認め難し。
 七、第二層の南側に二個西側及北側に三十餘枚の藤原期に屬する巴瓦があるのは此塔を以て藤原期と断定し得べき最も有力な一根據をなすものである。

法華山三重塔



而して天沼氏は永祿説を否認せらるゝと共に永祿再建説は永祿大修理が訛傳せられたものとの断定を下してゐられる。恐らくは永祿中全部の粗かへをなし其壇の如きもその頃に大修理を加へた形迹があると

いふことである。天沼氏は踏査中二階に於て天明三年重修の棟札を發見せられたといふ。

三、鐘樓

鐘樓の建築は寛永五年本堂再建と同時のものであることは快倫の記述によつて明らかである。鐘銘は『諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂、法華山一乘寺』とあるのみで年號歲次の記載はないが恐らく鐘の鑄造は本堂及鐘樓の再建と同時になされたものであらう。

四、經藏

三間四面、寶形造、總瓦葺、輪藏裝置

寛永六年の法華山諸堂記によると仙人建立と稱する經藏は大永三年十月山名亂入焼失とあるが此記述は頗る曖昧の點がある。第一法華山草創時代に經藏のあつたといふやうな事は一切經の刊行史から考へても全然信じ難い事である。何となれば漢譯の一切經が始めて刊行されたのは宋太祖の開寶五年(皇紀一六三二年、西紀九七二年)であつて、次で宋の至道元年高麗王使を宋に遣して官本を求め、其國從來所藏の前後二藏及び契册藏と之れを參訂して景德四年(皇紀一六六七年、西紀一〇〇七年)に所謂高麗版藏經を刊行したのであるが是等の吾邦に傳はるものは餘り多くはなかつたのである。我邦に於て一切經が刊行されたのは徳川時代に入つてからである。尤も刊本のない時代に於ては筆寫されたものがあるにはあつたがそれも完全な藏經と稱すべきものが寫されたのは何れも平安朝以後であるから、白雉頃にかゝる山寺に筆寫の藏經を持つてゐたとは考へられない。寛永六年の諸堂記に經藏の名が見えることから考へると、大永以前には宋版或は高麗版の藏

經があつたのかも知れない。現今の經藏は寶曆年中に創立された事は別項の如くである。

五、妙見堂

三間社流造、屋根本瓦葺

大正二年四月十四日特別保護建造物に指定

法華山諸堂記によれば『孝謙天皇御願に依る』とある。辨天堂と相並んで本堂の後方一段高い處に建つてゐる。孝謙天皇の御願に依つて創建せられたものとすれば再建であらうが建築年代に就ての記録はない。其手法様式等に依つて鎌倉時代のもつとされてゐる。辨天堂と共に神社建築である『國粹美集』には左の如き解説を附して居る。

『妙見堂は屋根本瓦葺軒に稍雄健なる極を分布し文輪を施し、出三つ斗を組み隅に鬼斗を使用し、中備には意匠稍見るべき本蓋股を置き、總圓柱を立て、頭貫の末端は唐様の手法に屬せる繪棟彫刻を施せり、前面は板唐戸を附け三方廻廊、椽に低き脇戸を設く向拜は方柱面取にして左右兩柱擊ぐに袖切眉形を施せる虹梁を架け其兩末端は柱を貫き外側に突出し、一種の繪棟肘木をなし、柱頭の斗拱を受けたる所唐様の手法を有す梁上の蓋股意匠奇抜にして多く類例を見ず。全體の構衡莊重にして手法和様と唐様とを混合し、鎌倉時代の特質を備へたり軒端の支柱は後世附加したるものにして美觀を削ぐこと大なり』

六、辨天堂

一間社、春日造、屋根本瓦葺

大正二年四月十四日特別保護建造物に指定

妙見堂と相並んで其西に建つてゐる『國粹美集』には左の如き解説

を附してゐる。

『屋根は本瓦葺、軒に比較的雄麗なる極を配し、斗拱は實肘木を施せる三つ斗を組み中備には妙見堂と略同様の蓋股を置き、總圓柱、前面各間には板唐戸



を設け三方に廻縁を繞らし脇戸を立て正面中央に木櫓を置く、其妻部は虹梁上大瓶束を用ひて棟を受くること唐様の手法に屬せり、而して向拜を擊ぐに一種の蝦虹梁を架け面取せる方柱頭斗拱を組めること妙見堂と差なし、本建築亦著しく唐様の手法の存せるを見るべし、蓋し妙見堂と共に鎌倉末期を下らざる建築なるべし』

七、護法堂（一名毘沙門堂）

うであるが明治維新のどさくさ紛れに何處かへ姿をかくしたらしい。

八、常經堂（一名阿彌陀堂）

五間四面、重層、寶形造本瓦葺

法華山諸堂記によれば『聖武天皇御願山名焼失の後天文二十二年癸丑卯月十六日建立當時三學院俊惠願主也』とあるが再建の堂は徳川時代の末に又々焼失し、その後明治初年再建明治十年に至つて上棟式を擧げた。現今の堂即ち是である。棟梁は本部繁昌村大工長谷川文藏藤原根清である。今本堂に拾分の一縮圖の額面が掲げられてゐる。

九、開山堂（一名奥の院）

三間四面、單層寶形造、本瓦葺

法華山諸堂記には何等記載がないが安永五年の本末御改書には『奥の院』として記載されてゐる。棟札によると寛文年間の新築である。

十、熊野權現社

一間社、春日造本瓦葺

放生池の北叢林中に在り、現在では餘程大破してゐる。天沼氏の説によれば足利時代の建築といふ。毘沙門堂、辨天堂等にも形式が稍類似してゐる。法華山諸堂記には何等記載なく安永五年本末御改書には『熊野權現小社』として記載されてゐる。明治二十年代には拜殿もあつたさうだが何時の頃にか倒壊してしまつた。昔は毎年正月一山の衆徒が此拜殿に集つて年始の盃を交換し、それより本堂によつて大般若の轉讀をしたものだといふことである。年酒の時に限つて座方を上座

ゐる。是亦前二堂と共に鎌倉時代の建築なることは其様式手法に依つて充分推定し得らるゝであらう。



一間社春日造、屋根本瓦葺
大正二年四月十四日特別保護建造物に指定
法華山諸堂記には『護法毘沙門並ニ拜殿』と記し『但シ拜殿金堂と同焼可立之、孝謙天皇御願ニ依ル』と註されてゐる。
護法堂は辨天堂、妙見堂等の東北、寶庫の上の一段高所に南面して

毘沙門堂

として六ヶ院の住職は敬意を拂つた。是は御朱印百二十石を受領するに當つて力を盡した座方中の傑物賢妙の功を永く記念するためであつたといふ。

十一、止 渴 堂（一名茶室）今亡

明治三十年代まで現今の常茶屋の傍にあつて縁日には茶をたいて参詣者に施したが其後壊滅に歸し其古材は今飾磨郡大釜村の青年會場になつてゐる。堂内に安置せられてゐた木彫彩色の地藏尊半伽像は今移されて本堂内に在る。此堂は諸堂には記載がなく、安永五年の本末改書に記載されて居る事實から考へると寛永以後安永以前の建造であるが恐らくは享保頃亮昌の大改革當時に建てられたものであらう。

十二、牛頭天皇

皇神山頂上にある小祠

諸堂記にも『皇神牛頭天王祠並拜殿近年造替』とあるが現今の祠は更に其後の再建であらう。拜殿などはなく風が吹いても飛ぶやうな三尺四面位の小祠であるが、神話的傳説があるので里人には畏敬されてゐる。法華山の西北海拔八百尺の山頂にあつて境内には高四五間の老木が十本程現存してゐる。

十三、役行者堂

講堂記には『仁明天皇御願に依る』となつてゐる。安永の本末改書に記載がない事を見ると當時廢滅に歸してゐたものを其後に於て再建したものであらう。役行者及び前鬼後鬼の本像を安置してある。

十四、太子 堂

二間四面寶形造本瓦葺

『諸堂記』には大永三年十月山名亂入焼失の中に數へ更に註して近年立之と記してゐる。此堂、本太子谷の奥にあつたさうだが、安永五年本末改書には『大閉秀吉公入國の節爲兵火焼失』となつてゐる。現今歡喜院裏にあるものは近世の再建である。大正十四五年頃、東谷實賢師は聖德太子の文化史上の功績を顯揚するとの趣意から此堂に於て毎月推古文明の講演などをしてゐたが程なく止まつてしまつた。

以上は一乗寺境内及び法華山地域内に現存する諸堂及び近年まで存在した諸堂であるが『法華山諸堂記』によると寛永時代以前既に退轉した堂宇も決して少くはない。その中主なるものは正和年中富山住侶宇都宮長老の宿願によつて建立され建武二年十月導師文觀上人によつて供養式の行はれたといふ九間二階の『講堂』慶長三年加西郡後藤助左衛門尉定久建之の『如法經堂一名妙行院』『三口の惣門』畑の仁王門、五間四面の『藥師堂』『文珠堂』『舞臺』等である。諸堂記には仁王門を天正年中大閉秀吉入國之時焼失とし更に寺中諸房同前として居るが他の諸堂は大永三年十月山名亂入焼失としてある。此の山名亂入の史實には多大の疑問がある。或は嘉吉の亂の餘波ではないかとも思はれるが是亦確かな記録は見當らない。猶ほ研究の餘地が充分にあるが他日の考究に俟つ事とする。

山内に現存する寺坊は、地藏院、月輪院、明王院、歡喜院、隣聖院の五ヶ院で昔は寺坊の外に座方なるものが存在し、天正頃には僧侶の數、百を踰え寛永頃には七十餘、天和三年法花山土地名寄帳には僧侶

にして土地を所有するもの三十一名に達してゐる。明治維新以後急速に没落し、明治二十年代の末椿寺の焼失、明治四十年頃の學園院の自然倒壊を最後として右の五ヶ院のみが辛じて形骸を保つてゐる。但し學園院は今猶その名義を存し阪本に土地を所有し、その表門は半壊のまゝ昭和二年まで残つてゐたが、三年初め清涼園の入口に移された。現今では地藏院、月輪院、歡喜院何れも住職定まらず後住の選任に悩んでゐる状態である。（本諸堂記事は古家實三氏稿）

法華山一乗寺法輪藏創立記

一乗寺本堂下の三重塔と相並んで一切經藏がある。黄蘗版の一切經を藏し、輪藏の創作者梁の善慧大師即ち傳翁とその二子普建普成の像が安置されてゐる。此の一切經藏は寶曆年中山内歡喜院主守拙慧禰の苦心によつて創立せられたものである。守拙慧禰は眼疾によつて失明し、こゝ宿因の致す所だと信じて其宿業に酬い、來世の安穩を祈るといふ目的の下に奮起して寶曆元年から寄附の募集に着手し、寒暑を厭はず東奔西走して遂に寶曆十二年に至り、黄蘗版一切經經を請け、法輪藏を建設し、善慧大師父子の像をも安置して初志を貫徹するに至つたものである。其記實は寶曆十二年叡山沙門慈惠の記を天保六年秋法華山の名筆家として知られた亮津僧都の筆によつて書かれた木額が法輪藏内に掲げられてゐる。（此項古家實三氏稿）

岩井雍南氏は『古建築行脚』に左の通り記して居る。

(一) 三重塔婆

播磨法華口驛から一里ばかり山裾の道を迎ると一乗寺には直ぐ建する。寺は孝徳天皇の時、法道仙人の開基だといふ。山崖を開いて寺塔を營み石階を作つて路を築ぐる。即ち山岳佛教の時塔で、參詣道の崖から路を距て、青葉の隙から舞臺作りの本堂三重塔の相輪九輪が隱見する所に一乗寺の寺塔と山岳との調和の眞美が發揮されてゐる。佛者の所謂谷は蓮華をなし峰は八葉に分る。幽邃閑雅淨土莊嚴の境地である。建並ぶ堂塔の中で最も目をそばだ、しむるものは何と言つても三重塔婆である。南門を入つて急勾配の石段を攀づると傾かな場所を切開いて青葉若葉を突抜いて三重莊嚴の塔婆は屹立してゐる。背の急崖とこの塔婆との調和は頗る妙を得て上から俯しても下から仰いでも塔其物には安定の姿態を保ち背升本堂との關係も可なりよい。頂上の相輪、九輪、水煙、請花、覆鉢、露盤等總て鐵製、幾星霜雨露に晒された赤錆の色も青葉と映じ感じが良い。三層共に其屋根の勾配は比較的に軽い。仰いで見れば軒廻りから椽割まで限なく見える。軒廻りの組物は三手先きの詰組で頗る複雑であるが軒高が低いのと屋根の流れが緩いために少しも厚重な感じを與へない。細部は各層共に同じ構造様式で、頗る珍とすべきは各間の頭貫上に配された蓋の様式である。斗も高い脚の踏張り力が頗る雄健で什麼見ても藤原時代末か鎌倉時代初期の様式を持つてゐる。寺傳によれば當山は大永三年に山名の亂で兵燹かゝつて全山烏有に歸したため永祿五年に再建にかかつたといふ。此寺傳を聽かず此塔婆の構造様式を見たものは之を室町時代の作だ等と言ふものは恐らくあるまい。よし此塔婆が永祿の再建として

もこれだけの技術を同時代に持つていたとすれば空町藝術墮落の時代と雖も捨てたものではない。塔の内部の極彩色は如何にも俗悪で外観に於て折角得た美觀を害ふこと夥しい。

(二) 辨天堂、妙見堂、護法堂

一乘寺特建四宇の中三重塔婆の一字を除いた他の辨天堂、妙見堂、護法堂の三字は共に神社式建築である。寺に神社式建築の堂宇の存することは兩部神道の方では稀な例ではない。伊勢神宮に中古神宮寺があったり奈良東大寺に手向山八幡宮のあるのと同様で何の不思議はない。此三堂宇は悉く塔や本堂と同じく山崖に建てられた小屋である。辨天堂と妙見堂の二字は本堂の背同一場所、護法堂は更に一段高い所に何れも南面して建てられてある。辨天堂は三間社流れ造り妙見堂と護法堂は一間社春日造りで三字とも木瓦葺になつてゐるが當初は勿論檜皮葺であつたことは瓦葺になつた今日軒が屋根の重力に堪えないために支程を配して居る不格好さを見ても此間の變化が認められる。辨天堂がその一般の構造の上に於て其細部の手法の上に於て頗る繊弱で瓦葺にしたために屋根の重みが強く感ぜられて向拜の臺股の繪様や蝦虹梁袖功などを見ても儘に永祿頃の作であることは直覺しても判るが妙見堂に至つては構造的部分から裝飾的部分まで幾分鎌倉時代の匂ひのする所がある。軒廻りに支輪を附けたこと等は神社建築として珍らしい例であり其木鼻の彫物等は天竺様と思はるゝ一種の形をしてゐる。よしこれが永祿再建のものであるとしても三重塔と同じ様に古い形を模したものかと思はれる。

護法堂は殆んど妙見堂と同一手法に出来てゐるが其場所が高く而も

にも他の諸尊と共に灰燼中に燦として遺つてゐたことは記録にもある通りで、その際運座の一部を損傷したのであらう。本尊の前立觀音像は大きに於て殆ど本尊と相等しく、只其風貌に於て多少遜色を見るのみである。此の前立佛に就ては予の幼少の頃盜難事件が起つて大騒ぎになつた事がある。

明治二十五年頃大垣市に於て濃尾震災犠死者の供養として西國三十三所の出開帳が行はれたがその際一乘寺は本尊の代理として前立觀音像を出陣する事になつた。此の出開帳に於ては西國一番札所那智山及び二十六番法華山の兩尊が最も崇嚴優秀であるとの評を博した。是が爲めに大垣市に於ける出開帳が閉鎖された後に於て那智、法華の兩本尊は更に名古屋に迎へられて大供養會が行はれた。

此の好評に依つて法華山本尊の美術的眞價に眼を着けた者が多分良からぬ考へを起したものであらう歸山後間もなく盜難事件が起つたのであつた。當時本堂番を勤めてゐたのは月輪院住職福本實超師であつたが一日大阪の夫婦者が參詣して本尊の開帳を請ふた。

當時は遠地からの參詣者にはその懇請に應じて開扉拜觀せしめる事が往々默認されてゐたらしい。福本師も其請を容れて何心なく開扉したところが意外にも出開帳から歸山されてゐた前立觀音の尊容が見當らなかつた。不思議な事には扉その他厨子の何處にも何等異狀がない。それが爲めに福本師は

狭い場所に在る爲に下から見上げた時に折角の春日作りの千鳥破風が流れの端から辛うじて見える。是が爲にその釣合の美觀を削ぐ事が夥しい。(中略)神社建築としては此三堂を略唯一とせねばならぬ、而も時代が若くとも古い鎌倉時代あたりの技巧を傳へた點に於ても之あることを嬉しく思ふ。

一乘寺の國寶 當寺には前記の如く數の特別保護建造物があるが、國寶に指定されて居るものも亦尠くはない。その國寶及び寺寶については古家實三氏の寄稿を左に録して置く。

一、國寶 金銅聖觀音像 貳軀

明治三十四年國寶に指定

一乘寺本尊は世に十一面觀世音と稱せられて居るが是は全く誤りであつて聖觀音である。この觀音像は他の五體の金銅佛と共に新羅式に屬する朝鮮佛であることは疑ふ餘地がない。

三國時代に於ける新羅佛は六朝の様式を傳來し、所謂左右釣齋式であり、非寫實的であつて精神の表現に重きを置かれてゐる。我が推古式とは無論幾多の類似點や共通點があるが其特色としては容貌が著しく童顏風であり、微笑を含めるものが多い。

一乘寺本尊及び他の五體の金銅佛にも亦此の特質を一見看取し得るのである。本尊は高約二尺餘の立像で、臺座が少しく破損してゐるが全身に損傷は殆んどない。元和三年の火災

一時冤罪を蒙らうとした程であつた。種々搜索につとめた結果。阪本の字總山立石(右ひろみね左ひめじの文字ある道しるべ)附近の山林中に隠匿されてある事が發見された。その頃相撲取りとして有名であつた三口の荒川(西岡吉太郎)は年も若く六尺の大男であつたが此の尊像を脊負つて法華山に歸還した。荒川が裸體の淺黒い脊中に重さうな金銅佛を脊負つて坂本の字小坂の山路を歸つて來るのを近村の人々と共に迎ひに行つた事を當時四歳位であつた予の腦裡にも淡い記憶として殘つて居る。今思ふと縁起の繪卷中にもありそうな光景として回想される。本尊と此の前立觀音像とを除いて他の金銅佛は小さく高七八寸乃至一尺二三寸位の大きさである。

二、國寶天臺高僧畫像九幅及聖德太子像一幅

絹本着色

各幅四尺一寸 横二尺四寸九分

明治三十四年國寶に指定

高僧畫像は天臺宗東土(支那)の九祖及び傳教大師を描いたもので、元來は十幅あつたものであらうが、内一幅を逸して九幅しかなく、別に聖德太子像が一幅ある。東土の九祖とは龍樹慧文、慧思、知顔、章安、智威、慧威、慧明、荆溪、である。何れの像がどの祖師に當るかは題名が剝落して明かでない。

此畫像は何れも同一時代の作なることは疑ひないが、剝落

甚しく、又後世の補筆が多くて原作を髣髴するものは十幅中やつと五幅である。藤原時代の佛畫中の傑作として夙に美術家の注意をひき澤村專太郎氏は國華第二百七十五號に於て『平安朝時代の高僧畫像につきて』と題し極めて詳細なる解説批判を試みられて居り、尙美術資料第三編第三輯には聖德太子像を輯録して之れが解説を掲げ真美大觀は其第十三冊に『天臺高僧像』及び『聖德太子畫像』の二圖を掲げてゐる。

今澤村氏の説を要約すると平安朝の肖像的佛畫はその初期の弘仁時代に於て傳教、弘法兩大師及び天臺の圓珍、圓仁（慈覺大師）等の留學僧が彼土に於て模寫し來りたる唐畫の系統を受けて發達したもので、よく個性を現はして肖像畫としての價値を具ふると同時に一方信仰的精神の表現にも成功して宗教畫たるの本質をも具備するものである。同時代の遺品中有名なる教王護國寺（東寺）の龍猛、龍智の二圖、高野山普門院の勤操僧正畫像、藥師寺所藏の慈恩大師像等は一乘寺の高僧畫像より古いものではあるが寧ろ唐朝の原本を模寫したものである。然るに高僧畫像九幅は是等に比しては餘程日本風に變化を遂げてゐる。其描法は遊絲線及び鐵線を以て描かれてゐるが後世の加筆に依つて肥瘦のある大膽な描線が加へられてゐる。着色は濃厚であつて細部の模様等にも力を用ひ裝飾的な性質をも備へてゐる。要するに此畫の特質は同じく唐畫を傳來して純肖像畫を大成せる一派に對立して純肖像畫

の特質を離れ佛教美術の本質を發揮せむとする傾向の一端を表示せるものといふべく、唐朝肖像畫の國風に淳化する過程を示したものであるといふのである。

三、國寶阿彌陀如來畫像 一幅

絹本着色

明治四十一年六月國寶に指定

本圖は阿彌陀五尊像と稱するのが正當である。即ち中尊としての阿彌陀如來の外に觀音、勢至兩菩薩及び地藏、龍樹兩菩薩が描かれてゐる。作者は不明なるも恐らく鎌倉時代の中期以後なるべしとの説が有力である。本圖に就ては『國華第三百二十號』に於て歸鞍子なる匿名の士によつて詳しく論詳されてゐる。予は未だ此圖に接するの機會を得ないから歸鞍子の論詳を轉載して參考に資する事とする。『この畫は其作法極めて謹嚴にして描線は主として鐵線的なる黒線を用ゐるその着色は極めて鮮麗にして如來の着衣の赤色を中心として之れに配するに快調の青藍色、黄色等の諸色を以てし、最も強き照應の美を成さしむ、而して如來をはじめ各尊の着衣には精密なる花紋を描き、又中尊の寶珠形を成せる光背の如き、蔓草の外多くの飛天を描き出すなど、細部に亘りても種々なる緻密の描寫を示せるなど其畫法上より見れば著しく宗朝佛畫の感化を示せるを見る。殊に如來の前方に於ける花卉の如き、宋元の院體畫に於て

見るが如き一種の寫生的作風を想起せしむるものあり、その製作年代は恐らく鎌倉の下半期にあるべく、又以て新に大陸畫風を學びて成りし當代佛畫の作例として有數の品となすに足らんか』

四、國寶五大力菩薩畫像 壹幅

絹本着色 畫面 三尺八寸四分

横 二尺五寸八分

表裝 六尺七寸

横 三尺一寸五分

表裝黄色絹 一文字黄褐色金縷

本圖は古來五大力菩薩と傳へられ明治二十五年の一乘寺什器取調簿には『五大力尊一幅弘法大師筆』とあり、其他何れも五大力菩薩として傳へられてゐるが、大正十一年九月二日予は親しく實物に就て研究した結果全く五大力菩薩ではなく五明王像であることを知つたのである。即ち五明王各像の名稱は左の如くである。

步擲明王 金剛童子

無能勝明王

大輪明王 烏瑟沙摩明王

五大力菩薩の説明は仁王護國般若波羅密經受持品第七に詳しく出てゐるが、どうしても本圖とは合致せぬ點が多いが、十卷抄及び阿婆縛抄所載の畫像に對照してよく調べて見ると

右の如く五明王像であることが極めて明瞭である。弘法大師筆と稱する寺傳には何等の根據もなく全くの出題目であるが其構圖、色彩、筆致等から見て鎌倉時代中期に屬するものと見るのが穩當であらう。

本圖にて就は稍詳細な研究資料を有するけれども紙數の都合もあるから省略する。要するに本圖は幽玄な匂ひの豊かなものである。

五、木彫梵天像一軀 高二尺六寸

此像は元本堂にあつたのを何時の頃にか常行堂に移し、木彫の諸佛と共に押し込められていたが大正七年二月奈良博物館委員新納忠之介氏時の兵庫縣知事清野長太郎氏と共に當山に遊び彫刻物の調査した結果、此像を發見して鎌倉時代の作と鑑定した。

六、十二天畫像 十二幅

絹本着色

縦二尺五寸八分 横一尺二寸五分

十二天畫像は一乘寺に藏するもの二種二十四幅ある。一は足利時代の作で、美術的價値の少いものであるが本圖は鎌倉時代末期のものを見るべく着色古雅、筆力道建、佛畫としては前記國寶諸幅に次いで尊重すべき逸品である。

十二天とは護世天部の十二尊を云ふので、即ち八高天に日月と上下の天とを併せたもの、八方天とは東方帝釋天、南方

閻摩天、西方水天、北方毘沙門天、東南方火天、西南方羅刹天、西北方風天、東北方伊舍那天であつて之に上方梵天、下方地天を加へて十天とし更に日月天を加へて十二天とする。護世八天の説は印度に於て行はれるもので少しく異つてゐる。

昔は東寺の灌頂會に俗人何れも十二天の假面並に裝束をつけて灌頂を受ける者の傍を行道したが後之に代へて畫像の屏風を用ひた。

最初の十二天屏風は長久元年描かれたことを傳へ、現存の六曲屏風一雙は建久二年宅間勝賀の筆になつたもので十二天假面中の七面と共に今猶東寺に傳はり、國寶に編入されてゐる。高雄神護寺にも亦國寶の十二天屏風がある。一乗寺のものに就てはその由來を詳かにしない。

今各圖を比較するに同一人の手に成つたものではなく、師弟或は父子の手によつて合作されたものとも見られる。即ち水天梵天の描線は他の圖に比して肥瘦の度が甚しく、他のものよりは晦澁の感がある。手法は略同じであるが多少の優劣がある。

阿婆縛抄、十卷抄等に出て居る畫像は白象、青牛、龜、五馬、三鷲等に乗つた座像又は半跏像であるが一乗寺十二天は蓮葉の上に乗つた立像で何れも圓光を負ひ、圓光の周圍に小さな力強い火焰が燃えてゐる。火天を除いては何れも一面二

臂である。

各畫像は時代の錯を受けて赭黒色を帯びた絹地の上に遒勁な肥瘦線を以て描出され、青緑、赤色、淡紅色、胡粉等の沈靜な色彩を以て落着いた感じが現はされてゐる。恐らく東寺に藏する宅間勝賀の筆になつた六曲屏風と相違からざる時代の作であらう。

七、紺紙金泥大般若經 八軸

護良親王筆

此寫經は元讚岐國大川郡福榮村大字與田山の若一王子神社にあつたものを應永年中赤松出羽守顯則の斡旋によつて當山に移したものである。其由來は王子神社の社記によつて明らかである。先年大川郡誌編纂の際此經が法華山に現存するか否かを照會して來た事がありその時初めて此經の來歴が明らかになつたのである。社記によると、大塔宮護良親王奈良般若寺にて大般若の櫃の中に虎口の難を逃れられ、熊野の方に落ち行かれたが其後赤松律師則祐等只二人を供として讚岐に渡り、佐伯右兵衛尉季國を便り王子の社中に難を避けられた。大般若經は此時則祐等と共に書寫し、只管高時の滅亡を祈願したもので、一方此處からひそかに令旨を諸國の武士に送りて鎌倉幕府倒壞の計畫を進めた、阿波、讚岐、伊豫、播州等に後醍醐の味方の多かつたのは此故であるとも言へやう。其後、星霜移り應永年中、赤松出羽守顯則、此社に參籠し

て、大塔宮書寫の大般若を見、懇請して其本國播州の巨利法華山に移管し、其代償として大般若六百卷を完成して同社に寄進し、今に同社の寶物として傳はつて居るといふのである。

六百卷の中四百三十六卷は筆者の名を存し、百六十四卷は筆者の名無しといふ事であるが奥書には讚州大内郡中筋村虚空藏院住僧增畔、同國同郡入野山長福寺住眞海比丘、願主赤松前出羽守源朝臣顯則と記されてあるといふ。大塔宮等の書寫に成る大般若は未だ完成されずにあつて、其儘、顯則が請ふて法華山に納めたらしいが卷數は全く不明である。法華山にあるものは弘法大師の筆と信せられてゐたが若一王子神社の社記によつて始めて護良親王の筆のそれであらうと考へられるやうになつた。

しかし一説には其中の若干は鎌倉末期のものよりは遙かに古く天平時代に屬するもの、如くであると言はれてゐる。

八、亮昌和尚畫像 一幅

絹本、極彩色

亮昌は亮海の門弟で享保頃地藏院の住持となり、元祿末に於ける山内素亂の後を享けて綱紀を肅正し、伽藍諸堂を悉く修理し、享保四年東堅山輪王寺宮より褒賞の令旨を受けた等の記録が残つてゐる。徳川時代約三百年間殆んど俗僧愚僧の跋扈跳梁してゐた法華山に於ては稍傑出した名僧であつたらしい。

畫像は頗る微密な寫實に成り賦彩も亦極めて繊麗であり此時代に於ける純肖像畫の發達程度を示すものである。

亮昌和尚畫像

播州法華山一乘寺地藏院現住亮昌者在關州之中僧臘居第二齡亦長矣嘗甘枯淡道是愛嘗病堂舍之傾頽日已久之一朝奮起動加修營輪奐已全可謂合浦珠還雲山吹觀且附蔬園若干畝以永助厨料傾慕觀山行光房難寂吟嘯輪王寺宮裏稱其功許著木蘭色衣於其境者使之益々勤德之意昏斯無念斯風調兩願國界豐饒之旨一品大王御氣色之處也仍下知如件

享保四年五月二十九日

功德大僧都尙志

住心院大僧都覺演

九、亮海僧正自畫贊 一幅

亮昌和尚の師、亮海は東叡山護國院第三世之住持亮順の弟子で當時、臺宗の重鎮であつたらしいが詳傳は不明である。此像亦極めて寫實的で賦彩は亮昌のよりは稍沈靜である。自畫贊は左の如くである。

うつしゑの我影ながらさらにをもへ

かりの此世のしはしなる身を

僧正祥連廣山 亮海七十四歳

此外寺寶としては法道仙人所持と稱する鐵鉢、佛舍利塔、古書畫等數十點を數へる事を得るが繁を避けて省略する。

尙當寺に在る特別保護建造物及國寶については『國粹美集』に左の通り記載されて居る。

一乘寺 聖徳太子天臺高僧像

國寶指定 明治三十四年八月二日

一乘寺聖徳太子及天臺高僧十幅は同一の筆に成れるものなれば茲に其内の二畫像を掲げたり全體の表現は勿論彩色紋様其他切金の種類等に依つて見るも純藤原繪畫なり然も最優秀なるもの一なり唯後世の補筆甚だ多く且剝落も少なからず十幅の半は原作を去ること甚だ遠し唐畫の系統を引きたる純藤原の繪畫なるが間々肥瘦ある横線の認めらるるの恐らく後世の補筆なるべし併し何れにも同寺の阿彌陀如來像の如き線又は面に不自由なる固き所はなく信仰の對象として觀念的表現を取りたるにも拘はらず各人物個性は十分に現れ皆生々として極めて現實的となれり當代の肖像畫として最も重要なものなり。

一乘寺 阿彌陀如來像

國寶指定 明治四十一年四月二十三日

本畫像は其作法極めて謹嚴にして描録は主として鐵線的なる墨線を用ひ着色は殊に鮮麗にして如來の着衣の赤色を中心として之に配するに快調の青藍黃色等の諸色を以てし最も強き照應の美をなさしむ而して如來を初め各尊の着衣には精密なる花紋を描き又中尊の寶珠形をなせる光背の如き蔓草の外多くの飛矢を描出せる等細部に亘りても種々なる緻密の描寫を示せるものあり其作者に就きては何等信憑するに足るの材

料なきを以て其畫法の上より見れば著しく宋期佛畫の感化を示せるを見る殊に如來の前方に於ける花卉の如き宋元の院體畫に於て見るが如き一種の寫生的作風を想起せしむるものあり其製作年代につきては後世の補筆したる部分多く舊觀を損した所あれども大體の様式は藤原期のものにて高野山櫻池院に藏せる藥師十二神將等と同時代と考へらる若し藤原期の様式によりて鎌倉時代に摹寫したるものなりとするも鎌倉時代に行はれたる部分的文様を認むるのみにて矢張其他は藤原期の繪畫なりと言ふの外なかるべし。

一乘寺 五大力吼

國寶指定 明治四十一年四月二十三日

當鎌倉時代に於ては前代と截然區別せられ畫風を一變すると共に地方には又前代の手法に依ること甚だ多きものあり清涼寺の經函の畫即ち是なり筆致彩色共に前代の風趣を繼ぎたり更に温泉寺及黒野神社の十六善神も亦一層纖麗の技巧を弄したるものなり是等に反し太山寺不動四童子は託摩の筆致の極めて著しきものなり色彩の配合更に火災の描法の如きは甚だ巧なり同寺の不動二童子及一乘寺五大力吼はこれに春日の趣を加へ甚だ優秀なるものなり更に太山寺の金剛經十六善神も亦この流派を汲みしもの大覺寺及太山寺の釋迦三尊像は前に述べたる如く淨土教美術の興隆と共に流行したる形式なり前者は足利時代に現はれたる明兆の筆とせらるれども其の製

作は後者と共に當代未聞のものなり。

一乘寺塔婆

指 定 明治三十四年三月廿七日

構造形式 三重塔方三間三層塔婆屋根本瓦葺

塔婆は一乘寺本堂前面石階下に東面して建つ其の創立詳ならざれ共寺傳永祿五年の建築に係ると謂ふ。塔婆は三層塔にして屋根各層本瓦葺屋頂莊重なる相輪を冠し軒いづれも二重繁種反轉あり従つて屋根の流れ輕妙にして生動の氣あり。斗拱は尾極支輪を有する三手先詰組を使用し中備へは初層二層に本墓股を置き總圓柱を立て三層二層共に廻廊高欄を繞らし腰に三つ斗を組み初層は小高き石壇上に立つ。柱間施設は各層共に各面中央板唐戸兩脇間子窓を配せり。全體の形態初層と二層との間隔稍高きに失すれども屋根の流れの緩きと其軒の反轉ある爲に必ずしも美觀を損せず殊に相輪の莊重なるよく安定と諧調を保ちて莊嚴なり而も一般木割雄大にして中備へに使用せる墓股の如き其の形狀陸中平線中尊寺金色堂のそれの如く稍踏張に力を缺き優雅に趣きありて鎌倉初期の建築の風を帶べり恐らく舊形を模倣して室町時代末期に建立したる者なるべく京都八坂法觀寺塔奈良興福寺塔婆に次で當代整備せる塔婆たるの價値を失はず。下層内部天井を小組格天井とし四天柱内折上小組格天井となし壇を設け塔本尊を安置す柱頭天井極彩色を施せるも後世の作に係り俗惡見るに堪へ

す。

特別保護建造物一乘寺妙見堂

指 定 大正二年四月十四日

構造形式 三間社流造屋根本瓦葺

妙見堂は屋根本瓦葺軒に稍雄建なる種を分布し文輪を施し出三つ斗を組み隅に鬼斗を使用し中備には意匠稍見るべき本墓股を置き總圓柱を立て頭貫の末端は唐様の手法に屬せる繪様彫刻を施せり。前面は板唐戸を附け三方廻廊椽低き脇戸を設く向拜柱は方柱面取にして左右兩柱繋ぐに袖切眉形を施せる虹梁を架け其兩拱を受けたる所唐様の手法を有す梁上の墓股意匠奇抜にして多くの類例を見ず。全體の權衡稍莊重にして手法和様と唐様を混和し鎌倉時代の特質を備へたり軒端の支柱は後世附加したるものにして美觀を削ぐ事大なり。

一乘寺辨天堂

指 定 大正二年四月十四日

構造形式 一間社春日造屋根本瓦葺

辨天堂は妙見堂に相接して東に建ち同じく南面す。三間社流造にして屋根は本瓦葺軒に比較的纖麗なる種を配し斗拱は實肘木を施せる三つ斗を組み中備には妙見堂と略々同様の墓股を置き總圓柱前面各間には板唐戸を設け三方に廻椽を繞らし脇戸を立て正面中央に木階を置く其の妻部は虹梁上大瓶束

を用ひて棟を受くること唐様の手法に屬せり而して向拜を繋ぐに一種の蝦虹梁を架け而取せる方柱頭斗拱を組めること妙見堂と差なし本建築亦著しく唐様手法の存せるを見るべく蓋し妙見堂と共に鎌倉末期を下らざる建築なるべし。

一 乘寺護法堂

指 定 大正二年四月十四日
構造形式 一間社春日造風根本瓦葺

護法堂は辨天堂の東北一段高所に南面す一に毘沙門堂と呼ぶ。其の構造様式全く妙見堂に同じく唯形状を異にせるは廻廊に高欄を存せる事と虹梁及頭貫の末端繪様彫刻を異にせるに過ぎず。建築年代亦同時なるべし妙見辨天堂護法の三堂共に本瓦葺となせるは後世の補修の結果にして元檜皮或は柿葺なりしなるべし瓦を載せたるが爲に軒端其重力に堪えず三堂悉く支柱を立てたり爲に權衡を失し其の美觀の一斑を滅殺せるは惜むべし。

當寺慶長以前の金石文については古家實三氏の稿を左に載して置く。

一、承安四年銘 古瓦

年號の明記された古瓦は、奈良縣郡山町の水木要太郎氏所蔵にかゝる延喜六年の銘ある青木山花瓦といふのが今の所我國最古の銘文とされてゐるが、木崎氏の日本金石史にも此の瓦を除いては中山博士が考古學雜誌第十一の六に發表された天承二年の安樂寺瓦があるの

の木の下に移したものである。高さ約五尺三寸地輪に左の銘文がある。

權律師
阿弁
(梵字)

清華山金輪庭



元享元
十月十七日

權律師阿弁が如何なる人物であつたかは他に何等徴すべき資料がない。

一、弘治三年銘瓦

外、平安朝に屬するものは殆んど類例がない。しかも安樂寺の瓦は僅かに破片に過ぎないが一乘寺のは珍らしく丸瓦の完全なものである。即ち左の如き銘がある。

額田郡武末

承安肆年才次八月四日

承安肆年は四年の意味であり皇紀一八三四年高倉天皇の時代に當り源義經鞍馬寺を去つて奥州に下つたといふ年である。瓦に作者の姓名の入つて居るものは此瓦が最も古いものである。

一、正和五年銘石標

通稱金輪の庭の中央から少し南寄りの所にある。播磨名所巡覽圖繪には『車停石標』として之を記載し略圖さへも描き説明を加へてゐる銘文は左の如くである

金輪聖王自金堂一丁 正和五年十二月二十一日依勅造立之

巡覽圖繪の説明には『或云車停とは見へず正和は九十四代 花園院後醍醐帝の間也又金輪聖主は奥の院の廟をさすに似たり又は天子の廟歟』と言つて居る。圖繪に此の銘文を金輪聖主と讀んで居るは聖王の誤りである。又花園院後醍醐帝の間なりとして居るが是は簡單な歴史年表を見てもわかる通り後醍醐帝即位の二年前花園天皇の時である。やはり車停の石標と見るのがほんとうであらう。正和五年は金澤顯時が始めて所謂金澤文庫を創設した年であり、又北條高時が執權職になつた年である。

一、元享元年銘五輪塔

是は元猿蓑谷の墓地にあつたものだが大正五六年頃今の清涼園内

是も丸瓦の背部の中央に巧みな筆蹟で題書せられたものであつて、瓦は完全である。西の京は今の西大寺邊である。

弘治三年

大和國西之京住人新三郎作也
卯月十四日

一、弘治三年銘瓦

昭和二年秋工學士天沼俊一氏來遊の時本堂の椽下から發見された鬼瓦に左の銘があるときいたが余は未だ實見しない。

弘治三年六月十六日

甚六
自敬

瓦大工橋清川彌六作之
南無阿彌陀佛

橋姓の銘ある古瓦は大和吉樂寺の嘉吉元年銘あるもので瓦大工橋吉重壽玉とあるものが有名であるが、嘉吉元年は弘治三年よりは百十七年も以前に當るから兩者の關係は不明である。是も恐らくは前の西之京住人新三郎等と共に大和西大寺附近のもので造瓦の爲めに法花山に一時來り住つていたものであらう。或は大和で作つたものを運んで來たものかその邊のことはよくわからない。

一、弘治三年銘古瓦

是は先年村の小學生が法花山の境内で拾つて來て余にくれたものであるが平瓦の破片であつて只幸にも年號の部分だけが都合よく残つてゐる。此外法花山では明曆の年號を記した古瓦があるが慶長以後

に屬するからこゝには省略する。

一、慶長五年銘寶篋印塔形墓標

元明王院の墓地にあつたもの、今、見子堂裏新道の傍にある。銘文左の如き極めて貧弱な墓標である。

慶長五年

永慶阿闍梨

八月九日

一、慶長十八年銘寶篋印塔形墓標

是も同じく元明王院墓地にあつたものらしいが今、見子堂裏の路傍に前のと共に並んでゐる。

慶長十八年

爲永玄阿闍梨

十月五日

此外に銘文はないが鎌倉時代と想像されるものに奥の院巖窟の傍に在る七重石塔婆一基、奥の院道を半丁許り入つた所にある變形五輪塔二基、清涼園の寶篋印塔一基等は一種の石製工藝品として價値から云つても貴重なるものではある。

法華山一乘寺内各院

觀喜院

天養宗 延曆寺末 本尊阿彌陀如來 天平五年創立 境内九百三十一坪

天平五年本寺の諸堂造營の際建立し歡喜天を本尊として居たが大永三年兵變に罹り全焼。永祿五年赤松義祐諸堂再建の時再び當院

をも建立し彌陀如來を本尊とした。

明王院

天養宗 延曆寺末 本尊十一面觀音 天平五年創立 境内五百三十七坪

天平五年本寺の諸堂宇造營の際建立五大力明王を安置し本尊とした。永正元年住僧理現明王經千坐を修し天下泰平風雨順時を祈念した。五大力明王示現理現僧都に曰く、汝天下泰平風雨順時を祈らば十一面觀音の像を刻み本尊とすべし、我共に利益すと。僧都自ら其像を彫刻し本尊とした。當院は元眞言院と稱したが之によつて天聽に達し明王院と改稱した。大永年中兵火に罹り全焼したが本尊のみは焼けなかつた。永祿五年赤松義祐諸堂宇再建の時當院をも再建。明和七年災火に罹り再び焼失したが本尊は無事なるを得た。時の住僧惠董幕府に嘆願し諸人の寄附を仰ぎ同八年建立十一面觀音を本尊とし明王尊像を臨立とした。

月輪院

天養宗 延曆寺末 本尊阿彌陀如來 天平五年創立 境内千二百九十二坪

初め月光菩薩を本尊として居たが大永三年兵火に罹り焼失後永祿五年再建の際阿彌陀如來を本尊とした。

地藏院

天養宗 延曆寺末 本尊阿彌陀如來 天平五年創立 境内千五百七十七坪

創立の際地藏菩薩を本尊としたが大永三年兵火に焼かれ永祿五年再建の際阿彌陀如來の像を安置し本尊とした。其當時の住職亮昌は一山の長老で赤松氏の叛依深かつた。當院境内に三輪堂があり阿彌陀如來の像を安置してある。

隣聖院

天養宗 延曆寺末 本尊阿彌陀如來 天平五年創立 境内七百

創立當時は月光菩薩の像を安置し本尊として居たが大永三年の兵火で全焼し永祿五年再建の時阿彌陀如來の像を安置して本尊とした。

學園院

天養宗 延曆寺末 本尊阿彌陀如來 天平五年創立 境内七百六十九坪

初め月光菩薩を本尊として居た。大永三年兵火に焼かれ院宇全焼本尊も焼失したので永祿五年再建の時阿彌陀如來を本尊とした。然し當院は今たゞ名義を存して居るだけで院宇は無い。

一乘寺雜纂

一、本堂内陣厨子に就て

天沼俊一氏の説によると本堂の厨子は本堂の建築よりも遙かに古く恐らく永祿時代のものであらう。此の厨子の大きさは吉野藏王堂のものに次いで日本第二のものであるといふ事である。

二、三重塔内五智如來遭難記

三重塔内に元安置せられてゐた本尊五智如來像は現今のものよりも遙かに大きく作も立派であつたらしいが明治二十年頃盜難にあつた。搜索の結果西門附近で焼却され金箔のみを奪ひ去られた形迹があつたのを發見したといふ。現今の五智如來像は加西郡賀茂村東劍坂通稱常助事、中安政右衛門といふ素人佛師の作である。常助は生れつき巧者で誰にも學ばないで繪畫、彫刻、生花、等何でも小器用にやつた男である。

三、本堂正面「大悲閣」の額面

本堂正面に掲ぐる「大悲閣」の額面の文字は承眞親王の筆蹟である。親王は有栖川職仁親王の息で光格天皇の御養子、天明八年正月生れ文化七年天台座主となり天保十二年五十三歳で歿した、年五十三、梶井宮門跡ともなり三千院と號す。梨本坊又圓融房とも號す。大悲閣の下書は今法華山に残つてゐる。

四、石棺蓋を利用した石橋

放生池から三重塔に登らうとする所に奥の谷から流れ来る溪流に架つてゐる石橋に石棺の蓋石が利用されてゐる。その底を見ると繩かけと稱する凸起がある。是は何時頃掘出され又橋として利用されたものか全然不明である。此外にも法花山内には石棺の蓋石又は側石を利用したものが二三ヶ所に見受けられる。是は餘り多く例のない事と見えるが、江州坂田郡北郷里村大字石田には「カラト橋」となへ二箇所にこれがあるといふ記事が考古學雜誌第一卷七號に載つてゐる。石田は彼の石田三成の出身地だといふ事である。

五、東谷僧正の藏書

故東谷實秀僧正の遺書は約一萬冊に達し今地藏院に保管されてゐる。僧正が募集に着手されたのは明治四十四五年頃からであるが其種類は随分多方面に亘つてゐる宗乘餘乘に亘つて佛書を多く集められた事は勿論であるが各種經典及其註釋書、諸子百家から詩文集和歌國文、俳諧、國史、神典書、法帖類等随分多岐に亘つてゐる。朝鮮本等も數十種あつて其中には高麗朝末期の傑物鄭夢周の全集たる圓隱集の如き珍書もある。然し乍ら慶長以前の古刻本等は殆んどな

いと書つてもよい。是は僧正の趣味が好古癖ではなくて讀書趣味から宛められた爲めである。

六、能書家亮津

亮津は天保頃明王院の住持だったが詳傳は不明である。能書家として相當聞えていたことは古老の言ひ傳へによつても明らかであるが遺筆は餘り遺つてゐない。常茶屋前の『右きよみづ左しよしゃさん』の大石標の文字は亮津の筆と傳へられてゐる。又飾磨郡置鹽村杉の内運華寺には亮津書の石柱縁起がある。

七、法華山を加里郡と決定したる年代

阪本に現存する『元祿十二年法華山境界定め古文書』によると當時印南郡志方庄二十四ヶ村と加里郡三口村阪本村とが郡境並に山林の所有權について争論の結果京都の郡代に訴訟を起した事があつたが其後和解成り圖面を作つて郡の境界及び所有權の限界を明記し、互に裏書して各村庄屋の連署調印によつて解決してゐるが該文書によると此時まで志方庄は其多勢をたのんで頑強に法花山を印南郡として取扱つていたものらしいが阪本三口は『朱印』の肩書及び『法花山御年貢地新檢地帖』に加里郡とある事及び正保二年御國繪圖にも加里郡に屬して居る事を極力主張して遂に法花山は加里郡に屬する事を確認せしめた。しかして仁王門跡、皇神山、大日の森、六万の三味は管理は法花山に屬するも其地域は印南郡内に屬する事をも決定した。然るに其後寶曆年間の編纂になる播磨監の著者が法花山を印南郡の中に入れてゐるのは著者が印南郡である關係上所最負の意味でわざとやつた事であらうが決して眞摯な態度とは言へない。

要するに郡界問題は元祿十二年九月を以つて解決されたものと言つてよい。

當法華山一乘寺に詣たもの、紀行、或は詩、和歌等は『法華山二十八品法樂和歌』播州法華山紀行(播陽智惠袋)其他多くあるが、その全部を収録できないから『法華山十二景和歌』と『法華山十二景詩』のみを左に録して置く。

法花山十二景和歌

山を法華といひ寺を一乘といへるをのづから八の峯幽邃にしてふかく森羅萬象如一實相なれば地理も又妙なり開祖聖仙の靈跡は星移り霜加ふるといへども照日のあまねく照し法燈ふかくかかけたえせぬ關若也奇樹枝葉を茂くし麗石巍々たりやつかれ卯月のはしめまう乃ぼ里て枝葉をとどめ侍りけるに伽藍を拜調し結縁し奉るもさちなるかきりなしあたり亮昌の大とこにまみ奉りやをらうちものかたらしつゝて一山の致景佳理感興甚し墨客才子の詞玉あらすやと問にさたかなる草もなく亦名つくるの題もなしそらに思ひよれるすじも侍らば銘せよなど望め給へらるれば山の井のあさきすさひにはいかいとやすらへおもへどし柴のしめてすゝめらるゝにつれて古跡靈場のをほかるなかにこれかれを撰び十二因縁のまにしになそらへて十餘り二の題を賦しあひしれるとちに告てやまとうたをよましめぬをほよそ八景を求るには海濱を眺望し遠山を瞻仰する境をためしとすれどかゝる嶺□の中にはまのあたり芳名をかそふればちかきに遠きをもひをのべはるかなる心を眼下につらねて筆の跡ひろく詞の林ふかしさればかきあつむる藻汐草を一帖とし侍りぬ鳥の跡世

々に絶えせずば後の君子金玉をならし錦繡をもて寄附せん事たとへば觸をうかべるの江も波瀾をおこすの海童となし麓のちりひちも蒼天をさゝふるたくひをねかふといへる時はうけたもてる十あまり二のとしの夏料とる冬月の事にな舞

播磨濱州市隣於播州姫府寅舍南窓裏

四 通 春 旭

源 輝 廣

朝附日圓なる名とあひにあふ法の光は春の雲に

靜 院 織 雨

桑 門 月 嘯

春雨のうるふ草木を見てもしれ静けき院に馴るころは

巖 桂 薫 風

源 廣 龍

夏にふけ岩根の桂移しうへしその世の風も薫たえせて

止 渴 清 涼

源 好 方

分來つる野山の夏を忘れ水波も涼しき法の光に

五 智 皎 月

源 昭 良

世の塵も拂ふ五のます鏡臺に高く月そ澄むらむ

牀 石 楓 錦

桑 門 三 柳

しづかなる岩根の床も紅葉は世にいひしらぬ錦しくらむ

信 行 曙 雪

源 庸 之

行ふも信そふかき松の戸をし明かたの雪の□のわに

三 輪 群 濟

藤 原 廣 古

かしてし那むれくる袖の三の輪も普き法にむすぶえにしは

大 劫 綠 苔

桑 門 道 雅

天衣なつとも爰にむす昔のみとりの巖つきせさらなむ

金 輪 聖 轍

三 木 尙 胤

をなし名を爰にそ仰く花山にありし御幸の跡は残りて

常 行 梵 鐘

藤 原 介 師

頼めをく西の御空に朝夕も絶すをこなふ聲と鐘とに

丁 皇 叢 祠

桑 門 宗 徳

世々かけて神も御法は守るらし八里垣つくる森の注連繩

當山の開祖聖仙の御事に釋書にねもころにかいしるされれば今はたいふへきはさら成べし應化遊戯自由にして神變の妙用待れば空鉢仙ともいへる事待るとなんそのはじめを仰くに千とせ餘り百の春秋にやおよふめり餘光たゞせば靈驗あきらけししかはあれど天正のころほひ三木の兵亂おこりて此國の精舎もいと□う□いしさればにや僧侶も坊宇を捨て一とかたに侍りけむ此上もをのづから塔頭の院室

には朝夕の霧に香煙をゆつり爰は軒もる月ひとりさやかなりされば
 今の亮昌あさは甘あまり七年はかりさきつかた座主の宮より命令
 をかうふり遷住し給へることかた絶たるを、こし廢れたるを補ひ給
 ふ心さしふかく我立袖の枝葉をうけつき遠き雲路を隔ては蜀山郡林
 の根をさへほらむ事を思ひはるかなる濱のまさごを□□て鷲峯婆羅
 林の材をたにこゝにうつさん願ひは斧の柄のくちせすそのいさをし
 今の佛閣高墳の莊嚴の見へていしるくあるは舊物の什寶法堂の離
 散せるをかなたこなたに求めたとりふたゝび合浦の玉かへること
 しわきて接待所を營ひもろゝの憩へるに渴を止て甘露の清雨をう
 るほはしめ三輪堂をかまへて麥抹草鞋をもてむれ來る輩に施與し且
 逾堂をつくりては孤獨病痾のしるへなきをとゝめ教育せらるゝ此三
 の堂を新に修造し給ふもみな此阿闍梨の自行化他の慈愍なる事世に
 人のしれるはあきらけしされは華夷の緇衣まうて來ること日にそひ
 月にしたかひて絶る事なしぬかづけるものゝことわざにいへらくさ
 らに此阿闍梨の中興法隆の高き事はふたゝび神仙のけきやうし給へ
 るとな舞あふくもかぎりなし享保四のとしの事かよと轉衣令旨の御
 事なん侍りしも當山の再建修營の徳風を聞えあげ給ひけるゆへとぞ
 覺ゆれやつがれの□□のき□□してながき代に残さんをもほけな
 くはゞかりの關のとかくは思へとまうで來て見るところの置區絶□
 のあまりなれば也又八の景のふる事は湘浦を濫觴として異域の絶景
 天下の大觀なれば玉の聲になして世にもはや事むべ也それかゆ
 へに本朝の琵琶江にうつしてからのやまとの哥にもよめりすへて八
 をえらべるこは□陰の數量なれば地理にとり水邊によするの名もい
 ちしるくあるは六景十景などを佳名とするもみな陰敷をたかへされ

ば成べしされば水邊な□しも本朝のためしをいはし南京の八景は郊
 外山頭の致景也又ちかきとしころ洛北の修學寺の八景も一山一境の
 ろちにて芳名を題し給ひ堂上官家の金玉に見えたり此山十二の景號
 も此ためしによれりかつ三詠一觀の惠日はたかく法山にかゞやき横
 川のながれとをくこゝにつたへて法の水すめらむ事松の葉の散らせ
 すまさきのかつらなく榮へん行をあふくといふになむありける
 桑門宗徳拜誌

- 法華山十二景詩
- 圓通鐘聲 天台東溪眞詣題
 - 華嚴洞窟崇丘 吼月鳴霜啓幽 聞至聲亡聞盡所
 - 圓通三味仕君遊 古淡海木村之漸題
 - 幽巖丹桂 仙客不知何處去
 - 一叢幽桂傍岩開 僊客當時手自栽
 - 天香依舊闥衣來 泉谷百拙養山人
 - 常行秋月 海嶽朝瀾瀾氣澄 明月一輪詩一榻
 - 九旬自護蠟人詠 無端狂作擊鐘附 蘭汀奥田士亭拜書
 - 層塔晴煙 寶鐸聳聞十里風 一林輕煙影溶曳
 - 蓬萊峰裏塔重々 朝陽晴映碧紗籠 僧公慶書
 - 澄心夜雨 山溪雲覆四無隣 夜雨蕭々燈火親 不管十年是非事
 - 燈心庵裏讀書人 神闕眺望 伊藤長衡書

巍々神闕倚穹蒼 孤杖尋幽懸路長 千里放驢迷出處
 疎鐘風度報斜陽 古寺無人春已歸 花香尙自著吟衣 樹陰源所留遊客
 不用坐來歌式微 石杖綠苔 花落兩餘鋪錦茵 祇有夜來山自照
 帶雲醉臥探樵人 東坂曉靄 香靄層々遮曠原 頃刻天風莫無迹
 一望蒼鬱曉猶昏 嶺頭高桂海東噉 蓮峰暮雪 玉作芙蓉畫不能 萬籟無聲幽寺晚
 一峯雪壓白眉々 松關應有坐禪僧 皇山夕照 碧洞風寒鶴未還 眞山松子節
 白雲盡所俯摩巖 夕暉依舊照皇山 仙穴疊翠 東涯胤書
 山陽百里舊提封 箭寺雲源占一峯 白屋朱門無定主
 苔籠終古認仙蹤 草保庚戌之春
 書法華山十二景詩後
 法華山者蓋法道仙人留錫之躡蹤千古法燈至今燦々寔播陽第一之名
 區也而勝槩甲於天下其境也地肥水清萬山環繞峙者指天伏者匍匐如

負如抱如趨如排老松修竹怪石碧沙各抱地勢無一不住衝促透遲而堂
 宇梵刹巍々乎其中可以遊行可以盤桓使人骨冷魂清不待指揮自知仙
 跡也燈心庵主昌公妙慧神味之餘蕩情千山水風煙而惟憂未有詩賦干
 茲有年矣客歲憂語予其志予適喜獎其志而遂選設十二境其景也豈嘗
 十二乎哉所登臨經過恨新奇鐘神秀都莫不適人意然其中招攝最雅而
 絕者各因其器名之甘於此分其題辭而求之四方英彥之士詩賦已成萬
 彙風態各得其所此即昌公之所以寫憂忘調飢也余欲其志傳乎無窮遂
 忘固陋記始末云

二月登法華山

- 欲登圓教法華峯 不假三車任追風 出岫寶樓如羽化
- 談空黃鳥論青翠 疲襟捧奉七象粧 櫻樹開梢千佛宮
- 休足堂前忘世量 自疑到祇陀稱中 圓山氏加納
- 同登法華山 宛如斜影照東關 千松萬樹風流貌
- 旭日始昇成道山 慚愧早生刷小鬢 和歌 同
- 咲きちらぬ御法の花は春秋も かはる時な、にほふ山風

尙當寺に關する古文書は多數あるが、たゞ參考として左の
 二三のみを録して置く、
 元弘三年六月三日權律師行春が後醍醐天皇行幸の事を記し

て曰ふ

後醍醐天皇當山行幸御事 大覺寺殿吉野先帝 奉申此御事也云々 元弘三年五月廿六日
主上伯耆國令着當千本宿 當山衆徒夏講衆以下爲御迎參向
皆帶兵具 其勢八十餘騎 馬又同日自京都關白殿 衛爲
御迎坂本御下着 東坂本和氣大學入道宿所人御 同廿七日主
上自千本宿御立於箸崎宿暫被休仙駕 今午尅 先陣軍兵且
登山 其勢如雲霞 申尅主上自西坂御行幸也

供奉人々

關白殿 近衛 別當殿 洞院 五辻宰相殿 從三位行助宮中將

山科中將 甲斐少將 一條中將行房 勘解由次官光守

官人

近衛官職政 宗判官 近新判官 職政 舍弟 佐渡判官秀清 著到 奉行

北面

能登守 伯耆守先陣

醍醐西南院僧正内大臣 其外自京都被參人々多之不知名字
之間不及住之 此外出雲伯耆美作等軍兵不知其員 以講堂爲
皇居 當日 及晚景 御藥菓子貢御等献之 長講衆三人 相
副御長櫃送進之 自講堂東緣被取入之畢又持經十五人 於内
陣床讀經及晚天退出畢 同廿八日爲御先達行春 修乘房 法印 參堂内
陣被候 餘宿老少々參會 干時以勘解由次官可住申關所之由
有勅定 人々加評定 注申安室郷並餘部庄地頭職畢 又長吏
以下十五和尚名字有勅門仍注進此處 長吏圃明並密大阿闍梨

慈真 東兵衛 覺如房 可爲律師 之由勅定 其外叢於京都可有御計之
旨 有勅定 之間仍注進僧名 時奉行請取畢 貢御已後有經
供養御導師行春勤仕之 御布施柳裏薄衣被出 行春懸石肩退
出畢 以此尅如意堂御參詣 行春自閑道先立參如意堂 人々
同之 其後 主上如意堂御參 奉入御輿於外陣 奉昇居正面
東向 有暫之後 自御輿下御坐於御坐上向正面御着坐先御禮
拜 御地 三返後令著御本座給 關白殿外陣正面東向御着坐
御先達同間内陳座 長吏幸長自正面二間着座 當堂建立之次
第行春粗申述之 即安鎮試所刻如意房安置靈像 兼用意之間
奉昇出之 主上能々御拜勤之後 被下御帳畢 又本願上人御
佛具遺物等献之 以外御自愛善提心論一卷献之間關白殿傳
進給 主上得之三返御拜見之 亦聖武天皇御眞筆金明經並丸
子親王眞筆稱讚經等各一返御披覽 又本願上人御本尊赤梅檀
五大尊像御拜之後 勅定云 以本尊暫預進哉云々 行春申曰
不可及子細候云々 仍即御懷中畢 又後白河法皇承安四年臨幸
香水在所披覽之次第申上之時 爾者可有觀覽 之由有 勅
定 即起御坐令入内陣給 關白殿同之 長吏並行春御供 燃
胎燭 開連子 主上傾御冠觀覽畢 以竹抄御自汲香水以左御
手三度服御行春申云 壯年者 生白髮候 之時以此水洗之其
驗候 凡愈衆病功能嚴重候云々
其時御自御髮等等令塗之給畢 暫佛壇之際御坐間 本願上人
自金剛薩埵御傳受印明事有御尋 有海律師 東四 申勅答微音

御問答 粗有御秘藏御氣分 有海申云 此事稟承之旨候 追

而可注申候云々 又勅定云 爲御祈禱修何法耶已上 有海申

云 五大尊合行護摩並如意輪温座之供法奉勤行云々 重而勅

定云如意輪護摩可宣云々 行春申云 顯密行法可相並候 於

顯宗行法者 可爲鎮護國家之三部講經哉候覽云々 勅定云

何可相計已上 其後 主上關白殿外陳御出 令着座御本坐給

奉行勘解由次官室郷御寄進 繪旨文 替衆徒行春請取之 一

返披覽之後於衆中畢 其後可有御供養之由行春被申之間行春

登禮盤 即主上 被召御輿 御經供養啓白最略勤之 奉行被

出御布施 薄衣 如前 大衆於外陳奏管絃還城樂 曲未終 駕輿了等 自

東南間 奉出御輿 漸還御 衆徒御共下阪本云々 行春還宿

坊 欲令休息之處 官々有御入堂 急可參堂旨催促之間 不

取敢參如意堂 御輿四張 奉昇居外陣之間 内陣令着座當堂

建立次第 粗重申述 献香水扈從之人 取之次第献之於御輿

中 御受用行幸御急之間 即御下向畢 又未衆等如御迎儀式

而奉送畢 關白殿者自西坂七曲重有御登山 御心靜御入堂

爲令通増位寺兵奉給云々 凡於増位法華兩寺行幸者 无先規

例 之上者不可申御供 之由内々御宿房被仰 之由兼有其聞

雖然於法華寺者御共奉之由披露臨時之御計歟 將又文觀上人

御祈禱僧故歟

當寺々領に關するもの

別所小寺間和睦之儀に付而永祿五壬戌十一月九日より至當院

被成御座十二月朔日に於大門小寺別所同明石方參會して立揃

へ御禮被申訖其時御宿申により御書可此調被下候也後日に可

爲存知者也

永祿五壬戌年十一月九日赤松左京太夫義祐公當院江御出小寺

別所並明石方等申合置鹽城責寄申由其間有之嚙御咄御擁申上

三木明石江罷越致入魂則三木明石より御越西口仁王門礎に御

腰掛當院より義祐公奉守罷出自身酌取御和睦御盃有之各御退

去依之置鹽城江十二月朔日御歸城御送申上右爲御褒美此御書

被成下候事

尼子御氏江御書替願出候節一山惣中江被下置候様願上候處尤

に御間届法花山衆徒中ト御書付被下置候事

地藏院永嚴爲後代書之

當院先住以來買地所々事□□御□於關所不可有相違全寺務可

被專祈禱精誠□□恐々□□

十一月廿八日 義 祐

地藏院永嚴

此書面は尼子以後に於て赤松義祐赤松代々の寄附地の外に永

嚴並に先住代に買得地の公租を免除せしものなり

別所小寺間和睦之儀に付而永祿五壬戌十一月九日より至當院

被成御座十二月朔日也本大門小寺別所同明石方參會して三口

へ御禮申訖其御宿申により御書可此調被下之後日被存知者也

永祿五壬戌年十一月九日赤松左京太夫義祐公當院へ御出小寺

別所小寺間和睦之儀に付而永祿五壬戌十一月九日より至當院

別所並明石方等申合置鹽城責寄申由其間有之噉御咄御擁申上
三木明石へ罷越致入魂則三木明石より御越西口仁王礎に御腰
掛當院より義祐公奉守罷出自身酌取御和陸御盃有之各御退去
依之置鹽城は十二月朔日御歸城御送申上る右爲御褒美此御書
被成下候事

尼子氏へ御書替願出候節一山惣中へ被下置候様願上候處尤
に御聞届法花山衆徒中と御書付被下置候事

地藏院永嚴爲後代書

(尼子氏とあるは誤ならん是は輝政及利隆なるべし)

三郡之境爲國免之地上者赤松殿代々任判形之旨於此方不可有
相違候仍如件

天文九正月十二日

尼子民部少輔

詮久花押

(尼子二氏の書面は義祐の書面を指したるに非ず貞範以來
赤松氏の書面を指するものなれども赤松の書類は浦上山谷
の亂に散失せしものなり)

三郡之境爲國免地之地上者諸役之儀申出共被相任赤松殿御一
行旨不可違御手引由乍憚民部少輔以書狀申入候猶我等可申入
候恐惶謹言

天文九正月十四日

尼子刑部少輔

國久花押

法花山衆徒中(上ツ、ミニハ衆徒御中トアリ)
當山竹木伐採事堅令停止上若違犯輩在之者擯取可被越急度可
成敗也

十一月十九日
法花山坊中

(之は赤松氏之寄附地及永嚴先住御買取地惣體の高たるも
のとす)

爲寺領加西郡坂本村百壹石八斗二升二合寺中屋敷分拾九石九
斗四升八合合計百貳拾壹石七斗七升令寄進畢同可有寺納者也

元和元年十月二日

法花山

播州花山一乘寺

御朱印爲御訴訟參候大地之寺御座候間御朱印之御次第も御座
候はゞ致頂戴候様奉願上惶々謹言

八月十九日

安藤左京進様

松本出雲守様

(是は元和以後初て徳川の朱印とせられたるものなり)
慶長六年播州法花山御檢地帳

九月十九日

舟橋五左衛門

舟橋五左衛門

安部久介

三口村内法花分田分

一、田 四町六段六畝二十二步

元久年中法花山中貸附所村に候分

阪本村内法花山分田分

一、田 參町五段一畝二十七步

前全段の事

寺領 田分

上一町八畝十七步

中上五段參畝十九步

中 三町五段一畝二十四步

下 九町六段四畝九步

下々二町五段八畝十五步

荒 二畝十二步

計田分拾七町三段九畝六分也

此高

右寺領之内各々貸附所持いたし候事

三口村内法花分畠分

一、畠 一段十五步

右元久年中法花山中貸附所持いたし候分

阪本村内法花分畠分

一、畠 九段八畝二十四步

右前全斷所持いたし候分

寺領方畠分

一、畠 一町八段一畝十五步

右寺領之内貸附所持いたし候分

法花山寺屋敷

計 一町六段五畝十七步

右法花山境内三中に候分

上 四段八畝八步

中上三畝三步

中 二段七畝二十二步

下一町八反十六步

下々一段二畝一步

荒 三畝十八步

屋敷一町八段一畝二十三步

計畠分四町五段七畝一步

田畠合計貳拾壹町九段六畝七步

慶長六年

九月十九日

播州法花山寺領檢地帳

享保十八癸巳年

法花山衆儀帳

一播州法花山者

舟橋五左衛門

安部久介

極月隣 聖院

山門末寺 密室御光坊

御朱印高百貳拾壹石七斗餘

往古赤松義祐公寄附之地

地藏院永豐江
寄附狀有之

其後天文九年正月十一日尼子民部少輔詮久方赤松殿被
任先判之旨寄附狀有之其後姫路御城主池田照政公同武
藏守殿黑印之寄附狀有之候然所

大猷院様御代

奉願東叡山

日光御門主様江御威光を以御朱印地に
被爲成下渡御事

但從東叡山御添簡一通有之候

一、日光御門主様御代替之節は如先規奉願當御門主様江一山

諸法度御令旨頂戴可仕事

寺社御改帳

日光御門主御支配

比叡山延曆寺末山

播州加西郡法花山

天台宗一乘寺

孝德天皇御勸願所

白雉元庚戌年法道仙人開基より當辰年迄凡壹千貳百拾九年西

國第貳拾六番札所

一、御朱印高百貳拾壹石七斗餘

内拾九石九斗餘

山林境内高

百壹石八斗餘

田畑高

此反別合

七町八段四步

無免四

一、境内 東西拾貳町半 南北貳拾九町

但法花山境内古來より東西三十三町南北三十町有之候得
共右境内及爭論延享二乙丑年春於大阪御奉行所御裁許被
爲成境内減少仕候尤減少仕候地所之内皇神山大日森仁王
門古跡並六萬與申三味所有之以上四ヶ所法花山之持分に
被仰付候山林竹木諸役御免除

堂 社

本堂 九間 三重塔 三間 常行堂 五間

鐘樓 二間半 奥院 三間 經堂 三間

行者堂 二間 止渴堂 三間 且過堂 二間

多門天小社 妙見小社 辨才天小社

熊野權現小社 牛頭天王小社 大日堂小社

計拾五字

衆 徒

歡喜院 地藏院 隣聖院 月輪院 學園院 明王院

右六ヶ坊御朱印寺領收納仕候

山内下坊

三軒

寺領百姓貳拾七軒 在阪本村

山外末寺

一、地藏院末寺

同國全郡坂本村

願王山藥師寺

御除地山林境内東西八拾間南北參拾間

土井大炊守殿御領分

一、地藏院末寺

同國全郡三口村

東光山正傳寺

御除地山林境内堅貳拾間橫六間

田安殿 領知

一、月輪院末寺

同國同郡倉谷村

醫王山 延命寺

御除地五間に八間寺屋敷

藥師堂 七尺四面 寺屋敷之内有

一、明王院末寺

同國印南郡大釜村 本來寺

御除地大歲大明神山林境内東西七拾間南北百貳拾間御除地正

殿森東西拾間南北四間

御除地地藏堂境内藪東西五間南北四間寺屋敷御年貢地下畑壹

畝步

一、明王院末寺

酒井直之助殿御領分

御除地 寺屋敷

右寺屋敷地所難相知延享二五年

安永五申年御改之節茂御斷申上置候

法華山之内願轉伽藍並寺院

講堂 九間二間 妙行院 如法經堂 藥師堂 五間 五間

文珠堂 太子堂 舞臺 大日堂 仁王門 惣門 休堂東

西南三方にあり

大劫院 誓願院 蓮光院 寶性院 惣持院 遍照院 往生院

實相坊

右者天正中太閤秀吉公入國之節爲兵火燒失

右者今般寺社並寺領除地反別等書上候様被仰出候に付書面之

通相違無御座候以上

慶應四年戊辰八月

法華山一乘寺惣代 隣聖院印

兵庫御裁判所

享保十五年庚戌年

播州加西郡法華山

寺領田畑畝高帳

一、田畑合計七町八段四步

此高百石五斗六升三合

右之外池成溝成 合計壹石

荒田畑合計八畝九步

總合計七町八段八畝十三步

總高合計百壹石五斗六升三合

赤松公貳百回忌會中勘定奉納附届記

安永四年乙未二月

銀拂覺ノ高貳百七拾四匁貳分一厘

米拂覺ノ四斗五升

登石につき五拾匁がへ

代貳拾貳匁五厘

銀入方覺

ノ四百參拾目壹分

記録 覺

前年冬より金輪に立候札文言如次

赤松左京大夫義祐公二百年忌來二月五日より全廿五日迄於本堂

法事施行

月 日

法事之次第

始 光明供

中 胎曼供

終 法華三昧

餘三十八日は日々法華經壹卷宛讀誦三院致出仕格日々相勤申候

卒都婆法寸

長 一丈三尺

厚 三寸

書様

表 (號字五)經日十如是之文

爲松安寺殿永岳性延大居士冥福也

裏 (號字四)年號月大衆和南

表 (號字五)經云六ノ卷如來如實知見

爲大阿闍梨法印永嚴追福也

裏書如前

義祐公は當山寺領之元祖尤宿坊地藏院永嚴江御寄附狀被成下候其後尼子民部少輔詮久公江御書替永嚴願上候節一山江被成下候様御願申上法華山衆徒中と被成下候永嚴は松安寺殿より四年後に候得共取越兩所之追善に而三七日執行す

一番人並に口松之儀毎月拾八日會式之通申渡す

右之通寺領元祖大切之御追善每歲米五石宛配當有之依て此度

之會中法事施物不請之並芝居茶屋立賣地代も取不申候事

又々五拾年後追福可有之事

右之通依衆儀執行之者也

當執事 歡喜院印

安永四乙未二月晦日

隣 聖院印

月 輪院印

學 園院印

明 王院印

地 藏院印

備考二百五拾年忌ハ

文政七年甲申潤八月前同様執行

法華一乘寺

一、御朱印高百貳拾壹石

一、坊舎六宇 學園院 月輪院 地藏院 歡喜院 隣聖院

明王院

一、本尊十一面觀世音菩薩

白雉元年法道仙人之開基にて人皇三十七代 孝德天皇御不

豫により阿部倉内勅使として仙人を召れ玉體を加持し奉る

御腦忽平癒にて御悅のあまり當山江御幸にて本堂共外諸堂

大伽藍御建立有之其後燒失いたし當時本多美濃守御再建本

堂巽向九間四面西國三十三所靈場之第貳拾六番札所

一、奥の院

法仙道人自作の木像を安置此仙人入定之處と申傳舊記無仙

人誦經之巖窟あり

一、天竺木巖柱

法道仙人天竺渡來之節本堂之四隅に自植候由にて大木に相

成香氣あり枝葉楠に相似たり

一、皇神峯

當山之鎮守午頭天皇祭日當時印南郡之地と相成候得共當山

之支配地なり境内東西三十丁南北三十三丁

一、十二景詩歌

一、明王院

當山天臺宗にて山門之末寺に候得共明王院は眞言宗にて眞

言院と唱候所中古改宗いたし候弘法大師御自作之大威德明

王靈像有之明王院と號し日本三ヶ之眞言院なり

一、駒蹄石

法道仙人乘馬蹄路にて常に清水滴り出眼病相煩ひしもの眼

中洗候へば早速平癒いたし候事

一、御祈禱御禮守献上

寛延元辰年御下知に依而翌巳年より献上然る所安永四未年

御改革に付暫相休候様も仰出候其後天明七未年再命によつ

て申二月より献上御祈禱料白銀壹枚宛被下置候處寛政五丑

年御仕法暫にて金百疋宛も下置天保二卯年又々御改革にて

御下け無之段被仰渡候得共御札守を毎年正月中使者を以献

上仕來候事

一、粕漬松茸献上之儀は舊記無之不相分之事

一、「ツクバナノ實」

當山中陰地所々に有之夏買のり秋黄色に熟し美味と申には

無之候得共砂糖漬鹽漬等に致し雅物にて候當山より外へ移

し植候得共育不申候事

(右田安領の舊記による)

當法華山一乘寺を開いた法道仙人は印度の人なりと云ひ、

播州揖保郡の産で徳道上人と同一人なりとも云ひ、最近ま

た神崎郡の人であるとの説があり、その何れが眞であるかはまだ確定して居ないが、古家實三氏は「法道仙人は韓人也」とし左の稿を寄せられたから参考として記載して置く。

法道仙人は韓人也

法華山一乗寺の開祖法道仙人の傳記については正史に何等の記載なく、只元享釋書に記載されてゐるのみである。

釋書の記述が極めて荒誕無稽で何等信をそぎ難いことは言ふ迄もないが、今日傳はる縁起其他碑銘と題する記述は大抵釋書の敷衍又は修飾に過ぎない。かくて縁起及び法道仙人傳なるものについては古來殆んど無批判に妄信され來つたのであるが、かくの如き態度は決して理性の發達したる現代の人々を首肯させるわけにはゆかないであらう。

法道仙人を以て大和長谷寺の創立者にして、播州揖保郡出身の德道上人なりとする説もあるが、是又遽かに信じ難いものである。此説は元享釋書第二十八卷に「長谷寺者比丘道明沙彌德道乃法道仙人也勳力建云々」とあることと「彼上人は當國の住人にて十一歳にして父に後れ、十九歳にして母に後れ、彼の菩提の爲めに四十九ヶ所寺院建立す云々」といへる峯相記の説と、法道仙人當國に於て四十八ヶ寺開基建立の傳説とが符節を合せる點から推して一應尤もらしく聞える説であるが、更に一步進んで考究するならば此説の根據は極めて薄弱

であつて、幾多の矛盾を來すのである。

之に對し予は主として金堂（本堂）に現存する本尊聖觀音像其他五體の金銅佛の様式年代の研究と、釋書その他の傳説と、更に當時の外國との交通關係等より推して、法道仙人を新羅人又は百濟人なりと考へるものである。縁起及び元享釋書の言ふが如く法道仙人が天竺即ち印度から佛像舍利を持來したとするならば、本尊は必ず印度佛でなければならぬ筈であるが、一乗寺本尊はしめ他の五體の金銅佛は、悉く三國時代（新羅高麗百濟分立時代）に屬する朝鮮佛なる事は多少佛教美術に親しむもの容易に首肯し得る所である。

而してその様式は孝德天皇の白雉年間を去ること甚遠からざるものであることも直に肯定し得るのである。當時三韓からは佛教弘通の目的を以て、佛僧の我邦に渡來するもの頗る多く、其奈良朝以前の歸化僧として有名なものゝみでも高麗の曇徴、惠使、雲聰、法定、惠慈、道顯、慧師等あり、百濟の道深、曇慧、豐國、道欣、德積、觀勤、法欣尼、義覺、常輝、多常、法藏等があり、新羅の智隆、行心、觀智等があるが、印度僧と傳へられるものは只天平五年の遣唐大使從四位多治比真人、廣成等に要請せられて、林邑國（今の安南の南部）の佛哲と共に支那から渡來したといふ菩提僊那がある位のものである。當時交通不便の印度から渡來するが如きことは極めて稀有の事である。紀貫之の土佐日記、入唐求法巡禮

記等、奈良朝以後の時代の記述に見るも更にそれより古き時代に於ては海路交通が如何に不便であつたかが推察せられるであらう『紫雲に乗じて』など云ふ傳説は元より論議の限りではない。而して法道の名は當時の三韓僧の名と對照して極めて類型例である。たとへば法定、法藏、道顯、道深、道欣、法欣尼等それである。本より日本僧の中にも類似の名は少くないが、天竺人らしき匂ひは少しも存しないのである。想ふは海外異邦に對する好奇心と、信仰的情熱に燃ゆる三韓の一僧侶が、佛教弘通の一大決意を以て、佛像其他佛具經文等を携へて渡來し『天竺人なり』と稱して自己を一層神秘化し、それによつて民衆の信仰を蒐め、更に當時の政治的權力の援助をかりて播州各地及び攝津丹波地方にも盛んに布教したものと推測することが出来るのである。當時播州には既に鶴林寺、斑鳩寺等の巨刹が創建せられ、佛教の勢力は、少なからず伸展していた際であるから、法道の努力は決して空しくなかつたのであらう。しかし乍ら今日、法道仙人開基と稱する播州四十八ヶ寺が悉く眞實なりや否やは甚だ疑問である。寺院の縁起と稱するものは後世の假托偽造が頗る多いからである。甚しきは神功皇后が三韓征伐を起さむとするや、法道仙人を召して彼の地の地理を尋ねられたなどいふ時代錯誤の珍説があり、攝津摩耶山には法道仙人の筆蹟と稱する立派な偽造文書が寶物として保存されてゐる等其一例である。更に法道仙

人を以て德道上人なりとする説に至つては、德道なるもの、存在からして頗る疑問とせざるを得ない。德道に關しては嘗て喜田博士が歴史地理第二十三卷第四號に『長谷寺草創考』と題して詳細なる考證を發表されてゐる。氏の説によれば

『長谷寺に關する有力なる史料、七大寺表、日本紀略、扶桑略記三代實錄、僧綱補任、帝王編年記等を綜合するに長谷寺は養老五年若しくは神龜四年に成り、其創立者は弘福寺沙門道明とするが最も正浩を得てゐる事、是等有力なる史料には德道の名が見當らない事を立證される。』

天武天皇道明に勅して本長谷寺を建て養老神龜の頃に至つて德道、後長谷寺を建つとする所の菅公筆と稱する長谷寺縁起は伴信友によつて指摘された如く全く後世の偽作であること『天平五年九月沙彌德上表文』と稱するものは明らかに偽文書であり、更に神龜六年官符と稱するものは恐らく前記德道上表文を偽作したる後に於て更に之を證明すべく作製されたる偽造文書たること明らかである。長谷寺創立後三百數十年を経て藤原資房の手記による日記中永承七年八月の條に長谷寺焼亡の事を記し、同寺を以て養老五年僧道明等建立云々と其沿革を弄かれてゐるが、德道の名は全然見當らない德道に至つては偽文書若しくは後より作れる縁起の外何等所見なく、少くも永承以前の實錄古文書には嘗てその名の現はれざりし人なるのみならず、其人の事業として目ざるものは實錄によりて悉く道明の所爲として認められたものである。』

喜田氏は更に推論して言はれる、

『道明、徳道も同一人の名を誤り傳へて、遂に別人の如く解し或は之を道明といひ或は之を徳道と説き全く別々の名を以て其事業を傳ふるに至りたるが故に、遂に兩人共同して作れりとの第二説を生じたるにはあらざるかと思はるゝ事是である。道明と言ひ徳道といふ長谷寺開基に關する以外他に何等事蹟の傳はらざる人である。而して其徳道の名の如き、爲憲記には之を徳運とし、東大寺要録には之を道徳とし、元享釋書には之を法道仙人と同一視するが如く、其名稱すら實は一定しないのである』

『一書には得道とも書いてある』と説き更に、
『徳道を辛矢田部氏なりとするは偽文書及び平安朝末期、少くも永承以後に於て作られたりと思はるゝ縁起あるのみにして、實は確證とし難く、而して道明を六人部氏とするに至つては全然其根本を誤れるものである』

とて其所以を明かにし、
『既に上表官符等をも偽作する程の場合に於て、架空の人物の製造姓氏の假托の如きは畢竟朝飯前ならんのみ、かくて道明、徳道既に別人として信ぜらるゝに至らば、其の兩説の取捨に苦しみ、兩人協力造營の説の出づべきは自然の數と言はざるべからず』

と説き、最後の斷案を下して
『長谷寺は弘福寺の僧道明が、同類を引率して造營したもので、寺先づ養老五年に成り、翌年同寺中に多室塔を建て、近江より來れる流木を以て十一面觀世音の像を造り神龜四年功成りて盛大なる開眼供養を行つたのである』

ことを力説し

『而して徳道若し實在の人ならんには當時道明の下に引率されたる弱年の一沙彌にして、隨つて其名を特記する程のものではなかつたであらう。兎に角徳道は疑問の人である』

と言つておられる。元享釋書、峯相記等の説が到底信をせくに足らない事は之れを以ても畧明らかである。徳道がよし養老、神龜の頃に實在していたとしても、一乘寺本尊及び五體の金銅佛の製作年代とは到底一致し難く、殊に生國と稱する播磨に於て、寺院を創立したとしても縁起および釋書等の記するが如き神秘的な架空の傳説は成り立たないであらう。然れば今日現存せる遺品を根據して之を縁起の傳ふる、年代及び百濟を経て渡來したとの説とを合せ考ふる時は、仙人を以て百濟人若しくは新羅人と考ふる事は寧ろ合理的であると信するものである。尙參考の爲めに附記するが、法道仙人の開基と稱する寺院は加西の善光寺、鎌倉寺、揚柳寺、周遍寺、加東の清水寺、光明寺、美濃郡の石峯寺、明石郡の近江寺、最明寺等東播磨地方に多く飾磨郡、揖保郡、佐用郡等には各一、二ヶ寺あり、赤穂郡、宍粟郡には全然遺つてゐない。其他攝津の摩耶山をはじめ攝津丹波にも往々仙人の開基と稱するものがある。鎌倉寺は普光寺の奥の院で、孝徳天皇の勅願所と稱し、法道仙人入定の跡なりとの傳説がある。播磨鑑等にも『又法道仙人入定の洞あり、然るに當國に於て仙人の開基四

十八ヶ寺拂閣建立の願成就して更に岩洞に入らんとする時に三仞餘盤香花を燃し誓つて曰く、我壽滅せんとする時香花盡くべし、我命ある時は香花盡きせじと言ひ訖つて入定せり、故に其石を抹香岩と云、仙幡時々鳴動して巖香日々黄色を増す、澆季の世に不思議ならずや』と書いてゐる。是又一説として茲に附記してをく。

(參考として元享釋書中法道仙人に關するものの全文を添へてをく)

元享釋書 卷第十八

法道仙人者。天竺人也。初靈鷲山中有仙苑五百持明仙修金剛摩尼法皆能得道。須臾遊十方刹便還本處。神力如是。壽無量歲、導利人天。道者其一也。一時乘紫雲出仙苑。經支那過百濟入吾日域下。播州印南郡法華山。其山八朶故爲號也。千時溪谷出五色光。道見爲靈區居焉。常誦法華修密觀。所持道具千手大悲銅像佛舍利寶鉢而已。餘無長物。一日多聞天王駕雲來語道曰。大仙久棲此。我當擁護正法。鎮撫邦國又牛頭天神現形西峯曰。我願任除災之役。道得千手寶鉢法。天龍鬼神來往奉事。常飛鉢受供。州人稱空鉢仙人。生石大神請置鉢千石上奉供。其他今尙號空鉢塚。在神祠西南大化元年秋八月船師藤井載官祖而過。道飛鉢乞供。藤井曰。御厨精糧不遑私情。鉢便飛去。於是乎船中群米隨鉢飛連。猶加雁陳入山中。藤井大驚。奔到庵所悔謝乞憐。

道笑而諾。言已米石如前飛歸。其米千石無有遺失只其一俵落南河上自茲此地富人多矣。俗號米墮村。又曰米田。藤井入都奏事。孝徳皇帝大加感歎。五年五月上不豫。診治弗瘳。乃宣左僕賊阿部倉內召道加護。道入宮持念。五體平復。六宮羅拜。止宮七日弘演釋門與旨。君臣嘆美。因之設無遮會。道歸山。此年勅於山中建大殿安所持觀自在銅像及佛舍利寶鉢。白雉元年九月落成。上幸寺。始本朝重神輕佛。屬道之唱真乘。天下翕然反之。二年三月宮中大藏會。三年季各僧尼宮齊皆道之諡化也。道居山數十祀。一日告衆曰。我本棲者闍窠仙園也暫來此誘導耳。今當歸。乃說偈曰。我化有情來此地。留下像鉢舍利羅。一涉斯境所求得。永出三途見佛陀。即放大光飛入雲中。道多營精舍。諸州往々而在。今存者稱道遺徳。

無量山 阿彌陀寺

下里村西笠原字前垣内

- 開基 元祿七年赤松本宣の開基
- 本尊 阿彌陀如來(木立像)
- 宗派 禪宗曹洞派
- 寺格 四等法地
- 本寺 姫路景福寺
- 建物 本堂兼庫裏
- 檀家 七十餘戶

境内 三百餘坪

當寺の縁起を見るに今を距る五百餘年前赤松信濃守範資の男住雲禪寺愚溪和尚の念持せる阿彌陀佛を本尊とし創立したもので當初は寺院も立派であつたらしいが嘉吉元年善坊山城主赤松則繁が山名勢に破られたその時、當寺もその兵火に遭ひそれ以來暫くそのまゝになつて居た。

赤松則繁は築紫で死んだ(別項善坊山城跡参照)がその子惟繁は家臣三宅善藏忠行と共に笠原に歸り居住し姓を佐伯と改めて居た。その惟繁は明應八年七月十七日率したと云ひ、そしてその惟繁から八代目の孫本宣が再び當寺を建てたと云ふ。しかしその當時はまだ微々たるものであつたのを寶曆年間に至り當寺三世金明和尚が檀頭赤松氏(佐伯氏の事)及村人と共に苦辛劃策して漸く寺祿壇家の様式を具備し、越て寛政十年にはじめて完全なる寺格を有するに至つたとある。現今の本堂は寶曆年間に改築したものであると。

當寺は維新以前笠原神社の社司を兼務して居た。寺寶として達磨大師の半身像(筆者不明)の一軸がある。

地蔵庵 下里村西笠原字前垣内

開基 享保八年八月金明の開基

本尊 地藏菩薩

建造物 本堂

境内 六十一坪

瑞龍山 正願寺 下里村上野田百十八番地

創立 永祿十年道場として創立

本尊 阿彌陀如來(木立像、身長一尺八寸、寛永十七年正月申入)

宗派 眞宗本派本願寺派

本寺 飾磨郡龜山源正寺なりしも明治維新以來本派本願寺直屬

建物 本堂、鐘樓堂、庫裏

檀家 八十五戸

境内 百九十一坪

當寺は最初僧圓了が道場として創立したもので寛永十七年から瑞龍山正願寺と稱するに至つた。現在の本堂は寛政二年の建立で明治三十九年屋根替した。梵鐘は大正十二年五月購入し鐘樓堂は大正十三年八月の建築である。

祝融山 多聞寺 不里村尾崎字西ウ知

開基 元和二年後藤太良正方の創立と云ふ

本尊 釋迦牟尼佛

宗派 禪宗曹洞派

寺格 三等法地

本寺 姫路景福寺

建造物 本堂、庫裏、禪堂、鎮守堂、等

檀家 約三百戸

境内 九百九坪

寺院明細帳には後藤又兵衛元次の子太良正方が寄附して元和二年創立し同年五月五日上棟入佛供養すとある。禪堂には地藏菩薩を、鎮守堂には不動明王を安置してある。

梅林寺 常泉山 下里村中西三百五十八番地

開基 天正八年三木城主別所氏の一族岩崎傳兵衛の開基

本尊 釋迦如來(木座像)

宗派 禪宗曹洞派

寺格 四等法地

本寺 姫路景福寺

建造物 本堂兼庫裏、佛供所

檀家 六十戸

境内 二百五坪

當寺の開山は宗悦和尚なりと寺院明細帳にある。

壽谷山 名稱寺 下里村中西四百五十三番地

開基 元祿八年後藤加門の開基

本尊 阿彌陀佛(木立像、身長一尺八寸)

境内 六十一坪

瑞龍山 正願寺 下里村上野田百十八番地

創立 永祿十年道場として創立

本尊 阿彌陀如來(木立像、身長一尺八寸、寛永十七年正月申入)

宗派 眞宗本派本願寺派

本寺 飾磨郡龜山源正寺なりしも明治維新以來本派本願寺直屬

建物 本堂、鐘樓堂、庫裏

檀家 八十五戸

境内 百九十一坪

當寺は最初僧圓了が道場として創立したもので寛永十七年から瑞龍山正願寺と稱するに至つた。現在の本堂は寛政二年の建立で明治三十九年屋根替した。梵鐘は大正十二年五月購入し鐘樓堂は大正十三年八月の建築である。

祝融山 多聞寺 不里村尾崎字西ウ知

開基 元和二年後藤太良正方の創立と云ふ

本尊 釋迦牟尼佛

宗派 禪宗曹洞派

寺格 三等法地

本寺 姫路景福寺

宗派 眞宗

寺格 永代本座一等

建造物 本堂兼庫裏

檀家 三十六戸

境内 三十坪

當寺は元祿八年後藤加門が道場として創立し、寶曆六年寺號を受けた。安永九年十一月火災に罹り直に再建したが天明二年十二月八日再び火災で焼失した。後寛政十二年七月建てたのが現今の本堂で大正九年大修繕を加へた。

青面山 金剛寺 下里村野條字中ノ角

開基 寛政十年八月僧義默の開基

本尊 釋迦如來(木像)

宗派 禪宗曹洞派

寺格 四等法地

本寺 姫路景福寺

建造物 本堂

檀家 三十三戸

境内 二百六十八坪

下里村佛堂 所在地 名稱 木 塚 由 緒 等

段下	藥師堂	藥師如來	不	明
同	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不	明
尾崎	觀音堂	觀世音菩薩	不	明
大	地藏堂	地藏菩薩	不	明
中西	毘沙門堂	毘沙門天王	不	明
同	藥師堂	藥師如來	不	明
野條	庚申堂	青面金剛王	不	明
琵琶甲	藥師堂	藥師如來	不	明
同	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不	明
牛居	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不	明
戸田井	藥師堂	藥師如來	不	明
兩月	地藏堂	地藏菩薩	不	明
王子	觀音堂	十一面觀音	不	明
同	辻堂	弘法大師	不	明
西笠原	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不	明
東笠原	大師堂	弘法大師	不	明
同	藥師堂	藥師如來	不	明
倉谷	藥師堂	藥師如來	左記参照	

本尊は文武天皇大實年中
攝津四天王寺跡に遷り
一乃三禮の影刻にて應永
年中小幡左衛門源之國
勸請して創立通和尙の
新願りと云ふ

金谷の薬師石像

(古家實三氏稿)

徳川時代には一乗寺各院に末寺なるものがあつた、下里村

倉谷の醫王山延命寺は元法華山月輪院の末寺であつたが維新後廢絶し現今では二間四面の薬師堂が昔の名残りを止めて居るに過ぎない。

此延命寺は安永年間の『本末御改書』によると當時田安領に屬し、公儀御除地、五間に八間寺屋敷、御年貢地山林二十間に八間、薬師堂七尺四面在寺屋敷」といふことになつてゐる。

今遺つて居るのは此薬師堂のみであるが七尺四面の舊堂は顔廢の故を以つて明治十二年近村から寄附を募つて再建したものである、此薬師堂の本尊は巾四尺に長六尺許りの石棺の蓋に彫刻したもので薄肉彫の座像であるが、鎌倉時代の作で其作風にも特異の點があり、殊に播州に類例多き石棺佛の一として、大切な参考品であり、考古學上の趣味に富んだものであるからこゝに参考資料となるべき文書及び予の實地踏査した概況を記載する事とする。

此石像が多少とも地方識者(或は好事家)の注目するやうになつたのは極めて最近の事に屬し、即ち大正十一年一二月頃倉谷の出身にして當時本縣社寺課に勤務してゐた櫻井幸三、耶氏が縣の社寺明細帳に薬師堂の登載されてゐない事を氣附き其手續きをせした、其際好古趣味を有する櫻井氏や同地の美術鑑識家として有名な森本直次郎氏等の注意を喚起し之に關する古記録等の蒐集に着手せらるゝことになつた。

同 辻 榮次郎
同 高田 六郎右衛門
取締役 喜平次
友 輔

恰も同年五月東京人にして金石文の研究者たる小野達夫氏が北條町酒見寺の梵鐘を踏査して、途上法華山に立ち寄り、太田實承君の案内で金石文を踏査し、金輪聖王塔、阿辨の五輪塔等を激賞したが遇々太田君から薬師石像の事を聞き之を踏査して鎌倉時代の作品なることを教へ、これから一層里人に尊重せらるやうになつたのである。

予が調査したのは大正十一年八月三十日である。先づ森本氏を訪問して参考書類を拜見し更に氏の東導によつて實地を踏査した。

参考書の一は文久二年五月の調査に係る『御領地名所舊跡圖會下書』と稱するものゝ寫しである。是には左の記述がある。

一、倉谷村七佛薬師

右佛七體古代の物と相見え何頃よりか土中に埋れ候處、先年疫病流行にて村人數多病死に付大久保出羽守様より陰陽師に相占ひ候處、石佛土中に埋れ候由申出候に付様々穿鑿の上掘出し醫王山延命寺に安置す、其後當村疫病の患無之候由申傳候。

一、石棺の蓋

村後竹林中に在り何物とも不相分候里人過而不禮など致候節は忽ち熱氣相發候に付恐れ尊み候事。

文久二年五月

村目付 高瀬督五郎

次に参考とすべきは明治十三年薬師堂再建寄附帳の勸化文である。曰く、

柳も醫王山薬師堂と稱す。昔時人皇九十一代伏見天皇の正應三年五月八日地大に震ふ。頻りに大雨降る事。如瓦礫。俄にして醫王山より大石突出す。諸人驚き群衆して拜看すれば其大石、七尺四方の石七尺突出す、一面に薬師如來一百一佛其石に顯れたり是寔に希世の薬師佛にて諸人之を尊敬し直に堂塔を相建鎮奠す、此に於て諸人參詣し病痛を祈願すれば其祈りに應じ速迅之を收治す故之醫の王の山と稱す諸人よく知る所なり然るに近年其堂大破に修繕せんと欲す、然れども修覆保ち難く此を以て村民其再建を降瀝愁悲すれ共自力如何ともするなし、依て他の諸君子依頼し其救援を仰ぐ、其力を得て以て再建成功せば眞に意外の幸甚なり願くは諸君子之を憐察し厚仁恵を希也

明治十二年二月

播磨國加西郡倉谷村
薬師堂 周旋人

小野達夫氏から太田實承君に送つた書簡も序乍ら参考として左に掲ぐる。

今朝御話の森本氏往訪、同氏の東導にて薬師像拜見仕候、古き

石棺の蓋に彫刻したるものにて材料は珍なるも技巧は普通のもの
と認められ候只年代が鎌倉期のものなれば技巧の巧拙に拘らず古佛
として尊重すべき價値は十分有之候、同堂外のもの石棺の底石
に彫刻したるものにして此は技巧も拙、年代も室町末期に屬し、
彼是評論すべきものには無之候。右は約束に依り概略御報告申上
候(以下略)

参考書類は以上の通りである、次に實地踏査の概畧を書い
て見る。

薬師堂は倉谷本村裏山、宇後藤山續きの小丘の麓にある。
天神山の西凡三町餘、里道から一町許り北に當る。

周圍は小松林に圍まれ境内は約四十坪許りあり。
堂の大きさは二間四面、是は明治十二年の再建であつて様式
などは特に見るべきものはない。森本氏の談によると舊堂は
七尺四面で現今のものよりは小さかつたが建築の様式は奇古
の趣に富んでゐたといふ。境内の傍に竹藪がある。是れ元の
延命寺の跡である。

境内は二段に別れ、堂は上段の中央にあつて左方即ち西側
に、石棺の底石に刻した薬師像かと覺し陽刻の座像があ
る。彫り方も極めて淺い上に技巧至つて拙く、小野氏の説の
如く全く、問題とする程のものではない、小野氏が室町末期
の作とせられたのは的確である。石の大きさは縦六尺内外、横
四尺位である。

是と相並んで七個の石が立てられてゐる。
第二番目のものは石棺の蓋であるが第一の底石のものと
別のものである。即ち大きさも様式も異つてゐる。

是には佛像の彫刻はなく、大きさは縦約五尺巾約三尺で單に
凹面を現はして立てゝある許りである。

第三番目のものは石棺の側石である。縦約四尺五寸、巾約三尺
是は第二番目の石棺の側石らしく大きさも相應してゐる。是亦
佛像の彫刻はなく、單に板石の儘の姿を立てゝあるに過ぎな
い。

第四番目のものは第三番目のものと同様のものを同様に立てた
ものである。

第五番目のものは高さ三尺許りの自然石である、是も別段彫刻
も何もなく庭石のやうにつき立つてゐる許りである。

第六番目のものも亦高さ一尺八九寸位の自然石のまゝのも
のである。

第七番目のものは石棺の縦の側石らしく、第三番目の横石と組
合せ得るやうな凸起が造られてゐる。側石の一部分は缺損し
てゐるけれども以上を以て大體一個の石棺の原型を想像する
ことが出来る。

さて本尊薬師如來の石像は堂内正面境上の厨子内に安置せ
られてゐる。扉を開いて垂れを掲げると、石棺蓋に彫つた陽
刻の座像が中央から上だけ見えてゐる。即ち蓋石の中央以下

は壇の下にかくれて見えない。上から覗き込む様にすれば本
尊の膝のあたりまでは見えるが蓮座はどうしても見えない。
全石の大きさ、縦約六尺、横約四尺、石質は石英粗面岩で、
長の石山に産するものと稍似てゐる。或る年代の間露佛とし
て、雨露の爲めに風化した形迹がある。

衣文は稍流麗ではあるが、面は多少原型を失ひ其表情は生
硬で莊嚴の趣に乏しい。印なども不明であるが兩手を膝の上
に組み合せてゐるのを見ると薬師如來ではなく、阿彌陀如來
ではないかと思はれる。掌は非常に小さく、彫方も粗末であ
る。掌の過小な點及び全體の感じが大村の石佛に類似してゐ
る。

此像に於て特に異彩とすべきは其後背である。後背は薄い
浮彫を以て柏葉形を刻し、通常言ふ所の鰐形後背であるが頭
部を中心として二重圈を描き其中に入葉の蓮瓣をあらはし意
匠卓抜である。

此像の材料は堂外第一石のものと同じ石棺の蓋だつたらし
く、堂外第二番目以下のものとは別個のものである。要する
に大小二個の石棺を用ひたものに相違ないが何れの方も全部
は残つてゐない。

小野氏が本尊の彫刻を鎌倉時代と斷定されたのは的確であ
ると信ずる。

播磨にある石棺蓋石佛は大抵鎌倉時代及南北朝時代のもの

が多い。

印南郡池尻村の八體地藏は弘安四年の銘があり、飾磨郡兼
田の石佛には貞治四年の銘がある。想ふに此時代には何かの
動機で古墳の發掘が盛んに行はれ、隨つて、恐怖的迷信から
石佛を刻んだものであらう。

翻つて倉谷石佛薬師の古記録を調べて見るに、薬師堂再建
寄附勸進文にある正應三年五月八日云々の記事は何を根據と
したものか全く不明である。何となればそれより以前文久三
年の御領地名所舊跡圖會下書には「石佛七體古代のもの」と相
見え何頃よりか土中に埋もれ候處」となつてゐて、全く年代
不明の點を明記してゐるにも拘らず、突如として正應三年云
々と書いてゐるからである。年代の暗合したのは不思議であ
るが、文久以後に於て新史料が發見された形跡がないから恐
らくは右勸化文は僧侶か何かがい加減に捏造したものであ
らう。としか考へられない。然し乍ら大雨の爲に大石が露出
したといふ事は或は口碑傳説に残つて居たのかも知れない。
而して、それは恐らく、古墳の石廓が封土を洗はれて、露出し
たので、村民が中から更に石棺を掘り出し、副葬品等をも取
り出したところが偶然にも疫病が流行したので、その祟りな
りとして石佛を刻んで祀ることになつたのではあるまいか。
尙ほ文久「御領地名所舊跡圖會下書」に言ふ如く、石佛は彫
刻後一時、土砂の爲めに埋もれて所在を没してゐたのかも知

れない。

次に考へられる事は石棺の出所であるが、是は恐らく薬師堂の約三町西なる後藤山中腹の大古墳ではないかと想像される。

予は森本氏の東道で此古墳石廓をも始めて踏査した。石廓は極めて完全に保存され、此地方に於ては殆んど代表的なものである。

入口も比較的高く、中腰になれば容易に羨道に這入り得る程である。玄室は奥壁に於て高さ約五尺、巾約九尺の大石の上に、更に高さ約二尺、巾九尺の石を重ね、總高さ約七尺に達するから予等が佇立しても尙餘裕綽々たるものである。

側石は高さ約五尺乃至六尺の大なる自然石三個を並列し、虚罅には一抱へ許りの石を以て補填してゐる。天井は八尺に一丈位の巨大な岩石二個を以て覆はれてゐる。玄室内の廣さは約六疊敷位の大きさで、入口から流れ入る雨水の爲に多少濕氣を帯びてゐる。入口の前には元蓋石であつたらしい巨石が横つてゐる、墳上は封土に覆はれ灌木が叢生し周囲には廻り二尺位の赤松がある。

小野氏の説によると此石廓と彼の薬師本尊並に堂外石棺蓋石とは時代も一致してゐるとの事である。

尙此古墳から約一町下の後藤房太郎氏裏の竹藪の中に石棺蓋がある。是れ文久二年「御領地名勝舊蹟圖會下書」にある

石棺蓋である。

大きさは上邊の縦約五尺、横約一尺八寸、底邊の横約三尺七八寸、縦は缺損して、残りの部分のみが約六尺許りである。

是は石廓よりは無論時代も下るらしく形式も非常に進歩のあとが見える。此蓋石は後藤房太郎氏の家屋を新築する時屋敷内から掘り出したもので、同家は元一大古墳の跡に宅地をとつたものだといふ事であるから所謂瓢箪式であつて、環濠の一部が遺つてゐたのであらう。

房太郎氏の宅から約三町西南に當つて小阪の下、道路の傍にも石廓の露出した、古墳の遺跡がある。六尺に八尺許りの巨大な蓋石が残つてゐる。

此外にも此邊一帶には古墳は澤山あつたらしく、現に森本氏の庭園にも、石廓の石が用ひられて居るとの事である。想ふに古代豪族が此附近に住んでゐたもので、多數の人民の苦役を省みず、權力を濫用して自己の名譽のためにかゝる巨大な墳墓を築かせたものであらう。

普門山 見性寺 九會村田原字局

開基 延寶二年三月創立、開山蓮吉

本尊 阿彌陀如来

宗派 禪宗曹洞派

本寺 中本山永澤寺

建造物 本堂、庫裏、薬師堂等

境内 五百八十七坪

福生寺 九會村桑原田字池ノ下

開基 不明

本尊 薬師瑠璃光如来

宗派 古義眞言宗

本寺 高野山寶藏院

建造物 本堂

境内 二百八坪

南帝山 清慶寺 九會村中野一番地

開基 延寶八年廣譽相入大徳

本尊 阿彌陀如来、觀音、勢至ノ三躰(木立像)

宗派 淨土宗西山禪林寺派

寺格 准檀林格地

本寺 京都永觀堂禪林寺

建造物 本堂、庫裏

檀家 百二十戸

境内 三百七十坪

當寺内に南帝塚あり(別篇南帝塚の項参照)南帝山の號はそれによる。中興開山享保十一年紅空上人雲龍和尚、改格中興明治四十二年鏡空上人圓純老和尚。

如意山 理智院 九會村細引字不動ヶ尾

開基 白雉二年法道仙人開基

本尊 如意輪觀世音(木座像、身長一尺八寸)

宗派 古義眞言宗

本寺 高野山寶藏院

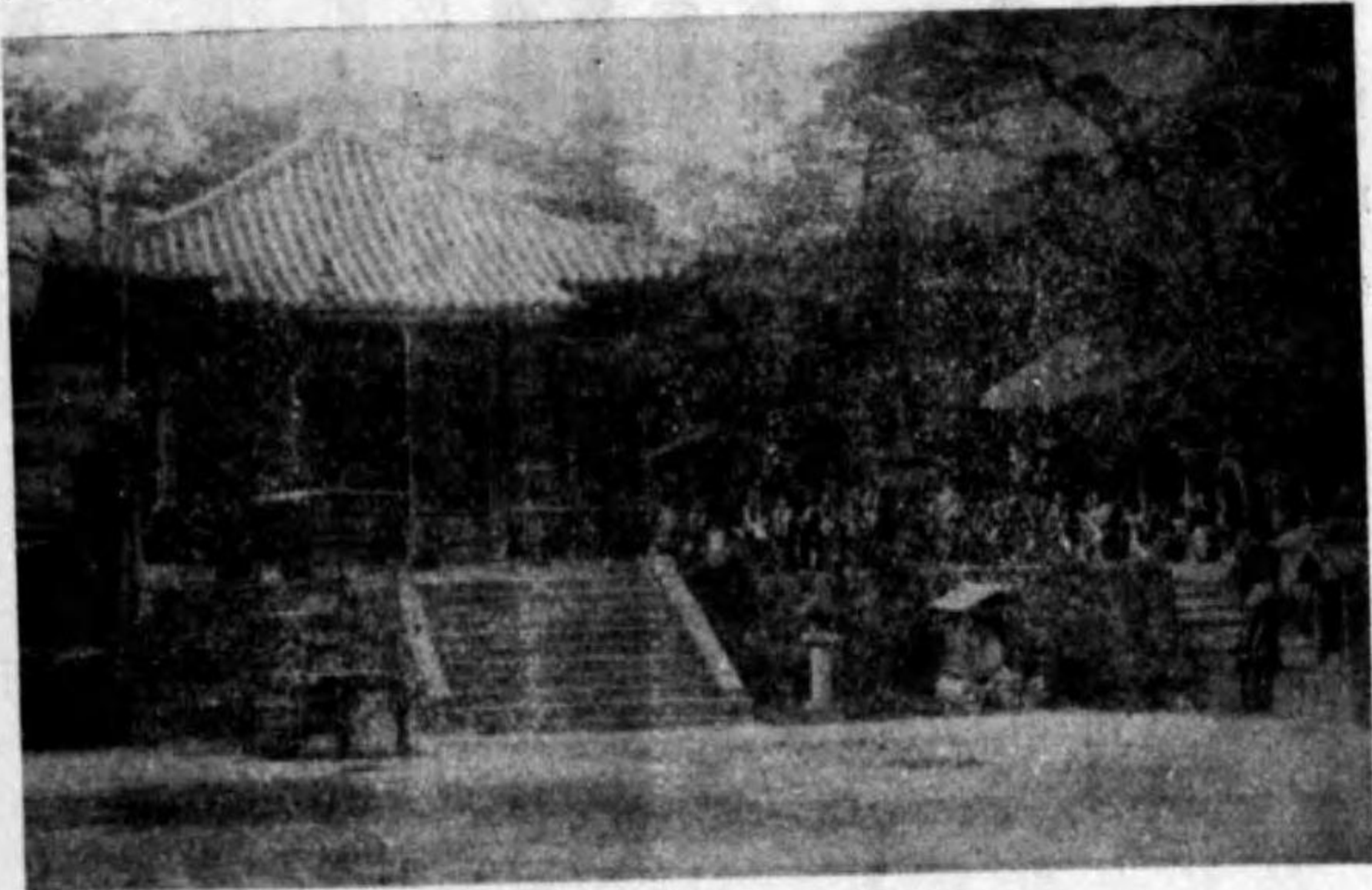
建造物 本堂、開山堂、大師堂、接待場、撞樓堂

檀家 ナシ

境内 壹町步

當院は元、密藏院其他を合し一山を如意山周遍寺と稱したものである。その縁起については播磨鑑に「夫當山は人皇三十七代、孝徳天皇白雉二年の草創也法道此山の北嶺に石寫の妙徑一部全文を納めし所を經の尾と號す依て石墳今に堆し一山都て七嶺七溪の勝地清泉出て慶雲永く曩き堂舎佛閣善盡し美盡せり即ち法道仙人の開基にして七堂伽藍の靈場なり法道此山に登りて勝景を見るに南は滄海漫々として北は峻嶺峩々たり山は是八朶七谷谷引誓の深きに似たり爰に於て始めて精舎を營みしと也天正中秀吉軍を當國に發せし時群卒亂登して伽藍を破却し寺院を燒棄す天より此方靈場空しく野干の幽栖

となれり、法華山の前の院主眞言院大に之を歎きて、若し一檀那を得て草庵を結ばし我此空嶺に住て大士の尊像に仕へん事を願ひたく爰に於て里の長高田六郎右衛門正恒と云者信心を傾けて舊礎の青苔を拂ひ如意輪堂を造立し竝に鐘樓十王堂中興堂鎮守社九輪の石塔寺一字を建立し修造田兩區を寄附し寺を法明院と號す彼八十有餘の老僧此一堂に止住して再び人里に出る事なし云々」とある。即ち天正年間兵火に罹つてから長く廢寺になつて居たのを天和年間高田六郎右衛門が再興したものである。地名辭書に「本尊觀音堂及び法道空海の影堂等あり、又石



堂本寺遍周

造の刻佛九十餘軀を置く」とあるその石佛は九十三軀で、彫刻粗であるが古色掬すべきものがある。

大正八年五月火を失して庫裏及大師堂を焼失した。後大正十年大師堂のみを再建した。

法道仙人が妙經一部を小石に書寫し埋めた所を「經ノ尾」と云ひ當山の北嶺に今猶石塊の多數ある處がある。

鐘鐘は天和年間の鑄造で高田六郎右衛門の寄附である。當時は明治維新までは村社八幡宮の神宮寺であつた。

如意山 密藏院 九會村綱引字宮ノ前

開基 不明
 本尊 如意輪觀世音(木座像、身長一尺)
 宗派 古義眞言宗
 本寺 高野山寶城院末
 建造物 本堂兼庫裏
 檀家 百五十戸
 境内 三百坪
 當院は元周遍寺の一院で山上にあつたが、年月不詳に綱引村に移し、寛政七年更に現今の地に移したものである。
 象王山 大願寺 九會村鶴野新家字大願地
 開基 明曆年中南源の開基
 本尊 釋迦如來

宗派 禪宗黃檗
 本寺 宇治万福寺
 建造物 本堂、庫裏、鐘樓堂
 信徒 二百九十餘人
 境内 四百二十九坪

大行山 百代寺 九會村繁昌字百代寺

開基 天長年間僧空海の開基
 本尊 藥師如來(木座像、蓋共二尺、寶永元年造)
 宗派 古義眞言宗
 寺格 三等級院十等地
 本寺 高野山寶城院
 建造物 本堂、大師堂、鐘樓堂、金比羅堂、休堂、寶藏等
 檀家 四百八十戸
 境内 千百八十三坪及山林六反五畝餘
 當寺は淳和天皇の御代に弘法大師の開基であるその當時の本尊は石體の藥師如來で。長一丈脇四尺五寸の丹座、御丈三尺五寸の立像其上に雙立立ち、三尊共に弘法大師の作で、伊豫國の巨石を以て一刀三禮して作られたと云ふ。本堂の外に多寶塔、觀音堂、鐘樓堂、五大尊堂、御影堂、地藏堂、鎮守乎疑原神社、天滿宮、其他九社の神社があつた。坊舎も百餘



寺代百

宇あつたが後に一字となり、百に代る寺と云ふので百代寺の名があると云ふ。村上天皇勅願の寺で阿彌陀堂其他の建立あり長く隆昌を極めて居たが天文年中兵火に罹り、後また織田信長のために堂社の殆ど餘部を焼かれ僅に藥師堂と地藏堂のみを残した。往時は寺領も五百石程あつたがこの時には百五十石ばかりになつて居た。その後池田輝政が檢地の際無縁の地としたので衰微其極に達した。萬治二年三月中興第一世智乘僧都が荒廢の甚しいのを憂へ一院と大師堂を再建し、開基の弘法大師像を安置した。現在の鐘樓

堂は天保十年の再建で鐘の鑄造も同年である。残存して居た薬師堂は明治維新の際に拂はれた。

今も全山到る所の地下に布目の瓦があり殊に多寶塔の趾には古石、大瓦等多数あつて往時の繁榮を物語つて居る。當寺は維新前まで手疑原神社其他九社の別當であつた。境内には四國八十八ヶ所の尊像を安置してある。

法光山 安養寺

九會村下宮木字岡林

開基 慶長八年二月教圓の開基

本尊 阿彌陀如来(木立像)

宗派 真宗

本寺 京都本願寺

建造物 本堂、庫裏

檀家 五十一戸

境内 七十坪

本郡宮木の教圓と云ふのが道場として開いたもので京都萬宜寺末であつたが明治七年道場號を廢し法光山安養寺と稱するに至つた。

九會村佛堂

所在地 名稱 本 尊 由 緒 等
田原 薬師堂 薬師如来 不明

綱引 大師堂 弘法大師 不明

同 薬師堂 薬師如来 不明

同 地藏堂 地藏菩薩 不明

同 大師堂 弘法大師 不明

同 觀音堂 十一面觀音 不明

同 大師堂 弘法大師 不明

同 薬師堂 薬師如来 不明

同 薬師堂 薬師如来 不明

同 地藏堂 地藏菩薩 不明

同 地藏堂 地藏菩薩 不明

同 薬師堂 瑠璃光如来 不明

白龍山 宗壽寺

富合村玉野字真中

開基 不明

本尊 地藏菩薩

宗派 禪宗曹洞派

寺格 三等法地

本寺 加東郡慶徳寺

建造物 本堂、庫裏

檀家 百十五戸

境内 四百六十四坪

當寺はずつと以前同村字寺山にあつたのを藪田山城守と云

ふのが永正年間現地に移したのだと云ふから最初の開基は不明である。本郡地誌には文龜二年三月創立とあるが寺院明細帳とは相違して居る。今同寺に存して居る藪田山城守夫妻の位牌には『前城州守宗壽寺殿開山了無大居士、永正十五年酉年二月廿五日』天真院殿了應智覺大姉、永正元年十月十六日』とある。山城守がその妻の菩提の爲に現地に寺を移し改築したのかも知れぬ。現今では山城守の開基だと云ひ、加東郡河合中村の慶徳寺七世龍室等昌禪師を開祖と稱して居るが、龍室等昌禪師は元祿十年四月當時に入つたとあるからこれが中興の祖であらう。その後火災に罹つて古記録等悉くを焼失した。現今の本堂は文化年中再建したものである。現住柏原祥雲に至つて庫裏を改築し寺内の面目を更めた。

尾崎山 光福寺實成院

富合村別府字上垣内

開基 正中二年實成律師の開基

本尊 阿彌陀如来(木座像、身長一尺三寸)

宗派 天台宗山門派

寺格 八等一級

本寺 多加野村普光寺末

建造物 本堂、庫裏

檀家 百八十戸

境内 四百六十五坪

當寺は正中二年に本郡の普光寺蓮乘院住職實成律師の開基で、その後二回火災に罹りその都度新に建立したとの事だがその年月は不明である。持佛堂(三間四方)もあつたがそれは文化年間に焼失し再建はない。現在の本堂は大正十一年十月五日の新築である。庫裏は嘉永二年三月二十三日再建したものである。

維新以前は別府、都染、兩村の鎮守大歳神社の別當でその社前で大般若經六百卷を年三回、正月、五月、九月に轉讀し村内の安全を祈禱した。維新後、その般若經と十六善神幅(般若の本尊)を當寺に移し現今も陰曆三月八日に之を行ふて居る。

昌驗山 報恩寺

富合村玉野字西山

開基 明治十四年親師講中

本尊 釋迦牟尼佛、脇士日蓮大菩薩

宗派 日蓮宗

寺格 二十五等

本寺 大阪府嶋上郡一乗寺

建造物 本堂、庫裏

檀家 三十戸

境内 四百五十坪

本郡笹倉村岩井喜兵衛本郡玉野村深田喜左衛門同村岡本岩

三耶同郡河内村高見宇兵衛等明治元年頃より日蓮宗を信仰し明治十年頃本郡栗田村林源次郎其 數名の同信者と圖り親師講社を組織し一の説教所を設立せんとしたが更に一寺院を建立する事となり地を玉野新家字宮ノ前に選んだがその地狹隘の故を以て現地に變更し明治十四年三月建立したものである。山號の「昌驗」は、親尊が用ゐた昌と當寺開祖日驗の驗とを合したもので、寺號の「報恩」は、遠くは釋尊近くは蓮尊及び傳燈諸師の大海の一滴を以て四恩に報ずとの意を採つたものだ云ふ。

富合村佛堂

所在地	名稱	本尊	由緒等
山 技	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明
同	藥師堂	藥師如來	不明
朝 妻	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明
同	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明
玉 野	觀音堂	觀世音菩薩	不明
同	行者堂	役行者	不明
同	藥師堂	藥師如來	不明
同	地藏堂	地藏菩薩	不明
同	毘沙門堂	毘沙門天	不明
玉野新家	地藏堂	地藏菩薩	不明

常 吉	大日堂	大日如來	不明
同	地藏堂	阿彌陀如來	不明
都 染	彌勒堂	彌勒菩薩	不明
別 府	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明
同	地藏堂	地藏菩薩	寛延四年松末兵左衛門實盈の建立
同	藥師堂	藥師如來	延享四年四月建立
同	毘沙門堂	毘沙門天	享保四年六月建立
同	倉	弘法大師	不明
同	阿彌陀堂	地藏菩薩	不明
朝 妻	毘沙門堂	毘沙門天	不明

青嶺山 奥山寺

多加野村國正字東圓坊
 開基 白雉元年法道仙人の開基
 本尊 十一面觀世音 (木立像、身長三尺五寸、行基菩薩の作と云ふ)
 宗 派 古義真言宗
 寺 格 三等格院
 本 寺 高野山準別格本山寶城院
 建造物 四足門、二王門、本堂、塔堂、鎮守、文珠堂、茶堂、鐘樓、千體地藏堂、納髮堂、經堂、八十八ヶ所、山内寺院地藏院附火子堂、不動院、南禪坊
 境 内 三千二百三坪
 寺記に曰ふ。昔惠使法師佛教を弘通せんとて高麗から我國

に渡來したが、時人まだその教を解しなかつた。法師は遂にこの谷に入つて住し禪定を凝らし、自ら聖德太子の像を作り安置した。後、白雉元年春法道仙人當國に來て青野を過ぐる時北嶺に瑞雲たなびくを見、



奥山寺

奇異なりとてこの谷に來り入つた。靈風梢に鳴る松柏の下一小堂があつて、そこに聖德太子の像が安置してあるのを見た。仙人喜嘆これを敬拜した。時に、何處よりともなく一老翁が來て「大仙若しこの地を靈區とし伽藍を營み大悲の像を安んずればその徳廣大なり、我必ず擁護すべし」と云ひ訖つて北斗七星と化し西谷(富尾谷と云ふ)に入つた。仙人即ち十一面觀

世音の像を彫刻し巖根に安置した。その像夜々に光りを放つ恰も閃電のやうであつた。州民驚きこの尊像を敬ひ、電光石火と名づけた。白雉二年孝德天皇勅して伽藍を建立せしめらる。そして、青嶺山奥山寺と號した。

大寶三年三月、災火のため寺宇佛閣皆焼失した。その時四天王現はれ太子の像を火中から持ち出し東谷の石上に安置した。住侶周章なす所を知らず、佛閣及尊像の焼け失せたのを嘆いた。然るに、遙の谿に白髮の翁四人あつて呼ぶ、その聲を追ふて谿に下つたが人影とは無い。たい、石山に太子の像の在すを見るのみ、住侶喜び拜して像を抱き歸り草堂を結び安置し、同年九月この谿に一堂を建て太子像を安んじそこを頂法寺と號した。
 養老二年僧行基この地に來つて靈應を聞き、その佛閣の荒廢を嘆き輪奐復興を時の帝に奏請した。同年六月行基朝令によつて大殿を營み、行基自ら十一面觀世音の像を刻み之を安置し、更に一堂を造つて頂法寺の太子像を移し安んじた。それより二層塔山門を構へ密跡金剛を安置した(金剛は佛師運慶の作と云ふ)其他地藏(佛師湛慶の作)文珠(基の作)經堂、鐘樓、辨才天社、等の堂社を建て富尾谷に妙見社を造り鎮護とした。
 同三年三月十二日上行幸、慶鏡あり同年六月一千の沙門大藏を轉じ天下の安昌を祈つた。

慶長六年七月六日また火災あり、この時北坊に長泉と云ふ身長七尺餘強力の僧があつて、それが猛火の中に飛び入つて大悲の像を抱へ出したので尊像は無事なるを得た。同十二年寺司地藏院法印眞賢大に盡して大殿を再建した。

慶安二年將軍徳川家光より封戸十石を納め佛供となした。後、法印隆俊破損の個所多きを嘆じ貞享三年衆人を勧め之を營繕せんと欲し先良材を求めた。數里の山中に大木を得たので之を伐り運ばさうとしたが長大で人力では運び能はず、衆人たゞ手を拱くのみ、隆俊車を造つてこれを輓かしめやうとすると不思議にも大木自ら寺に飛來した。村民數千力を竭して大殿間もなく成り同四年春開扉して衆人に拜せしめた云々

常寺現存の撞鐘は慶安四年正月の鑄造である。寺領は姫路城主池田輝政から折紙を出して居たが後、それを以て徳川將軍から十石の朱印を下したのであつた。そしてその寺領は明治維新の際奉還した。

安政六年本堂の屋根替をしたことの記録があり大正五年春にも屋根の過半を葺替した。

山内にある八十八ヶ所は明治十三年に造つたもので、明治四十四年青年補習教育の目的で青嶺學館を起したが今はない。大日本地名辭書に常寺の開基を「高麗僧惠便」としてあるけれども、開基は法道仙人であると云ふ。

赤松公益考記に「奥山寺、青嶺山の北に三尺計りの石あり、之に腰かけ申すものには穴あく」と云へり、ひさう石にや」云々とある。

當時内建物の中の地藏堂は正長元年に、經堂は文化八年に鐘樓堂は慶安四年に改、新築されたもので、二王門、大日堂、文珠等は養老年間に行基が建てしめたものとの事だが、その後の改築については、大日堂を貞享年中本郡國正村志方清左衛門が再建したとあるだけで他は不明である。

地藏院 多加野村國正字東圓坊

開基 不詳
本尊 延命地藏菩薩(作者不明)金像、身長二尺

宗派 古義眞言宗

寺格 三等級院

本寺 高野山準別格本山寶城院

建物 院宇、太子堂

檀家 五百五十戸

境内 五百五十九坪

青嶺山奥山寺の一院で創立は不明であるが法道仙人が當山を開いた時當院をも開いたのだらうと云はれて居る。太子堂には太子童形の木像を安置してある。その木像は身長二尺の立像で、誰が彫刻したものか判明して居ないが、奥山寺縁起に

ある高麗僧惠便が刻んだものではなからうかとの説がある。當院も往時火災に遭ふたこともあるらしいがその年月は不明である。現存の棟札には「落慶供養庫裏一字立柱上棟天保一五甲辰筆現住仁隆代普請中 悉皆元緒院代文珠院」とある

不動院 多加野村國正字東圓坊

開基 不詳
本尊 不動明王(木立像、身長一尺五寸)

宗派 古義眞言宗

寺格 三等級院

本寺 高野山準別格本山寶城院

建物 院宇

檀家 五十戸

境内 三百七十五坪

青嶺山奥山寺の一院でその創立は不明である。南禪坊 多加野村國正字東圓坊 青嶺山奥山寺には往昔多數の坊あつた事明かだが今はたゞこの南禪坊(九十坪)の建物を存するのみ、いつの建立か記録がない爲總て不明である。

蓬萊山 普光寺 多加野村河内字道東

開基 白雉二年法道仙人の開基

本尊 千手觀世音菩薩(木立像、身長四尺八寸、願主寶藏院澄邊、彫刻天文十一年十二月二日)

宗派 天台宗山門派

本寺 比叡山延曆寺

建物 本堂、庫裏、地藏堂、鐘樓堂、御供所、山王堂

辨天堂、仁王門、表門、

境内 千六十八坪

當寺は播磨國六山の一で、孝徳天皇の勅願、法道仙人の開基である。仙人初めて山に登つた時、妙法の聲あり、之を尋ぬるに唯千手大士の石上に坐すを見るのみ、時に金峰の明神仙人に告て曰く『山曰蓬萊我擁護』と勅願に因て伽藍を建立し靈像を安置した。白雉二年十月天皇行幸あり勅して蓬萊山普光寺と號す。仙人偈を説て曰く『本遊靈鷲園今入蓬萊窟』と、神龜四年三月行基菩薩此の山に入つた所が山の岩石鳴動した。よつて自ら不動明王を彫刻し之を安置した。同五年八月聖武天皇更に伽藍を興隆し勅願寺となし給ふた。徳治元年火災で諸堂宇悉く焼失した。然るに大悲の尊像のみ獨り松樹の枝上に坐したまふた。延慶元年花園天皇の勅願に因り伽藍の再興成り、同三年天皇行幸あつた。天正十年兵燹に罹り堂宇僧舎残らず鳥有に歸したが時の領主在田治部大輔之長の赦免狀一通のみを存した。この赦免狀によれば當寺は以前五百石の寺領があつたらしい。慶長年間姫路の城主池田三左衛門

慰輝政願主となり塔堂を建て之を興した。後、慶安年中々興の開山と云はれる空稽上人が毘沙門堂門跡へ伺候の際將軍徳川家光より寺領五十石の朱印を賜はつた。そして山林境内九町四方除地の特典を得た。

明治三年右朱印地等は上地奉還したが大正二年七月二十五日國有林七十町四反二畝十二歩を縁故拂下を受けた。大正八年九月二十六日維持確立の爲寺中一乘院、明星院、蓮乘院を合併し單



堂本寺光普山業蓬

に普光寺と稱する事になつた。當山は以前一乘院、明星院、隨緣院、蓮乘院、安養院、園院口の六ヶ院があつた事を播磨鑑に記して居るが、現今境内

附近に下坊、谷の坊、中正坊、日向坊、ホツノ坊、南ノ坊、動明坊、梅ノ坊、西ノ坊、常住坊等の地名を存して居る、これは皆坊屋敷の名でこれによつても往古山内寺院の多數であつた事を知り得られる。

阿彌陀堂、蓮乘院は明治の中頃失ひ不動堂、開山堂、寶藏護法堂等は大正の初期に失ふた。

山内には六所大明神が祀つてあつたがこれは火災後に河内山王神社境内に移し



堂山開寺光普

再建した(別項六所神社参照)境内に孝徳天皇の御陵なりと傳へて居る二輪の塔がある。然し孝徳天皇の御陵は河内國河内郡にある、當寺内にあるは

報恩の碑であらう。又門外には「全輪聖王下馬の碑」がある。現在の本堂は元祿十三年の建造で明治末年から大正の初め

にかけ修繕を加へた。地藏尊臺石にある文字及び仁王門の額に記しある文によると現在の仁王門は享保十八年の再建であるらしい。

撞鐘は文明十三年の鑄造である。鑿口には永仁(永正か)の文字が見え裏には享祿三年十一月云々の文字がある。多分享祿三年作したものであらう。

今、寺寶として存して居るのは行基菩薩の自作と云ふ鬼面二個、池田三左衛門の額、天海大僧正の「東照大権現」の書徳川將軍及日光宮よりの朱印狀等である。

天保十一年分限書上帳による當寺の末寺は左の通りである。

在田村殿原	瑠璃光山國府寺 (門中)
富家村	圓光寺 (末寺)
同	正明寺 (末寺)
池上村	茂林山靜神寺 (末寺)
富家村	寶泉寺 (末寺)
野上村	野上山覺王寺 (末寺)
別府村	尾崎山光福寺 (末寺)
多可郡中村	善福寺 (末寺)

同 郡安坂 永坂山鳳凰寺 (末寺)
加西郡別府 妙見山神宮寺 (末寺)

當山の奥に「寶來山、鎌倉寺」がある。この寺は俗稱普光寺山(鎌倉峰と稱せし處)にあり、本尊は觀世音菩薩で、天照大神、春日大明神が協立となつて居る。播磨鑑に當寺のことを「當寺は普光寺の奥の院也 孝徳天皇の御願所御草創法道仙人入定の仙跡也本尊は普光寺の尊像にて協立者 天照大神春日大明神の三尊也佛工稽主動稽文會丈六の尊體(長谷寺の觀音也)を作らんと思ひ先づ誠に三尺三寸の尊體を彫刻せり故に世人試の觀音と號す房前當寺に賜らる徳治元年丙午十二月焼失す又法道仙人入定の洞あり然るに當國に於て仙人の開基四十八ヶ寺佛閣建立の願成就して更に岩洞に入らんとす時に三佛餘盤香花燃し誓て曰我壽滅せん時香花盡くへし我命ある時は香花盡きせじと云訖つて入定せり故に其石を抹香岩と云」云々と記して居る。

この鎌倉寺(鎌倉觀音堂とも稱す)の棟札に「奉造建寶木(來か)山鎌倉寺本堂普請成就仕立大工數一千六十工」文化十四歲丁丑年十一月十一日」とあるから現今の堂は文化十四年の建築であらう。

鎌倉寺のある鎌倉峰は北條の酒見明神(今住吉神社)加東郡社の佐保明神がともに降られた地であると傳へられて居る。

今大山津見大神（俗稱山ノ神）を祀つた鎮守社がある。

峯相記に當普光寺のことを記し『神龜五年戊辰三月三日官符被下長谷寺（和泉）觀音造奉時彼ミッ木第二の切にて十一面觀音の像を造り奉る近衛大將藤原房前の御願法道仙人の起立也（中略）徳治元年十二月十四日俄に災上出來て講堂常行堂三重塔鐘樓經藏等悉く燒畢る寺僧等東西を勸進し如本造立し貞和三年十月二十日供養畢る』云々として居る。



大山津見大神

一 乘山 圓林寺 多加野和泉

開基 明治十四年日相上人の開基

本尊 釋迦如來

宗派 日蓮宗

寺格 平席十等

本寺 姫路圓光寺

建造物 本堂

檀家 十三戸

境内 百四十二坪

明治十四年日相上人が井上市左衛門、合田常八等の信者と共に開創したものである。

普明庵 多加野村大工字寺下

開基 不明

本尊 十一面觀世音（木座像、身長三尺）

宗派 古義真言宗

本寺 奥山寺地藏院

建造物 本堂兼庫裏

境内 百七十八坪

當庵は元敬光寺と稱したものと云ふ。當地には敬光寺口と云ふ字を存して居るがその附近にあつたものらしい。それ

が天正年間兵火に罹つたのでその本尊だけを現地に移し庵を建て安置した。その本尊の彫刻者は誰であるか不明だが頗る精巧なるもので東山時代の作だらうと云はれて居る。鐘は元祿八年の鑄造である。

藥師庵 多加野村山田字四頁

開基 不明

本尊 藥師如來

宗派 古義真言宗

本寺 神崎郡日光寺

建造物 本堂、庵室

境内 七十五坪

虚空藏庵 多加野村山田字花ノ木

開基 不明

本尊 虚空藏菩薩

宗派 古義真言宗

本寺 神崎郡日光寺

建造物 本堂、庵室

境内 百四十四坪

玉生山 寶泉寺 多加野村和泉七十五番地

開基 白雉二年法道仙人の創建と云ふ。

本尊 弘法大師（木座像）

宗派 古義真言宗

寺格 三等格院

本寺 高野山寶城院

建造物 本堂、庫裏

檀家 一百戸

境内 三百二十四坪

開基のすつと後、右大將源頼朝の守本尊延命地藏菩薩を當寺に納めたと云ふ。最初は當村岡の山にあつて、玉生山正明寺と稱して居たが天正年間三木合戦の時兵火に罹り堂宇悉く焼けた。後、慶長九年春、現今の地に移して堂宇を建立し、十一面觀世音を本堂に安置して寺號を「寶泉寺」と改めた。嘉永五年の冬又もや火災に遭ひ萬延元年春再建した。現今の本堂は明治四十一年十一月改築したもので、大正十一年三月八十八ヶ所の靈場及修行大師尊像を安置しその時内外の修繕をした。

大日庵 多加野村野上字西ラ田

開基 不詳

本尊 大日如來（木座像、身長五尺、慈覺大師の親作）

宗派 天台宗山門派

本寺 本郡普光寺

建造物 本堂、庫裏、鐘樓堂

檀家 六十戸

境内 三百三十坪

何人がいつ開基と云ふことは分らないが、創立は千餘年の以前であらうと云ふ。初めは野上山覺王寺と稱したが、いつからか大日庵と稱するやうになつた。本尊の脇立、阿彌陀如来、釋迦如来、の二像は、何れも木座像身長三尺で、本尊と同じく慈覺大師の親作であると傳へられて居る。古記録を存しないので古い事は分らないが、文政元年六月火災に罹り堂宇悉く焼けた。佛像のみ無事に取り出した。その翌二年三月本堂(三間四方)及庫裏(五間に三間半)を建築した、現今のはそれである。

鐘樓堂は明和三年の建築で、撞鐘は同年十一月鑄造である。堂は嘉永二年十一月修繕を加へた。

本堂の靈驗顯著なりとて常に參詣者絶へないが殊に牛馬の守護佛として陰曆每二十八日には牛馬を率ゐて參詣する者が多い。陰曆二月二十八日は最も賑はふ。

本堂に安置の不動明王(木立像二尺)脇土金迦多童子(木座像一尺)勢多迦童子(同上)寶冠阿彌陀如来(木座像八寸)聖觀音(木立像一尺三寸)十一面觀世音(同上)誕生佛(青銅立像五寸)及び卅參所觀音(畫像横巾六尺)涅槃像(畫像

横巾六尺)は何れも作者不明だが數百年以前の作だと云ふ。

春林山 春岡庵 多加野村池上二百四十五番地

開基 不詳

本尊 藥師如来 (木立像、身長二尺二寸五分、行基菩薩の作と云ふ)

宗派 古義真言宗

本寺 同村明光寺

建造物 本堂、庫裏

檀家 ナシ

境内 二百九十五坪

縁起等不明である。本堂は享和元年十一月再建したもので庫裏は明治三十三年の再建である。

圓童山 明光寺理性院 多加野村西野々二百七十七番地

開基 不詳

本尊 阿彌陀如来 (木立像、身長三尺)

宗派 古義真言宗

寺格 三等級院

本寺 高野山準別格本山寶城院

建造物 本堂、庫裏、大日堂

檀家 百三十戸

境内 四百七十四坪

火災の爲古文書を燒盡し縁起等不明である。本堂は火災後寛政五年十一月再建したもので、庫裏は文政元年燒失し同年四月再建した。

澤之堂 多加野村西野々百六十一番地

開基 不詳

本尊 地藏菩薩(木立像、身長一尺)

宗派 古義真言宗

寺格 高野山寶城院孫末

本寺 同村明光寺

建造物 本堂、庵室

檀家 ナシ

境内 六十六坪

縁起等一切不明、堂宇は大正十一年四月の再建。

城谷山 光正寺 多加野村崎字屋敷田

開基 明徳四年二月創立

本尊 阿彌陀如来

宗派 眞宗西本願寺派

寺格 内陣本座一等

本寺 京都西本願寺

多加野村佛堂

明徳四年の創立だが何人の開基だか詳でない。釋祐心が天和三年四月阿彌陀如来を申受くと寺院明細帳にある。初めは龜山源正寺末であつたが今は京都西本願寺末である。

所在地	名稱	本尊	寺格	由緒等
大工	地王堂	炎羅大王	不明	
國正	地藏堂	地藏菩薩	不明	
同	藥師堂	藥師如来	不明	
同	阿彌陀堂	阿彌陀如来	不明	
同	大師堂	弘法大師	明治十三年四月建立	
同	藥師堂	藥師如来	不明	
同	藥師堂	藥師如来	不明	
同	阿彌陀堂	阿彌陀如来	不明	
同	地藏堂	地藏菩薩	不明	
池上	藥師堂	藥師如来	不明	
同	地藏堂	德本上人	不明	
同	藥師堂	藥師如来	不明	
野上	藥師堂	藥師如来	不明	
河内	阿彌陀堂	阿彌陀如来	不明	

田谷 阿彌陀堂 阿彌陀如來 不明
 河内 觀音堂 觀世音菩薩 不明
 同 阿彌陀堂 阿彌陀如來 不明
 小印南 觀音堂 如意輪觀音 不明
 大工 藥師堂 藥師如來 不明
 鍛冶屋 藥師堂 藥師如來 不明
 青野 大師堂 弘法大師 不明
 馬渡谷 藥師堂 藥師如來 不明

高雄山 大日寺 芳田村水尾七百三十二番地

開基 朱鳥八年三月大宗阿闍梨の開基

本尊 大日如來(木像、行基菩薩の作と云ふ)

宗派 古義真言宗

本寺 昔は京都御室派なりしも今は本郡奥山寺

建造物 本堂、庫裏、大師堂、辨才天堂、鐘樓堂

境内 二百七十一坪

當寺は持統天皇の御宇大宗阿闍梨の開基で後に行基菩薩が
 万三禮の木像を刻み安置した。その後災火に遭ふて堂宇悉く
 焼失したが本尊のみは焼けなかつた。陽成天皇の御宇、天皇
 の御願によつて新に伽藍を建立あり本尊を安置した。そして
 高雄山大日寺と號した。それより朝野の尊崇厚く隆昌を極め
 山内に大日寺、周國寺、吉長寺の三個寺があつた。天正年間

兵火に遭ひ諸堂宇悉く焼失し全く廢れ果てたが前方の川中に
 毎夜光を發するので郷人が怪み川中を探つて見ると、焼失し
 たと思つて居た大日如來の尊像があつたので早速元の地に草
 堂を作り安置した。如來の像再出現の場所が川の水尾であつ
 たので、この郷を『水の尾』と呼ぶに至つたと云ひ傳へて居る。
 その後、隆賢と云ふのが再び當寺を興したが、その時建て
 た碑に、

開山大宗御廟(前面)

朱雀 雀は鳥の誤りか)八年三月開基 在住五十餘歳天平廿年戊子三月

廿八日職去給 次傳薩王云(右)

九百餘歳後元祿五年春播磨國高嶺山大日寺四十六代隆賢爲後設立(左)

眞言密教者 舍那尊爲村 當山開基者 大高宗爲本 誠是稱國寶 □□

深瀬水 大哉保佐業 萬歳蒙遺澤(裏面)

とある(碑の文字磨滅し讀み得ない所もある)これによる

と、隆賢が再興したのは元祿四五年であるらしい。この隆賢

は享保七年七月二十七日歿した。

當寺の緣起には『法道仙人が行基菩薩の作つた尊像の靈威

あらたかなのを敬し再び本堂を建て』云々のことあれど、行

基は法道の後の人だからこの點は信じられない。

現今の本堂は明治十四年改築したもので撞鐘は享保十二年

の鑄造で左の銘がある。

播磨國賀西郡芳田郷水尾村

大日尊佛前

網野里住 尾上孫兵衛 同八郎兵衛 千時享保十二丁未年十一月吉

西松山 安樂寺 芳田村下郷字大根

開基 元祿十六年三月宗順の開基

本尊 阿彌陀如來

宗派 眞宗西本願寺派

寺格 内陣本座一等

本寺 京都西本願寺

建造物 本堂、庫裏

檀家 六十一戸

境内 二百四十六坪

本願寺十三世良如上人の時分の開基だと云ふ者があるが明
 治十二年十二月の調査では元祿十六年の開基となつて居る。
 現今の本堂は天明五年三月再建したものである。

芳田村佛堂

所在地	名稱	本尊	尊像	由緒	等
明樂寺	藥師堂	藥師	如來	不明	
落方	地藏堂	地藏	菩薩	不明	
合山	地藏堂	地藏	菩薩	不明	
下新田	地藏堂	地藏	菩薩	不明	

水尾 藥師堂 藥師如來 不明
 上新田 地藏堂 地藏菩薩 不明

柳山 楊柳寺 大和村七百七十五番地

開基 白雉年間法道仙人の開基

本尊 楊柳觀世音(木像、法道仙人の自作と云ふ)

宗派 天台宗

寺格 十一等

本寺 比叡山延曆寺

建造物 本堂、阿彌陀堂、休息堂、奥ノ院(千光院)、行

者堂、鐘樓、仁王門等

信徒 二百三十戸

境内 四町七反九畝十歩

當山の緣起に『孝徳天皇白雉年間天笠靈鷲山の麓から渡來
 の法道仙人がこの山に登つた時、峰吹く風、谷に答ふる水の
 音、皆これ楚音の響きあり仙人靈地なることを感する時、忽然
 として千手觀世音出現し、仙人に告て曰く、この地は觀音の靈
 刹にして龍華に至るまで一乘妙法を傳へ一切有情結縁の地な
 り早く衆生濟度の爲に伽藍を造立し觀音の尊像を安置すべし
 上は國王の御飯依を蒙り下は一切衆生結縁の地となりて永く
 退轉せずと。仙人觀音の靈告により其の出現の場所に一の伽
 藍を造立し出現の千手觀音尊の像を安置した。これを千光院

と號す(俗に奥の院と稱す)又、觀音の靈告により麓に下り見るに數株の柳木あり、其の中の大柳木より光りを放つて居たので、仙人近寄つて見るにその柳に觀自在菩薩が現はれたまふた。仙人幾度も拜し、その尊像を自らその柳の木にて刻み、九間四面の御藍を造立し尊像を安置した。今の根本堂が即ちそれである。仙人が尊像を安置した時には異香全山に薫り紫雲天に滿ち諸の善男善女奇瑞を感じた。其後、帝御惱あらせられたので河邊の磨敷使として當山に下り、法道仙人に御惱平癒を祈らす、御惱忽にして癒りたまふ。因て柳山楊柳寺の敷號を下したまふた。云々」とあり、播磨鑑其他にもほゞ同様の事をして居る。



楊柳觀音堂

記して居る。

その後、衆人の歸依淺からず七堂伽藍建ちならび、一大靈刹となつた。然るに天正年間野間城落城の際兵火に罹り一山焦土と化した。後、中興の祖と仰がれた隆慶和尚が東奔西走して漸く一山を再興し、山内には寶生院、本明院、法持院等あり再び隆昌となつたと云ふ。

天正以前野間城主常河より本尊燈明料九石八斗の寄附があつたがそれは野間城落城とともに失ひ慶安年中將軍徳川家光より朱印十石を下され山林を寄附された。その十石の朱印地は明治維新の際返還した。

當寺は開基以來今猶二十一年目毎に戸扉を開き普く諸人に拜せしめて居る。

本堂は元祿及寛永年間に改築修築したが詳細は不明である。

今の撞鐘は寛文六年の鑄造で左の銘がある。

播磨賀西郡三原村の内楊柳寺洪鐘一器

竊以洪鐘之功德越衆善所以者何求法大王推鐘求一乘妙法濟濁世那迷矣爰以當住抽无二之懸志在々所々走廻一粒半

錢加波乞求既大願令成就畢

本願當住寶持院暨者隆慶大阿闍梨

行事 龍光防 隆快

同 實相坊 賢慶

大施主 十方檀那

大工姫路野里住人小林孫右衛門尉藤原朝臣知光

同 新左衛門尉藤原朝臣則清

干時寛文六丙午曆小春吉祥日

右の鐘銘に『三原村』とあるのは、當村は以前三原の庄と呼んで居たからである。

當山内には今法持院、藥王院の二個院がある(藥王院参照)當山は元祿の頃赤穂城主淺野の領であつた關係から淺野家が没落後その藩の浪士が當寺に來り墊伏して居たとの傳説があり、元の本明院墓地には左の文字を記した墓碑を今も存して居る。

享保十九年
是光院理正壽軒居士
十一月十日

側面 赤穂國人高木庄左衛門勝信墓

藥王院

大和村七百七十八番地

開基 柳山楊柳寺開基の後であらうが年號等は不明
本尊 阿彌陀如來二軀(木彫像身長八寸八分厨子入、木座像身長一尺四寸五分)

宗派 天台宗山門派

寺格 九等一級

本寺 楊柳寺の一院にして比叡山延曆寺直末

建造物 院 宇
檀家 百三十戸
境内 四百八十七坪
本院は柳山楊柳寺の一院で、寶生院本明院の二院を合併したものである。この寶生院、本明院はいつ創立されたか一切不明であるが、楊柳寺全山が天正年間兵火に罹つた時ともに焼かれ、隆慶和尚によつて再興されたものらしい。寶生院は文政二年夏失火で全焼し、當時の住職明光和尚の努力によつて文政五年より寄附を集め漸く再建し、引きついで善隆和尚の奔走で修築を加へ今日に至つた。また、本明院は慶應年間から無住で、常に寶生院住職が兼往して居たけれども年月を経るに従つて建物腐朽し遂に崩壊した。これによつて關係者熟議の上、將來寺門經營を安固ならしめるため本明院を再建することなく、寶生院に合併せしめる事可ならんとて明治四十五年六月十四日許可を得て合併した。そして大正十四年四月四日、院號を改稱することの許可を得、現今の「藥王院」となつたものである。

寶生院は明治維新以前柳山鎮守として祀れる六社權現の祭祀を掌つて居たが維新後神佛分離を達せられてから表面その掌をはなれ、後六社權現が大歳神社に合祀された時から全く無關係となつた。

法持院 大和村七百五十四番地

開基 不明
本尊 阿彌陀如來
宗派 天臺宗山門派
本寺 比叡山延曆寺
建造物 院 宇
檀家 八十五戸
境内 五百八十三坪
本院は柳山楊柳寺塔中だが創立其他不明である。

大和村佛堂

所在地	名稱	本尊	由緒等
大和	毘沙門堂	毘沙門天	不明境内に大日堂あり
同	觀音堂	觀世音菩薩	不明境内に大日堂あり
同	地藏堂	地藏菩薩	不明
同	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明
同	地藏堂	地藏菩薩	不明

有明山 萬願寺 金剛院 西在田村上萬願寺四百十一番地
開基 白雉二年法道仙人の開基
本尊 阿彌陀如來 (木像、身長三尺七寸、法道仙人の作と云ふ)

宗派 古義真言宗
寺格 三等級院
本寺 高野山寶城院
建造物 本堂、庫裏、倉庫等
檀家 八十九戸
境内 二百五十六

當寺は孝徳天皇の御宇法道仙人の開基であり。北ノ坊(金剛院)南ノ坊奥ノ坊等の諸坊があつて總稱して萬願寺と稱へ寺領三十石を有した一大靈刹であつたと云ふが、天文七年十月四日兵火に罹り全山烏有に歸した。

この兵火のことを『赤松則村に焼かれ』と當寺の古記にあるけれども、赤松則村は後醍醐帝時代の人で正平五年死んだ。それが後奈良帝の天文年間に寺を焼く筈はないから年號の間違ひか、人名の誤りであらう。

兵火に遭ふて後長く再興されず、火中より漸く取り出した本尊(法道仙人の作で、上品下生の彌陀如來跏趺の像)のみは當村の西北境字西ノ峯山頂に安置して居た。そして寺領は書寫山圓教寺に併合された。

その後、元の南の坊のみ漸く再興されて宮寺となつた。現今の東光寺がそれである。奥の坊は後に字千山に移し、再建されたと云ふ。然るに一山の本坊たりし北ノ坊は容易に再建されなかつたが、元祿の初年になつて當村の住民作兵衛(棟

廣の先)忠左衛門(小池の先)九郎右衛門(大豊の先)等發起して、高野山より惠隆上人を屈請し、漸く再興するに至つたそれが當有明山萬願寺金剛院である。その以前は天臺宗であつたが再興の時から真言宗となり高野山寶城院に屬した。

現今の庫裏は明治二十三年の建造で、倉庫其他の附屬建物は明治三十五年八月改修築した。

寺寶として存して居るのは法道仙人作の阿彌陀如來の木像と、法道仙人の木立像(作者不明)とである。

奥の院には金剛界大日如來の像を安置して居る。

有明山 東光寺 西在田村上萬願寺女切

開基 不明
本尊 藥師如來
宗派 天臺宗山門派
本寺 比叡山延曆寺
建造物 本 堂
信徒 百七十一戸
境内 三百二十四坪

當寺は元萬願寺の一院であつた。南の坊(或は遍照院とも云ふ)と稱したもので天文七年十二月兵火に罹つて古記録等を焼失した。開基は萬願寺の創立と同時にあつたか、又はその後であつたか不明である。本尊の藥師如來は天文の兵火に

も焼かれずあつたのを里長森四郎左衛門尉が住侶と謀つて八方の助力を得漸く堂宇を再建し安置して寺號を東光寺と稱するに至つた。徳川幕府時代は東隣若一王子權現の別當であつた。

流芳山 八王寺 西在田村下萬願寺字御尺

開基 正徳二年八月大震の開基
本尊 阿彌陀如來
宗派 禪宗曹洞派
本寺 丹波永澤寺
建造物 本 堂
檀家 八十九戸
境内 四百四坪

最初は無量山八王寺と稱し無量壽佛を安置して居たが火災に罹つて全焼し享保六年庄屋森伊左衛門の斡旋で時の領主流芳院村上彌右衛門の菩提寺となり堂宇を再建し山號を流芳山と改めた。

千嶺山 千山寺 西在田村上道山十六番地

開基 不明
本尊 十一面觀世音 (木立像、身長二尺)
宗派 古義真言宗

る。

醫王山 東光寺 西在田村若井字森谷

開基 不明

本尊 藥師如來 (木立像、身長三尺五寸)

宗派 古義眞言宗

本寺 北條酒見寺

建造物 本堂、庫裏

檀家 二百十戸

境内 二四七〇坪

開基の年月は不明だが、弘化三年三月、晃懂中興と寺院明細帳にある。その以前の寶曆七年に本堂上棟の棟札を當寺に存して居るから開基はその時か或はそれ以前であらう。現今の本堂は大正十三年九月十七日再建したもので、庫裏は弘化三年の建築である。

愛見山 染曆寺 西在田村若井字丸山

開基 永祿八年久伯上人の開基

本尊 愛染明王 (木座像、身長一尺二寸)

宗派 古義眞言宗

寺格 三等級院

本寺 北條酒見寺

寺格 三等級院

本寺 北條町酒見寺

建造物 本堂、庫裏、

檀家 百四十戸

境内 四百二十二坪

いつ誰の開基であるか不明だが、本尊の木像にある「佛師井上神左衛門吉久作、同小工孫四郎、本願釋氏少門入窓良俊、天文十年辛丑十一月二十二日」の文字によつて天文以前の開基であらうと察しられる。現在の棟札には「元祿十五年再興」とあり、現今の本堂は文化四年智等の再建したものである。

林谷庵 西在田村下道山字狭間

開基 正徳三年泰照院の開基

本尊 阿彌陀如來 (木座像、惠心作)

宗派 天台宗

本寺 安樂律院

建造物 本堂

正徳三年同村増田勘右衛門が施主となり同族泰照院亮惠法印が開基した。其當時は眞言宗であつたが後(年月不詳)天台律宗となつた。

享保二十年本覺院宮から賜はつた宮御染筆の「林谷庵」の扁額を存して居る。現今の本堂は文政十年改築したものである。

建造物 本堂、庫裏

檀家 百三十戸

境内 一千百四坪

詳細なる記録を存しないので縁起等不明であるが往時は隆盛を極め山内に坊などもあつたらしく今も附近に高野坊、門前田等の地名をのこして居る。その開基については寺院明細帳に「寛保元年三月中興隆範創立」とあれと隆範は中興の人であらう。當寺を開いた久伯上人は常に愛染明王を信じ、永祿八年自身紺紙に金泥で愛染明王の尊像を畫いた。それは堅五尺、幅一尺五寸の掛軸として今當寺に寺寶として存して居る。その軸は往時當寺に火災があつた際(年月不明)本堂が焼け失せたにかゝはらず火中から出て境内の大杉にかゝつて居たとの傳説がある。

現今の本堂はいつ建てたものか不明、庫裏は大正八年の建築である。

當寺は維新以前磯崎神社の別當であつた。

佛法山 學文寺 西在田村若井字北

開基 年號不明明覺上人の開基

本尊 大日如來

宗派 古義眞言宗

本寺 高野山寶城院

開基後の享保十六年堂宇を再建し更に嘉永二年本堂を改築した。

西在田村佛堂

所在地	名稱	本尊	由緒等
若井	地藏堂	地藏菩薩	不明
同	地藏堂	地藏菩薩	不明
同	地藏堂	地藏菩薩	不明
同	地藏堂	地藏菩薩	不明
上萬願寺	藥師堂	藥師如來	後記參照
同	大日堂	大日如來	不明
同	地藏堂	地藏菩薩	不明
同	毘沙門堂	毘沙門天	不明
下萬願寺	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明
上道山	地藏堂	地藏菩薩	不明
同	藥師堂	藥師如來	不明
若井	庚申堂	庚申	不明

右の内上萬願寺藥師堂は白雉年間に法道仙人の開基だと云ひ傳へてある。天文七年兵火に焼かれ、同十年堂宇を再建し享保十二年六月又改築したがそれも荒廢したので明治十二年

四月大修繕を加へた。この堂で往古から續いて毎年正月八日に『鬼會』の儀式が行はれたが永祿二年より慶長三年まで中絶した。それを南坊長慶なるものが鬼面五個を自作し慶長四年正月八日からその式を再興した。然るに又も元祿四年から中絶し享保元年まで行はれなかつたが享保二年からまたその式を興し天保十三年九月森八十良なるものが鬼面を改作して引續き行はれて居る。

瑠璃光山 國府寺 在田村殿原百八十三番地

開基 建久年間、梅尾明惠上人の創建

本尊 藥師如來 (木座像、身長一尺三寸)

日光、月光、兩菩薩十二神將附隨

宗派 天臺宗

寺格 平地

本寺 比叡山延曆寺

建造物 本堂、庫裏

檀家 二十五戸

境内 四百四十一坪

梅尾上人(高辨)がどう云ふ縁で當地にこの寺を建てたか不明である。開基から幾年か後にはかなり隆昌であつたらしいが兵火に遭ふて全部焼失した。後、殿原城主在田朝則が再興して堂塔伽藍や、舊に復したが、又もや火災に罹りその大

部分を焼失した。そして一部分のみが残つたと云ふ。

この最初兵火に罹つた年を天正年間と云ひ、在田朝則が再興したのを延久年間と同寺記にあれど、延久は後三條帝の御代であり、在田朝則は南北朝時代の人である。天正はそれより迺と後である。天正の兵火は再度目のことを云ふのではなからうか。

往時、當寺内に多寶塔もあつたことはその塔の礎石(中央の沓石らしい)が今も殘存して居るのを以て知り得られる。

現今の本堂及庫裏は、安政年間に改築したものである。

當時隆昌時代は黒印地二石八斗四升八合あつたと云ふ。そして當地の石部神社とも關係があつた。

金輪山 阿彌陀寺 在田村別所字宮ノ前

開基 不明

本尊 阿彌陀如來

宗派 古義眞言宗

本寺 高野山寶城院末

建造物 本堂、庫裏

檀徒 六百十人

境内 二百八十三坪

無量山淨土院 極樂寺 在田村能倉東カイチ

開基 一譽上人の開基なれど年月不明

本像 來迎三尊如來 (木立像、身長三尺)

宗派 淨土宗

寺格 能分八等

本寺 京都百萬遍千恩寺

建造物 本堂、庫裏、鐘樓堂

檀家 六十五戸

境内 二百五十坪

寺院明細帳には『永正二年行譽上人の開基』とあるが、同寺では、開山は一譽上人だと云つて居る。その一譽上人は元祿十六年五月十日の遷化で教蓮社一譽直入殘榮大和尚と云ふとある。

當寺は元、當篋倉字西カイチにあつて、其當時は一小庵に過ぎなかつた。それを第八世の住職界譽上人が現今の地に移して現今の堂宇を建てたと云ふ。或は、一譽上人は中興の開山でなからうか。

寺寶として十一面觀世音、善光寺如來分身、の二像(作者不明)を存して居る。

コボネ山 東光寺 在田村鴨谷字彌師谷

開基 不明

本尊 藥師如來

宗派 古義眞言宗

本寺 北條酒見寺

建造物 本堂、庫裏

信徒 四人

境内 二百四十五坪

安居山 誕生寺 在田村鴨谷字安井

開基 不明

本尊 大日如來

宗派 禪宗曹洞派

本寺 加西郡久學寺

建造物 本堂、庫裏

信徒 九十九人

境内 二百九十坪

當寺は以前眞言宗であつたが明治三十六年七月改宗し許可を得た。

幽黒山 妙見寺 在田村上野字朝垣

開基 正徳六年二月實秀の開基

本尊 地藏菩薩

宗派 天臺宗

本寺 比叡山延曆寺

建造物 本堂、觀音堂、妙見堂
檀家 三百人
境内 二百三十二坪

河上山 久學寺 在田村上芥田字山居

開基 文安三年瑞翁性光禪師の開基
本尊 釋迦牟尼佛(木座像、蓋座 共一尺八寸) 脇侍佛文珠、普賢の二菩薩(木像、蓋座 座共一尺) 三尊共春日佛師一刀三拜の作なりと云ふ

宗派 禪、曹洞宗
寺格 二等法地三十八級
本寺 水上郡圓通寺
建造物 本堂、庫院、禪堂、衆寮、鐘樓、山門、總門、鎮守堂、開山堂、東司、祠堂、朱印藏、倉庫等
檀家 鈞五百戸
境内 千六百十九坪

後花園帝の御宇、文安三年に、承陽大師十一代の法嗣瑞應性光禪師がこの山に来て岩上に居し、座禪工夫化縁の時至るを待つ事數年であつた。道俗、師の道風を聞き、教化を受け歸依するもの漸く多かつた。茲に於て伽藍を創建し、師を開祖とした。その當時は寺を『山居』と號したが、後年、山號を河上、寺號を久學と改めた。開山性光禪師から六代目、是

を今猶祭つて居る。そして大石が碧峰和尚に依頼した時の書簡、目的成就に對する禮書及び義士吉田忠左衛門の書簡等を藏して居る。

本堂、庫裏は慶安三年に檀徒河村傳兵衛尉、永野權右衛門尉の盡力で改築したのであつたが、元祿五年と享保三年と二回大水の爲山崩れがあり爲に塔堂伽藍の殆全部を壊滅した。その時寺寶及び古文書の多くをも失つた。現今の本堂、庫院山門等は享保三年から明和三年までの間に建築したものである。鐘樓は寛文二年の鑄造で、鐘樓はその時に成つた。

當寺は明治維新まで在田郷石部神社の別當で同神社の祭祀を執行して居た。同神社に朱印を賜はつたのも當寺住職の盡力であつたと云ふ。

開祖性光禪師の座禪岩は今も當寺總門前にある。

八葉山 蓮華寺 在田村下芥田三十二番屋敷ノ一

開基 不明
本尊 藥師如來(木彫像、身長七尺、行基菩薩の作と云ふ)
宗派 禪宗曹洞派
寺格 平僧地
本寺 在田村久學寺
建造物 本堂、地藏堂、鐘樓堂、鎮守堂、庫裏、倉庫等
境内 二百三十七坪

天良扶禪師の時、淺野内匠頭長直が正保二年赤穂に来てこの地を領してから、良扶禪師の徳風に歸依し當寺を淺野家の菩提等となし地領山林等を寄附した。その後長直の推舉によつて慶安三年七月將軍徳川家

光から朱印十ニ石を賜ひ、山林竹木の諸役を免せられた。元祿十四年三月淺野内匠頭長直が江戸殿中で刃傷の事あり、其科によつて長矩は切腹淺野家所領は沒收となつた際、淺野家の臣大石藏之助が淺野家の牌墓所赤穂花岳寺の維持、主家代々の永遠の弔祭に關することを、當寺のその時の住職碧峰和尚に依頼した。故に當寺には淺野家代々の靈牌並に赤穂義士の靈牌



寺 學 久

誰がいつ開基か不明である。元祿三年久學七世性水和尙が當寺を再興し、堂宇を建て、行基菩薩の自作と云ふ藥師如來の尊像を安置した。後、久學十八世祖眼和尚が當寺に閑居してから更に寺の面目を更めた。

傳説によると、當寺の西南二丁の山には往古七堂伽藍があり、一の靈場であつたと云ひ、今も五輪石等が散在して居る。或は、當寺は昔そこにあつて、火災か何かの爲廢滅したのを元祿の頃現今の地に移し再建したのではなからうかと云ふ。然し、記録が無いから確たることは知れない。

梵鐘は再興當時の鑄造で左の銘がある。

播州加西郡有田郷下芥田村有一禪舍山謂八葉寺號蓮華會養老年中行基普應則自作之藥師如來是也 今至元祿三年當寺中興開山性水比丘出一隻手鐺成鐘一木掛高道場振運曹洞宗風永汲天眞流響廣如來願聲銘云 衆生眼目 諸佛號令 長皆百八 世界坦平 千時元祿三庚午曆十二月吉祥日

本願主當村中 住持比丘性水誌 藤原家信作

有田山 光福寺 在田村北二百四番地

開基 明徳元年正月二十一日
本尊 阿彌陀如來(木立像)
宗派 淨土眞宗
寺格 本座一等

本寺 西本願寺
 建造物 本堂、庫裏、鐘樓堂、客殿
 檀家 五十九戸
 境内 二百六坪

現今の本堂は享和元年に再建したもので文久元年修理を加へた。明治四十二年客殿を建築し同時に庫裏を改築した。鐘樓は大正三年の建立で梵鐘には左の銘がある。

有田山光福寺 大正三年甲寅年十月 鑄造人姫路大野町大野市藏
 喚鐘には『播州加西郡北野村有田山光福寺、元祿十年丁丑大呂八日 姫路野田 芥田氏作之 弘化四丁未年鑄贊若講中』の銘がある。
 寺寶として慧燈大師眞筆の六字尊號を有して居る。

在田村佛堂

所在地	名稱	本尊	由緒等
殿原	地藏堂	地藏菩薩	不明
同	毘沙門堂	毘沙門天	不明
同	庚申堂	青面金剛	庵室あり境内二百餘坪ある(後記参照)
鳴谷	阿彌陀堂	阿彌陀如來	不明
笹倉	觀音堂	十一面觀音	不明
中富	地藏堂	地藏菩薩	不明
同	觀音堂	十一面觀音	不明

別所 大師堂 弘法大師 不明
 下芥田 觀音堂 楊柳觀世音 不明
 上芥田 不動堂 不動明王 不明
 佐谷 地藏堂 地藏菩薩 不明
 廣原 藥師堂 藥師如來 不明
 右の内の殿原庚申堂については、播磨鑑に左の通り記して居る。

青面山清水寺、禪宗、田原郷殿原村に在り。本尊千手觀音、青面金剛、二尊を安置す八丁許山の上にあり。當寺は世に傳ふ紀貫之の建立せる所也と、近き頃までは貫之の歌寶殿に籠られしが天正年中雲州尼子出張の時兵火に罹りて堂宇残りなく焼失したり、寛文年中に殿原村の住青山氏正俊といふ者舊跡を記し一字を建立す此山上より有馬山印南明石浦ことく見わたされ大空晴たる日は沖津船もほのが見えてえならぬ景地なりけらし。

天理教

天理教が初めて本郡に布教されたのは明治二十年八月であつた。最初の布教師は加東郡大部村高鹿喜の人藤原吉次郎であ東郡喜多村眞明講社から本郡に派遣され、先づ北條町に居住して布教に努めたのであつた。然し、その當時は何人もそ

の教理を解せず、徒に嘲笑漫罵を以て迎へ、偶々それを信する者あれば痴愚として指彈した。ためにその布教の困難は言語に絶した。布教師藤原はよくその困難に堪へ、嘲罵と闘ひ遂に多数の信者を得て明治二十五年五月同教支教會を北條に建設するに至つた。それから信徒益々増加して、明治四十二年三月一日支教會を昇格し『天理教兵神大教會加西分教會』とした。爾來郡内には支教會及宣教所が至る所に設けられ今日の隆昌を見るに至つた。

天理教兵神大教會加西分教會 北條町北條四十番地ノ一
 創立明治二十五年五月一日

創立者 藤原吉次郎

國常立、國狹槌、豊斟淳、大笠邊、面足、伊弉諾、惶根、伊弉册、大日靈、月夜見の十柱の神を總稱して『天理王尊』とし奉齋して居る天理教の當分教會は初め支教會であつたのを明治四十二年三月一日昇格認可を受け分教會としたものである。現今直屬の信徒二百三十五戸、教徒十七戸であつて、當分教會の下に屬する支教會は在田支教會と加古川支教會との二、宣教所は神戸市内に五、東京に一、加東郡に二、大阪に一、加古郡に二、岡山縣に一、印南郡に一、神崎郡に一、加西郡に一、朝鮮鎮海に一の十六である。
 祭典は毎年春一月二十日、秋十月二十日の二回大祭を行ひ毎月二十日例祭を行ふて居る。

現今の敷地は四百十坪で、主なる建物は教祖殿、教室、事務所、住宅の四である。近く擴張の筈で北側隣接の地一反二畝六歩を前年買収した。
 教會長は初め創立者藤原吉次郎であつたが同人が兵神大教會理事となつて後、藤原修二が現教會長となつて居る。
 當教會に最も功勞のあつたのは相江宗兵衛、宮永柳藏、切貫常藏、金澤藤兵衛、増田利八、是常八十松、深田政吉、鎌谷勇七、深田善右衛門等である。
 現今本郡内に在る天理教の支教會及宣教所は左の通りである。

在田支教會	在田村廣原
古坂宣教所	北條町古坂
酒見支教會	北條町西高室
神畑宣教所	富田村畑
賀茂宣教所	賀茂村山下
長 宣教所	賀茂村長
南加支教會	下里村東笠原
南下里宣教所	下里村三口
大村宣教所	下里村大村
九會宣教所	九會村繁昌
南帝宣教所	九會村中野
大志宣教所	九會村綱引
北田原宣教所	九會村田原
鴨ノ國宣教所	九會村桑原田

富合宣教所	富合村別府
飯盛宣教所	富合村豊倉
彈神宣教所	富合村豊倉
宇仁支教會	多加野村鍛冶屋
日吉郷宣教所	多加野村池上
峰南宣教所	多加野村小印南
富河宣教所	多加野村河内
明水支教會	芳田村明樂寺
養徳支教會	大和村
神高宣教所	在田村中富

右の内在田支教會と古阪宣教所とのみが加西分教會の所屬で、他は皆他の分教會或は支教會の所屬である。

黒住教

明治十年、元安師藩の家老であつた松井宗平と云ふのが本郡に来て、多加野村和泉に居を定め、黒住の教を説いた、それが本郡に於ける黒住教布教の初めであつた。この布教も亦容易でなかつたが、松井宗平は各所を巡回し、非常な苦難を排し熱心教を布くに努めたため、漸くその信徒多きを加へ、その時の信徒總代高見兼一郎及び熱心なる信徒の援助を得て『黒住教和泉教會所』を設けるに至つた。

黒住教和泉教會所 多加野村和泉

創立 明治十年（月日不詳）

創立者 松井宗平

祭神 天照皇大神 宗忠大神

松井宗平が當教會を創立した後信徒益々増加したが、宗平は間もなく死歿し、布教師を失つた當教會は信徒協議の上で信者の中で最も熱心は西面、小林、鈴木の三人を挙げ布教に従事せしめた。後、桑原清策を教會所長として迎へたが、桑原は布教に熱意なく、素行にも缺くる所があり、ために信者は離散漸減した。これを憂へた熱心な信者達は桑原を斥け長田豊藏を教會所長として迎へた。しかし長田も常に在勤教師千石源治郎にのみ教務を一任し、自身布教に努力することがなかつたので信者は離散し教會の衰微は甚しくなつた。遂に大正十三年四月、大講義野村元治が當教會所長となり、晝夜布教に努めたため漸く信徒の増加を見、教會所の改築をも行ふに至つた。

現今當教會に屬する信徒は本郡内と多可郡野間谷と加東郡高岡とにあり其數六百有餘である。

祭典は毎年四月、七月、十二月に大祭を行ひ、毎月十二日に例祭を行ふて居る。大祭には隣郡の布教師が立會ひ壯嚴に執行して居る。

出雲大社教

出雲大社教會所

北條町北條字岡東

祭神 大國主大神（主神）天御主中神 高皇產靈神 神

皇產靈神 天照大御神 産土大神

祭日 新年祭一月一日、春季大祭四月十四日、秋季大

祭十月十四日、並祭毎月一日

出雲大社教が本郡に弘められたのは明治二十九年同教々師松浦正一郎が來郡して同教義を説いたのはじまる。それから次第に信者が増加したので明治三十二年教會所を創設し、同三十五年現在の場所に御分靈を鎮祭した。そして當教會所の受持區域を加西、加東、多可、美囊、神崎、飾磨の六郡及姫路市と定められた。現今の信者數は二千四百四十人に達して居る。

明治四十二年、十年記念祝祭を行ひ、大正七年四月、二十年記念祝祭を、昭和三年五月、三十年記念祝祭を執り行つたこの三十年記念祝祭の時、神前結婚を奨励する意味で、祭式準備室を新に建築し、神前で結婚式を挙げんとする新耶新婦及びその親族等の控室、又は式後の祝宴の場所にこれを用ひさす事にした。その使用料は使用者の随意で、額の限定などして居ない。

金光教

當教會では説教、結婚式、葬祭、地鎮祭、方除、等の事を行ひ、出雲大社神札を授與して居る。又『出雲大社代參拜講』と云ふのを組織し、講員（信者）の中から代參人を抽籤を以て定め、毎年一回出雲の大社へ代參せしめる事にして居る。當教會所長は創設以來大正十三年二月迄松浦正一郎であつたがその後は松浦捨次郎が所長兼擔任教師となつて居る。

本郡に金光教が弘められたのは大正五年からである。現今西ノ宮教會所長である西村教通（舊姓吉井）と云ふのが大正五年二月十一日北條町に來て北條御旅町藥師堂前に居を定め、其處を布教所として金光教を布教した。それが最初であるが、その當時は金光教が如何なるものであるかを解する者もなく、また、布教師吉井が此地に一人の知己も有せず従つて吉井が如何なる人物で何を爲さうとするものであるかをも一般の人が知らず、ために折角布教所を設けても誰一人として寄りつかなかつた。日を経て漸く一人の婦人が布教所を訪ねたそれ限りであつて、西村は殆んど手のつけやうのないのに苦んだが屈せず布教に努力したので同年十二月には大分の求信者を得た。そしてその布教所が求信者を容れるに狹隘となつたので同御族町の表通りに布教所を移し、翌年更に、北條庵の下

へ移轉し、益々信者の増加を見た。

金光教加西教會所 北條町北條庵ノ下

創立 大正五年二月十一日

創立者 吉井教通(後西村と改姓)

祭神 天地金之神 生神金光大神

當教會所は初め吉井教通が布教所として北條御旅町に創立し、後現今の地に移し大正七年二月五日縣の認可を得て加西教會所としたものである。その翌年七月吉井は西ノ宮教會所長となつたので現教會長中野定治があとをついだ。

現教會長中野は神崎郡の出身で、御影教會所に永く在つた人である。然し、本郡に於ける金光教は布教まだ僅に三年、その信仰も深くなく教會の基礎もまだ固まつて居ない所へ教師の更迭を見たので一時は信者が激減し、教會所の存在すら忘れられた。けれども、中野の熱心と努力とは再び教勢を加へて信者増加し、郡内は勿論加東、多可等の隣郡からも當教會に參拜する者が多くありだした。今では信者の數九百九十八を計へて居る。

當教會では信仰の向上、思想善導の目的を以て眞光會、青年會、婦人會、少年少女會を設け、雑誌「ひかり」を發行し時々學藝會、展覽會を開催し、また、講師を聘して講演會を開きなどして居る。

基督教

基督教が初めて本郡に布教されたのは明治三十四年頃で、最初の信者は北條の池田氏であつた。その當時に於てはまだ一般が基督教を邪教視し、徳川幕府が同教を嚴禁して居た餘波の恐怖もあつて、基督の名を口にするとさへ嫌忌して居た。その後、牧師或は傳導師が屢々北條に来て、極力傳導に努めた爲、明治二十五年には數人の信者があつた。しかしまだ別に教會を置く程には至らなかつた。その時分最も當地に布教を努めたのは松井牧師原田牧師等で、それは日本基督教會に屬して居た。

明治二十七年、天主教の傳導師山田儀太郎と云ふのが北條に来て、北條御幸町に教會を置き傳導に骨折つたが、僅か二人の信者を得たのみで折角の努力も効なく遂に同二十八年教會を廢し去つてしまつた。

明治三十五年頃には日本基督教會の牧師田中助が姫路に教會を置いて毎月北條に出張し、熱心に傳導した。しかも猶信者の増加を見ず、従つて教會を置くに至らず、たゞ數人の信者を擁して『基督教北條教會』の名のみ存するにとゞまつた。爾來牧師又は傳導師が時々出張し來つてもたゞ信者の數人を集めて道を説くのみで積極的の布教は行はれなかつた。

ある。

一 番 北條町横尾 樂法寺

詠歌 元のしさをなにとへんのりのみち

まつふく風もみほとけのこえ

二 番 在田村殿原 國府寺

詠歌 ありがたやりのひかりのみほとけは

じうにのちかいあらたなりけり

三 番 西在田村上道山 千山寺

詠歌 こゝろをばにござですゝめちやまでら

きよきはちすのはなのちかひに

四 番 西在田村下方願寺 八王寺

詠歌 はるくのぼればこゝに八わうじ

よろずのねがひかなふけふかな(擬花山院)

五 番 西在田村上方願寺 金剛院

詠歌 こんごうのみねにかゞやくだいひそん

ねがうこゝろはありあけのつき

六 番 在田村上芥田 久學寺

詠歌 はるくのぼればこゝにきうがくじ

ほとけのちかいふかきかわかみ

七 番 在田村別所 阿彌陀寺

詠歌 のりのみちはるくのこゝにそとばやま

みだのちかいぞたからことぶき

七 番 多加野河内 普光寺

加西西國

昭和二年七月、關西學院神學部の堀井順治が北條に来て傳導を始め、信者柏原市次郎等の應援で求道者を集めて説教會を開きなどしたが其後堀井は毎日曜日に神戸から出張し來つて北條町及賀茂村に兒童を集め日曜學校を開き、北條字中町に假傳道所を設け熱心傳道して居る。

本郡に「加西西國」と云ふのがあつた。それはいつ頃から始まつたものか知れぬが今を距る七八十年以前にはまだ確にあつたらしい。けどもそれがいつの間にか廢れてしまひ「加西西國」の名さえ忘れられて居た。その加西西國を再興すべしとの議が數年以前郡内の僧侶間に起つた。

加西西國と云ふのは、西國三十三所の靈場に擬し、郡内の寺院三十三を選び、その三十三ヶ寺を崇佛の徒をして巡拜せしめることであるが、それを大正十四年にいよく再興と決し、同年四月十五日から開始した。

開始の當時は毎年四月、日を期して十日間に郡内の三十三ヶ寺を巡拜することに定めてあつたが、十日間では長過ぎると云ふので、昭和二年から一週間に巡拜を終る事に定めた。その期日は、毎年舊曆三月十七日の觀世音の命日を中日とし、前後合して七日間と定められて居る。そして、西國三十三所に擬して善男善女が巡拜する郡内の三十三ヶ寺は左の通りで

- 詠歌 まんぼうをあつめをきぬるふこうじの
ほうらいさんにあぶぞうれしき
八番 多加野村和泉 寶泉寺
- 詠歌 みほとけのめぐみもふかきいづみ寺
すめるころにやどる月かけ
九番 多加野村西野々 明光寺
- 詠歌 せんじうのやまをてらせる光こそ
これやだいひのめぐみなるらん
十番 多加野村國正 奥山寺
- 詠歌 ながれでるをくやまでらの水のものに
このまをもれてすめるつきかけ
十一番 富合村別府 光福寺
- 詠歌 あらたうとよつのもまたにあとたれて
ちかいうれしきみのりなるらん
十二番 富合村玉野 宗壽寺
- 詠歌 なむだいいじだいひをねがうくわんせ音
みちびきたまへこのよのちのよ
十三番 北條町東高室 西福寺
- 詠歌 あらたふとみちびきたまへくわんせ音
たかきひききのひとをゑらばす
十四番 加茂村鎮岩 寶泉寺
- 詠歌 にごりなきてうゆうさんのたからみつ
ぶつ〜いどいきこへありけり
十五番 加茂村横田 佛名寺

- 詠歌 みほとけのみなをとなるよのひとを
もらさでつくふちかいたのもし
十六番 下里村尾崎 多聞寺
- 詠歌 あらたふとまいるころはをいさきの
ほとけのみこゑをほくきくてら
十七番 下里村中西 常泉寺
- 詠歌 ありがたやばいりんさんにはなさきて
いつもほけきやうをきくぞうれしき
十八番 下里村野條 金剛寺
- 詠歌 げにいのころはかたきこんごうじ
よろずのねがひかなふみなれば
十九番 九會村鶉野 大願寺
- 詠歌 たうとしやいくよもをなしくわんせ音
だいぐわんりきのみつるぞうわう
二十番 九會村繁昌 百代寺
- 詠歌 みほとけのひかりあまねくてりわたり
いるのしゆじやうをすくひたまわん
二十一番 九會村桑原田 福性寺
- 詠歌 ふかきとがあまねきつみもだいじひの
つきのひかりにいまはきよけれ
二十二番 九會村網引 密藏院
- 詠歌 によいのやまちかひもふかきたに川の
のりのしみづにさかふたみぐさ
二十三番 九會村網引 周遍寺

- 詠歌 まへはうみうしろはたうきこすなかな
そらにかどやくによいさんのつき
廿四番 九會村田原 見性寺
- 詠歌 のりにはまつのひときもかねのねも
けんぶつしやうのゑんとこそきけ
廿五番 下里村西笠原 阿彌陀寺
- 詠歌 あらたふとめぐみをたるいみほとけの
ちかいたへせぬかさはらのてら
廿六番 下里村坂本 法華山
- 詠歌 はるははなつはちばなあきはきき
いつもたへなるのりのはなやま
廿七番 賀茂村鵜坂 妙嚴寺
- 詠歌 のちのよのちかいたうときこうとく山
つきひかじやくのりのめぐみぞ
廿八番 賀茂村山下 常行院
- 詠歌 もろびとのねがふころはだいひそん
つみあるみをもすくいたまふぞ
廿九番 賀茂村山下 正禪寺
- 詠歌 あわれみやあまねきかどのしなじなに
なにをかなみのこゝにきよみづ
三十番 富田村福居 長圓寺
- 詠歌 あなたうとほとけのちかいちよう圓じ
まいるくどくはのちのよのため
卅一番 富田村西谷 正樂寺

詠歌 おしなへてをいもわかきもろともに
たどしきみちをたどるたのしさ
卅二番 北條町小谷 陽松寺

詠歌 ありがたやじひのたすけにすくわれて
こだにのてらへまいるうれし
卅三番 北條町北條 酒見寺

詠歌 まつならぶせんしやう山をわけゆけは
すへまだとほくたどるさがみじ

右の各寺（法見山と酒見寺を除く）の詠歌は、各其寺の現
住職が作したもので、巡拜者はこれをうたひながら巡拜する
のである。この三十三番の外に、番外として左の佛寺佛堂を
巡拜することになつて居る。

北條町古坂觀音堂、在田村鴨谷誕生寺、在田村溝口庚申堂
大和村柳楊柳寺、在田村下芥田蓮華寺、在田村上野妙見寺、
在田村中富觀音堂、多加野村野上大日庵、多加野村大工普明
庵、富合村常吉大日庵、北條町西高室觀音堂、賀茂村岸呂阿
彌陀堂、九會村繁昌足橋山、九會村田原藥師堂、下里村東笠
原藥師堂、下里村坂本大師堂、下里村王子觀音堂、下里村戸
田井藥師堂、下里村兩月古法見、賀茂村劍坂廿七番奥之院、
賀茂村中山大師堂、賀茂村大柳觀音堂、賀茂村山下觀音堂、
賀茂村山地下藏庵、富田村坂本阿彌陀堂、富田村市觀音堂、
富田村吸谷慈眼寺、富田村窪田大日庵、富田村西谷觀音堂。

古城構居趾

古城構居趾

本郡内にあつた古城構居は赤松氏が播磨を領して後のものが多い。城は嘉吉の亂當時に全部滅して居る。何分にも記録資料が極めて貧弱であるため本誌に録するにあつても傳説によつたものゝ多いのは止むを得ない。

小谷城趾

北條町小谷に在る。最初の城主は赤松滿祐の弟上原民部大輔祐政であつたと云ふが、その築城はいつの事であつたか定かには知るを得ない。然し、滿祐が曾祖父則村圓心以來の武威を待み、己は應永十二年飾西郡書寫坂本に堅固なる居城を築き(時の人此の城を堀の御所と云つた)一族幕下にはそれ〴〵近郷の所々に小城を築かしめ『恰も星が月を圍むが如くした』と云ふのだから、この小谷城も、或はその頃築造されたものかと想ふ。最初の城主祐政は正長元年五十一才で死亡したと一書にあるが、赤松盛衰記には民部大輔が嘉吉元年に一族の軍評定の席に列したやうに書いて居る。何れが眞か後考を俟たう。

嘉吉元年六月、滿祐が京都西洞院の自邸に將軍足利義教を招き弑殺して坂本の居城に歸り、細川、山名の軍を迎へた時には、小谷城は滿祐の弟直操侍者(赤松義則の七男)が城主となつて居た。侍者は應永十一年に生れ幼より揖西郡龍門寺に在つて禪院と號し禪法に心を清くして居たが、兄滿祐が同

族悉くと與に京都の軍を迎へ戦ふと聞き、直に法衣を棄て、甲冑を着け、大長刀をかいこんで、上原備後守を具し、兄義雅(義則の六男)と共に一千餘騎の將として多可郡大山に出陣した。そして嘉吉元年八月十一日山名の軍が但馬口へ來たのを迎へ戦ふたが遂に敗られ、義雅は揖西郡平井ノ郷城ノ山城へ退き、侍者は書寫坂本へ走つた。小谷城は此の時山名の軍に陥され、その後、此の城趾に城は築かれなかつた。

坂本へ走つた侍者は暫くそこで形勢を窺つて居たが、滿祐はじめ一族のこらす城の山城で九月十日討死したと聞き、今は己一人生きながらへても詮なしと、一門一族の靈を懇ろに廻向し、同月十四日坂本で自殺した。里人はその自殺の跡に塚を築いた。その塚を『龍門寺塚』とも云ひ、又『二本木の森』とも呼んだとある。

滿祐が山名、細川の軍を迎へる前、六波羅へ送つた牒狀は左記の通りで、これは直操侍者が筆を執つたと云ふ。

依不少年來之望上様御賜候入道本望不可如之雖然蒙天罰兩眼落地五體煩惱己々不可餘命久早被下討手入道腹可仕候次子候者急速被賣上様可被達御本意候恐惶謹言

七月 日

沙彌性具在列

左京大夫殿

後世田能村直入此の小谷城跡を北條八景の一として左の通り詠じた

小谷城跡積碑封 低高相接諸山峯

英雄名蹟未全没 今日猶見一赤松

御陣屋跡 北條町北條、安養山大信寺の北に隣つてある。大久保加賀守の出陣陣屋があつたと云ふが、いつ頃置かれたものか不明である。今は畑地になつて居る、俗に『お屋敷畑』と呼んで居る。北條が田安領になつた時陣屋は取り潰されたのだと傳へられて居る。

谷口の城山 富田村谷口に「妙見山城」と稱した城があつたと稱し「城山」と呼ぶ地名が今もあるが、築城の事も城主の名も記したものが無い。往昔の陣所跡ではなからうか。

山下構居跡 賀茂村山下の南にある。古城記には「領主は浦上久松、別所長治の幕下天正の頃の人なり退轉す」とあるが、一説には赤松則祐の家臣浦上七郎兵衛行景の居城であつたとも云ふ。浦上行景は光明寺合戦(觀應二年)の時則祐に従つて足利直義の軍と激しく戦ふた人であるから天正年間と大分隔りがある。然し浦上は累代赤松の幕下であつたから行景の領したこの地にその子孫が居て、久松と云ふ者の代には赤松の一族の末である別所治長に隨從して居たのかも知れない。田福寺記には、後醍醐帝の時浦上久松が田福寺を焼いたことが記してあるが確たる記録は今存しない。

釵坂構居跡 賀茂村東釵坂の裏田中にある。延寶年間から字を「本丸」と稱して居り、外堀、内堀があつたと云ふが明治十三年に中央の平地を掘り取つて池としたので舊

形は存して居ない。池には蓮がある。何人が居を構へたか記録が一切ないので知るを得ない。

善防城跡 下里村王子、兩月、戸田井などの南。法華山の北に在る。山頂は平坦で幾層をなして居る。此の城も應永年間の築造とあるだけで詳細は知れない。城主は赤松刑部介則繁であつた(此の則繁は播磨古城記に彦五郎とあり、義則の八男となつて居り、日本人名辭書には義則の四男となり二耶と稱すとある。又一書には彦八郎としたものもある)應永中に赤穂白幡城から移つて來たのであつたが、嘉吉元年の戦ひに義雅等と共に但馬口に出で山名の軍と戦つて敗れ、義雅と共に揖西郡城ノ山に退き籠城した。善防城はその時山名の軍に破られてしまつた。

則繁は城の山城に滿祐以下一族と共に籠城したが、遂に山名、細川の軍に敵し得ず、滿祐等一族が自殺した時、則繁と揖西郡水田の城主赤松左馬介則頼とは、此處で生害せば大死とならう、生を得て何れかに一時身を隠し、機を見て赤松の家を再興しやうと云ひ合はせ、城を脱け出して室ノ津に行き、一たん筑紫へ落ちてそこから朝鮮へ渡つた。その後、文安五年八月(或は文安三年とも云ふ)筑紫に歸り、忍びく赤松家再興を企て、居るうち事あらはれ、悉く誅せられた。その時則繁は年四十六であつたと云ふ。

又一説には、善防山落城の時、則繁は遁れて豊後の佐伯に

行き、身をひそめて居たが、亂鎮まつて後本郡へ歸つて來て、西笠原村に住したが、赤松姓を名乗るを憚り、姓を「佐伯」と改めて居た。そしてその子孫は代々源右衛門と稱したと云



下里村善坊山城跡

ふが、これは眞を保し難い。今、兩月に「殿垣内」と云ふ地がある。そこに稻荷神社が在る。その稻荷は善防城主則繁が勸請し信仰したものだと云ひ傳へて居る。又、赤松

義教を弑殺後此の善防城に居たが、落城の時遁れ出て釵坂村に隠れ住むたと云ひ、今の賀茂村釵坂の安積氏はその末だと云ふものがあるが眞偽は保證し得ない。

牛居構居跡 下里村牛居に在る。善防山城主赤松則繁の幕下、中村牛居助吉早と云ふ者が居を構へて居た跡だと云ふ。牛居助は嘉吉元年赤松則繁に従つて城ノ山城に籠つたが、落城の時則繁が脱出して朝鮮へ奔つたので、自分は多可郡野間へ隠れた。その嫡子小市耶と云ふのが牛居の構居に殘つて居たが、播磨が山名の領有となつてから民間に下り姓を前田と改めた(その一族の中には依然中村を姓としたものもあつたと云ふ)徳川幕府の頃莊官をして居た前田某はその嫡流であると播磨鑑に記して居る。

三口構居跡 播磨鑑に「中頃上に在家あり嘉吉後佐伯氏構居の時」と記してあるが今その趾を存して居ない。又、同書に「若木淵、三口村の地善坊師山の西に在り」と記しそれに附記して『笠原庄若木淵に八木内記を構へ居らしむ』として居るが詳細は不明である。

千歳山城跡 九會村田原の東端、俗に城ヶ辻と呼んで居るのがそれである。今そこに高森稻荷が祀つてある。最初の城主は相馬小七郎民部少輔秀政で、秀政は平將門七世の後胤相馬小三郎實有から七代目の孫である。實有は北條重時に従つて戦功があつたので、重時から印南郡小松原と揖西郡

滿祐が將軍足利義教を弑した時、義教の背後かち首を打ち落した安積盛物行秀(これは安積伊勢守時治としたのがあり、安積小三郎としたのがあり、書によつて名が異つて居る)も

伊津浦とを賜はり、北條の家紋を用ゐることを許されて居た。秀政の代になつてから賀茂西郡河合郷竹原村(今の田原)に移り城を構えたのであつた。その築城の年月は不明であるが正長、或は永享の頃であらうか。

秀政は嘉吉元年の亂に赤松左馬介(揖西郡水田城主)に従ひ水田城に籠つて居たが、山名の軍に攻められ左馬介は満祐以下一族と共に城の山城に籠り落城の際善防山城主赤松則繁と共に遁れ朝鮮へ渡つたので、秀政もそれに隨從して朝鮮へ渡つたか、又は水田城で討死したか、或は城の山城で死んだか、その終りは全然不明となつて居る。

秀政が出て水田城に籠つたあとには養子(秀政には子が無かつたので、高田宋女正信兼の子を貰つて嗣として居た)大膳亮兼清が居たがこれは山名の軍に降つたものらしくそのまゝに續いて居城し、養父秀政が生死不明になると共に相馬の姓を廢し生家の姓に復つて『高田』と稱した。長祿二年に赤松の舊臣が吉野に至つて神靈を奪ひ赤松家再興を圖つた(南帝塚の項參照)時には兼清もその一味に加はり武功があつた。應仁の亂始まるや細川勝元に屬して居た赤松政則が當國に入つたので、兼清は本郡芥田城主世良田等四十三人と共に政則に従ひ山名宗全の軍と戦ひ屢々勝つた。政則之を賞して我名の一字を兼清に與へ『政久』と改めさせた。政久は文明七年室津で山名方の軍と戦ひ遂に討死したとある。

禪門。

播磨鑑には政由の事を『相馬小七郎民由』として居るが、それは書寫の際の誤りかも知れない。

河合清矩の歌(古所歌集)に

ともしひの法の庭にもあらぬ世を

かはらけ山と誰か名つけん

中野城趾

九會村中野にある。城主は高田采女正信兼(嘉吉の頃)なりと云ふのと、高田丹波守政光(天正の頃)なりと云ふのと、野間加賀守政廣(別所長治の一族)なりと云ふのと、各書各別になつて居り正確を知るを得ない。

然し、加東郡金鐘山城主中村貞友(中村小四郎正満とした書も三四ある)が赤松家を再興する爲長祿の初めに南朝後龜山院の皇玄孫を弒し奉り神靈を奪つた事がありその時中村の幕下小谷與次と云ふのが中村に従つて吉野へ行つて居る。その小谷與次がこの中野に居たと云ひ、又、中村の子孫がこゝに別居して居たとも云ふからその構居趾ではなからうか(中野村は以前中村と稱したこと別項の通りである)

別府構居趾

富合村別府の中央南寄りにその趾を存し、以前はその周圍に老樹があり、外堀の跡もあつたが、今は老樹も伐採され堀跡もなくなつて水田となつて居る。居を構えたのは別府九郎と云ふもので、九郎は天文の初めに加東金鐘山城主中村滿重(滿滋とも)と戦ひ同城を陥入れたこと

政久の子高田兵庫大膳亮政利も續いて千歳山城に居たが天文三年八月二十六日、揖東郡福井莊朝日山で三好方の軍と戦つて討死した。

政利の子新介政顯は、やはり千歳山城主としてあつたが、三木の別所に隨從し、三好長慶が將軍義輝を弒した時、三好を征討する軍勢催促に應じて出戦し、之亦討死してしまつた。政顯の子新兵衛政弘は、父政顯の死後城を開いて綱引に移り、遂に郷士となつた。

千歳山城はその時廢されたものらしい。

菅原友治が千歳山城趾を詠んだ歌に

青葉より松の梢を見わたせば

ちとせの山に鷹はなみ居る

土器山城趾

九會村田原の中央南寄りに孤立した小さな低い禿山である。東西は三丁程、南北は四丁ばかりしかない。土段三級となつて居て、今は頂上に祇園の社がある。

城主は相馬氏部少輔秀能の子相馬小一郎大學助政由(小七郎秀政の弟)であつたと云ふが築城の年月は不明である。が、相馬もやはり赤松系であり『小一郎が分居』したとあるのから見て、應永以後、嘉吉までの間の築城であらうと思ふ。

政由は嘉吉元年八月、赤松滿祐が山名、細川の軍を迎へ戦ふた時、子の相馬大膳亮政茂と共に加東郡三草山に出て山名の軍と戦ひ、遂に父子ともに討死した。政由の法號相峰院光

が三四の書に出て居る。然し、いつ頃から居を構たものか、いつ退轉したのか、不明である。そしてその名も九郎右衛門尉、九郎淡路守、備前守祐之、と書によつて異つて居る。別府は別所氏の幕下であつたらしい。

馬渡谷構居趾

多加野村馬渡谷に在る。常州宇野の住人内藤内藏介雅次の子、左衛門佐盛勝なるものが康永元年此の地に構を造つて累代こゝに居た。嘉吉元年の亂に俊次と云ふものが赤松滿祐の幕下となつて居て揖西郡城ノ山城で討死した、その嫡子の盛次は赤松政則に従つて戦功をたて左京進と稱したが、文明四年滿久に構居を移した。(播磨古城沿革誌に盛次が文和四年移るとあるも文和は後光嚴帝の時だから、年代が合致せぬ。文明の誤りであらうと思ふ)

又、播磨鑑には『城主は内藤左衛門佐盛勝居す後富家郷滿久村に山城を築き移る』とある。盛勝が滿久に移つたのであつたら文和四年であつたかも知れぬ。

滿久構居趾

多加野村滿久にある。馬渡谷の領主内藤左京進盛次は『馬渡谷』の地名が武門には不吉だと云ふので文明四年(播磨古城沿革誌に文和四年と云ふは誤りであらう)滿久に新に築いて移つた。その後繼者は代々多可郡野間城主在田の幕下となつて居た。

野上構居趾

多加野村野上上谷中西にある。三木別所長治の幕下岩崎源兵衛が居を構へて居たもので天正八年三

木城の落ちた時退轉した。

蓬萊山構居趾

多加野村河内字八ノ尾の嶺にある。播磨鑑に『蓬萊但馬守範清の構居なり退轉の時詳ならず』とある。但馬守範清は別所頼清の孫（清次の弟とも云ふ）である。範清から範業、業貞、貞業、貞清、清常、祐安、安常等を経て、若狭守祐滋の時には、加東郡垂井に居を構へ赤松政則が當國に入つた時忠を盡したとあるから、長祿二年の以前に移居したのであらう。

水尾構居趾

芳田村水尾にあつて俗に城山と呼んで居る。山の頂に三畝歩程の廣さがあつて、そこから古瓦を掘り出したことがあり、その山麓に「的場」の地名があつて昔弓術を練習した處だと云ひ傳へて居る。附近に古墳もあつたと云ふが居を構へたのは誰で、何時の事であつたか考證資料はない。たゞ、水尾神社の社傳に「光明寺合戦の時社殿大破」云々のことがあるだけで、この構居について知るべきものがない。光明寺合戦は觀應二年に足利尊氏が弟直義を加東の光明寺に攻めた時の事だから、その時分誰か居を構へたものか、それも確證はない。

別所城趾

在田村別所の北方、別所、河内、佐谷、三大字の入會山に在る。最初の城主は別所頼清（美養郡三木釜山城主別所氏の始祖）であつた。

頼清は村上天皇の皇子具平親王の裔、源太夫季則の二男で

幼名を太郎丸と稱した。即ち赤松頼則の弟である。永暦元年頼清二十才の時、この別所（その當時本郡を加茂郡と稱した）に築城して白旗から移つて来て、姓を「別所」とした。當時頼清は今の加東加西多可神崎等に亘つて二万餘貫を領し、從四位上刑部大輔に任せられ勢威があつた。初めは兄頼則に隨從して居たが、後頼則の子則景に隨從し、建久二年歳五十一で卒した。

この別所城がなくなつたのはいつの事か正確に知るを得ない。頼清が築城してから十八年目の治承元年に、頼清が美養郡三木に築城し移つたその時別所城は取り潰されたやうに記したのがあつたが、赤松諸家大系圖には頼清以後則忠の代まで別所城に居したやうに記して居る。或は別所氏自身は別所城と三木城と兩方に居し、嘉吉の亂當時は幕下に別所城を守らせて居たのではなからうか。それは、嘉吉軍記に「佐谷城主兵庫介光康」と云ふ名が出て居る。佐谷城と云ふのはなかつたから「佐谷城」と云つたのは佐谷に跨つた山の城、即ち別所城の事だらうと推されるからである。若しさうであれば、別所城は頼清が三木築城と同時に廢されたのではなく、嘉吉亂當時まであつて、山名の軍に攻め潰されたものと思はねばならぬ。（この別所城を田安領記には「河内村古城趾」と記し、某家所藏古城記には「佐谷城」として居る）

別所城主別所氏の初は赤松敦光 赤松圓心の弟圓光）であ

ると記した書もあるが、これは誤りで別所の初は頼清に相違ないのである。播磨古城記にも、

「城主（別所の）は別所五郎肥前守敦光と號、村上源氏具平親王二十二世苗裔赤松家と同流也嫡子加賀守職治と云へり（中略）別所職治長子大藏助安治は武威器量備る故に近郷の武士多く別所に隨ふものあり是故に播磨東八郡の領主三木の城に移れり（中略）夫より別所家日々盛なり長子別所小三郎長治と號す」

と記して居るが、甚しい誤りである。参考の爲別所氏の歴代を記して置かう。

別所頼清のあとを襲いだしたのはその子刑部太輔清次で、赤松家範に隨從して居た。清次は貞永元年六十一才で卒し、その子宮内少輔清光が相つき、赤松久範に隨從し文永四年五十七で卒した。その子頼光は從四位下上總介に任せられて居たが卒して後その子の民部大輔範光が繼ぎ從四位上に叙せられて居た。範光に女があつたが男子がなかつたので、赤松則村（圓心）の弟を養ふて子とした。これを敦光と云ふ。敦光は大藏大輔五郎左衛門と云つたが養父範光が徳治二年に死んだので別所を相續し後入道して別所圓光と稱した。敦光は兄圓心と共に後醍醐天皇に仕へ奉り元弘三年五月六波羅を攻め激戦して功があつた。が、後には足利尊氏に從つた。敦光の子六郎右衛門敦則（敦範とも）は父の死に先達て別所を相續して居た

が、足利の執事細川氏清が南朝に屬し正平十六年十一月京都に攻め入つて敗れ四國に通れた時、敦則は戦功があつて足利氏から佐用、安栗等の地を加増され平福城主となつた。敦則には亦男子がなかつたので赤松則村の孫持則を養子とした。持則は小三郎と稱し剃髮してから光實と云つた。これは明徳二年十二月京都大宮二條で討死した。持則のあとを襲いだしたのは藏人則安（則康とも）で赤松滿祐に隨從して居たが嘉吉の亂に勢州で自殺した。その子肥前守則忠も同じく嘉吉の亂に討死した。

此の嘉吉の亂があつて後播磨は山名の領有となつたから、赤松の一族である別所も城を有して居る事ができなかつた事云ふ迄もない。

則忠の子に小治郎則治と云ふのがあつたが父及祖父が討死した時年十一（七才とも云ふ）であつたので民間に隠れて成人し、後赤松政則が長祿二年赤松家を復興してから政則に從つて屢々戦功を立て政則が山名を討つて播磨の地を領した時東播八郡の地を與へられた。そして從五位下大藏少輔に任せられた。則治の威勢は日に盛んで文明三年三木釜山城を築きこれに移つた。

この釜山築城を明應元年九月としたのもあり延徳三年としたのもある。

則治の死後はその子の則定が襲ぎ紀伊守に任せられ大永二

年卒した。その子就治は正五位加賀守に任せられ永祿六年卒し、その子大藏大輔安治が相續した。それは元龜元年三十九才で卒し、そのあとを繼いだのが子の別所小三郎長治である。これが彼の中國征伐に下つた羽梨秀吉の軍に抗じて遂に天正八年、二十三才で『今はたゞ恨みもあらじ諸人の命にかはる我身と思へば』と辭世して自害し釜山城と共に亡びたのである。

長治が自害した時、その子の孫四郎（孫次郎としたのもある）と云ふのがあつたが、その時二才であつたので城兵の子と偽り、美作へ落ちて行つて民家に隠れ育てられて居たのを豊臣秀吉が聞き知り、名家の子と云ふので取り立て、一万五千石を給した。それから別所豊治と稱し從五位下豊後守に任せられて居た。關ヶ原合戦の際石田方に屬し戦ひ敗れてから流浪して居たが、後に徳川に召し出されその子の友治の代になつて家名を絶つたと云ふ。

今、別所城趾の南方に「下屋敷」と云ふ地名がある。そこには籤があり土壁のあとが存して居る。城主の下屋敷があつたのだと傳へられて居る。

殿原城趾 在田村笹倉にある。（以前は殿原であつた）赤松範資の子の在田肥守朝則の築城だと云ふが、その築城があつたか年號等不明である。

在田朝則は赤松の軍に従つて文和四年（南朝の正平十六年）

神南山で山名時氏と戦ひ武名をあげたとある。その時は既に殿原城に居たのである。そしてその子の則康も續いて殿原城に在つたが、その次の朝完の時には既に高田城へ移つて姓を『高田』と改めて居る。或は、この殿原城は山名時氏が播磨を略した時攻め潰されたのかも知れない。廢城になつた時の年號等知るべきものがない。

芥田構居趾 在田村上芥田、宇新兵衛浦の山頂にある。東西十間、南北十五間の二重廓の跡を存して居る。俗に芥田の城山と稱するのがそれである。

芥田に居を構へたのは世良田刑部少輔勝則（刑部介勝利とした書もある）だと古城記にあるが、世良田氏はそのすつと以前から芥田を領し居を構へて居たものらしい。

世良田氏の系圖に據ると、世良田の祖先是源義家で、義家から數代後の頼氏と云ふのが初めて世良田を姓としたとある。その頼氏の子の教氏と云ふのが、正安元年長樂寺に寺領を寄附したことが長樂寺文書に見え、頼氏から四代目の滿義と云ふのが新田義貞に屬し戦功をたてたとある。これで見ると、世良田氏は後伏見帝の時既にこの地を領して居り、新田義貞が播磨を領した時分、世良田滿義がそれに隨從して居たと思はれる。そして新田が足利に亡されてから世良田氏も一時没落したらしいが居は依然こゝに構へて居たと見え、嘉吉元年の亂に『加西の郡芥田城主世良田和泉守勝廣』が赤松滿祐の

軍に小谷城主や善坊城主等と共に馳せ参じたことが嘉吉軍門録に出て居る。この勝廣と云ふのは勝則の父であるか、又勝則の事であるか、系圖には勝廣と云ふ名が無いので判然しないが、兎に角、芥田城主として世良田氏は赤松の軍に参加したものでらしい。（勝則が嘉吉の亂に加はつたとするとその年齢が合致せぬ、滿祐の軍に加はつたのは多分勝則の以前の人だらう）それから世良田氏はまた没落して一時細川に隨從して居たが、赤松政則が赤松家を再興し、應仁の亂に山名の勢をこの播磨から驅逐したその際、世良田勝則は政則に従つて居て山名の家臣小田垣某と激戦して勝つた、その功によつて政則から舊地一万貫を賞せられたとあるから、その時から勝則がまたこの芥田に居を構へたのであらう。

勝則の子大膳亮宗氏から後の宗勝と云ふものゝ代になつて、天文の頃飾磨郡野里に居を移し、舊居の地名を取つて姓を『芥田』と改めた。そして名を五郎右衛門家久と稱した。この移居の時芥田の構居は廢されたので、勝則が居を構へてから約六十年を経た後であつた。

笹倉構居趾 在田村笹倉にある。赤松の幕下笹倉兵庫頭重之が居を構へたと播磨鑑にある。年代は不明で笹倉の末孫が民間に下り姓を長濱と改めたと云ふ。構居趾を今「本丸」と呼んで居る。

城ヶ谷構居趾 西在田村道山にある。三木城主別所

長治の一族上月宗太夫と云ふものが天正の頃居した跡だと傳へて居る。この宗太夫を小谷城主の幕下だと傳へるものがあるが小谷城は天正の頃既に無かつた。或は、小谷城が嘉吉の亂に落城した際の幕下のもものが落人となつてこゝに居住しその末孫が別所長治に隨從して居たのかも知れぬ。今正確な記録は存して居ない。

下方願寺の城山 西在田村下方願寺の高松大明神の祀つてある所を城山と稱し昔城のあつた跡だと云ふ。南に「馬場所」と稱する處があり、其中間を「乗途」と云つて居る。その名稱から見ると昔小城があつたものらしいが何の記録も存して居ないので城主も年代も不明である。

尚同村上方願寺熱田明神を祀つてある處を赤松一族の構居趾だと云ひ傳へ「殿ガチ」と稱する處がその邸趾だと云ふが立證すべきものはない。

奥野將監居宅跡 西在田村下道山、磯崎神社馬場の傍にある。赤穂淺野長矩の臣奥野將監が元祿十四年主家没落の後舊領の縁故を以てこゝに居を構へたと云ふ。將監は後多可郡に移つたと云ひ傳へられるがその年月は不明である。

古

墳

古墳

本郡は成務天皇の時市入別命を針間鴨の國造とされて以來、命の子孫、一族の住した地であるから、その墳墓も必ず多くあらねばならぬ筈である。然るに今あらはれて居るものは玉野新家の玉塚(國造許麻の女根日女命の墓)だけで、市入別命の墳墓さえ何れにあるか、知るを得ない。甚遺憾の極みであるが、郡内至る所に宏大な古墳を存して居るのを見ると、それが累代の國造及その一族の墳墓であらうと想はれる。今殘存して居る石槨の一部を見て先人穴居の跡だなど云つて居るが、我々の祖先は穴居せず、古代から家を造つて住むで居たと吉田東伍氏等も云つて居る。穴居しなければ穴居の跡がある筈はない。石槨の一部でも存して居るそこは古墳であらねばならぬ。

先年宮崎俊男氏が本郡長であつた當時調べたわけでも、本郡には奈良朝以前の高貴の方の墳墓と見るべきものがなかく多い。その何人のともわからない墳の主なるものを左に記して置く。

富田村妻鹿山の巔に前方後圓の環隍らしい跡があり、土器の破片が今も出る。同村窪田字堂山庵寺の高地に大圓墳があり、石槨を有し出納口を小部分殘存して居る。窪田、畑にも數個の古墳があつたが皆取り潰されて今はその跡さえ存して

居ない。今、北條町酒見寺境内にある從軍紀念碑の土臺石は古墳から掘り出して畑の路傍に捨て、あつたのを運んで来たものだ云ふ。

賀茂村西横田字正角向野等にも石槨を有する圓墳數個あり、王子山の山頂より少し下にも大石棺を存して居る。

下里村倉谷字後藤山山腹にも大石槨があり玄室幅九尺長さ十四尺高さ六尺ある。出納口は埋つて居て不明であるが石材は非常に大きなのが用ゐてある。同村大村にも古墳と見るべきものがある。

九會村網引の糠塚山々麓路傍には大小十個ばかりの古墳がある。其中の一は畑中であつて、玄室奥壁の石や出納口の一部を缺いて居るが他は存して居る。今から五十年前前、同村新村某が五ヶ年程もその中に居住して居たさうである。又、同網引蛭ヶ池山中にも五六の古墳があり、硯ヶ岡山林中にも大石槨を有する古墳が數個ある。その大なるものは玄室七尺、長さ十六尺、高さ八尺、出納口は幅五尺五寸、長さ十二尺ある。その附近の段山、小畑山にも數個の古墳がある。

富合村には玉塚の附近に十數個の圓墳がある。二間半乃至四五間の環隍があつたらしいが今は田甫になつて居る。埴輪圓筒の破片は今も猶存して居る。同村昆沙門山にも圓墳があつて石槨を存して居る。此の中には金の鶏があると云ふので往年發掘して見たが鶏は無かつたさうである。

多加野村八王子社の直後の山上にも五六の小圓墳があり、土器の破片が散亂して居る。同小學校敷地にも一二の古墳があつたのを毀つて地均したさうで其の時土器が出たと云ふ。在田村中富の山林に狹まれた田甫中には玉塚と同時代か或はそれよりも古いと思はれる環隄のある圓墳があり。その附近山林中にも小圓墳の跡が四五ヶ所もある。同村佐谷八幡神社境内にも石槨を有した古墳があり其附近には石槨を破壊した跡がある。同村芹田にも山寄古墳があつて幅五尺七寸、高さ八尺、長さ十五尺の石槨がある。出入自由で今「火の雨塚」と稱して居る。火の雨塚とは火の雨が降つた時逃げ込む處だと謂ふのである。間違ひも甚しい。同村上野石部神社の後方にも直径約六十尺の圓墳がある。そこから石材を掘り取つたさうだが、其時土器、刀劍、鏡、曲玉などが出たとの事である(石部神社の項参照)。同村鴨谷の中垣内大塚には大圓墳がある。南面したもので、直径約百尺、石槨は玄室幅六尺五寸、長さ二十尺、天井までの高さ八尺ある。出納口と玄室との中間に一室があつて、それは幅五尺二寸、長さ十二尺、高さ六尺である。出納口は幅上部で三尺五寸あるが内部は土で充たされて居る。長さは外部から測定すると約十尺ある。然し外部へ出た處を毀つたらしく見えるからそれよりも長かつたかも知れぬ。各室の區別を明かに知ることのできるのは、室と室との續きの處が兩袖が出て狭くなつて居り、中間室の天

井が玄室より約二尺低くなり、出納口が亦中間室より二尺程低くなつて居るからである。今より二十年程前までは出納口の一部を破壊された外殆ど完全であつたのを、玄室奥壁に接した天井石と西側の壁の大石數個とを石材として取り去り、奥壁の大石の一部をも缺かせ大分に毀損した。この古墳で見通しのできないことはその盛土で、西北方の盛土を取り去つたあとの断面を見ると、二種の土を交互に盛つたことを知ることが出来る。一は赤褐色に小石の混つたもので、一は黒色の小石を混ぜない特種のものである。その二種の土を三四寸宛交互に盛つて二十數層をなして居るから、断面を見ると一種の横縞になつて居る。石槨に用いた大石と云ひ二種の盛土をした事と云ひ、この墳に如何に多大の勞力を要したかを察知し得られる。斯る宏大壯麗な墳は實に稀で、決して普通人の墳墓でなく、必ず高貴な方を葬つたものに違ひなからうが、今何等知る事を得ない。此の附近(約一丁以内)に陪塚と見るべき小圓墳が數個ある。

右の如く郡内至る所に古墳を存し、また、玉野新家山伏時、北條小谷、富田村市其他に石槨の蓋石に佛像を刻んで何々地蔵として祀つたり、石槨の石を小溝の橋に用いたり、住宅の庭石にしたりしてあるのを各所で發見する。これらを見ても本郡に多數の古墳があつた事を知ることが出来るのである。しかもそれがいつ頃の何人の墳であるか知るを得ないのは遺憾である。

憾である。

最近下里村大村字奥山の山林中から四五十貫もある切石を發見し、それを掘り取らうとして同様の石を幾つも掘り出した、其下から深緑の管玉數個及土器が出たので古墳と知つて發掘を中止した。之もいつ頃の何人の墳であるか不明である。

潮田高教の母の墓

赤穂義士潮田又之丞高教の母の墓が、北條町菊ヶ谷の墓地にある。潮田高教は淺野長矩に仕へ馬廻と繪圖奉行と、加東、加西二郡宰を兼たと云ふ。その關係でもあつたのだらう、元祿十四年の變があつて赤穂退散の後高教は母妻子を北條の鐵屋に預けた。(鐵屋と潮田とは姻戚關係があつたと云ふ)

その鐵屋は今の北條御幸町にあつて佐平と云ふのが主人であつた當時は頗る有福であつた。それで北條酒見寺々内に獨力で多寶塔を建立した程であつたが同家はその後零落し、明治初年頃老婆一人だけのこつて北條笠屋町に極めて侘しい生活をして居たがその死後は全く絶てしまつた。

高教が大石良雄等と吉良邸に討入る前、北條に來て母妻子に別れを告げた事があり、復讐後江戸の細川家に預けられて後切腹の際、討入の當夜用いた吹笛、辭世の短冊等を「播州北條に在る母に送り届けくれ」と介錯人に渡したとの説もある。これらによつて高教の母、妻、子等が北條に居たことは確で、高教の妻等はその後どうなつたかわからぬが、母はこの

北條で死亡したらしい。それでその遺骸を墓地菊ヶ谷に葬つたのであらう。

現北條郵便局長山下昌太郎氏はそれに縁故があるさうで今も毎年干蘭盆にその墓を清掃し弔祭を行ふて居る。

城ノ内

北條町横尾に「城山」と稱する小丘がある。往年その附近から劍を掘り出したことがあり、城の名の存する所から何人かの構居跡だらうと云ひ傳へて居るが、石槨が少しばかり露出して居るから圓墳であるに相違ない。玉野新家の玉塚の西にあたるから玉塚と關係を爲するものであらうが、記録は何も無い。

駒塚

北條町黒駒にある。國造許麻を葬つたと云ふものがあるが、それは「許麻」と「駒」とを混同して推測したのであらう。傳説によると酒見明神(今の縣社住吉神社)が愛乘せられて居た神馬を葬つたもので、牛馬が病氣に罹るとこゝに參拜し平癒を祈れば必ず靈驗あると云つて居る。

夢幻聖人の墓

富田村吉野の夢幻山(今無現山と書く)にある。大小二個の五輪塔があつて小の方は高さ三尺位、これは聖人入定の時里人が建てたものと云ひ傳へ、大の方は高さ一丈程のもので、これには「爲夢幻聖人〇〇也」干時慶長二年七月時正」等の文字が刻してある。久しく雨露に曝されてあつたので讀み得ない文字がある。

大正十年吉野の有志がこゝに小さな堂を建てた。その堂を

建てる時、參道をつけたり塔の前方を地均したりした。その際五三の桐葉模様のある古瓦や古銭を多数に發掘した。又、塔に向つて右側に可なり廣い平地がある。これらによつて推測すると、この塔の側に往時は一の堂宇があつたものらしく、それが火災に遭つて記録其他總てのものを焼失し塔のみが残つたものらしい。

この塔については「夢幻聖人は段下の人で、此の山で定に入つた。入定の時——自分は必ず再生する。再生した時には手にその事が記してあるから必ず分明する。手に記した文字は此の入定の地の土を以て拭はねば消えない——と云つた。聖人入定後幾年かを経て備前の某城主の子となつて再生した。それはその子の手に、聖人の再生であることが記してあつたから判明したので、城主は態々その子連れてこの墓に詣で、墓の土を以て子の手を拭つた。それで漸くその手の文字が消えた。愈々聖人の再生であることを確めたので、前かちあつた塔と同一の型の大塔を城主が建て盛な供養をした。慶長二年と記されてある方が即ちそれである」と古老は云ひ傳へて居る。

然し、何等確たる記録が存して居ないので、夢幻聖人がどんな人であつたか、いつ入定したのか、堂宇はいつ建てられていつ焼失したのか、總てが不明である。又備前の城主と云ふのが誰であるかそれも塔に名が刻してないので分らない。

處に一本の松樹（瘤が多くあるので瘤松と稱して居る）がありその下に墓碑がある。三ヶ年の間に百度伊勢參宮をしたものを葬つたのだと云ふ。

前田玄以の墓 元加西郡視學西村鐵次氏が當法華山内に前田玄以の墓あることを發見し左の通り記して居る。

天正十三年秀吉は淺野長政、増田長盛、長束正家、石田三成、前田玄以の五人に庶務を掌しめた。これを五奉行と稱へた。玄以は京都所司代を命せられ禁中に關すること、京都の市政及び神社佛閣に關することを司つた。

その玄以が何處で逝き墓が何處にあるかについては、志賀重昂先生が夏期講習會で「玄以の墓は何處にあるかまだ分つて居ない。諸書を調べても墳墓の地が書いてない。野史や續日本史には慶長七年五月七日年六十四で逝去したとあるだけで逝去の地はない。唯丹波國八上城に封せられたとあるから逝去の地も丹波であらうと想像するのみである」と云はれた通り、判然して居なかつた。余が法華山地藏院に東谷僧正を訪ねた時、僧正が「前田玄以の墓が當山内にある」と云ひ傳へがある。然し山内の何處にあるか分らぬ。玄以の末孫が揖保郡小宅村堂本にある筈だからそれに就て調べたら分るだらう」と云はれた。

そこで早速小宅村堂本の前田家を訪ねた。同家の構へ

「時正」の文字があるが、それが城主の名としても慶長頃それに當つた備前の城主の名はない。

この夢幻山の附近に、段下から吉野へ通する山道に「定入り道」と稱するのが今もある。

この墓に祈願すると頭痛、齒痛等は必ず癒ると云つて遠く隣郡から態々參詣するものが絶えない。舊曆正月十六日と盆の十六日とは殊に詣るものが多い。平素でも生々した花、線香が絶えず供へられて居る。

殿塚 富田村福居（舊村名別名）にある。三木別所長治に屬し天正八年釜山城に籠つて居て病死した別名忠徳と云ふものを葬つたのだと云ふ。

御車 御車はミグリと讀み、賀茂村山下にある。石の小丘をなし竹木が繁つて居る。人若しこの丘上に登るか、或は竹木を伐り取りでもすると、忽ち祟りあつて發病すると云ひ傳へて居る。このミグリは天武天皇がまた御即位以前に天智天皇の皇子の御謀反により流浪遊ばされ、當國賀茂郡一の莊餘田（今の山下）に來て暫く假宮を造つて居られた、その址であるとの傳説があるが、このミグリに近く村社里神社があり、それらによつてこのミグリは允恭天皇の皇子酒見部王の墓か、或は酒見部王の乳母の墓であらうと會下山人は云つて居る。

千日の塚

賀茂村西長字千日にある。郡道に沿ふた

と云ひ所藏の古書畫、古武器と云ひ如何にも舊家であることを知り得られた。見せて貰つたものは澤山あつたがその中で重要と思つたのは系圖と「前田軍記」とであつた。前田軍記は二十卷の寫本である。全部玄以に關する軍記で、しかも玄以の自筆である。卷末に「慶長八年九月東播法華山隱士德善院愚書存性八十七歳」とあつた。

その軍記によると、玄以は關ヶ原の戦に石田三成に與し子利宗をして田邊城を攻めさせた。玄以は三成等の連名書に名を記しては居たが、花押が無かつたので亂平いで後讒に免され丹波國八上城に居したとなつて居る。そして法華山に蟄居したのは慶長七年に當つて居る。野史、續日本史に「慶長七年五月七日卒年六十四」とあるそれと同じ年である。

また、系圖の方によると「慶長十三年六月卒去」とある。即ち軍記に記してある八十七歳から勘定すると、九十二歳の逝去になる。軍記と系圖とで見ると玄以が法華山に蟄去して居たのは七ヶ年と云ふ長い間である。

これを知り得たので再び地藏院を訪れ、僧正と共に山内を探しまはつた。すると寺の裏の小高い所に墓所があり累代の住職其他の墓があつた。その碑には何れも年號、法名等が刻してあるが、中に一つだけ、普通の墓とは構造の異つたのがあつた。それは相當地位のある者でなり

れば造らない籠造りである。僧正は「正しくこれに違ひない」と云はれた。その墓は籠の屋根が二枚になつて居る。或は、玄以とその妻との墓であるらしい。

右によつて玄以が當法華山に蟄居して居たことを知り得られる。野史、續日本史等に「玄以が慶長七年卒去」としたのは、玄以が豊公の寵臣であつた故を以て八上城に居して後も徳川幕府の忌彈、或は壓迫に遭ひその煩を避ける爲公には卒去の如く装ひ慶長七年に當山に蟄居した、それを事實の卒去として記したものだらう。そして玄以は晩年を佗しく當山に過して逝いたものと想はれる。

南帝塚 九會村中野、清慶寺内にある。高サ五六尺の

土饅頭であつたが今そこに碑が建て、ある。その塚を後龜山天皇の皇子尊仁親王の御首を葬つたと云ふがそれは誤りで、後龜山天皇の玄孫忠義王の御首を葬つたものらしい。この塚について記した書は尠くないが、その三四を考資として擧げて置かう。

(嘉吉軍記) 後龜山院の御孫に圓滿院宮仁尊親王と申すがあり此年月諸國を修行なされ吉野へ歸らせ給ひしに古への黒木の御所の荒れしを見させ給ひ歸路の落葉といふ題にて

故郷は木々の落葉に埋れて

踏みわけがたき歸るさのみち

然るに吉野の郷民ともこの宮こそ先帝の御裔なれば南朝の

君とし奉るべしとて還俗させ進らせ古への黒木の御所に入れ奉り還俗宮とも南天王とも申し崇め奉りける。中村八郎助直石見左衛門雅祐間嶋彦太郎雄元等僞つて此宮に仕へ進らせ或夜寝ませ給ふところを無慘や御頭を掻き進らせ御寶物を入れたる箱を盗み取り逃げ行くを吉野の郷民驚きさわぎて追掛け來りしかば石見は引返し追手の者共を留めて腕の限りに薙立て、多くの數を切り伏せ其身も立ちながら腹掻き切つて失せにける。中村間嶋は其間に逃歸り彼の御箱を禁裡に奉り宮の御首を申請け當國へ歸り加東郡河合郷粟生村の政所河合八郎茂賢が庭の松に懸置きて暫らく休らひける。夫より長町村に行き或る井の水にて御頭を洗ひける。此井南帝御頭洗の井と傳へて長町村の長部屋敷の邊りにありしをいま、として寛文の頃埋めける。さて中村八郎助直は己が領地なる加西郡西河合郷中野村に葬り跡を弔ひ奉りける。今同地清慶寺なる南帝御首塚と云ふは是也。(中略) 御首塚と申すは清慶寺の門を入りて左の方にあり南に向へり石碑とはなく土を盛り上げたるばかりのさゝやかなる御塚なり。

(群書類從、赤松記) 爰に南方と申して兩宮御座候これは太平記の御位争の御門の御末也何様天下を一度御望有て御兄弟吉野のおく北山と申所に一の宮は御座候二の宮はかはのの郷と申所に御座候さて赤松衆□天下第一の忠賞に預り

此家再興をいたさんとの望にて工夫して此吉野殿をうちはたし神靈を取返し奉るべししからば次耶法師丸は御安堵あるべきかと内々をもつて訴訟申所に上意の御内證相叶ひ三

條殿を以禁中へも申上倍吉野殿をねらひ申さん謀に赤松牢人共身の置處なく堪忍もつかぬことなれば吉野どのを頼申すよしにて細々吉野へ參り何とぞ赤松牢人一味致し都を攻おとし一度は都へ御伴申さんと色々申入候へば御同心の義あり倍大勢は御隔心なれば夜討に入べく人數をすくり間嶋中村彈正同太郎四郎以下大和國宇智郡まで出勢し康正二年丙子十二月廿日吉野へまいり隙をうかひける終に次の年長祿元年丁丑十二月二日の夜子の刻大雪降り御油断の時刻を伺ひ兩宮へ二手になり一度に攻入北山にて一の宮をば丹生屋帶刀左衛門同弟四郎左衛門兄弟にて討申御頭をば帶刀取申候彼内裏の御たから神靈をもとりてのき申候吉野十八郷の者起り跡より追懸候間御頭を隠し置候得は奇特なることにて血湧き上り其血にてあらはれ兄弟共に伯母谷と申所にて致討死候其時神靈をも取かへされ候倍又二の宮をも同じ時分に打はたし申候是は中村彈正御首給はり候得共是も郷民起り致討死候兩宮の間大山共隔て道遠く候へども赤松衆互に堅く申合同し時節に打果し申候しかれども討手の兵共大形道にてうたれたく、殘る者雪にうづもれ果て神靈をとるべきやうなし小寺藤兵衛入道大和衆越知と申者

をたのみ種々の謀をめぐらし郷民をすかし取次の年長祿二年八月晦日神靈を内裏へ備申候。

(播磨國古城記) 中村祖侍從秀房六世孫、建武文和頃軍功、赤松家第一臣、其嫡子左馬頭光末、其子彈正少弼正景迄相續、嘉吉軍武功勳討死、其子小四郎五歳、時母抱行片山陰蟄居而成長中村四郎祐直云、南帝後龜山奉仕龍顏間近召使、祐直透間窺内侍所盗出夜忍入御痛敷御首奉討御衣包逃退、宮軍追之石見間嶋止防、内侍所納禁内、帝大喜立赤松家雅元當國賜河合郷本國歸南帝御首納陵築加西郡中之村陵。

(古跡便覽) 南帝塚、中野村にあり、長祿二年中村六郎左衛門が討奉りし南帝御龜山院の皇子の御首を納め奉れる塚なり。

(里翁説) 金釣瓶城の西に南帝塚あり、加西郡中野の構主小谷與次南帝の皇子圓滿院宮尊仁親王を討奉り此處に葬り南帝塚と稱す、此地林の下に小谷屋敷あり、御廟所を清慶寺と云ふ。

(播州古城軍記) 中村小四郎には本領なれば此河合郷中村を賜ふ、亦南帝の御尊首は僧を頼み懇に奉葬り、領内の賀西郡中野村と云ふ所に、御陵を新に築き奉る也、今に御首塚と云傳ふ。

(御首塚の記) 嘉吉元年大膳太夫滿祐將軍義教公を弑するにより赤松一家悉く亡び餘族の家臣浪々として國々に蟄居

す、石見太郎左衛門亦浪人と爲り三條右大臣實量卿に仕へ赤松家の絶たるを歎く、實量憐みて曰く何を以てか嘉吉の弑逆を償ふやと、石見曰く南帝を弑し三種の神器を取り奉獻せば如何にと、實量奏して勅許あり時に長祿二年なり、石見即ち國に歸り間嶋五郎雅實中村小四郎正滿同舎弟小五郎正滋同家臣小谷與次等と吉野へ往き詐りて南帝に仕へ終に帝を弑し奉りて神器を奪ひ御首は小谷負ひ奉りて出走す、追手來るを中村兄弟止まりて防ぎ戦ふ三人は播磨に歸り赤松次郎政則御首を賀茂郡西河合郷中村に葬り神器を奉じて京都に上り内侍所を奉還す、將軍之を賞して加賀半國を政則に賜ふ、赤松家之に再興す。此の他まだ一二にとゞまらぬが皆大同小異である。そしてその多くが、長祿元年の出來事と長祿二年の事とを混合して居る。また、間嶋、中村等が弑し奉つた宮を、後龜山院皇子圓滿院尊仁親王としたり、寛成親王としたり、源勝法親王としたり、單に「兩宮」としたり、一定して居ない。



清慶寺の南帝塚

播磨鏡にも、爰に中村小四郎が南帝を討奉るの説甚非也或人の説に中村小四郎は赤松家の臣中村六郎左衛門の子也六郎左衛門は大方の勇士にて首數三十六取て供養をしける其首塚飾西郡青山村に有扱中村小四郎が南帝を討奉りしと云は虚説也既に後小松院の明德三壬申年九月南北兩朝和睦し玉ひ南帝入洛有て太上天皇の尊號を奉り云々
と記しながら、やはり「石見太郎間嶋三郎と共に南山に行て討奉りしは南朝後龜山院の皇子圓滿院仁尊法親王（號還俗宮）也」として居る。
然し、正史によれば赤松家の臣が南朝の宮を討奉つたのは赤松記に記した通り長祿元年十二月のことで、討たれたまひしは尊秀王、忠義王の兩宮である。神器を吉野から取り還したのは小寺性説等でそれは長祿二年の夏の事で、赤松政則が加賀其他の地を領したのも同年である。「大日本歴史集成」を見るに、
雅助（石見太郎左衛門）即ち其の黨間嶋雅光、中村貞友等

と謀り、共に吉野に赴き、尊秀王に仕へ、長祿元年十二月、遂に尊秀王を弑して神器を取り、且つ忠義王をも弑して歸る。然るに、尊秀王の黨、之を追ひて神器を奪ひ返し、忠義王の弟尊雅王を立て、神器を奉じて十津川に居り、後ち吉野に移れり、翌二年八月、同じ赤松の遺臣小寺藤兵衛入道、大和の越智氏と謀りて吉野に入り、遂に神器を奪ひて朝廷に獻じぬ。神器、外にあること十六年にして始めて京都に入れり。
とあつて、大日本人名辭書にも、赤松政則の項に、
然るに楠木氏の一族神器を護して吉野に赴き北山宮、忠義王の二兄弟を擁して再舉を圖らんとせり、此處に於て雅助即ち間嶋雅光、中村貞友等と相議し舊罪を償はんとし上月滿吉、中松貞友等を遣はして長祿二年十二月大雪に乗じて俄に二王を弑し神器を奪ひたれども吉野十八郷の士變を聞きて蜂起し滿吉、貞友を斬り再び神器を得吉野を守りしが翌二年同じく赤松氏の臣小寺性説吉野に入り宮を害して神器を奪ひて禁裡に奉る。
として居る。これらによれば中村等に討たれたまひしは尊秀王、忠義王の二王に相違なく、殘櫻記にも、
さて又南方宮方の者どもは比叡山より大和國へ引退き再び吉野わたりの者どもと相謀りて尊秀王に神器を奉り私に天子と稱し或は南方新皇また自天大王杯稱し參らせて吉野の

山奥なる北山莊大河内といふ所に御在所を構へ北山宮と稱し又北山殿とも南方一宮とも稱して仕へ奉る。又尊義王の第二子に忠義王とておはしましけるを彼の大河内の御在所より山中八里ばかり隔りたる河野谷といふ山中を御在所として河野宮と稱しまた河野殿とも南方二宮とも申して守護しまゐらせ。
と記し、南朝遺史、大和志にも同様に記して居る。然るに中村等が弑し奉つた宮を、後龜山院の皇子としたり尊仁親王としたりするのは誤りである。明治四十五年一月二十九日宮内省告示第一號を以て
北山宮墓 後龜山院天皇々玄孫、奈良縣吉野郡上北山村大字小橋
河野宮墓 後龜山院天皇々玄孫、奈良縣吉野郡川上村大字神之谷
と發表されたのを見ても後龜山院の皇子でない事は明であらう。そして中村貞友が討ち奉つた宮は河野宮忠義王であることも知ることが出来る（尊秀王の御首は南朝方に取り返されて居る）然し、中村貞友はその時吉野郷のものとなつて討死して居るから忠義王の御首を中村が持ち歸る筈がない。御首を本郡に持ち歸つたのは中村の家臣小谷與次であらう。小谷が自分の居所である西河合郷中野村に葬つたと見るのが正しからうと思ふ。

遊女塚 九會村鶉野にある。鶉野は昔上町、中町、下町の三字に別れ遊女屋があつたと云ふ。遊女屋はいつ頃からはじまつていつ頃廢されたか、その詳細を知るを得ないが、播州室の津の遊女屋よりも古く、且遊女の花代も室の遊女より高かつたことがその當時の書に記してある。そして、有名遊女があつたがその遊女の死後葬つたのが『遊女塚』であると傳へられて居るが、それらについての記録は今存して居ない。

玉塚 富合村玉野新家にある。字を水塚と云ひ、玉丘、御塚、千坪とも稱して居る。塚は五反三畝二歩の林と六反三畝十五歩の溜地（元環隍）とで前方後園の形に圍まれ、環隍の中は地が瓢の格好になつて居る。附近は今、一體田圃であるが、昔は平坦な林野であつたのだらう。環隍の中の圃い方によつて小高くなつた處があり、そこに八九坪程の平地があつて、石棺が埋めてあつた。それを明治十七年加東郡大門村蓬萊賢次と云ふのが發掘し、石棺から刀劍、曲玉、管玉等を多數取り出し散逸せしめた。爲に今はそこが七八尺の凹地となり底石が残つて居るだけで石棺さえ無い。

此の塚については播磨風土記に、
玉野村所以號者、意奚袁奚二皇子等、坐於美薮郡志深里高宮、遣山部小楯、誹國造許麻之女根日女命、於是根日女、已依命訖、爾時二皇子相辭不娶、干日間、根日女老長逝、

千時皇子等大哀、即遣小立勅云、朝日夕日不隱之地、造墓藏其骨、以玉傍墓、故緣以墓號玉丘、其村號玉野

と、あるだけで、他に何等知るべきものがない、然し、國造は成務帝の時定められて以來世襲であつたから、風土記に請ふ所の「國造許麻」は針間鴨國造市入別命の何代目かの孫で、その許麻の女根日女を葬つたものであらう。所で、その根日女と意奚、袁奚二王との關係については多少考へる餘地がある。

意奚、袁奚は即ち億計王、弘計王の事で、億計弘計は履仲天皇の皇子市邊押磐皇子の御子である。市邊押磐皇子は雄略帝のために近江で殺されたので億計、弘計の二王は帳内日下部使主とその子吾田彦とに伴はれて丹波國余社郡（與謝郡）に通れ隠れた。その後日下部使主は赤石國縮見（美薮郡志深）に來て自殺した。二王は使主を慕ふて吾田彦と共に縮見に來たが、使主は既に死んで居たので、縮見屯倉首忍海部細目の家の僮となつた。そして王子であることを秘して名を丹波の小子と云つて居た。所が、清寧天皇の二年十一月、播磨國司伊與來目部小楯が新嘗の供物を調へるため赤石國に來て細目の家に宿つた。その時弘計王は億計王に「亂を避けて斯して居ることも既に久しい。名をあらはして貴き身であることを知らすのは今宵である」と云はれた。億計王は「我等は履中天皇の孫であるけれども斯して馬を飼ひ牛を牧して居る。今

名をあらはせば必ず殺されるであらう」と拒まれた。弘計王は更に「一生こんな卑賤で終るのなら寧ろ名を顯はして殺された方がよい」と云はれ兄弟相抱いて泣かれた。そして、弘



塚 玉

計王が強つて勸められたので億計王も遂にそれを肯かれた。その夜宴が開かれ、細目は二王に命じ燭を乗らした。宴酣なる時細目は小楯に「この二僮はとも普通の者ではないやうに思ふ」と云つた。小楯は「俺が琴を弾くから起つて舞へ」と二王に命じた。二王は互に譲り合つて容易に起たなかつたが小楯は「何故舞はぬ。疾く舞へ」と叱りつけたので、

止むを得ず億計王が起つて舞つた。然し名を明かさなかつた。次で弘計王が衣帯を整へて舞つた。そして歌中諷詞を以てされたので、小楯は怪しみ、再びそれを繰り返さした。弘計王は「石上振の神杉もと切り、未おし拂ひ、市邊宮に天の下知ろしめし、天萬國萬押磐尊の御裔僕これなり」と歌はれ、小楯驚いて席を離れ二王を拜し、俄に柴宮を造つて二王を入れ奉り、己は驛を馳せてこの事を京師に奏した。その時清寧天皇には御子なく、繼嗣を求められて居た折柄とて大に喜ばれ、二王を宮中に迎へられる事になつた。そして翌三年正月宮中に迎へ入れ四月億計王を立て皇太子となし弘計王を皇子となされた。翌々年、即清寧天皇五年正月、天皇崩御あり、皇太子億計王即位あるべきを「天位は功あるものこれに居るべきである。我等が履仲帝の孫であることを知らしめたのは弟弘計の功である」として弘計王に譲つて位に即かれぬ。弘計王亦固く辭まれた。爲方なく二王の姉飯豐青皇女が朝に臨んで政を攝られた。所がその年十一月皇女も亦薨じられたので、再三固辭の後遂に弘計王が即位された。即ち顯宗天皇である。皇后には丘稚子王の女難波小野王を立てた。天皇は在位三年壽三十八で崩じられた。それで、億計王はじめて位に即かれた。これが仁賢天皇である。天皇は十一年八月崩御あつた。（書紀、大日本史、舊事本紀等に據る）

右の如く億計、弘計の二王が志深里の細目の家に居られ後、

假宮に入られたことはたしかであるが、伊豫來目部小楯が細目の家へ来るまでは、丹波の小子と名乗つて皇孫であることを秘して居られた。細目もそれを知らなかつたのである。その二王が僕となつて草を刈つたり牛馬を飼つたりして賤しい事をして居られた時分に、國造許麻の女を「誂へ」られるとは思へない。殊に「山部小楯を遣はし」とあるのから見れば「我等、履中帝の孫である」と明かされてから後に、小楯をして誂へしめられたものであらねばならぬ。所が、二王が皇孫であると明かされたのは清寧天皇の二年十一月で、翌三年正月丙辰朔に小楯等に奉じられ宮中に入られた。して見ると、志深の柴宮に居られたのは僅か二ヶ月足らずである。此の間に、二王が根日女を誂へられ「相辭んで娶らずその間に根日女が老て長逝」したとは思へなくなる。二王が柴宮に在した時誂へられて、そのまゝ宮中に入れ、互に相辭んで娶られなかつたのであらうと思ふのである。然し、弘計王は清寧天皇五年に即位あり皇后も立てられ在位僅三年壽三十八で崩御あつた。皇孫であることをあらはされてから崩御までの間は僅五ヶ年程に過ぎぬ。根日女が二王の命を受けたのは根日女が何歳の時であつたかわからぬが「老て長逝」したと云ふのと「小楯を遣はし勅して」と云ふのから考へると、根日女が老いて近いてから「朝日夕日隠れざる地に墓を造り、其の骨を藏め、玉を以て傍れ」との勅を下されたのは、顯宗天皇で

なく、仁賢天皇であらうと思へるが如何であらうか（仁賢天皇は在位十一年壽五十一——五十とも云ふ——で崩御あり。皇后は春日大娘で、太子小泊瀬稚鷦鷯（武烈天皇）と高橋大娘以下七皇女があつた）然し又「皇子等大哀」とあるから億計王が皇太子であり弘計王が皇子であつた時に根日女が逝いたのかも知れぬがそれでは「老て」とは云へない。尤も、文にのみ拘泥はできないが、史實と合せ考へる必要はあらう。或者はこの塚を市入別命の塚だらうと云ふが、これも想像であつて信じるに足らぬ。何分、石棺を發掘して遺物を散逸せしめたから、紀元八百年代の塚であるか、千百餘年代の塚であるか、男の塚であるか女の塚であるか、それさえ知るを得ない。たゞ、播磨風土記の文を信するより他はないのである。何にしてもその塚の宏大、陸をめぐらし埴輪圓筒を樹立し、陪塚があつて所謂車塚とし、玉を以て飾り（今も鷄卵大の白色石がある）壯嚴なものにしてあつたのをみると、よほど尊貴な方の墓であることは争へない。今、石棺のあつた後方に、高さ三尺程の石祠がある。それは、石棺を掘つた後、祟りをおそれ石棺から得た劔だけをそこに納め祀つたので、それを「劔の宮」と稱して居る。大正十五年その村の區長内藤源吉等が發起となり、風土記によつて縣の補助を受け一の碑を建て、塚の地域を浸し穢すことなきやう後人に示して居る。

爲茂卿の墓 西在田村大内の西南の山にある。五輪の塔があつて、崇徳天皇の皇子爲茂親王の墓であると云ひ傳へて居る。然しそれは疑はしい。

親王は保元の亂後仁和寺華藏院に入つて薙髮し法名を宣性と稱し應保二年二十三歳で薨去された。元性はやはり仁和寺華藏院に居られた。して見れば二皇子のどれもがこの播磨へ下られた事はないのである。

同地にある五社神社の縁起に「當社は中央に伊弉尊、事解男神、速玉男神、の熊野三所權現を祀り左座に崇徳天皇、右座に左大臣爲茂卿を祀り五社大明神と稱へ當地の氏神とす、左座に祀る所の崇徳天皇と申し奉るは人皇七十五代の帝にして天の下を治し給ひけるが（中略）崇徳天皇は御痛はしくも讃岐國に左遷したまひ、皇太子大内王は近衛天皇の時左大臣にてありしかとも保元の亂に官爵を辭して鳳闕を出給ひ、聊かの由縁のありけるを以て當所に下り御館を構へて潜居し給ふ。御諱を爲茂卿とぞ號しける。この爲茂卿に男子おはしける。保元二年當所へお下りの時やうく二歳の御事なれば乳母に抱かれ父の卿と俱に下り給ふ。御名を爲教卿と申しける。誠に光陰箭の如くにて程無く成長し給ひしが弱冠の頃父爲茂卿薨去し給ひける故則ち御館の上の山際に葬り奉りける。其御墳墓今に存在せり、其後爲教卿兼て信する所の熊野三所權現を勸請し、それに崇徳天皇の御靈と御父爲茂卿の御靈を併せ祀りて五社大明神と崇め奉られける」とある所から、崇徳帝の皇子爲茂卿の墓であると云ひ傳へたものらしい。が、崇徳天皇には重仁親王と、法院元性（覺惠）との二皇子だけで、右にある爲茂親王と云ふのも、大内王と云ふのも無い。重仁

又、右に「皇太子大内王は近衛天皇の時左大臣にてありし」とあるが、近衛天皇の時の左大臣は源有仁と藤原頼長とであつた（公卿補任、大日本史愚管抄、百練抄等による）その當時に於て皇子が左大臣になられるとは受とられないことである。然らばその當時に爲茂と云ふのがあつたかと云ふに、公卿の中には見えない。然し源爲義の七男に爲成と云ふのがあつた。これはタメナリであるがタメシゲとも讀める。此の爲成は八幡七郎とも云ひ、源義朝等の弟で、源爲朝等の兄である。保元の亂に父爲義に従ひ兄弟と共に崇徳院の在す白河殿を守り防ぎ戦ふた。敗戦後父爲義と別れ遁れ隠れて居たが、探し出されて兄弟ともに船岡山で斬に處せられた。（保元物語其他による）つまり崇徳天皇の御謀叛にくみした爲、殺されたのである。

右五社縁起に、爲茂の子爲教が「保元二年當所へお下りの時やうく二歳」とあり「乳母に抱かれて」とあるのから推して、若しや源爲成に爲教と云ふ子があり、それが保元の亂の時乳母に抱かれてこの地に遁れて來て、成人の後、父爲成の靈を弔ふ爲五輪の塔を建て、又崇徳天皇及び爲成の靈を五

風

俗



社大明神の中へ祀つたものではなからうかと思ふ。後人それを誤つて、崇徳天皇の皇子としたり、また左大臣としたり、さうして尊崇の念を厚からしめやうとしたものではあるまいか。更に確證を得たいと思ふ。

風俗

本郡に於ける往古の風俗は遺憾ながら知るを得ないが、本郡は海に接近せず、また大河川をも有せず、たゞ、上古、湖沼があつたと云ふのは事實らしい（それは、播磨風土記に鴨が卵を産むたことの記事があり、また現在網引、越水等の地名が存するのを見ても推知し得る）が、その湖沼とてあまり大きなものではなかつたに違ひない。故に、上古本郡に住した人は漁獵生活はせず、狩獵生活をして居たものと思はれる。従つて衣服も魚皮を用ゐるやうなことはなく、獸皮或は木皮、樹葉等を用ゐ、後には植物の繊維を用ひたと思はれる。食物また湖沼及び小河川で獲る魚類の外、海魚など口にすること稀で、鳥獸の肉を主食として居たであらう、播磨風土記加毛郡の條に品太天皇御巡幸の際に鴨を射てそれを煮られたことが記されており、また同天皇狩行之時白楮昨己舌の記事がある。これ即ちその當時に於てこの地の住民が狩獵生活をして居たことを物語るものではなからうか。然して住居はと云ふと、古代穴居のあととなりと稱する石窟が今もないではないが、それは穴居のあとではなく古墳であること別項記した通りである。して見ると本郡に住した人は古くから家と云ふものを有して居たにちがひない。殊に本郡には古くから出雲族

神の進出があり、成務天皇の御代には針間鴨の國造を置かれたから、それらの住居の様を見て得る所あり一般に住居と云ふことにはあまり野蠻ではなかつたやうと思はれる。また笛、琴などの樂器も割合に早く知つて居たであらうし舞踊なども見て居たであらう。が、さうしたことの詳細を知る何等よりどころは今何もない。また、本郡の昔の風俗の特異と云ふものも今見つかからない。

本郡は元來農が主であるから、明治五年以來新曆による事になつて居ながら今まだ陰曆によるのが多い。それは農家の實情止むを得ないことで、季節の關係から行事など陰曆によらねば都合悪い點があるからである。

國定祝祭日は無論一般と變りなく行はれて居るがその當日民家で休業するなど稀である。

年中行事

正月

元旦 官公衙、學校、會社、銀行、民家、各々門松を樹て注連飾りをする事全國の例と變りはない。官衙、學校等で拜賀式をすることも一般の通りで、民家では未明若水を汲み、歳徳神を祀り、神佛に饅餅を供へ、蓬米（三寶）に白紙と裏白とを敷き白米を盛り、白昆布を筒形に巻いた上に檀を載せ、それを中央に置いて、その周圍に切昆布、勝

ち栗、串柿、榎の實、田作り等を置く。を其の毎年の恵方に向つて戴き、大福（梅干を入れた茶）を飲み、屠蘇、雑煮を祝ふ事昔と同じである。雑煮は關東の如き澄まし汁を用ひるのは至つて稀で、大概味噌汁である。さうした事を總て『祝ひ事』と謂つて居るが、その『祝ひ事』を済ますと、氏神をはじめ諸神社に参拜し、且那寺に詣り、親戚知己の家を廻禮する。その時の服装は多く紋附羽織袴であるが、フロックコートにシルクハットの人も無いではない。現今は廻禮を廢し聯合名刺で済ますものもある。此の日、一般に表の戸を開けると福が出てしまふと言つて閉ぢて開けない。従つて戸外の遊戯は女子供が追羽子をする位のもので、男女長幼皆盛裝して居ながら、かるた、雙六、等の屋内遊戯をする。業務は全然執らない。

此の日はどの家でも大抵掃を手にしない。『はき出す』と言ふ事を忌むからだと言ふものがある。此の日金の拂ひ出しを絶對しない家がある。

二日 元日の夜より二日朝までの睡眠中に見た夢を『初夢』と言つて其年中の我身の吉凶を卜する習慣は各地と相違せぬ。未明から起きて『とろ汁』を作るが、摺鉢の芋を櫛木で摺る時の音を殊更高くする。その音を悪魔が聞く時はその家を避けるからだと言ひ傳へて居る。

商家は未明から店を開き『初商ひ』をする。第一番に來たお客には鏡餅を與へ、その他の客にも景物を贈る慣例がある。『仕事始』『書初め』『彈き初』等、各その業を未明から試る。

三日 業を休み『年首』と稱し酒宴を聞くものが多い。

七日 七草正月と稱へること各地と變りなく、例の『唐土の鳥の

る。

二月

一日 『單正月』で一般に業務を休み神佛を祭る。

二日 節分であるが、たゞ神を祭るのみで例の『福は内、鬼は外』で豆撒きをする家は郡内に餘り無い。

初 午 二月の初午の日に稻荷神社を祭る。子供相撲などをして賑はすものもあるが、之も今猶舊曆によるのが多い。

十五日 涅槃會、各寺院で釋迦の涅槃像の大幡をかけて祭る。各戸では豆を炒つて供へる習慣がある。

廿五日 初天神で天満宮を祭り賑ひを呈する。郡内では繁昌の天神社が最も盛大である。

三月

十日 陸軍記念日であるが、諸學校で簡單な式をする位で各戸では何事も行はない。

彼岸會 各寺院に参詣者が多い。殊に中日は春季皇靈祭だから殊に賑ふ、此の中日の朝、東に太陽の出るを迎へ、夕に太陽の入るを送れば、長命すると言ひ、山上の寺に参詣する人が多數ある。

四月

三日 上巳の節句として雑祭を行ふ。白酒、菱餅などを供へることも、女兒が生れて初めて此の節句にあふのを『雛初め』と言ひ、客を招き宴を張ることも各地と異りはない。此の雑祭りも一時はたゞ形式を存すると言ふだけにとゞまり、行事の衰へを見せて居たが、近年はまた盛んとなり、その飾りに華美を競ふやうになつた。此の行事は元來陰曆三月三日に行つたものだが、本郡では大正十二年から諸事

渡らぬ先に』を言ひつゝ、組板をたたくことも變らず、七草粥を炊くことも一般の通りである。七草粥の代り、すいな、すいしろ、なすな等を入れた澄まし汁の雑煮を炊く家もある。

此の日、觀世音菩薩を祀つて居る所では『鬼追ひ』と言ふ佛事を行ふこともある。

十五日 俗に『十五日正月』と言ふ。前日取り拂つた門松、注連縄飾り等を持寄つて焼く、即ち左義長で、これを『とんど』と謂つて居る。

明治の初頃迄は、神社の庭で青笹を四方に樹て七五三を張つて、その中へ多勢の子供がその町或は村の各戸の注連等を寄せ集めて來たのを積み上げ、淨火で焼いたものだが、今は竹笹などをたてず、注連等を持ち寄つて無難作に焼いてしまふのが多い。此の『とんど』の時に二日の吉書を燃やし、その灰が空高く舞ひ上ると、書が上達する兆だと言ひならはして居る。此の『とんど』の火を持ち歸つて、神に燈明を献じ、『とんど』の火で焼いた餅を、小豆粥に入れて食する習慣がある。

十六日 此の日を『藪入り』と稱して雇人など實家へ歸り父母兄妹等と楽しく過す。嫁なども實家へ歸るのが多い。

十九日 厄神祭りで、厄年にあたつた者がその年中の厄を連れさして貰ふと言ひ、厄神社に参詣する。参つた者は大概『厄除札』を戴いて來る。

郡内の厄神社は明樂寺、若井、福居、玉野新家、兩月、琵琶甲、網引に在る。何れの社も此の日は参詣者で賑はふ。

二十一日 『初大師』で弘法大師を祀るのだが新曆によるのは稀であ

陽曆を固く用ひる事とし陰曆の三月三日に近い此の四月三日を以て行ふ事にしたのである。

此日は神武天皇祭であり、村落でも皆各戸國旗を掲げ業を休むのであるが、特に北條町は前日の二日から此日にかけて縣社住吉神社の大祭を行ふので、近村近郡は言ふまでも無く遠く阪神地方よりも多數の参拜者があり町中は大雜沓する。北條町ではこれを一年中の最大行事として居る（住吉神社の項参照）

八日 釋迦の降誕會で、寺院では花御堂を造り中に釋迦の裸體立像を安置し、甘茶を沸かして祭る、所謂渡佛で、参詣人は釋迦の立像に甘茶をかけ注ぐ。又、その甘茶を貰ひ受けて持つて歸り、それを硯に入れて『みた』『ちや』など、小き紙に書き、その紙を家の各柱に逆張りつけ置くと、柱に虫が生かぬと言ふ習はしがあつたが、今は餘り見かけなくなつた。各戸では長き竿竹の先端につゝじ其他の花を寄せ括りつけて樹てる。

五月

廿七日 海軍記念日は陸軍記念日と略同様で各戸に國旗を掲揚する位のものである。

六月

五日 端午の節句は古來各地のそれと變りなく、菖蒲に蓬を結びつけたのを屋根にあげ、神棚に献げ、各人の寢床の下にも入れる。『菖蒲湯』と稱して菖蒲を入れた湯に入浴する。菖蒲酒と柏餅はどの家でも特に飲食する。菖蒲を矢の形に切つて簪に挿す女、菖蒲で鉢巻する男がある。これは頭痛を起さぬまじなひだと言ふ。男の子のある家では幟、鯉の吹流しを建て、武者人形や具足を飾る。幟には必ず我家の

定紋を入れ、繪は多く往古の英雄豪傑を描くが、中には有名な文人、聖人を描いたものもあり、龍虎を描いたものもある。幕末頃から明治初年頃迄は幟の大なるを競ひ、二反、三反の大きなものを樹てるを誇りとしたが、後には『座敷幟』『臺幟』など言つて、屋内に建て得られる小いの流行した。中には長さ二尺、幅三寸と言ふやうなのに父方の定紋と母方の定紋とのみを染めたのを用いた家も多かつた。その後また屋外に樹てる大幟を好み出したが、三反幟と言ふやうな大なのは至極稀で、大抵二反以下の幟である。

男の子が生れて初めて此の節句にあふのを『節句初』と稱し客を招き賀宴を張る。三月三日の雛節句を『女の節句』として行ふのと同様である。これも元來陰曆の五月五日に近い此の六月五日に行ふこと大正十二年郡内で定めたのである。然し幟を建てたり、武者人形を飾つたりすることは、五月五日からの家が多數にある。村落では、依然陰曆の五月五日に行つて居るものもある。

祇園祭 七日から十四日迄八坂神社の祭禮を行ふ。七日、十日、十四日の三ヶ日は業を休むものもある。祇園講と稱し講に加はつたものが集まり小宴を開く事もある。その神社によつては、子供相撲、義太夫、浪花節等の催しをするのがあるが、往時程の賑ひを見るのは無い、これも陰曆に行ふのが多い。

夏祭 各神社の縁日を幾分盛んならしめる程度のもので、大概は宵祭りであるから、納涼を兼ねた参詣者があるが、どの神社でも他地方から特に参拜者があるやうなものでは無い。
夏物賣出し 呉服店などが主で、當年の流行ものを店に陳列し特賣品を置き景品など出して客を呼ぶ。

月七日に行ひ來つたのを大正十二年から郡衙よりの達しで陽曆によらしむべく陰曆の七月七日に近い此の八月七日に行はしめることにしたのである。

盆節季 商取引の決算は毎月末行つて居るが特に盆の十三日と十二月末日とを『大節季』と稱して賣掛代金の回収をする。殊に農家を相手とする商人等は、半年間の賣掛を此の大節季に纏めて取立てる習慣がある。

孟蘭盆 十五日であるが十三日から十六日までを『お盆』と總稱する。此の以前の七日を以て何の家でも墓場の草を除き掃除をする。之を墓掃除と言つて常には葬式のある時以外人影もない墓地が此の日は多勢の掃除人で大騒ぎである。十三日から各戸佛壇を飾り燈明供物を供へ祖先の靈を祭る。前年の盆後に死者のあつた家では『盆初め』と言ひ、招魂棚を作り、その中に白木の位牌を置き(それまでは普通塗つた位牌は作らない)特に新佛をまつる。親戚知己よりの供へ物(多く素麺、砂糖、菓子類)を祭壇に積み香花をそなへ晝夜燈火を減しない。飯、副食物、茶、水を白木の膳に載せて供へる時、添へて置く箸は、必ず亭殻を以てする。又、牡丹餅其の他を供へる場合の容れ物は多く蓮の葉を用ひる。十五日の宵は新佛のある家へ親戚知己相寄つて、佛前で詠歌をとなへて後招魂棚、供へ物、香花までも墓地に通ずる路邊へ持ち出し焼き棄てる。それを焼く間、皆は鉦を叩き念佛する。これを『招魂送り』と言ふ。此の日の暮過ぎ、墓地に通ずる路邊には彼處此處に火光流れ、煙々たる鉦の音が、淡い白煙と共に遠くへ流れ亡き魂に惜別の感じと哀愁を喚ぶ。

各寺院では施餓鬼を執行し檀徒が参詣する。又十三日から僧侶が檀

田植 一般と變りはないが、近年『共同田植』と稱し、その一部落、或は一組合が共同で田植するのである。

七 月
土用入 鰻を食ふ習慣は明治維新以前から各地と變らず、海水浴をすることも同じである(海水浴は高砂、飾磨等まで行く)此の日『土用餅』と稱して誰もが餛飩餅を食ふ。拂曉から土用餅を賣る俄商人が幾人も来る。

八 月
八 朝 商家では餘り重んじないが農家は業を休み神を祭る。これは陰曆八月朝日に行ふのが多い。

七 日 七夕祭りは子供のいる家で行はぬはない。高さ一間半位から二間半位の青笹を横先に樹て、それに五色の色紙、短冊を無數につける。その笹から笹へ横に青竹を互し、瓜、なすび、鬼灯、稻の穂、柿、小豆など野菜果實の初生りをその横竹にかけ並べる。その前に臺を据え、臺の上には硝子鉢或は陶製の鉢などに水を張り生きた小鮎を泳がす。そのほか西瓜、素麺、干瓢などを種類多く供へる。笹と笹との中間の軒には岐阜提灯に灯を入れて吊るが、岐阜提灯の灯の揺ぎと夕風に青笹の葉がさらさらと鳴り、五色の色紙短冊が翻へるなど如何にも涼しげに、清々しい心地がする。その色紙短冊に歌、詩などを書く時祝に入れる水は普通の井水を用ひない、必ず、その日の拂曉、稻田へ出て、稻の青葉に宿つて居る朝露を掬ひ取り、それを持ち歸つて硯に入れて書くのである。此の夜子供がその年に初めて小學校に入學した家では、客を招いて宴を張るものもある。その青笹(色紙短冊をつけたまゝ)及供の物の悉くは、翌日朝、川へ流して了ふ。之亦陰曆七

家を戸毎に廻つて佛前で經を讀む。之を『棚經』と言ふ。その僧侶には必ず一人の供がつく。供はその寺の定紋を背に染めぬいた絆纏を被て、頭合の柳行李を風呂敷に包み(風呂敷にも定紋がある)それを首から胸へかけて居る。行李は檀家で貰ふ布施を入れる爲である。

中元の贈答をする事各地と異はない。

十六日 『藪入り』は正月のそれと同じである。
盆踊り 十五日を中心にその前後に各所で男女が入り混り、太鼓をたゞき終夜踊りつゞけた事も過去に屬し、今は殆んど廢滅の姿である。然し十五日、十七日の觀音、二十一日の大師、二十四日の地藏、等の祭りには、音頭のみを催す所がある(音頭の事は娛樂の項に詳記した)盆踊りが廢滅するに至つたのは、夜間長幼男女が入り混り、酒を飲み、醜態を演ずる等の事があつた爲、風儀上にも衛生上にもよろしくないとなつて、警察の取締りが嚴になつたのと、一つは各自がその陋習なる事に眼覺めたからに因る。

盆節季、孟蘭盆、中元の贈答、藪入り、等も古來陰曆により行はれて居たのを、大正十二年から陽曆に八月に行はすことにしたのである。然し、實際は今猶陰曆七月十三日から此の『盆』の行事をするのが多い。

九 月
二十日 一日或は二日に當る。此の日の天候の良不良で農家の景氣は定まると言ふ。
彼岸 秋季皇靈祭を中日として七日間の彼岸會は春のそれと同じである。

十 月

十日 金刀比羅神社の祭禮を行ふ。

秋祭り 十七日の神嘗祭を中心として各神社で祭禮を行ふ。各戸で甘酒、饅餅をつくり、神を祭る、各神社に甘酒を持って参拜する慣例がある。此の祭禮を『食ひ祭り』とも稱して居る。

二十日 夷子講として商家では蛭子神を祭り饗宴をすることがある。藝文拂 此の月の初旬に行ふ。商店（殊に呉服商、小間物商等）が店頭を飾り立て、見切品、特別品等を陳列し、或は賣價の特別割引をなし、景品を添へなどして、大賣出しをする。

亥の子 陰曆十月の上の亥の日に白餅を作り、食ふと萬病を赦ふと言ひその餅を贈答する。主に農家の行事であつて、商家ではあまり行はない。明治十五年頃までは子供が新薬を手頃の棒程に固く束ねたのを持ち『亥の子、亥の子言ふといて、蕎麥のカイ餅やなんぞい』と言ひながら、大地を叩き廻る習慣があつたが、今は全く廢れて居る。三十日 教育勅語御下賜の日で、各學校で勅語捧讀をする事全國同じである。

十一月

二十三日 新嘗祭は全國同一である。

十二月

一日 『乙子朝日』と言ひ餅を搗いて食ふ此の餅を『乙子の餅』又は『川浸餅』と言ふ。これを食へば水難をまぬがれると言ひ傳へて居る。農家では陰曆に行ふが多い。

八日 『事納め』と稱して居る。

十日 『出かはり』と言ひ婢僕が暇をとつて歸る。

十三日 『事初め』とて各戸で煤拂ひをする。此の日婢僕が新に雇は

れて来る習慣がある。

歳の市 歳暮、年始、の入用品を賣り出すこと全國のそれと變りはない。商家によつては賣價の割引賣りをしたり、景品を添へたりして客を呼ぶのがある。中には、幟、旗、提灯等で店舗を飾るものもある。

此の月中旬より下旬へかけ、歳暮の賀として親戚懇意先を訪問し合ひ或は物品を贈答する。忘年の宴も各所で開かれる事全國各地と同じである。『正月初め』生れた兒が初めての正月を迎へる事』をする家へは親戚知己より男の兒には破魔弓、女の兒には羽子板、或は封金を贈る事も全國のそれと同じである。

三十一日の大晦日は、盆の十三日と同じく大節季と稱して商人は賣掛代金を回収し、商取引の決済を行ふ。此の夜は殆ど徹夜するのが例である。

諸講 毎月の行事

伊勢講 一日に一區域のものが集まつて天照皇太神を祭り神酒を戴く。以前は此の日に立派な膳部をこしらへ酒宴を開いた處もあつたが、當今ではその冗費を省く爲に廢されたやうである。此日は一區域の戸主が全部集まるので、諸種の報告や協議が行はれる。

行者講 毎月六日又は七日に役の行者を祭り護摩を焚き小宴を開くのがある。立信講 播磨支部と云ふ講では現今講員十四名を有して居るが、毎月七日講員の宅（順交代）で護摩を

焚き神戸の本部から行者が来て祈禱をする。講員は毎月一圓宛藏金して積立置き毎年五月に大峯山に参詣する。

観音講 毎月十七日に寺院に集まり詠歌をとへ冥福を祈る。集まるものは主として老人婦女である。

大師講 二十一日に寺院又は大師堂に信者が集まつて弘法大師を祭る。北條町南村の金比羅山にある大師など此の日参詣人が多い。

生駒講 北條町北條大信寺に寛文年間から生駒寶山寺大聖歡喜天の分身が安置してあつたがその祭祀が長く廢れて居た。それを大正十四年十月十六日信徒が祭祀の再興をするこゝとなり、生駒月参講を組織した。毎年七月十五、十六の二日に大祭を行ひ、毎月一日、十六日に例祭を行ひ、講員交互に生駒寶山寺に参詣して居る。現在の講員は約三十名である。壽樂講 芳田村明樂寺に百年以前から連續して居る伊勢参りの講で、今では二千五百名の講員があると云ふ。大正十四年滿百年に達した記念として碑を縣道側に建設した。

婚姻

昔も今も變りは無い。媒介者があつて双方適當と認められたのを紹介すると、妻る方も遣る方も互に先方の門地、血統、資産、家族の状態、性行、人格、教育の程度、能力、親戚の良

否、其他詳細に聞き合はせ取調べ、これならばと思つたら媒介者に通じて『見合ひ』をする。見合の場所は常人の家であるのは稀で、多くは何かの機會を利用したり特に他家を借りたりして行ふ。媒介人の家であるものも尠くない。さうして双方に不満がなかつたら『抑へ』と云つて扇子、酒肴料を俤又は嫁を貰ひ受ける方から贈る。それで婚約が成立した譯で、更に吉日を選んで貰ふ方から『結納』を媒介人に托して贈る。その結納は、鬘斗、扇子、衣服、昆布、鯉、酒、肴、でそれに目録をつける。此の結納は双方合意の上金圓である。極簡易なものになると『結納』としてたゞ一封の金包みで済ませるものもある。が、富豪大家になると、媒介人が紋服で盛装し、結納の品々を臺に載せ、新しい衣裳を被た人足に昇がせて行く。さう云ふのになると媒介人や人足に酒肴の立派なのを出し祝儀をも與へる。その馳走の獻立や祝儀の程度で結婚式當日の祝儀、馳走の程度の標準を知ると云はれて居る。又結納を受けた家では親戚隣人を招き披露の宴を開く事もある。結納の事が済むと、婚姻者に親戚知己から祝ひ物を贈る。結婚の調度がつまひ、式の日が定まると、親戚近隣の婦人を招き披露をして饗宴を開く。式の當日となるとその嫁して行く先（或は俤入つて行く先）の遠近によつて家を出る時刻の相違はあるが、出る時には門出の宴を張る。それが済んで家を出ると薬で座敷を掃きその薬を門で焚く。それを「か

と火」と云つて再び歸つて来ない意を示すものである。先方へ着くと近親のものが迎へて家に入る。此の時近隣のもの皆弓張提灯を持つて途中まで出迎へるのが例である。荷物は家の資産程度によつて差のある事無論である。その荷物の多少によつて送る方法も荷車に積んで行くのがあり、多数の人数に昇がせ行列を作つて行くのがあり、一様では無い。最近では自動車で運ぶのも尠くは無い。

結婚の式は身分の上下によつて差はあつても何處のとも異りは無い。相生の松に尉と姥鶴龜等の幟臺を用ゐる事も、盃の間に謠曲高砂を謠ふ事なども總て一般と同じである。式が終ると親戚中の主なる者又は友人の殊に親しいものが「座敷持」となつて饗應の主任格で宴に移る。此の宴は夜を徹し翌日の正午頃まで續くのが例で、其の家の格相應に飲み、唄ひ、踊る。中流以上では酒間を藝妓酌婦等が幹旋し、宴に列つた者の隠し藝も盛に出る。宴の酣になつた時新婿新婦は別室で「部屋祝言」をする。宴の終り頃に人足等に祝儀を與るのが例である。宴が終つて客（送つて来た親、親類等）が歸る時には新婦（又は新耶）が「門送り」をする。此の時新婦（又は新耶）は盛装して居るのである。それを見ようとして附近の者が多勢集つて来る。歸るものはその家の門で「めでた〜」の若松さまよ。枝も榮える葉も繁る」等唄ひ囃して歸る。婚禮の翌日は、婿ならば近隣の主婦、婿ならば戸主、親交

婚姻については今猶年齢（丙午、四厄十惡等の事）相性、方位などの迷信があつて、その爲良縁が妨げられる事屢々ある。又財産に重きを置き、人物を本意とせぬ陋習もまた全く除かれない。これらの迷信、陋習の全く打破されるのは遠い將來であらう。

妊娠と産

妊娠と出産についての風習は他地と略同じである。たゞ、迷信の事が今猶尊重されて居る點が都會などと異ふ位のものである。

妊娠して後は、高い處へ手を伸す事、重いものを携ける事、鰻、章魚、海鼠等を食する事、火事を見る事、葬送する事、家に釘を打つ事、穴を塞ぐ事、新溝を掘る事、家屋を修繕する事、等を避ける。葬送の場合などは非立會はねばならぬ時は妊娠は懷中に鏡を入れる。若し一家に二人の妊娠がある時は勝ち負けがあると云つて、そのどちらかの一人を他へ預ける。妊娠中醜惡なものを見つければ醜惡な兒が生れると云ひ、さうしたものは見る事を避け、美人畫、其他美しいものを見続けると美しい兒が生れると云つてさうしたものを多く見る。又妊娠が便所の掃除をよくすると美しい兒が生れるとて便所を能ふ限り綺麗にする。又、妊娠が袋を作る事や針を

ある者などを招き披露宴を張る。招かれた者からは引出物として金品を贈るのが例である。此の日嫁（又は婿）の實家から「部屋見舞」と稱し菓子類を贈つて来る。それを近隣へ、嫁又は婿の名刺を添へて配る。これは三日目に「三ヶ日」と稱し行ふ家もある。

擧式の日から五日目に「初歸り」をする。舅、又は姑に連れられて實家へ歸るのだが、此の時には土産として赤飯を近隣に配る。

結婚後「婿入」又は嫁入」と云つて、吉き日を選び、婿は嫁の實家へ（婿取の時は嫁が婿の實家へ）行く其の時の式饗宴等は結婚當日のとは同じである。近年は「初歸り」と同時に「婿入」が多い。

結婚した年の暮に生家から婚家へ大きな鏡餅を贈つて来る。これを、嫁取の時は「婿鏡」と云ひ、婿取の時は「嫁鏡」と云ふ。この鏡餅を貰つた方では程よく切つて近隣へ分配する。

結婚して後第一回の夏を迎へる時、生家から婚家へ夏衣を贈つて来る。これを「婿帷子」又は「嫁帷子」と云ふ。が、これは家によつて行はない事もある。

結婚後に媒介者に對し双方から謝禮を贈る事一般と同じだが、その後三年間は中元と歳暮と二回宛贈り物をするのが慣例である。

疊に差す事も思ひ居る。

妊娠して五ヶ月目に「帯の祝」をする。戌の日を選んで嫁（又は婿）の實家から岩田帯に赤飯、又は餅酒等を贈つて来る。妊娠はその日岩田帯をして、贈られた赤飯或は餅などを近隣に分配するのが例である。此の帯は「日岡の鈴の緒」と云つて、加古郡日岡神社の鈴の緒を戴いて来て、それを腹帯とし、産後新たな木綿で腹帯を作り日岡神社へ返納するものもある。

出産の時は、以前は藁藪を敷き蒲團を高く巻き産婦をそれに乗せて座産させたが、今は多く臥産をさす。産所は、村落に於ては今も納戸等の薄暗い室を充て居る。産婦の枕許には惡魔除として刀劍の類を置く。産婆は當今看護婦を兼たものや學校出の者があるが、それ等は年若だと云つてあまり歓迎しない。依然、新智識は無くとも老練なのを云つて老産婆を歓迎する。産湯は産婆の手で盥を用ひて浴さす。産兒には初め母乳を與へず五香湯又はセンブリの煮汁を與へる。産兒に初めて被せる着衣は、中流以下では大概紅木綿に黄木綿の裏つけたのを被せて居る。襦袢は絹物は産兒の體に冷くあたり、新たな木綿ものは糊氣があると云つて、成るべく古い木綿ものを用ゐる。安産したら里方から「しんの餅」を贈つて来る。その餅を近隣に配る例がある。胞衣は以前は屋敷内に埋めたが今は墓地に埋める。

出産後三日目に「三日鹽」と云つて出會の水を汲んで来て

鹽を混ぜ産婦及産所を淨める。六日、八日、十一日、三十三日皆同じである。

『名附け』は三日目に行ふ。此の日には親戚知己近隣を招いて宴を張る。家によつてはその宴を省き赤飯を配るものもある。『出産祝』は親戚、知己、近隣から贈る例であるが、多くは巾地である。又『産屋見舞』として産婦に適した食物を贈るものもある。

産婦には古血を下すと云つてズイキ(里芋の葉柄)を煮て食させ、又、乳が豊饒にあるやうにと云つて鯉の味噌汁を與へる。

出産後百日目には兒に、尾頭ついた焼物を添へた膳をこしらえてやつて飯の食初をさす、これを『百日の一粒食』と云ふ。その飯には豆と石一二個を入れて炊くのである。これは、兒がマメに育つやう、又堅固に育つやうとの意味である。

産兒の臍の緒は自然に離れ落ちるを待つて、それを紙に包み水引で括り、生年月日干支等を書き記し保存して置く。

『宮参り』は出産後男は百日目女兒は百二十日目に行ふ。此の時は嫁(又は婢)の實家から贈つて来た衣裳を兒に被せ、身分相應能ふだけの盛装をさせ、産婆又は家人が抱いて赤飯を持ち氏神へ参詣する。其歸途親戚又は懇意先へその兒の初目見得をさすのである。その際には親戚其他から『ツナギ

錢』と稱して以前は穴あき錢を水引で繋いだのを贈つたものだが、今は普通の通貨を紙で包み水引をかけて贈る。(此のツナギ錢は嬰兒の腰紐に結びつけてやるのが例である)宮参りの日には家で祝宴を張るものがある。赤飯を近隣に配るのは一般である。

家によつて、兒が幾人生れてもその子が育たないとか、親の厄年に生れた兒とか、女兒ばかり生て男の子が育たないとか云ふ時に『拾ひ兒』と云ふ事をする。これは、兒が生れる以前から、懇意なものに豫め頼んで置いて、兒を拾ひ取つて貰ふことで、兒が生れると、直にその兒を豫め約束して置いた時間に約束した場所へ棄てる。すると、頼まれて居る懇意なものも直にその兒を拾ひ取つて、新しい着衣を被せ、兒の實家へ連れ行き『此の兒を拾つたが貰つて呉れぬか』と云ふ。實家では『貰ひませう』と云つて兒を引き取る。つまり、さうした眞似事をして貰ひ兒をした形式を執るのである。さうすればその兒が必ず無事に育つと云ふならはしがあるからである。

育 兒

嬰兒が初めて正月を迎へた時に『正月初め』をする。それには嫁(又は婢)の里方から、男の兒なれば破魔弓、女兒な

れば大羽子板を贈つて来る。近隣知己からも同じく贈つて来る。中には破魔弓料又は羽子板料として封金を贈つて来るものもある。當の家では祝の宴を開くもあり、又鏡餅を配るものもある。

女の兒が初めて上巳の節句を迎へた時は『雛初め』をする。此の時も里方から内裏雛を贈つて来る。隣家や知己親戚からも雛人形を贈つて来る。當の家ではそれを飾り祭つて祝を開くのである。

男の兒が初めて端午の節句を迎へた時は『幟初め』をする。之亦里方から幟或は鯉の吹流し、武者人形等を贈つて来る。親戚や知己や隣家からも贈る。當の家では笹粽又は柏餅を作つて之を配る。そして祝宴を開くものもある。又『白蒸し』と云つて小豆を入れない強飯を配るものもある。それには必ず菖蒲の葉を切つて添へて居る。

出生後滿一ヶ年になつた時『誕生祝』をする。此の時親戚隣知己を招いて祝宴を張るのがあり祝ひ餅を搗いて配るか又は赤飯を配る。

兒が四歳になつた年の正月に『四ッ膳』と云つてその兒の膳を購ふてやる。が、これは近年あまり行はれない。

その年には『紐落し』と云ひ、衣服の紐を除つて帯を締めさす。此の時里方から紐の無い衣服と帯、又は帯のみを贈つて来る。

幼兒に『虫の出ぬやう』とて身柱に灸を据える事はまた今も廢らず行はれて居る。然し、それは今後漸次廢れるらしい。

年 祝

厄祝 男二十八歳、四十二歳、女十九歳、三十三歳を、厄年としてその年を警戒する事一般と變りはないが、男の二十八歳と女の十九歳とは別に祝ひなどしない。けども、結婚などは此の年に行ふを避けて居る。男の四十二、女の三十三は衣服又は反物などを親戚知己から祝ひ物として贈り、當人の家では親戚知己などを招き祝宴を開く事他と大差はない。厄年に當つたものが正月十九日の厄神祭に参詣して厄除けを祈る事も異ひはない。

壽賀 六十一歳、七十歳、七十七歳、八十八歳になつたものが身分相應に祝ひをすること一般の例である。六十一歳のものが還暦と云つて新に子供に還る意味から赤褌袴、赤股引などを被ることも同じである。知己親戚から祝ひ物を贈つたり、賀の宴を開くことも身分相應に行はれて居る。

葬 儀 と 靈 祭

葬儀は神式と佛式と二様に行はれて居るが、神式に據るの

は天理教信者か、他の一部のことで、極めて稀有である。大部分は佛式で行はれて居る。基督教のそれに據るのはその信者が郡内に一二しか無いから、絶無とは云へないが、先づ、無い、と云つてよい。

佛式の葬式は町、或は、村によつて、その習慣に多少の相違があり、又、宗派によつて幾らか異なる點もあるが、大同小異であるから茲にその一例を挙げて置く。

臨終の際に、親類一同枕邊に集まり、末期の水と稱し死人の口を潤ふしやることなど一般と異ならない。絶命後は直ちに死人を北枕に仰臥せしめ、胸の上に兩手を合掌させ、膝を屈めて置く。顔には白布を掛け覆ひ、枕許には魔除けと云つて刀劍の類を置く。枕屏風を逆に立て死人を圍ひ、その外方には小机を据え、一本花と稱し檜を一本限り立てる。燈明をあげ、香を焚くが、此の時の香は多く線香一本限りである。枕付の飯と云つて、洗ひ米を先づ釜或は鍋に入れ、後から水を入れて炊いた飯を茶碗に高く盛り上げ、それに箸を豎に差し供へる。さうして神棚には悉く白紙を貼り穢れを防ぐのである。

死人があると隣家は直に集まつて、先づ親戚一般に報知の方法を執る。遠隔の者には電報或は電話を以てし、近い處には使(大概隣家の者が二人伴れで行く)を出す。此の使を『死人觸れ』と云つて居る。此の使に二人伴れで行くのは、途

中の故障を慮つてのことだらう。その一方に於ては町(小字)内、又は垣内の戸主が全部集まつて、葬式の準備をする。喪家の者はその準備に一切關與しないで、たゞ葬式を華美にするか質素にするかの度程を告げて置く位にとゞめる。準備の一着として先づ役割が定められる。その役名は略々左の通りである。

- 元 締 葬儀委員長とも云ふべきもの
 - 香奠方 香奠を受け記帳し會計を兼るもの
 - 膳胸方 膳部の組立と膳胸の出し入する責任者
 - 汁方 汁を煮炊するもの
 - 平方 汁以外の副食物等を煮炊するもの
 - 茶方 給仕一切を掌る
 - 洗方 多く女で、膳胸などを洗ふもの
 - 水汲 炊事用の水を汲むもの
 - 寺方 僧侶の接待饗應に従事するもの
 - 寺人足 僧侶の傘、曲傘等を持ち送迎するもの
 - 穴掘 土葬の時棺を埋める穴を掘るもの
- 右の内、寺人足、穴掘、は喪家の懸念先から手傳ひに來た者又は雇人を充つることがある。

此の役々には町、又は村、或は垣内の者のみがあたるので、喪家の家人、親戚等は絶対加はらない。此の役に據つて夫々分擔して葬儀の總てが順序よく運ばれる。

入棺は親戚の者が集まつてから行はれるが、その時死人の

頭髮を水又は湯を絶對用ゐず逆に剃り、體を洗ひ淨める、これを『湯灌』と云ふ。湯灌終つてから白衣を被せ(生前と同じ服装をさせその上に白衣を被せるものもある)經帷子を着せしめ、白の脚かけ、白の脚絆を着け、白足袋、草鞋を穿かせる。それらは總て左りまへとするのである。それから棺に納め、頭に菅笠を被らせ、一厘錢六個(六道錢と謂ふ)死人が生前に愛好した物品、菓子、果物等を頭陀袋に入れ首にかけさせる。さうして死人の手はやはり合掌させ、それに珠數をかけさせる。斯うして納棺を終るのだが、その間は傍で鉦をたゞき念佛をとなへて居るのである。棺は、桶や寢棺を用ゐる事殆どなく、白木の箱の座棺である。その夜、親戚一同が棺前で通夜する事云ふ迄もない。

入棺の夜、或は翌夜に『悔み受け』をする。棺及び棺前を花、提灯、供物等で飾り、棺前に喪主以下親戚の者が紋付羽織袴の禮装で居並んで弔辭を述べに來る人を待つ。夕刻から弔問の人が香奠を持つて來て、入口の香奠場でそれを渡し、座敷に上つて喪主以下に一々弔辭を述べ。それは附近の者及び知己等で、故人又は喪主の交際が廣い程多人數である。當今ではその弔問客に、山菓子や代りとして郵便葉書を幾枚か宛、喪章のついた袋に入れて香奠方から渡して居る。弔問の人は弔辭を述べ終ると直歸るのもあり、二三時間溜りて仰するものもある。夜を徹して仰するものは、隣家又は至極懇

意なもののみである。此の夜御には終夜、西國三十三所の御詠歌や念佛をとなへる。夜御の人には喪家から夜食を出すのが例である。さうして『悔み受け』の夜は喪家の入口に白張の角行燈を必ず出して居る。

葬送の當日は會葬者に必ず酒及び齋を饗する。(附近の者は減多に受けないが)齋は精新料理で一汁四五菜が普通である。出棺前に導師はじめ役僧普人僧が來て先づ齋を饗せられて後棺前で讀經をする。戒名はその時導師(本寺とも云ふ)が附するのである。喪主以下親戚は何れも白無垢、無紋の白の袴で讀經中列座する。葬送の役割は概して左の通りで、出棺の際その役と役に當つた人の氏名を高聲に讀みあげる

- 一、導 火 (先火とも云ふ)尼僧又は雇人足
- 二、輿 舁 故人の甥又は弟子等
- 三、位 牌 喪主
- 四、香 爐 死者の最近親(兄弟又は分家)
- 五、鶴 龜 喪主の妻の生家又は聲の實家等
- 六、四 花 死者の最近親(兄弟又は分家等)
- 七、飯 喪主の妻
- 八、奠 湯 三役持持者の妻
- 九、奠 茶 三役持持者の妻
- 十、天 蓋 死者の娘の聲
- 十一、杖 死者近親の子供(孫、曾孫等)

- 十二、傘 同
- 十三、花 籠 死者の従兄弟等
- 十四、燈 籠 (又は提灯)同
- 十五、幡 同
- 十六、素 親戚の妻
- 十七、盛 物 親 戚
- 十八、生 花 死者生前の朋友
- 十九、線 香 講合員

葬列の順は此の役割の順によらない。町、又は村によつて多少の相違がある。一般會葬者は大概最後に列して居る。出棺の後で喪家の門口で藁火を焚く、これを「門火」と謂ふ。葬場に於ての式は一般と異りは無いが、焼香終つて後、喪主以下親戚一同は、墓地の出口に並列し、退散する會葬者に一々禮をする。これを「野禮」と云つて居る。その禮をする場所を、俗に「辭儀場」と云ふ。

埋棺は僧侶及一般會葬者が退散してあとで行はれるので、喪主以下親戚のみで行ふ。火葬の場合も同じである。葬儀の際の輿は、以前は多少資産あるものは新に製作させ随分立派なものを用ゐた。普通では町或は村の共有のものを用ゐたが、當今では郡内申し合せの上輿を廢して町又は村共有の乗りもの駕を用ゐて居る。葬儀終つてのあとで酒食を饗するそれを「野歸り」と稱する。

葬儀の後に喪主以下親戚は水、香、花を持つて新墓に參るこれを「灰掻き」又は「灰寄せ」と云つて居る。此の灰掻きに行く時は何れも紋服——男は羽織袴、女は白襟裾模様等——で墓參するのが例である。

葬儀後の「髪納め」「服忌」「筐分」などは一般と同じである。死後四十九日間を忌中と稱し遠慮すること一般と同じである。その忌中間は白木の位牌を佛壇の外に安置し、花、飯、菓果等を供へ、晝夜とも絶えず燈明をあげ、香を燻く、此の間に燈明の火を消せば、死人の行途が暗くなると稱して居る。忌中の間は七日毎に夜、近隣の者及び親戚が寄つて佛前で西國三十三所の詠歌をとへる。これを「逮夜」と云つて居る。喪家では集つてくれた人々に簡單な夜食を出すか、或は茶菓を饗するが例となつて居る。翌朝は皆揃つて必ず墓參する。

五七日目を「三十五日」と云つて、葬送の時の導師であつた僧を招き、又近隣、懇意先、親戚等を招いて法事を營む。此の時招かれた者からは佛前に金品を供へることになつて居る。招かれた者は此夜徹夜して佛前で詠歌をあげる。喪家では特に諸種の精進料理で酒飯を出し、佛前に供へられた、菓子果物などを分配する。拂曉になると家人も客も打揃つて花、水、線香、塔婆を持つて墓參をする。四十九日目は亦、僧を招き、親戚、近隣等を招いて法事を

する。これが所謂「忌明」である。此の日、餅を搗き、參つた人々に饗する。その餅は必ず白餅である。翌朝は逮夜の翌朝と同じく墓參をする。これを終ると穢れを除かれたことになるので、神棚に貼つてあつた紙を除き、神祭も出来ることになる。

死後百日目に佛事行ふこれを「百ヶ日」と云ひ、滿一ヶ年目に行ふを「むかはり」と云つて居る。その他三年目、七年目、十三年目、二十五年目、五十年目に法會を行ふ事一般と同じである。

神式葬は一般と異りは無い。死者があると家を掃き淨め、死體を清淨の座敷に安置し、その枕邊に案を置き、案の上には酒、饌、水、鹽等を供へ案の左右には白木綿をかけ垂れた櫛を置く。

喪主より依頼された齊主は直に歸幽奏上式を行ふ。(齊主以下の祭員は一定して居ない)

歛の調度は左の通りである。

- 一、柩 (臥棺を用ゐるものと普通棺桶を用ゐるものと必しも一様でない)
- 二、柩 帊 (柩を覆ふもので白絹又は白木綿を用ゐる)
- 三、襦 衣 (白絹又は白木綿で作る)
- 四、内 衣 (同)
- 五、表 衣 (同)
- 六、襪 (同)

- 七、帶 (常の如く纏ふ)
- 八、枕 布 (白絹又は白布で作る死者の顔を覆ふ)
- 九、忌 布 (白布で作る棺内に敷く)
- 十、褥 (褥に同じ)
- 十一、衾 (白布で枕形に作り内棺と外棺との間を填めるもの)
- 十二、填 綿 (官位あるものはその相當の禮服又は暑して白布製のものを用ふ)
- 十三、禮 服

その他死者の愛翫物

これらを調へて入棺式を行ふ。葬祭の諸調度は神、玉串、大神、大麻、鹽湯、案、甕、高坏、高案、燈臺、注連繩(棺の周圍墓所の周圍にかける)輿、乗火、箒、系旗(銘記)旗、花、蓋、杖、杵、墓標、等である。

入棺式の後に遷靈式、鎮魂式、發葬式が行はれ墓地に行く。その行列は大略、

- 一、幕
- 二、乘 火
- 三、紅白旗
- 四、大 櫛
- 五、樂 人
- 六、供物辛櫃
- 七、祭 員 (傘持、香取の白丁従ふ)
- 八、齊 主 (同)
- 九、銘 旗

十、提 灯

十一、花

十二、杖

十三、柩

十四、靈 籠

十五、墓 標

十六、親 族

十七、會葬者

(喪主が持つ)

の順である。墓地では葬祭式、埋葬式があり後退散する。然して家では清祓式があつて葬祭は了るのである。家祭としては翌日祭十日祭、五十日祭、百日祭が行はれ又、墓祭をする。死者のあつた時の通知、通夜、葬儀の準備、町内の人の役割、筐分等は佛式のと大差無い。

衣食住

衣服 往古の事は詳に知るを得ないが、京阪方面より山陰地方への鐵道の便の無かつた時分には、本郡——殊に今の北條町——は、大阪、兵庫などから三丹地方へ往復する要路になつて居たので、自然上方の風俗に染み易く、言語が上方化して居るのと同じやうに、衣服も亦、上方のそれに習ひ、時々流行のものなども、上方で流行と云へば、一にも二

にもそれに習つたものらしい。然し、生活程度の相違の爲に上下の悉くが上方の時流をそのまま模倣し得なかつたことは言ふ迄も無い事で、色、縞柄、模様等は上方のそれに模して、その品質に於ては、隔絶のあつたことは争へない。(假令は、一方は絹織の格子縞を着し、一方は木綿の格子縞を着る如き)兎に角、大體に於ては、染織、裁縫、等上方に模して居たこと確實である。従つて、本郡に於て特異の服装と云ふものは無かつたらしい。明治の初年頃までは至つて質素で、絹布を用ゐるものは至極稀であつた。大抵は手織木綿を以て常用とし、晴着とする場合でも、絹綿混せ織の縞ものを用ゐた。それも、多くは自家で製織したものであつた。紋服などは、餘程の資産家か、相當地位あるもので無ければ、着用しなかつたものである。麻ものを常に着るさへ贅とした程であつた。友禪もの等を用ゐるは頗る稀であつたものである。それが明治初年頃から急激に生活程度が高上し、現今手織縞などを着るものは殆ど皆無となつた。單に綿織と云つても、光澤のある瓦斯糸織を用ゐ、モスリンガ内地で製織されるやうになつてからは、如何なるものも平常それを用ゐないものは無くなつた。現今では、銘仙類の如きは既に高貴な織物として見られず、お召、縮緬、羽二重、錦紗、等普通に着用して居る。帯もそれに相當して、縺子さへもあまり顧られなくなり、高貴な織物を用ゐるに至つた。最近では、絨、ネル等

の毛織物を男女ともに常用して居る。これは一般の服装に習ふたものであるが、田園土地の生活者としては、何れかと云へば服装が革美に傾き過ぎて居るかの觀が無いでもない。洋服はまだ一般的でなく、官吏、軍人、教員、銀行會社員中等程度の學生等、一部のものに限られて居る。

帽子、首巻、合羽、足袋、履物等は一般と變りは無い。頭巾は殆ど廢絶した。農家では今猶葉草履を盛に用ゐて居る。装身具 一般と同じであるが、之も近年に至つて非常な高上を見、衣服と共に贅に失する程度にまでなつて居る。

食物 常食は概して粗食であつたが、近來はさうでない。以前は米麥混合(食しきは麥一升到米三四合を混じた)の飯を食ひ、米飯は減多に食しなつたが、今では米飯を炊くのが珍しい程になつて居る。副食物も以前の野菜本意が、常今では、たとえ鹽物にしる、魚食が半になり、獸肉食も盛になつた。調味料の砂糖の如きも、往時は主として黒砂糖を用ゐる三盆白の如きは稀にしか用ゐなかつたのが、今では黒糖を用ゐるものは無くなつた。味噌、漬物の如きは殆ど自家で作つて常用して居る。その他は一般と同じである。

農家にあつては、まだ近年まで朝未明に起きた際茶漬飯を食ひ、田畑の耕作に出て一働きて歸つてから、更に朝飯(炊き立て)を食ひ、正午は晝飯を食ひ、午後の三時頃又「茶飯」と稱して一食をなし、夕方は「晩飯」を食つて夜業をなし、夜

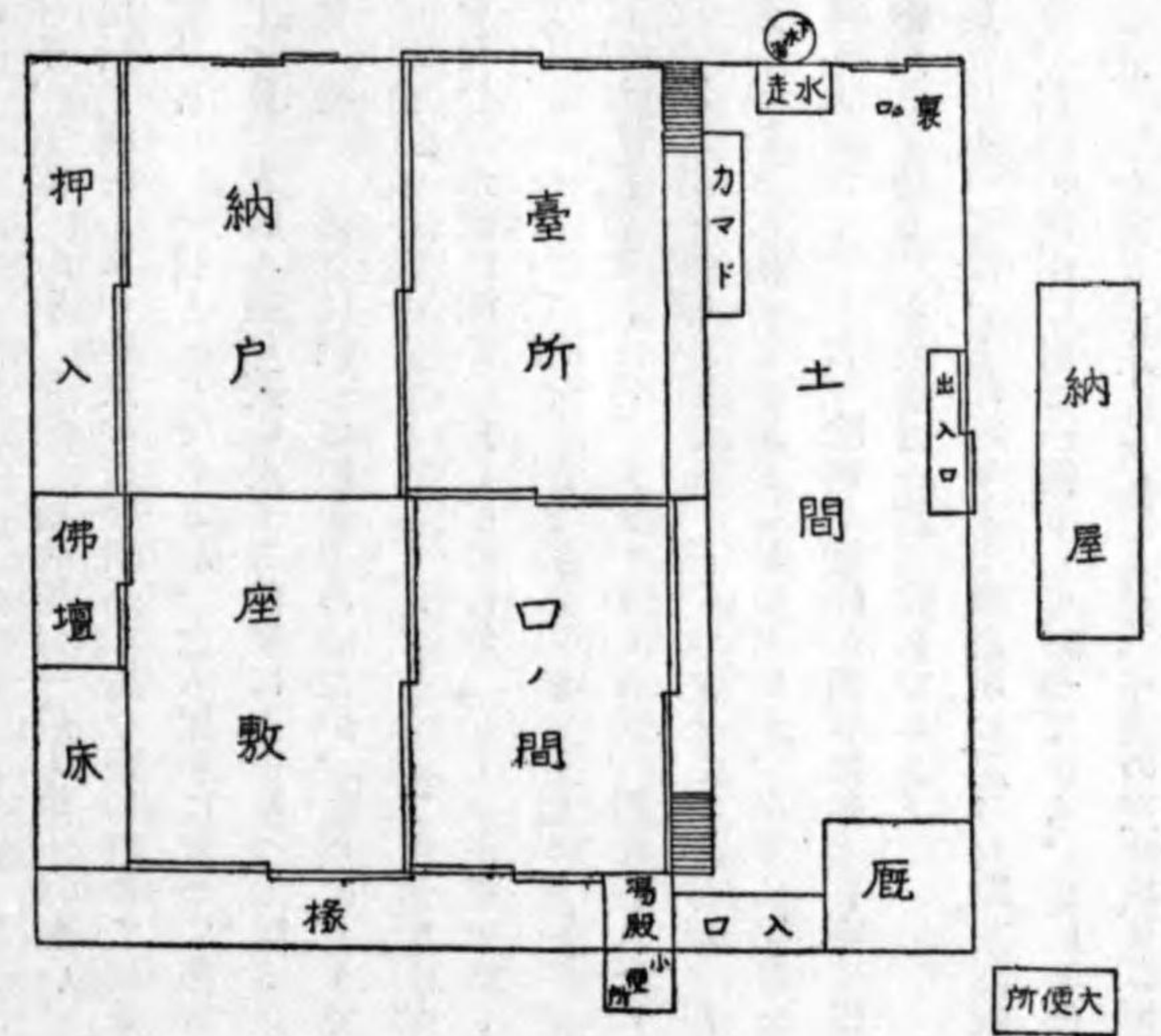
業を終つてから「夜食」を食ひ、寢に就くと云ふ態で、一日に六度、飯を食ふ習慣があつたが、今は大抵、朝、晝、晩、夜食の四度か、普通の三度になつたやうである。然し、一部の村落では、まだ朝、晝、茶飯、晩、夜食と五度の食事をし居るものもある。

住居 一般と大差は無いが、村落での家の建て方は、大資産家、極貧家は別として、大概の家の構造は大小の差はあつても殆ど一定して居るやうである。屋根は麥藁で葺き、瓦を用ゐるのは稀であり、周圍の壁の外部に白亜を用ゐるとか、板を張るとか云ふのは減多にない。多くは普通の土壁のままである。之は、此の邊一帶が、常に強い風が吹いたり、雨が繁かつたりしないので、風雨で壁を剝落される憂ひが少いからであらう。今より約三四十年前までに建築された家の間取等を圖にして示して見やう。

(此の口の間と、座敷との隔ての建具は、大抵板戸であつて襖を建て、居るのは稀である)

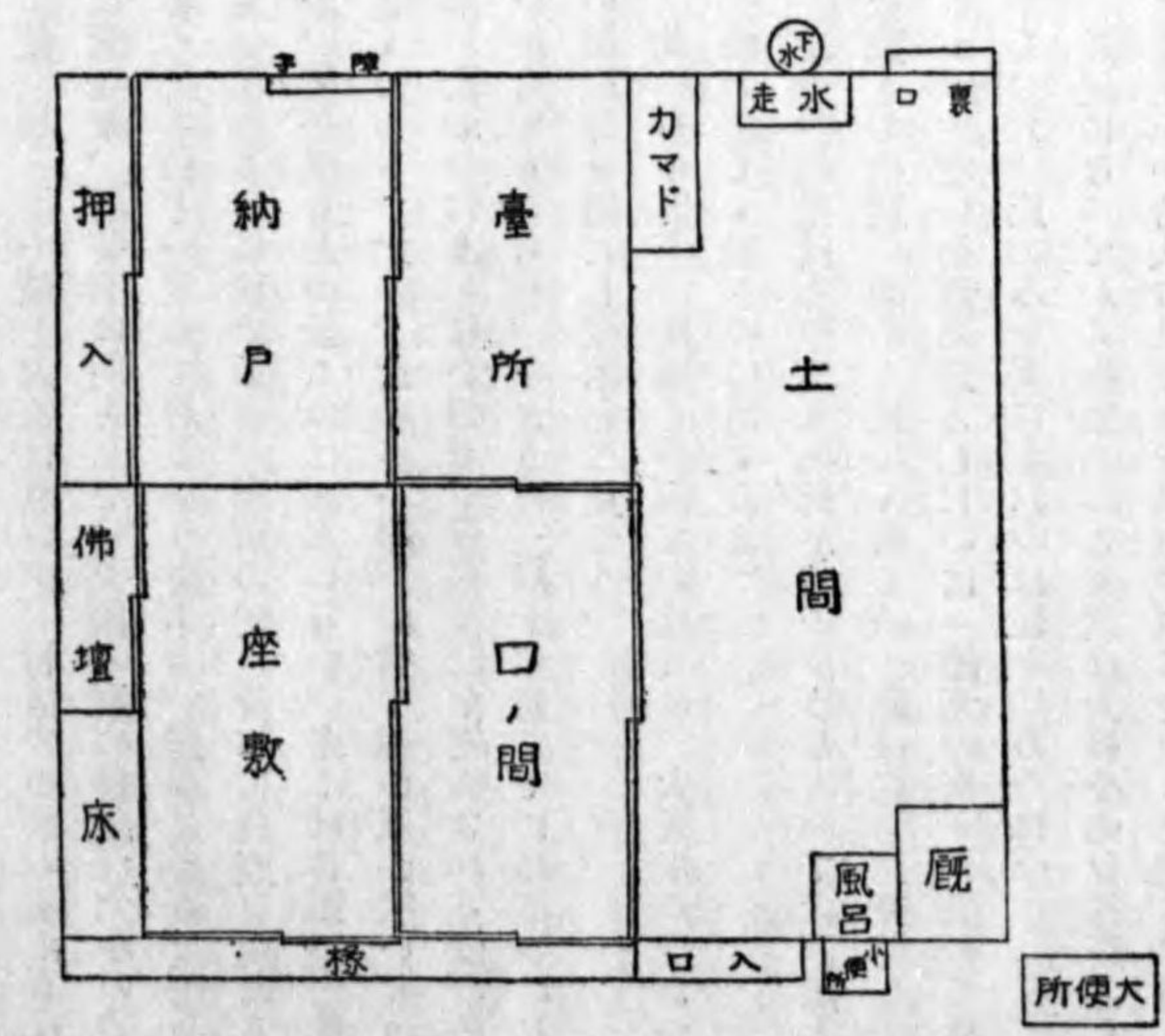
多少の相違はあつても大抵が右のやうなもので、納屋とか土藏とかは別に離して建て、居る。土藏は必ず瓦葺として居るが、住宅に全部瓦葺としたのは「總瓦の家」と云つて稀有であつた。庇のみを瓦にしたのは往々にあつた。

最近になつてから建築される家屋は大概全部を瓦葺とし、又衛生上から入口に便所や湯殿や厩など造るを避け、多くは



一八

裏手の方にするか、或は別棟として建て、居る。中には、納屋と厩とを一つ棟とし、住宅とは離して居るものもある。さうして北條町を除いて住宅に二階造りとしたのは皆無と云つていゝ程で、一村内に二階座敷のあるのは一二軒程しか無い。



四五軒もある村は稀である。さうして、二階座敷を有して居るのは多くは飲食店か何かである。幕末頃以前、住宅の全部に疊を用いたのは至極稀で、通常は藁藁を敷いて居た。今では全部疊を用いて居るが、それで

社交贈答

も臺所は今猶平常庭を敷いて居るのが、稀にはある。

社交 一般と大差はないが、概して義務觀念が強い爲、總ての事に懇切を盡して居る。一例を云ふと、陸海軍に入るものがあると、町、或は村の全體が、それを祝し、出發の日は氏神の社に集合し、酒を酌み、盛んな見送りをし、歸郷の時は、亦神社に集合して、之を歓迎するなど、時間と勞とを惜しまない。又、葬式などのあつた場合には、一小字町、或は村、或は組中のものが、各戸から必ず一人又は二人宛出て、準備から賄ひ、參會者の應接から接待、式を了つてのあと方づけまで全部を、當の家人の手を借らず、費用の計算までして了ふ。斯したことは都會では見られないことで、此の地方の美風であると云つてよい。冠、婚、葬、祭、總て慶弔の事には、相互その儀禮を缺かさず、事あつた場合には、互助の精神を以て、時も勞力も厭はず盡し合ふ。祭禮、その他些事でも、あらゆる事が共同的である。村又は一字等で、定められた事は必ず嚴守する。自己のみの利害に關する事以外は、決して個々別々の行動をせぬ。昔ながらの共存主義が今猶各人に存在して居るのである。従つて、制裁觀念も亦強く、ついで近頃までは、人情を缺いた者などがあると、全村が一

致して、その者を排斥し、一切の交際をせず、甚しきはその者に村内で一合の酒も賣らなかつたと云ふやうなこともあつた今ではもうそれ程では無いが、それでもまた、村内の居住者として扱はないやうな事が無いでは無い。さすがに北條町に於ては、さうした制裁を加へる事があまり無かつた。今は猶更無い。その代り、村落程の固い一致を、北條町全體で見られない事が往々にある。それは、北條町の戸口が、村落より幾らか多いのと、他所から來て居住して居るものも可なりあるからであらうと思はれる。

北條町では、今猶「町入り」と云ふことを嚴守する。「この町入り」と云ふのは、他所から來て居住する者、又は北條町の中でも他の一小字町から轉住して來た者には新に居を定めるその小字町に定められたけの金額を、その小字町へ出させることで、これは如何なる者にでも必ず實行させて居る。此の「町入り」も、以前は小字町の格(たとへば、表通りとか、裏通りとかの)によつて、幾分の差はあつたが、隨分念入りな馳走をして、その小字町全部の戸主を招き、酒飯を饗し、新居住の戸主がその席に出て、叮嚀な挨拶をなし、その上更に、町内の紹介者(紹介者は前から同町内に居住して居るもので、紹介者が無ければ町入りを許さない)と新居住の戸主とが同伴で、町内の各戸を一々に、懇親を頼み廻つたものであつたが、今では、その煩を省き、たゞ「町入り金」を出し、各

一九

戸へ挨拶に廻るだけにとめて居る。此の町入り金は、その町の積立金に入れるか、町全体の費用に充てるかして居る。これは北條町のみに限らず、村落でも略々同様なことを行つて居る。但し、町営住宅のみは例外である。

贈答 婚姻、出産、育兒、葬儀等についての贈答は各別項記した通りで、その他では、新年に「年玉」を贈る例がある。親戚、懇意先、又は出入先等へ、身分相應の物品を贈り、商家にあつては、得意先へ、廣告を兼ねた物を配る。風呂屋、散髪屋、髪結等へは、必ず金品を遣る。それを總て「年玉」と稱して居る。風呂屋では番臺に三寶を置き、貰つた年玉を積み重ねて飾り、理髪業者は、鏡の前にそれを飾り並べる。これは一時「不言の間に客に年玉を強請するものだ」と云ふので、警察から湯屋、散髪屋等へ、それを客の目につき易い所へ置く事を禁令したが、その禁令はいつからか用ゐられなくなつた。

上巳、端午、の各節句には、餅、粽、柏餅などの贈答は一般に行はれて居る。

中元には「中元御祝儀」として贈答する事一般と同じである。新佛のある家へは、町内(小字)又は村中から、必ず供へ物を贈る。供へものは大抵索麵又は、干瓢の類である。理髪業者などへは新年同様に金品を遣る。貰つた方では新年と同じやうに飾り並べて居る。

歳暮には一般と同様の贈答をする。その品は多くは用品である。金錢を以てするのは特異なものに限られて居る。普請見舞、病氣見舞、火水難見舞、餞別等は一般と變つたことは無い。

言語

郡内の人一般に所謂「播州訛り」がある。然し、發音は概して正しい。關を「カン」と云つたり、會を「カイ」と云つたり、願を「ガン」と云ふやうなことはない。(文部省假名遣改正案は、クワをカに、グワをガに改めることになつて居るけれども)關は「クワン」會は「クワイ」願は「グワン」と必ず字音通りに云つて居る。また、フをヒとしたり、ヒをシとしたりするやうな事も殆どない。然し、總て發音の抑揚が、他地の人とは幾らか異つて居る。それで、俗に謂ふ「上方ことば」と大差がなく、言語は總じて柔味がある。關東人のやうな強味が尠い。

明治二三十年頃までは、播州訛りの外に、まだ此地方特異な一種の訛りが著しくあつたが、交通機關が備はるに従つて漸次その訛りが尠くなつた。そして、用語も幾らかづゝ變化して居る。用語變化の一例を云ふと、ワイまだ近い頃までは他人の家へ入る時「へー御免な」と云つて關を跨いだ。今で

は多くが「今日は」とか「今晚は」とか云つて居る。つまり冗長な用語が、漸次簡短な語に變りつゝあるのである。斯した變化は、電話が開通してから著しくなり、一方小學校の教科書に、口語體を用ゐられてから、兒童の言語に多少の變化を見るに至つたからであらう。斯う云ふ理由での言語の變化は本郡に限つたことではなからうが、概して本郡の人は、他地の人よりも、發音、抑揚、訛りを真似ることが巧であるから、その巧な真似が、自然に轉化を早めて居るのであらうとも思はれる。

だが、會話などはまた悠長である。同じ「今日は」の一語でも、東京人は「コンチは」と詰めて云ふが、本郡の人は、「コン、ニチは」と音が長い。總體本郡の人の言語は音や語尾を長く引く癖がある。例を云ふと、日を「ヒ」と云はず、「ヒー」と云ひ、目を「め」と云はず「メー」と云ひ、背を「せ」と云はず「セー」と云ふ。東京人などが「いゝね」と云ふ場合でも「エライエーナー」と云ふ。ために言語が如何にも悠長に聞こえる。又、皆が皆と云ふではないが、本郡の人は概して會話の際接續詞を多く使ふ「へてから」「それから、との意」とか「へて」「そして、の意」とかを連發する。それも會話を冗長ならしめるもので、他地の人には非常に耳立つ。

殊に子供の言語は粗野である。近時は余程變つたと云つても、まだ甚しくぞんざいである。小學校でも兒童に用語の注

意を與へて居るのだけでも、注意を與へる教員その人に土着の人が多いため、教員自身子供の時から云ひ慣れ聞き慣れた粗野な言語を粗野と自覺せず、兒童に對しても今猶習慣的にそれを用ゐる場合が多くあるから、兒童の粗野な言語があまり教員の耳に異様には響かない。普通一般の用語として看過して居る。家庭では猶更、子供の言語に留意するなどは稀である。ために、子供の言語が容易に改まらぬらしい。本郡での俚語、訛語は非常に多いが、その全部を擧げるとは困難である。左に一部分を擧げて置く。

- じぶん(自分)を「めんめ」
- おまへさん(お前様)を「おまん」
- ゆび(指)を「いび」
- まゆげ(眉毛)を「まひげ」
- くちびる(唇)を「くちびら」
- かに(蟹)を「かに」
- かへる(蛙)を「がえる」
- たぬき(狸)を「たのき」
- くちなは(蛇)を「くつな」
- うなぎ(鰻)を「おなぎ」
- どじよう(鮎)を「じよじよ」
- ぼたる(螢)を「ぼーたる」
- ぐみ(胡頰子)を「ごみ」
- にんじん(人参)を「ねんじん」

たまご(卵)を『たまご』
たうがらし(唐辛)を『とんがらし』
つゝじ(鰯)を『つゞき』
よもぎ(蓬)を『よむぎ』
かび(黴)を『かべ』
あんもち(餠餅)を『てのくば』
くわし(菓子)を『くわしん』
しやうがつ(正月)を『しよんがつ』
にがつ(二月)を『にんがつ』
しがつ(四月)を『しんがつ』
きのふ(昨日)を『きんの』又は『きんによ』
きよねん(去年)を『きよーねん』
ゆふだち(夕立)を『よだち』
久しく又は長く(日時)を『せんど』又は『せんどま』
たばこ(煙草)を『たばこ』
くびまき(首巻)を『くんまき』
ざうり(草履)を『じより』又は『じよりり』
つるべ(釣瓶)を『つぶれ』
ながたな(菜刀)を『ながたん』
こがたな(小刀)を『こがたん』
どびん(土瓶)を『どひん』
きもの(着物)を『きりもん』
ひとへもの(單衣)を『してもん』
すまう(相撲)を『すもん』

こむそう(盧無僧)を『こもんそう』
ばうさま(坊様)を『ぼんさん』
かんぬし(神主)を『かんのし』
じやうるり(淨瑠璃)を『じよろり』又は『じよろり』
てじな(手品)を『てすま』
い(家)を『え』
このい(此家)を『こんね』又は『こんのえ』
さうれい(葬禮)を『そーれん』
ふち(縁)を『へち』
あぐら(胡坐)を『あんだ』
なぐる(撲)を『くらがす』
ちらけた。を『さんこに』
むだ(冗)にする。を『さんこにする』
ほころび(綻)を『ふくろべ』
おほい(多い)を『おかし』
いそいで(急いで)を『きめて』
たくさん(澤山)を『じようさん』又は『ぎよーに』或は『やつと』
ふえる(殖る)を『もえる』
みにくい(醜い)を『めんど』
になふ(擔ふ)を『いなう』
おちる(落る)を『あだける』
おそろし(恐し)を『おつとろし』
しじゆう(始終)又はたび(度々)を『じようしき』(東京の方言
シヨツチュウにも當る)

下さいを『けーない』
おくれを『おつけ』
ぜひ(是非)を『ぜつべ』
うごく(動く)を『いのく』
ひどく(酷く)を『ひどない』又は『どくしよーに』
きつく(厳しく又は激しく)を『どえろー』又は『でえろ』
たいそう(大層)を『とうない』
一散に走る。を『でえとはしる』
けども。を『けんど』
これだけ。を『こんだけ』又は『こんらけ』
あひにく(生憎)を『あんば』
だめ(駄目)だぞ。を『あかんぞ』
しきりに(頻りに)を『へらへつと』
ありません。を『ごわへん』又は『あらへん』
それから。を『へてから』
そしたら。を『へたら』
かまはない。を『かまへん』
あちら(彼方)を『あつちや』
そちら(其方)を『そつちや』
こちら(此方)を『こつちや』
死んでしまへ。を『てこねてしまへ』
じゆうに(自由に)を『じゆうーに』
しやう。を『ほ』又は『ひよう』(行きませう。を、いきまほと云ひ
ませう。を、しまひよーと云ふ類)

か(?)を『こー』(行かぬか。を、いかんこーと云ひ。せぬかをせ
んこーと云ふ如きもの)
殊に特異なのは『なしたまあ』の語で、この『なしたまあ』は、
ものに感動した場合にも、驚愕した場合にも、意外に感じた場合
にも、不審を生じた場合にも、嘲笑、嘲罵の場合にも、強く悲喜
を感じた場合にも、殆ど必然的に、その前後に附せられて居る。
一三二の例を挙げて見ると、
『なしたまあ綺麗な……………』
『なしたまあ妙な……………』
『あんな丈夫なものが潰れた。なしたまあ……………』
『なしたまあ可愛らしい……………』
『なしたまあ悪い奴……………』
『あの人死んだ?。なしたまあ……………』
『なしたまあ嬉しい……………』
『なしたまあ嬉しい……………』
『なしたまあ情ないことを……………』
『それが剛巧か。へえッ、なしたまあ……………』
『阿呆ぬかすな、フン、なしたまあ……………』
『なしたまあ、さうか、それで来たか……………』
と、云つた態である。此の『なしたまあ』については『京のねも
い』に大阪のなもし、酒見北條のなしたまあ』と云ふ俗語さもある
此のほか『うち(私)』 『おどれ(汝)』
『どたま』(頭) 『どやす』(殿打)
『しらめ』(虱) 『けつね』(狐)

『おほかめ』(鹿) 『とんび』(菖)
 『こんぼ』(牛蒡) 『だいに』(大根)
 『こめん』(鮎子) 『いし〜』(團子)
 『きせろ』(煙管) 『らを』(羅字)
 『てのこひ』(手拭) 『じゃこ』(雜魚)
 『けぶり』(煙) 『よんべ』(昨夕)
 『どける』(除る) 『だんない』(大事なり)
 『こーがわく』(腹立) 『おさぎ』(兎)
 『あんじよう』(都合よく)

等現今辭書にある俚語、訛語、古語など多く用ひられて居る。

趣味と娯樂

本郡は海に遠く、天下に知らるゝ程の高山峻峰を有せず、一望幾里と云ふやうな大平原も無い。しかも、到る所に低い山があつて町村はその間に散在して居る。斯う云ふ地勢に幼時から眼慣れて居住して居る人は概して雄大の思想を缺ぐのが常で、趣味に於ても自然その思想に一致し、あまり廣くも大きくもない。娯樂も亦屋內的、家族的なことを概して好む風がある。然し、運動競技は最近非常に盛となり殊に野球は一般に普及し遠征を試るチームも尠くは無い。

文藝趣味 古來農事が主であつた本郡では、一般に文藝趣

つた『信友會』と云ふのと『風月社』と云ふのが合併して、『信風社』となり、後に『加雅誌會』と會名を改めたものであつて、會員は六十余名ある。だが、現今では句會などを休止して居るやうである。それから北條町の三枝白水などが大正十年三月から組織して居る『風月社』と云ふのがある。會員は現今二十二名で、眞摯に研究を續けて居る。他のものは纔に存在して居ると云ふ位のもので、あまり振はないやうである。

和歌の方もその道に多少志して居るものはあつても、斯界に貢献しやうと云ふ迄に熱心なのは無いらしい。たゞ、北條町の三枝治兵衛などが組織して居る『八雲會』が現今ではその向上に努めて居るのみである。同會は大正十四年十月成つたもので同人は十二名である。

これらの機關としての雑誌はまだ生れない。偶々あつてもそれは同人間のみの回覧雑誌に過ぎない。

純文學雑誌として本郡で發刊されたのは『文海』で、これは明治三十五年山田松琴が獨力で月一回宛發刊したものである。本郡で純文學雑誌の出たのはこれが嚆矢であつたやうと思ふ。然し、それは僅か半歳で、維持困難の爲廢刊した。その翌年の三十六年に『新文海』と題した月刊の純文學雑誌が出た。編輯は主として山田松琴がその任にあつて居たが、これには東京、大阪等の知名の文士が稿を寄せ、地方の小雜

味はあまり深くなかつたやうである。然し、徳川幕府の中頃以後には、本郡にも書、畫、詩、歌、俳句等に趣味を有ち、世に名を知られた人も尠くなかつた。知名の學者もあつた。漢學者であつた大野乙山、高見玉洞、高見友輔、等は、書も亦能くしたと聞く、俳人には竹内玄々一、蓬萊寶岳、など有名で、女歌人として知られた青山雄子など、その詠む所の歌十萬首を越えたと云ふ。

畫の方では本郡から出て名を成した人に田能村小齋、民輪文山などがあり、餘技として繪筆を執つた人に、堪能なものも可なりあつた。北條町で紙商を營んだ尾芝寸松なども、餘技とは思へない程の繪を描いた。

俳句、川柳なども徳川幕末以後随分盛で、その會も尠くなかつた。然し、それらの句は、彼の墮落して江戸趣味にカブレたのが多く、随分思ひ切つて卑俗に流れ、詩として見ることのできない程のが多かつた。明治三十年後になつてから、正岡子規等が叫んだ俳界革新の聲が此の地方にまで及んで来て、所謂『日本調』の句を詠むものもあり出したが、それは極めて少數の青年であつた。多數はそれを『新派』と云つて歓迎しなかつた。依然『蕉風』或は『正風』と謂ふ舊派のみが盛んであつた。現今でも本郡に俳句の會は二三にとゞまらぬが、皆所謂『蕉風』の方である。そして最も多數の會員を有して居るのは『加雅誌會』で、これは、明治初年以來あ

誌であつたに拘はらず中央文壇に論評せらるゝ程の勢力を有して居た。けれども、それも明治三十八年の秋廢刊した。爾來斯うしたものゝ發刊は絶えて居たが、大正十二年北條町の武内正耶、植山秀夫、三枝善夫、畑中長次等が『あこがれの會』と云ふのを組織し、その會の機關として『憧憬』と題した年四回發行の謄寫版刷の文學雑誌を出した。會員は六十余名あつたが十三年三月第五號を出して廢刊した。

それから大正十五年三月、本郡の『綴方研究會』から『明星』と題した四六版百頁の雑誌が出た。それは小學校兒童の作文のみを載したものである。

本郡で初めて新聞が生れたのは明治三十六年で『中播實業新報』と題した月二回發行のものであつた。これは衣笠源一郎、和田昭等が經營し、名は實業新報であつたが、記事は趣味本意であつた。それも亦極短命で廢刊した。その後新聞發行を企つるものが無かつたが昭和三年一月になつて『民衆評論』と題する四六二倍の無綴冊子態の新聞が生れた。これは月二回發行で武内正耶が主として經營して居る。

鑿劍、柔道、弓術 往時は無論、明治になつてからも、警察署員と或る二三のもの以外で竹刀を手にするやうなもの殆ど皆無であつた。が、明治二十七八年の戦役から感ずる所があつた北條町の山田瀧藏が鑿劍會を組織し、舊龍野藩士であつた卯柳幸を師とし、北條町の青少年を集め、警察署員と

共に北條警察署の道場で盛に撃劍の稽古をした。一部のものはこれを嘲笑したが、數年繼續して山田雄二などは初段の免許を受くるに至り漸次斯道が盛ならんとした際山田瀧藏、山田雄二など死亡したので遂にまた廢滅の姿となつた。爾來警察署員以外で劍道を口にするものさえ無くなつたが大正十四年に至り、時の北條警察署長矢野哲夫、郡視學鳥居直光、北條小學校長熊谷安次などが主となつて『振風會』を組織し、郡内有志より基本金を募り會員を集め、武徳の涵養、武道の訓練を奨励した。それによつて郡内各學校でも撃劍、柔道が盛になつた。振風會の會則は左の通りである。

弓術は明治初年頃遊戯的に行はれたが今は絶滅した。

加西振風會々則

- 第一條 本會ハ加西振風會ト稱ス
- 第二條 本會ハ國民精神ヲ興詔書ノ御趣旨ヲ奉體シテ武徳ヲ涵養シ身ヲ練磨シ以テ士氣ヲ振作スルヲ目的トス
- 第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、武徳ヲ修メ武道ノ訓練ヲナスコト
 - 一、春秋二回演武會ヲ舉行スルコト
 - 一、講話試演會ヲ開クコト
 - 一、斯道ニ功勞若クハ優秀ナル者ヲ表彰スルコト
 - 一、其ノ他必要ナル事項
- 第四條 本會ノ事務所ハ北條警察署内ニ置ク
- 第五條 演武場ハ當分揚武館ヲ充用ス但シ遠隔ノ地ニハ便宜臨時演武場ヲ指

定シ武道教師ヲ派遣ス

- 第六條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 一、名譽會員ハ本會ニ功勞アル者ニシテ會長ノ推薦シタル者又ハ基本金トシテ貳拾圓以上寄贈シタル者
 - 一、特別會員本會ノ趣旨ニ賛成シ基本金トシテ金五圓以上寄贈シタル者
- 第七條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 一、正會員本郡在住者滿十一才以上ノ身神健全ナル者ニシテ武道修練ノ目的ヲ以テ入會シ毎月費拾錢宛納入スル者
 - 一、贊助員本會ノ趣旨ヲ賛シ金壹圓以上ヲ寄贈シタル者
- 第八條 役員ノ職掌左ノ如シ
 - 一、會長 本會ヲ代表シ會務ヲ統理ス
 - 一、副會長 會長ヲ輔佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス
 - 一、幹事長 幹事 會長ノ命ニ依リ會務ヲ處理ス
 - 一、評議員 會長ノ諮問ニ應ジ會議ニ參與ス
- 第九條 役員ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ム
 - 一、顧問ハ役員評議員會ノ決議ニ依リ推薦ス
 - 一、會長、副會長ハ評議員會ニ於テ之ヲ選舉ス
 - 一、幹事長、幹事ハ會長之ヲ囑託ス
 - 一、評議員ハ總會ニ於テ之ヲ選舉ス
- 第十條 役員ノ任期ハ各二ケ年トス但シ再選ヲ妨グズ但シ顧問ノ任期ハ之ノ限りニアラス

第十一條 會議ヲ分チテ左ノ二種トス

- 一、總會
 - 第十二條 總會ハ毎年一回之ヲ開キ役員會ハ必要ニ應ジ會長之ヲ召集ス
 - 第十三條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
 - 第十四條 本會ノ經費ハ基本金ノ利息會費並ニ寄贈金ヲ以テ之ニ充ツ
 - 第十五條 本會ノ收支決算ハ總會ニ於テ之ヲ報告ス
 - 第十六條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シタル者又ハ義務ヲ履行セザル者ハ除名スルコトアルベシ
 - 第十七條 本則ノ改正ヲ要スル時ハ役員會ノ決議ニ依ルモノトス

加西振風會最初の役員

會長	矢野 哲男	副會長	鳥居 直光
		同上	熊谷 安次
顧問	成家 毅	稻岡 幸八郎	志方 清一期
	四村 重義	柏木 龜治	宮崎 龜太郎
	井上 貞太	増田 耕作	大橋 秀吉
幹事長	谷野 勳四郎	幹事	岡周 治
	全山下 千秋	同 妹尾 茂一	全圓東 幾次郎
	全渡邊 喜秋		
評議員	中右 弘	中川 清二	佐伯 虎吉
	大橋 八兵衛	吉田 彌三松	大西 慶治
	内橋 清次	橋尾 治郎	竹内 彌太郎
	定行 哲太郎		

演劇

本郡には『播州俳優』として世間に知られて居る高室俳優があり、又、幕末頃から明治初年へかけて一の座を

組織し至る處で人氣を呼んだ富合村玉野の藤川巴などがあつたりした爲か、本郡の人が演劇に興味を有つ事他よりも一層深いやうである。現今では殆ど廢絶して居るが、以前は『細丁藝』或は『習ひ藝』と云つて、万願寺、道山、若井、芥田その他の村々で中老、青年等が師匠（手つけ、又は振り附と云ふ）を招き演劇を稽古し、それを懸掛けの假小屋で上演して一般に觀せたものである。上演するのは大概大時代もので世話ものは至つて稀であつたが、さうした素人藝としては案外巧者で、中には、職業的俳優以上優れた技能を有つものもあつた。従つて演劇を見る事が一般に巧者であり、それに對する興趣も深い譯で、演劇の興行は漸次繁くなつて居る。往時は所謂舊劇のみであつたが、彼の壯士演劇と稱する新派劇が擡頭して來てからは一時それが非常に歡迎された。然し、藝術味はやはり舊劇に豐饒であると云ふので、近年はまた舊劇が多く歡迎されて居る。と云つて新派劇が全然顧られぬのではない。現代の人情思想を描寫した新派劇も亦一方では歡迎されて居るのである。此の新派劇も以前は所謂探偵ものが歡ばれたが現今ではさうしたものが飽かれ戀愛を骨子とした人情劇が歡迎される。最近に至つて『喜劇』が擡頭し北條町の同好者が座を組織したりして居るがこれはまだ幼稚である。活動寫眞は當今何れの地に於ても盛んである如く本郡に於ても亦盛んで、興行毎に觀覽者が多い。けども、此の新舊演劇

にしろ、活動寫真にしろ、藝術としてこれを観るものは稀で多くは單なる娛樂として観るものが多く、従つて演技者の方でも、藝術よりも場當りの方に重きを置き、脚本なども波瀾多きものを採り上演して居る。(高室俳優、玉野俳優の事は別項に詳記した)

圍碁、將棋、雙六 圍碁と將棋は郡内至る所で行はれぬはない。中流以上の家では缺くことのできない要具のやうにして碁盤だの將棋盤だのを座敷に置いて居る。中流以下でも將棋は盛んにやる。謂はゞ一種の交際機關である。然し農家などでは休日以外に鳥鷺を闘はし駒のやり取りをするやうな事は滅多にない。雙六は盤に向つてするのが全然無くなつたやうで、たゞ、繪雙六が正月の遊戯として子女の間に行はれる位のものである。

歌カルタ、花合せ 歌カルタは維新以後殆ど廢絶した形であつたが、近年また歌留多會を催すものが多くなつた。然しこれも正月の遊戯としてであつて平日には全然無いと云つていゝ程である。花合せは時々行はれる。トランプの如きものは全然行はれないやうである。

相撲 昔は盛んで、神社の祭禮等には所謂「宮相撲」を催ふし各地の力士が寄つて來た。郡内にも近郡に名を知られた力士があつたが、明治二十五六年後衰へて宮相撲もあまり見なくなつた。時には大阪の力士を招き大相撲の興行をした

てその技を批評し合つたりもした。その後はその當時程の流行を見なくなつたが、それでも決して娛樂界に勢力を失してしまつた譯では無い。一部の人士間には猶熱心に稽古が続けられ諸曲會も開かれて居る。當今では「交誼會」と云ふのが組織され、これには北條町を中心に郡内を通じて約六十名の會員があり、毎年一二回宛京阪よりその道の大家を聘し大會を開いて居る。當今北條町には師として徳岡精一、畑中儀一、内藤安次郎等があり、村落にも幾人かの弟子を有して居るのが尠くは無い。

舞踊 仕舞、狂言等は、祭禮の際に稀に見ることがあつたが、郡内に堪能の士が無い爲か今は全く見るを得ない。歌舞は明治十年頃から二十四五年の頃まで北條町の廣勢某があつて多數の徒弟を有し頗る盛であり「舞ざらえ」と稱し劇場などで舞踊の會が催されたりしたがその後漸次衰微し、一時は全くあとを絶つに至つたが近年また舞踊熱が一郡の間に熾となり小規模ながらも舞踊の會も催されるに至つた。現今師としては北條町に合田あいがあり徒弟も相當有して居る。

盆舞りは別項記した通り當今は全滅の状態である。以前は随分盛に行はれその季節に入ると村々で太鼓の音を聞かぬはなく、青年男女入り混つて浴衣の袖を翻へし頭に被つた白地の手拭を涼しい夜風に弄らせて夜露に袂や裾がしつとりとな

ものだが、近年はそれも一掃にない。然し、子供相撲は今でも稻荷の祭りなどに時々行はれる。近年、體育の意味で學校で學生相撲を懲罰して居るものもある。

力持 明治三十年頃まではまだ青年の間に時々行はれるのを見たがその後は殆ど廢絶して居る。
競馬 打球 打球は明治二十年頃まで祭禮などに行はれたが今は見る事が無い。競馬も近年は郡内であまり行はれない。

生花、茶の湯 中流以上の家庭で連續して行はれて居る。大正初年頃最も盛んであつたが當今ではその當時程ではない。女學校では今生花、盛花などを生徒に教授して居る。

謡曲 婚禮、年賀などの式には必ず無くてはならぬものゝやうにされて居るし、娛樂としても上品であり、簡易であると云ふので、古くから連續して今猶娛樂界に一勢力を持して居る。明治初年頃には今の北條町の池田兵右衛門が師として知られ、多數の弟子を有して居た。その後幾らか衰へて居たが、明治三十年頃から三十七八年頃へかけ、一般に非常な流行を見、當地方でもそれを習得するものが多かつた。師匠には横尾の内藤善五郎、北條町の片岡熊次郎、古阪の池田伊右衛門、西劍坂の安積貞齊、東劍坂の中安祥次、富家の高見友介、笹倉の甘中嘉兵衛、殿原の青山公俊、中富の辻半兵衛などがあつて、謡曲會も屢々催され、時には大會を開い

るまで踊りつゞけたものだが、今はその手振りを知る者さえ稀な程である。盆踊りには是非附きものである音頭は吉川節(祭文音頭とも云ふ)が最も多かつた、音頭の事は別に記す。

淨瑠璃 本郡では維新以前から非常に盛んであつた。師としては豊竹十七太夫が最も知られ郡内は云ふに及ばず近郡にも多數の徒弟を有した。それが明治十七年死亡後一時衰へたが彼の有名な初代豊澤團平の孫弟子たる豊澤瀧藏が北條町に居住し之亦郡内及神崎郡安栗郡等に多數の徒弟を有し可なり盛となつた。明治初年頃から三十年頃までは道山、萬願寺、若井、芥田、殿原等の各村では屢々淨瑠璃會が催され堪能のものも多かつた。北條町では素人で近郡に知らるゝ程の妙技を有つものが尠くなかつた。殊に、若井、萬願寺、道山等の各村では老人も青年も淨瑠璃の一端を解せぬものは皆無と云ふ程の有様で、中流以上のどの家でも義太夫三味は必要家具と同じやうにその一挺は床の間に飾つて居た。その後稍淨瑠璃熱は衰へたが、それでもまだその餘波があつて、相當素人はなれのした技を有つものが無いでは無い。北條町では今猶夏季になると各所で淨瑠璃會が催され娛樂界にその勢力を持續して居る。

三味線 明治年間本郡でも可なり愛玩されたものだが、當今は主として藝妓、酌婦等に専有されたものゝやうである。家庭では一向に用ゐられない。

鼓弓 明治初年頃嗜むものがあつたが、今は全然弄ばれない。

尺八、横笛 尺八は明治三十五六年以後数年間は非常に盛で甲も乙も吹き鳴らした。青年の中には堪能なものもあつて吹奏會を催ふしたりしたが近年はその當時程には振はな

い。然しその盛時に組織された『千鳥會』は今猶在つて毎年一二回宛、琴、パイオリン等との合奏會を開いて居る。現今師としては北條町に宮崎良太其他二三がある。

横笛は『小谷の傍で笛吹くな』と云はれた程、往時小谷村に妙技の人が多かつたが、今はあまり妙手は無い。愛好するものさへ稀である。

洋樂 最近流行の徴を見だしたので、グアイオリン、マンドリン、ハモニカ、など時々聞くことがある。手風琴は一

時盛に愛玩されたが今は顧られない。ピアノ、オルガンは學校以外には皆無と云つてよい程で郡内で其音を聴くことは稀である。

琵琶 十數年前から漸くそれを解するものができ、最近北條町に二三その師匠がある。

琴 昔から上流の家庭で弄ばれ衰へを見ない。明治二十年頃からは良家の子女に必要な嗜みとして殊に盛んになり、至る所でその爪音を聴く。現今では中流以上の婦女で琴曲を解しないものは殆ど無いと云つていゝ程に流行して居る。そ

俗 謠

——作業に謠ふもの——

作業の時の唄は随分澤山あるが、その業種の意を表したものは至つて尠い。一つの歌を節だけ變へて甲の作業にも乙の作業にもうたつて居るのが多い。又、他地で一般にうたつて居るのをそのまま用ゐて居るものもある。その中の一二づつを擧げておく。

田植歌 畦越しに、水はゆらく／＼ヨイソレ此の田にお米が八石、八石で三斗が年貢ヨイソレ七石七斗が我がもの。
麥搗歌 面白いのはからさをうちよ、空できりゝと舞て落ちるコ
ラシヨ
こんな暑いのに麥かちしよより、つわり病して寢た方がよかるコ
ラシヨ。
糸引き歌 七つ八つから糸引き習てヤレナヤレナ今は糸屋の嫁と
なる。
機織り歌 機屋の織子は男はいらぬ、梭や緞で腰つかふハヨイソ
ヨコラシヨ
木挽歌 木挽さんこれ二間の板が挽けにや木挽をやめなされ

して、その歌曲は古いものより新作ものが歓迎されて居る。師としては北條町の山田よしゑ、山田せい、喜谷たかなどあり、山田よしゑは『菊里』の姓と『大授導』と授けられ千餘人の弟子を教養し、今は故人となつたが山田せいも亦大授導の肩書を有して居た。

音頭 夏季に於てのみ行はれる。バカ音頭と云つて居たのが後には吉川節が盛んになつて、それを祭文音頭とも云ふ。加東郡に上手なのがあつたので同郡に近い本郡東部から北部の村落へかけて上手なのが多数。音頭は淨瑠璃から文句を取つたのが多く、稀には新作ものもある。節は往時と大分變つて單調から複雑になつて居る。音頭と云へば直に踊りを聯想するが、今は踊りが廢つて音頭のみが行はれる。やはり、踊りのあつた時分と同じやうに高い櫓を組むで、音頭取はその上で太鼓に拍子とられてやつて居る。

浪花節 平易なのでこれを好むものは多いが習得するものはあまりに無い。興行としては時々行はれる。

花見、遊山、川狩 花の頃、『山行き』と稱して酒肴を携へ野山に遊ぶものが無いではない。然し、上下通じてそれが盛んであるとは云へない。秋の茸狩は可なり盛んである。けれども、他から山遊びに来るものは別として、土地の人の所謂茸狩は、握り飯を腰に括りつけ草履ばきの輕装で、運動かた／＼茸を獲りに行くので、都會の人の謂ふ山遊びとは大分

雪はちら／＼笠形山で、殿が板ひくおとがする。
木挽さん達やさんかの山で、斧をまくらに小屋住居。
木挽さん達や板ひきなるて、夜さりやよい子の袖を引く。
木遣り歌 こいでナア来いとヨイヨイ待つ夜は来いとヨイセイ
トコーセ待たぬ夜さ來てソレワサー門に立つ、ソリヤヤトコセ
ヨイヤナー、アレワイナーコレワイナーサーヨイトセー
石搗き歌 このやかたは、目出たいやかたソラめだたいやかた、
鶴が御門にノイホイホイ巢をかけるドツコイナー、ヒヨウタンジ
ヤヨイサヨイサ。
こんの裏には若荷とふきと、ソラ若荷とふきと、みようがめでた
やノイホイホイふき繁昌ケノハエタ、ドツコイナー、ヒヨウタン
ジヤヨイシヨイシヨ。
地搗歌 一に笠形二に西光寺、三に清水ノイホイホイ四にやしこ
ろ、ケノハエタ、ドツコイナー、ヒヨウタンジヤ、ヨイサ、ヨイ
サ。
めでた／＼の稚松さまは、枝もさかえるノイホイホイ、葉も繁る
ケノハエタ、ドツコイナー、ヒヨウタンジヤ、ヨイサ、ヨイサ
(木やり、石搗、地搗の歌は、何れにも通じてうたつて居る)
酒造の歌 酒屋おとことねんごろすれば、倉のまどから糖くれた。
可愛いとのこの洗ひ場の朝は、水が湯となり流れこめ
長持歌 丹波ナ一老の坂、子安の地蔵は、今年やナ一たのむぞ妻
ゆえにや、ドツコイドツコイ。
立場ナ一立場で、酒さや飲あば、おめナ一さんとめ、着た心ドツ
コイドツコイ

江戸へナリ江戸へと枯木を流す、江戸でナリ枯木に花が咲くドツ
コイ、ドツコイ。

綿打歌 打ち屋さんこれ二貫目の綿が打てにや打ち屋をやめな
れ。

一 打屋さんこれ打ち前立て、ねびをうかしてごみぬきやれ
一般労働歌 寝たいねむたい、ねた夜はよかる、仕舞ふてねた夜はな
ほよかる

お前見たよなさくらの花が、さいて居ります来る道に
わたしやお前に惚れては居れど、おまへ若いで気がつかぬ
歌は数々千八百いろ、色のませらぬうたはない。

遊 戯 歌

○大野へ参ろとをつしやつて、大野の道でひがくれて、かに、きんた
まはそまれてまたから血がでた 紙やろとをまへのたもとに、なに
がある、びんつけもつとい紅おしろいだれにやろとてこふたんじや
ことめさんに、やろとてこふたんじや、ことめさんいらんとつきも
どすそないいはんとつてくれこんやはなしが、あるわいな
○おつきさんなんぼ十三七つ、まだとしわかいな、わかから子うめ、
子うんで、どないしよ、をんばにだかせをんばとこへいた、すし
かいにあぶらかひに、すしやのかどであぶら一つばいこぼいてあぶ
らやのかどですし一つばいこぼし、すしやの犬と油やの犬とけとけ
とねぶつた、

○うちのうらの千松は八つでやはたへまいらして八幡の薬師に誘はれ
て、手には二本の矢持つて足には紅梅足袋はいて、紅梅山から火が

ついで消しても消しても青松で兄のお宿に、泊つて朝は早う起き
て、東の山を一寸見れば、猿が、三匹とまつて、其猿とりてぎし／＼
切つて、ぶす／＼たいて、あなたも一杯私も一杯お貸しませう。

○じよーり、かくしくれんぼはし下のしよ！ぶきつたいどんからたー
いどんたーいのかか、かりわたかりわたのじよじよはみそつくり酒
つくりそれちよつとのいた

○ひとつとえー人のとほらん山道ををさやんと源兵衛さんとをひい
てさ、手をひいて、

ふたつとえふたまただいはなれてもおさやんと源兵衛さんとは
なりやせぬさ、はなりやせぬ

三ツとえーみるほどをさやんきりよがよい源兵衛さんはなれぬも無
理はないさ、無理はない

四ツとえーよもない道を二度三度これも源兵衛さんに逢はうとて
さ、逢はうとて

五ツとえーいつもはやらんかんざしををさやんにさ、してはやらか
すさ、はやらかす

六ツとえーむりにしめたるはらをびをゆるめてをくれよ源兵衛さん
さ、源兵衛さん

七ツとえーなき／＼をさやんがをびほどくそのうへ源兵衛さんがの
りかゝるさ、のりかゝる

八ツとえーやしきひろげて倉たて、をさやんと源兵衛さんとすまぬ
するさ、すまぬする

九ツとえーこゝでどうしよか腹きろかをさやんつれてよぬけしよか
さ、よぬけしよか

五ツ出雲の神社

六に六六お地蔵様

七ツ七尾の天神様

八ツ八幡の八幡様

九ツ高野の大師様

十にどつさりおさめませうー

○せつせつせ、むこどりやまのうぐいすかいはね、一にたちばな二に
かきつばたね、三にさんがりふち四にし、ぼたんね、五ついやまの
せんぼんざくらね、六つむらさきいろよにそめて、ね、七つなるて
は八つやのむすめね、九つこなたびいろよにそめて十たけにすめ
はせんだいさんのごもんね

○せつせつせ、まるやままんまるてんどてんじよーみればね、もんの
とびらしおさよがかわいちよね、おさのさしたるつきこのくしわね、
たれにもろたか、げんじろさんに、もろたかね、げんじろおとこは
はでしやでこまるはねはでしやいしやもつ七つき八つきね、こゝで
おさよが、なみだをぼろ／＼おしゆーこーしゆー大阪てんぼんから
でんぼん

○一にいとさんこつぼりけたよりね、二ではとりよあげがたよりね、
三でさむらいかたながたよりね、四つよめさんむこさんがたよりね
五ついしやどんくすがたよりね、六つむぎめし百姓がたよりね、
七つなく子はおんばがたよりね、八つやまぶしほらのかいがたより
ね九つこじきはごんがたよりね、十のさんかたながたよりね、
○ちよー／＼／＼あいてんちよーちよがたれゆーたばこたんぼこぼー
しぼりあまどりあいてか、あんころりこゝろはせきちくきはもみち

○一に天照皇太神二でに、ぎの命

三でさぬきの金比羅様、四で信濃の善光寺様
五つ出雲の神社、六つ昔の六角寺

十とえーとん／＼た／＼はだれぞいなをさやんのごようならあけま
せよかさ、あけまじよか
十一とえー一のぐるま二のぐるまをさやんのせるはさんのぐるま
／＼さんのくるま
十二とえー十二かさねたふりそでををさやんにきせてはやらかすさ、
はやらかす
十三とえーさんのおみやえぐわんこめてをさやんおさんのかるいよ
にさ、かるいよに
十四とえーしまだにかみゆふてあかい竹ながちよとかけてさ、ちよ
とかけて
十五とえーごん／＼なるのは寺のかねはやくおきんとよがあげるさ
／＼よがあげる
十六とえー六尺まへだれこんがすりこれも源兵衛さんにこふてもろ
うたさ、こてもろた
十七とえー質においたるはらおびをみせてをくれよ源兵衛さんさ、
源兵衛さん
十八とえーはたにあげたるかみはたはこれ源兵衛さんのじゆばん
しよーさ、じゆばんしよ
十九とえー十九になつたらかみゆふて源兵衛さんのところへよめにゆ
くさ、よめにゆく
廿とえーはたにかけたるかみはたはこれも源兵衛さんの羽織じまさ
／＼はをりじま

○一にところの氏神様 二ににがたの色神様
三に讃岐の金比羅様 四に信濃の善光寺様

七つ奈良の大佛さん、八つ八幡の八幡さん

九つ神戸の楠公さん、十を所の氏神さん

○あびすさん、だいきくさん、一に依ふんまえて二でにつこり笑うて
三で酒つくつて四つよの中よいように五ついつものごとくさん、
六つむねをひろげて七つなにごとないやうに、八つやしきひろげて
九つこゝにくらたて、十をでどつさりおさめませう

○二つで戦がはじまつて、二で日本のへいたいが、三でさがしだして
四でしかんの號令で、五でごろ／＼うちだした、六でろしやのへい
たいが、七つなき／＼にげだした、八つやばんのくろばとさん、
九つこゝさんいたします、十と一と日本かち

○あれみやれむこーみやれ六枚びよぶにすごろくすごろくに五番ま
けて、二度とうてまいかまくらかまくらまゐる道につばき植ゑて育
て、そのつばきひらかんつばき寺えあけてひらかして日が照ればす
ゞみ嵐雨が降れば、やめどころその雨にふりこめられてお茶もいや
／＼たばこもいや／＼しよーがいな／＼しよーがのばばさん九
十九でくまのえよめり、しよーがのばばさん九十九でくまのへよめ
り、しよーと云ふてや白髪三すじに、たけながさして、おくば二本
に紅かねつけて、これでよいかと、御師匠さんにとへば、それでよい
／＼よめりしよとらくじや、こしをかどめて、しよつ／＼といてじ
やおかしいな／＼

○二つとえ一人がいひます、ひとさんあんまり心が大胆なさゝ大たん
な
二つとえ一ふつさりしたのは雀さん、かわいらしゆないかいなチュ
ン／＼とさ、チュン／＼と

と伊勢さん参いろ伊勢のよしだのよの木の下に七つこじよろが八つ
ごろはらみなんとおいしやさんくすりはないかわいはいしやでない
くすりばこもたぬ山の千ぶり河原のよもぎこれをせんじてのまして
みたらあすのな、つに生れよもしれん若しも生れて女の子ならつと
につゝんで三とろしめて河の出ばなへどんぶりことはめて上へな
がせばかきのがとめる下へ流せば柴の葉がとめるこんだ二番子に
男の子なら赤いきれこてはちまきさせて寺へさしやけて手習させて
寺のおしよさんどよくな人じや高いゑんげからつきやだしなされ
ついた拍子にすゞり箱おといてたれがひろたかとよさんひろふた今
度出逢ふたらとよさんくれよ

○二三四のおみよの姉さんとのがないとてあなどりなさるとのは丹
波の助一さんの助の土産になにもろた一にこーばこ二にうしろい箱
三にさしぐし忍びのまくらあけて一ばんかたびらかたとすそとは梅
の折枝なかばごてんのそーではしそーではしとはどこでうたれたあ
れはかいどの茶屋の娘がなるときこえた日本できくとときこゑたこ
ゑならこそ一つではちゝをのみそめ二つではちぐちはなれて三つで
は水をくみそめ四つではよきゝそめ五つでは糸をよりそめ六では
むつきをりそめ七つではにしきをりそめ八つではきんたんをりそめ
九つではこの紺屋へよめりゝそめて十をじやとのごとねゝそめて
とんととふやにとふが賣れずにきらすばつかりようれた

○一の丸こえて二の丸こえて三の丸さきに池ほりかけて池はなゝ池つ
ぶれはこがねこがねのなかのをりひめさんがたなばたさんとけさゆ
たかみをばらりとほどきちろりとほどきあささんばらりかいると思
ふて門まででたらお三郎さんにお手かけられてお一恥しやこーはづ

三つとえ一見てもよいのは、うぐひすさんたかきそらから、ほけき
よよむさゝまけきよよむ

四つとえ一よいにきたのは、ふくさととりあすはあめじやといふたつ
た、さゝいふたつた

五つとえ一いつにこんのかしどりが梅のなる年はや知つてさゝ知
て

六つとえ一むりなことするきつゝきが人のだいじの木をこづくさゝ
木をこづく

七つとえ一なさけないのは、つむぎとり人のやしきをほりさがす、
さゝほりさがす

八つとえ一やれ／＼やまどりかわいやな、長いをはねをぞろ／＼と
さんぞろ／＼と

九つとえ一こゝにすかけるつばくろが京や大阪へ紅はきにさゝ紅は
きに

十とえ一十までつくつたとりうたうとてやらんせもりこどもさゝ
もりこども

手鞠歌

○二二三水ふくてつば一はつば一はりまのはやし大池の千鳥佛の花が
咲くかさかか今さまそろふをなじめくらが杖ついてこゝどいてく
れんかどかれん／＼林のうらで一つまひ／＼しよらも一つまひ／＼
しよら

○むかひこやぶり竹きりなされおちよかちよまんかおこまるさんかお
手を合して拜もとすれば二十四貫の金の梅がくさろきりよとくさろ

かしやはづかしうへにまた子がでけて赤べゞきしよか紋付ききしよ
か赤べゞいやじやもんつきいやじやだら／＼さんのゆかたをきせて
おんばにだかしておみやまゐり／＼

○火がちよろ／＼みえるはどこじやあれはおさかのあんとのまちよお
はつよゝきけあしたはよめいりわしはおかさよめいりはいやじや
いやといふたとてさゝねばならぬむかいたいさんどしたらよゝかろ
いのかはしろかかみきりましよか、かみはのびもの身はだいじ／＼

○うちのうちのちしやの木に雀が三はいとまりたる、あれは／＼どこ
すゞめ川から上りた川すゞめ川の雀のいふことにやむしろ三枚ござ
三枚ちよゝど六まいひきつめてよゝんべもろゝたはなよめにきんら
んどんすをぬはしたらえりとおくびをぬいさいてうらへでゝもほろ
／＼とかどへでゝもほろ／＼となにがかなしてなきなさるわしの弟
の千松が七つ八つからかねほりに金がないやらしんだやら一年まつ
ても狀がこす二年まつても狀がこす三年三月のまごろに向の山から
狀がきて／＼狀のうはがきちよとみたら長いわきざしとゝさんにみ
ちかいわきざしあにさんに長持たんすはかゝさんにくしやかうがい
ばゝさんにわしが十五になつたらば城山くづいて堂たてゝ堂のぐる
りにまつうゑてまつの小枝に鈴さけて鈴のちやん／＼なるときはち
さんもばさんもおきなされおきなされおきたおちやのこになんじや
いなばたもち三ツにはしかたし／＼

○二二三の三きちひるは馬おひよるはくつかけおひめさんたちどうちゆ
すごろくうたをはやせばはや十をついた

○一ぐる二ぐる三ぐる四ぐる五ぐる六ぐる七ぐる八ぐる九ぐる十ぐる

とふやおまつが三子をうんでひとりの子は茶屋へやりて茶のべゝ
 きて一人の子はかみやへやつて紙のべゝきて一人の子はべに屋
 へやりてべにのべゝきてべん／＼／＼のないう子とあしない子と
 けんかができてけんかなかわけおんばかつば／＼／＼
 ○ごんにごまるにおてまるさんはすだれ柳におびうちかけてかんかん
 かつくり十かつくり二十かつくり三十以下鞠扱の失敗に至るまで
 ○おつとたしかにうけとり／＼おれのだいのおかあさんのおちろり
 まめのふくちやのきんちやのしいぼゞしつかとしめてしめたしめよ
 がいろはとかいてむかふのしらかべづくしのかうしづくりのこけの
 なまづがからましたかこんちこんばんだいのおひめさん
 ○姫路の城は高いけれど一度あがりて二度あがりて三度あがりて上から
 見れば向いよ子が三人とほり一ちよいは糸屋の娘さらし娘はだ
 いぶんだてこきさらし手拭三色にそめて三色きらいで四色にそめて
 四色きらいでぼたんにそめてぼたんさくやくゆりの花
 ○おくにおくになんでもまゝたべんはらがいいたいかしやくりの虫か虫で
 ござらん七月やゝ子がでてでてた其子は男の子なら寺へあけて手
 習さして寺のえんからつきおとされてだれがおとしたおんばがおと
 したおんばにきいやつぼんかわい
 ○うちのうらのつくつくはおやにはなれこにはなれちゝごにはなれて
 ぼゝこしてにかいあがつてかみゆゝてあんどのあかりでべにつけて
 じさんもばさんもおきなされにんちんだいこがよゝにえた一きりく
 はうまし二きりくはうまし三きりめどつとへがでゝ一の谷へきこ
 えて一の谷のぼんさんがたいこかとおもてばいもつてはしつてびつ
 ちぐちぐそですすべつてかつちぐそとまつた

○あながりさんがりあゝかしまゝちのこくやのさんしゆのいとひくた
 びに十へ二十へ三十へ四十へ五十へ六十へ七十へ八十へ九十へ百に
 たほれまいこのこゝ
 ○つかももんにくはそにしんこお手についたりあしについたりすつ
 てん一つ……つかももんにくはそにしんこお手についたりあ
 しについたりすつてん二つ……
 ○やん／＼山ぶしがたま／＼都にのぼるとも一夜の宿もかりねて梅
 の木まくらにひんねしてひんねのゆめになくを見こんのうらのちし
 やの木に雀三ばいとまりとる中な雀のいふことはむしろ三枚ござ三
 枚ちよゝと六まへしきつめたしきつめた
 ○受けとつた受けとつたさんやのさかづき受けとつたこれからだな
 へお渡し申しましたようむごうの白かべづくしのおこらづくしのあな
 た様えとお渡し申します
 ○内の裏の忠太郎さんは馬に乗りかけ馬から落ちて醫者にかけよか眼
 醫者につかよか醫者も眼醫者も御無用で御座る御無用ならこそ此坂
 越えて向ふ河原で碁石をひろうて紙につゝんでやすりかけて是が金
 なら帯買てやらうに帯に短かしたすきに長し身は大事なはいない
 ○ごにごまるおてまる様がすだれ柳にとひうちかけてかんかんかつく
 り十かつくり二十かつくり三十かつくり四十かつくり五十かつくり
 六十かつくり七十かつくり八十かつくり九十かつくり百かつくり
 ○ゆうべをびすこによばれていたらたいの焼物こちよろの吸物一杯す
 りなされ二杯おすゝりなされ三杯めにはさかながのぼつてお腹を
 立てるはてな／＼
 ○みよのあねさん十六で嫁入しそめてはや子ができていねとおつしや

ら今でもかいる京から坂からわかいしゆが四五人見えるぞりもはか
 ずにはだしでみへるわしのはいとるやぶれぞりかしよかしかんしよ
 か

羽子つき歌

○一とめ二め、三やこし四めこ、五つやのむさし七やのやくしおこ
 ん十でまいんのこゝ
 ○ひーやふ、三ーやよ、いつやむやななや、こゝのつ十をでひーやふ
 みしやよ……

子守歌

○ことしほうねん穂がさがるあぜに小草のせにがなる
 ○朝はとうからいとさんだいて花や紅葉とゆてくらす
 ○たてばしやくやくすわれればぼたんあるく姿はゆりの花
 ○わしはいにます皆さんさらばおうけ長々お世話さま
 ○うちのお母さんよめいりがしたい鯉のやきもんすわりたい
 ○いざり勝五郎車にのせてひけばはつはな箱根山
 ○もりよはよいね狐がつまむこゝはいなりさん古屋敷
 ○ぼたんしやくやくあねさん野菊いもとせんよのやゑ櫻
 ○夕べゆめみたおほきなゆめを奈良の大佛ありがひく
 ○しのびつまさんたびこてをくれ足がつめとてたてられん
 ○大池小池のこまじやこみたらやぶの小櫻みとはない
 ○歌は理でつむのはをさでつむかいたいろはは筆でつむ
 ○姉はきりしま妹はさつきうんだ母さんかきつばた

○もりの中にはだん／＼ござるおもり中もり大しようもり
 ○もりの大將さん遊んでおくれ豆の三つぼもよけあげる
 ○寺のぼうさんおきやがりこぼしねたりおきたりころんだり
 ○今夜おいでようらせんださいのいばらぼたんの木の下へ
 ○きよゝのあついのに菱かちしよよりつわりやまひでねとりたい
 ○きよゝの寒いのにわしもりさせておかんこたつではりしごと
 ○ぼんのお月さんまんまるてまるいまるてまりでおだやかな
 ○わしはだんだいだんごやの子でもだん子くはへんもちばかり
 ○あすは正月門まつたて、門ではねつくてまりつく
 ○西のはたから東のはたへうとてまわるはもりのやく
 ○ねんねしなされおやすみなされ朝はとゝからおきなされ
 ○伊勢はかやぶき春日は槍はだやはたはちまんこけらぶき
 ○今のわかいしゆはきりよ／＼ばかりわしはきりよよりきをのぞむ
 ○今のわかいしゆのしのびのよどし人のたのまんのきにたつ
 ○わしのよなもなどないでもよろしおてにあふなら殺しなと
 ○山にとこら木の根がまくらおちるこのはがよぎとなる
 ○親があまいで子のしよがわるいもちと親さんきつなけら。
 ○うちのこの子はもうねるじぶんだれもやかましゆてくれな。
 ○きよゝの寒いのにひてもんひとつあはせしちやの倉にある。
 ○米のなる木をしらねばおしよかしいたたゝみのうらにある。
 ○ねんねんねゝとねさしておくれねたら子もらくもりもらく。
 ○雲の星さん数へて見たら九千九百百ななつ。
 ○今夜嫁とりよめみにおいで嫁のはじめは見たいもの。
 ○守のつらいのは霜月師走雪はちら／＼子はなくし。

○うちの子はねんねが好きでいつもねんねをひとりする。
○うちの子はなかなとねたらばんげ酒こていはいする。
○うちの子はよーなくいぢる親にたのか子のくせか。
○今夜おいでよおとさんるすでおばさんつんぼで目が見えぬ。
○車ひきさんあとからみれば首にははかけさるのよな。
○車ひきさんもーやめなされ色がくろなるめんどなる。
○どんなことしたどびんをめんだあとにのこるはかねのつる。
○わしはあほらしいあほきをうゑてあをみならずにせゝがなる。
○とりがなくくちやくのとりがしんくじやといふてくじやくなく。
○おきな帯してしよなくしよよりこまい帯してしやんとする。
○こんのうらには尾のない狐わしは二三度だまされた。
○おまへひとりかつれしゆはないかつれしゆあとよりかごでくる。
○うちのねえさんきかいたをりよわしもいきたくだまきに。
○わしはだんだいだんごやの子でもおまへもちやのいとさんよ。
○をとことと奉られて女もつとはちよこさいな。
○わしとおまへと仲さへよげば外のおつれはいりません。
○わしとおまへと仲よにしいいな水と魚とのよにしいいな。
○ねんねころいちはたけのいち竹にもたれてねたこいち。
○守のつらいのはばんげと朝と雨がふる日とかぜふきと。
○なんぼないても此子はかはい三度おまへの種じやもの。
○猫が嫌いりすりやいたちがなごどはつかぬすみがたるさげて。
○うちのおとうさんとうゝがすきでとんぐわかたけていもほりに。
○うちのうらにはみようがとふきとみようが目出たいふきはんじよう。
○支那が座敷で日本がお客ろすつけいしやで引くばかり。

○こゝは道ばた宿屋のしそめこじきとめてもおきやくさん。
○ちさんよーきけ向ひやまみやれちさんしねとのとりがなく。
○わしが梅がへおふでの妹あひにきましたげんたさん。
○たけにすゞめはしなよくとまるとめてとまらぬ色の道。
○先生御先生よろしくたのむ知らんところはをせてくれ。
○わしはいはれたあの子にはれいはいりやごがわくはらがたつ。
○おまへみたよなさくらはなが咬いておりまする道に。
○梅と櫻とあそびにいたらさくらきりよよしほめられた。
○歌のせんせいきとるも知らずひとつちごたらかやされた。
○わしのくいやつあの子らふたり二人のけたらあとなない。
○あいつにくいやつどくこてのませどくで死なねばやきころせ。
○あいつにくいやつ日の玉ぬいてあとのほらわた犬にやる。
○わしがしんだてだれが泣いてくれよやまのからすもなかしよまい。
○たんばよさくとしげのぬさんとこいにこがれて泣きわかれ。
○わしが死んだら十九とかいて墓のしるしにたてとくれ。
○わしが死んだら姉さんのむしきみかれたらみづおくれ。
○わしが死んだら七日々々にとふてはくれなとふておくれよ十九日。
○向ふの山みらいにとてならんおかんこいしややまにこい。
○うちのはなよめいんだりきたりおちる涙がみちのつゆ。
○ひとつ食ひたい高木のつむしさほどとどかん手でまねく。
○今のわかいしゆのこしもと見れば二錢五厘のたばこいれ。
○今のわかいしゆのせきだの背は一里きこえて二里ひやく。
○今の寺子はよーかく寺子あたまがし〜かく寺子。

○きりよで一ばんすがたで二ばんかみのゆひよで二十五ばん。
○うちの此の子はなまきべすえびすえびす大黒福の神。
○小太郎のもりにはたれおこぞしんま酒屋のすみさんを。
○おすみの仕事になにをさそ糸をつなぐそのしごと其がいやならもりをさそもりがいやならでしいなれでしいぬけど道しらぬみちを知らぬならおくりませうおくつたちんにはなにくれるおびをやるけどくけてな。
○はりははりやはりはこにいととはいとやのいとまきに。
○はながさくさいこじ山につゝきこがふり桔梗がさく。
○あのことよこじやもらいたいけれどすじをたづねらおんぼすじ。
○あのことよけどのどばしやてこいのどに五寸のくぎをうつ。
○おきていなんせひがしがしらむやかた〜ととりがなく。
○うぐひすがあないよいこゑひびかせながらなせに山の谷にすむ。
○わしのすきなわねぶかのしろねうまいところに毛がはえた。
○わしとおまへとゆりわのだんごころびやいがちおもしろい。
○あれみやしやんせねぼんでさや軍歌うたふてならびゆく。
○親の財産あてにしておれどちやびんどたまがじやまをする。
○雪はしん〜ふりしきる障子あければ銀世界ほんにあの木はつめたかろうおもへば涙がさきにたつ。
○どかたさんきつねの様に穴の中からこそ〜と。
○今のわかいしゆはこもてえらいやたて腰にさして文をかく。
○さいたさかづきなみでのみやれなかはつるかめごよの松。
○ちんだいさんにゆくときはないたり笑ふたりしたけれどあたまにしやつぼこしにけん二尺五寸のけんをさげ今は四列のらつばふき。

○ねたいねむたいねたよはよかるしもてねたよはなをよかる。
○守はしよまいぞ子にいちめられて人らしくじやと思はれて。
○おまへ三十でまだ子はないかわたし二十で子が五人。
○親が二十で子が二十一でどこでさんよがちごたやら。
○わしやおまへさんにとらういはれてもたとへこちきと云はれても。
○おまへどち行きわしやはた織りにわしも行きたいくだまきに。
○ねんね〜とねるよな子なら守もしてやろうとてやる。
○親のさとへはいにたいものじや道の小草が枯れるほど。
○親のさとから状がきたみやれもどれといふ状が。
○親のさとからどの風がすそやたもとにそよ〜と。
○ねたいねぶたいめさましおくれ裏の小飯の小梅など。
○うちの子は又ねたよでねんか親に似たかや目がさとい。
○こいよ〜とことづけばかしいかれますかよはづかしい。
○気色わるいと今日はねていますあいのらくねとおもやるな。
○七ツさがれば書く手がさがるしもてあがれよ寺子供。
○竹に雀しなよくとまれとめてとまらぬいろのみち。
○すもふとりさん名乗りをあげて弓をかたげて走らんせ。
○見てもおそろしこつきのあらいそふてやさらしすもんとり。
○寒いつめたいとゆてあたりよかとの酒屋の水商賣。
○何をくよ〜河ばたやなぎみづのながれをみてくらす。
○みてもみあかんそふてもあかんつまとかどみとおやさんと。
○おくの山みりやいとてならぬゆきはちら〜なさけない。
○今日やあすよと指折るばかしおやのおいでをまちなかぬて。
○おいでなされよまたきなされよおかけなされよすいなされ。

○ねんねする子に赤べゝきせておきてなく子に縋のべゝ。
○すきなおやさんようきてくれたあがれ茶をのめたばこすへ。
○こいよ／＼とまつ夜にこすにまたぬよさきてかどにたつ。
○かどにたちばな戸にもたればなうちの様子を菊の花。
○かどにたちよりたちぎしよより御免なとゆてはいらんせ。
○こよいきなさらはだかでおいでゆかたかけおくあまえんに。
○おいゑさんこれ子がかはければ守を大事にかけなされ。
○かわい／＼とおんばのついでしよなんのかわけりや人の子が。
○大工さんこれ一里や二里はくらきやともしてかなくず。
○だいくこびきは木くそてわるい百姓男はつちくさい。
○だいくさんよりこびきさんがにくい仲のよいきをひきわける。
○はたがおりたいかねきんばたが私しやおりこといはれたい。
○あの子えらい子ぢやえらそにいふてじや何がえらかりよ口ばかり。
○妻のねすがた今朝こそようみた五月野に咲く百合の花。
○花といはれて實のらんものはいばら牡丹か山吹か。
○あの子よい子じやよい子のもりやよい子だきたいもりどもに。
○承知ない子に承知をさせてむりに咲かせるむろのうめ。
○わしとおまへとこのよい仲を誰がよこやをくれたやら。
○大工さんこれさしがねおいてわすれたとゆてまたおいで。
○十九様とはどうかくぞいな花のつぼみとかくわいな。
○花といはれて咲かんももやくさいて實のりやはづかしい。
○親がないとてあなどりなさるおやはあります極楽に。
○歌をうたへど忘れてしもた何か其間におもふたやら。
○歌をうたへどこゝろの中はふじの山ほど苦がある。

○歌もうたやら仕事もしやれうたはしごとまきらしか。
○うたへ／＼とはぢしめられてうたひかねます高砂を。
○歌をだしなされだしたらつける竹のふしほどそろはねど。
○ひとりふたりの聲よりもみなつれぶし面白い。
○大工さんより桶屋さんがわるい朝はとうから霜竹を。
○あけてあまどのならんよにやでけん油ひかんせならしよまい。
○水ももらさず桶屋の娘ぬけてでるとは我わるい。
○話しました袖の木の下で袖の木袖の葉もゆな袖の木。
○わしとおまいとは羽織の紐よちやんと結んで胸にある。
○わしとおまいとは硯の水よすればするほどこゆくなる。
○わしの胸にはぢようまいおろしかきはあなたにあづけおく。
○すいた水仙すかれた柳心せきちくきはもみち。
○わしはあなたにうちこみさくら外に心はなしの花。
○こいといふ字をくなのじにかいて筆のまぢがい又おいで。
○こゝらにおるより大阪へいたらこんのまへだれもみのひも。
○こんのまへだれ松葉のちらしすそにとこの名いれて。
○ゆふべ夢みたたいしよのつまの着とる着物の縋の目まで。
○おまいおもふたり身を築いたり胸にあき地はないわいな。
○わしが出るとき袖ひきとめた辛抱なされと目に涙。
○今朝のさむいのにあらいだのはたわしのとのごでなけらよい。
○酒屋男にどごがよて迷ふたあさぎだすきの結びさげ。
○ひようしわるさにすもんとりもうけましたけたが聞きづらひ。
○やぐらだいで胸がどき／＼とあすはどの手でこかそやら。

○今日の日はや晩氣となるにわしの仕事はこやま程。
○しのび妻さん世間はひろい見捨てられても苦にならん。
○よい茶こ茶でも二番茶はうすい二ばんづれとはみづくはら。
○わたし三十でこの子一人この子杖にもはしらにも。
○こよいきてなら持つてきておくれ杉や檜の思へ葉。
○こよいおいでならたかへをこえてせんさい椿をおらんよに。
○せんさい椿がおれよとまゝよとかくあなた身が大事。
○わたしや播州の姫路でござるおきく殺した皿屋敷。
○ぼんになりたらおどろがまをかわいとこの袖ひこか。
○まゝよ／＼とすておく氣ならせんに手出しはなぜなさる。
○お手がなるならちようしとさとれまだもなるならお茶とさとれ。
○しらめしぼりできがきくなればわしもさらしで氣をきかす。
○心ありやこそこのてを握る承知するまではなしやせん。
○承知しましたはなしておくれ私しやあなたの妻となる。
○しのびすまのやばんの夜さはやばんたいこの音のよさ。
○お氣にいらいでお暇がでたらもどれ我子ぢやいつなりと。
○しのび妻さんこよいはよなか天の河原もにしひがし。
○こいをなさるなこいなされても雲にかけはしおよびない。
○醫者と名がつきややぶいしやもかはいわしのとごはいしやじやも
○さんよしもたら算盤まくら酒をのんだら樽まくら、
○髪はいひたて親でも迷ふさぞやとのごはうれしがる。
○しのび妻でも根が他人じやでゑぐい言葉もおり／＼に。
○しのび妻でもいたら他人出逢て言葉もかけならひ。

○顔みたばかりで氣がいくならば酒のみは樽みてよふぢやろう。
○酒はのまんせ少しはとのおみきあがらぬ神はない。
○三十男に十六の妻はあんじやござらん草むすび。
○ねたかねなんだかまくらに問はれまくらものゆへねたとゆへ。
○あなたみたよあなたきのわるいおまいまたんせわしがいこ。
○あなたまち／＼よいからこゝに髪なたぶさにつゆがうく。
○くるか／＼とあなたのうわさとかく話してよあけごろ。
○月夜がらすに私しやだまされてとのをいなしたま夜中に、
○たしかないたと雨戸をあけてみれば今夜の月ばかり。
○わしとおまへとこらじやとことをだれも知らぬが面白い。
○村で一ばんはのきく人を一夜うきながたたい。
○酒をのむ人しんからかわいようてくだまきやなかわい。
○男なんのとあのやせ男西の風が吹きやたほれそな。
○しのびつまさん南の雲は北はよけれどふりごころ。
○話しや理でつむぬのはおさでつむとのゝいの字は筆でつむ。
○東京出るとき涙でだが今は東京の風もいや。
○大阪名物天王寺にかぶらとらやまんじゆにいわおこし。
○娘きたかよむこのまだかむこは子じやなしこなまゝよ。
○おいておくれよおうちをわしを石のはしりがくさるまで。
○二度といくまい中富おだや三度どすいをしやくてくむ。
○奉公するなら溝口徳兵衛水は山よりとゆがかり。
○しやんと髪ゆておとこはよいが米がこぼれる袂から。
○米じやござらぬにほいでござる香ひ袋のふがきれて。
○心短氣の男もてば烏なきなく氣にかゝる。

- しのび妻ほど世に親切な心だよりのものはない。
- たよりしようにもことづけしよにもとは山奥びんがない。
- 酒はよいもの氣を明ましてのめば明石の色をだす。
- れんじまどから水ふきかけるしぐれ雨かとゆてでやれ。
- こいとよばれず手で招かれずうたの文句でさとらんせ。
- 歌をうたふならはりあげてしやんとこゝは四辻人がきく。
- せきだちやら〜手拭かぶりどこのしのびのもどりやら。
- しのび〜てあわれんよさは門のこぐりにうたをかか。
- きりよのよいしゆは其身のとくやかはいがられてかこわれて。
- おやまうけだす身受の金がふせた茶碗の中にある。
- はくちうたんすつらにくれどさいをふらんすしなのよさ。
- 寺に子がなくふしぎなことよ寺のぼさんの子か孫か。
- おまい上等兵でわしやげいしや同じ三筋で苦勞する。
- いのと思ふてもこの子があるでけふの日もくれあすの日も。
- 奈良の名物さるさわ池よ水に影さすみかさやま。
- 關のちぞさんにふり袖させて奈良の大佛むこにとろ。
- 奈良の大佛さん金かと思へば中は櫓のあらけすり。
- 京の清水おとわの瀧はおちるところはすゞやかな。
- との十六で六斗の米をおあげなされた一の筆。
- 色でしくじる紺屋のてまはあさぎそめよとてこんそめた。
- 親と親との約束なればいかななるまいもどるとも。
- 一生つりよなりつれらりよなりの固い約束したわいな。
- 一人娘がおとどいづれで河にはまつてやけじんだ。
- 思ひこんだら泥田の水ものめばかんろの味がする。

- おまいどこしゆかわしや柏原じや同じ柏原つれになろ。
- ほとゝぎすたしかないたと部屋の戸をあけて見れば今夜の月ばかり
- うまはもどつたによさくさんはおせいせきのこまんがとめたやら。
- 月にせきだが二十五足いりやせきのこまんもかなやせん。
- 宇治の新茶と寺田のこ茶と出逢ひますわい横濱で。
- 宇治の茶つみはよい子が茶つむよい子茶つまな茶がうれん。
- しのび妻さんわしやなさけないあすはゆいのゝたるがくる。
- あすはゆいのゝ樽がこまゝよ心かへまへいつまでも。
- とのと旅すりや月日をわすれ驚がなく春じやぞな。
- 花がみたけりや吉野へござれ今は吉野のはなさがり。
- 寒紅梅雪にしかれてまだ芽を出さむさぞや驚まじどかる。
- わしのとごは細谷川のうぐひすの聲ほそん〜と。
- うすはかせ引ひきゞは櫻かわいとのごとあひびきに。
- わしはあほらし青木をうゑてあをき小枝の枝おられ。
- わしはおまへにおまへはわしにほれておるのか相ぼれに。
- 通りやよりたしよりやあがりたしあがりや其のよさとまりたし。
- 茶屋のかどから千鳥が招く千鳥招くな金がない。
- おやまさんとはよい名だけれど死んで四つ足猫となる。
- 死ぬる命はおやでも子でもお醫者さんでもかなやせん。
- こいで身をやく八百屋のお七死んで火に入る夏のむし。
- 死なば夏死ねあぶなくかなく螢火ともすせみきよよむ。
- あなたらんぶでわしやせきたんでほれた顔してほや〜と。
- 三味の糸ほどなせさすられて人の氣をとるものはない。
- 朝のからのじようたんをみやれ晩の車の音きやれ。

- 豆腐や豆引きこじきよりおとりこじき夜ねるらくもする。
- ほいろさんより釜元よりも豆腐や豆ひきつろごさる。
- 守は守づれ子は子供連れおけな娘は男連れ。
- 丹波茶どころ聞きや米所娘やりたしむこほしや。
- 寺のぼんさんばくちにまけていのか走ろか寺うろか。
- 聲はすれどもすがたは見えぬ山の木影の時鳥。
- 他所に妻もちやとう松林人がきるやらぬすむやら。
- はるになつたらお豊をつれて明石なだみにとよ〜と。
- お伊勢参りておかぐら見たか伊勢内宮のおくらごを。
- お伊勢様みたよな御繁昌な神になぜに宮川橋がない。
- 伊勢の津のくの津のとのさまのお立ちじやといふて雨がふる。
- あすは日もよく天氣もよかるかはいとのごのかしまだち。
- あすはおたちかおなごりおしや心残すは若いしゆに。
- いやじや〜と畑の芋はかぶりふり〜子ができる。
- 子持ちすがたに子のないひとが鳥の巢おろしなされたか。
- 家は貧乏で兄は丁稚私しや子守で苦勞する。
- 若い間は買ふても苦勞せずばならぬと親の慈悲。
- 親が親ならわたしもわたしけふの今日から勝手する。
- 慈悲もないものわたしが父は可愛子をうり酒にする。
- ほんにおまいは程よい殿子焼いて粉にして食てみたい。
- 苦勞して〜した其後で女郎にうるとはどうよくな。
- 今が今まで知らずにおつた男ごゝろとあきのそら。
- あいつにくだいや丑三つどきにうつてやりませうのろいくぎ。
- 二十三夜とおこしん様と月に七日とよけなされ。

- ゆうべきたのはよばいか猫か猫がせきだをはくものか。
- 三味線のこまの根元で結んだえんはばちがあたらなきれやせん。
- 色が黒うても淺草海苔は白いお飯のはだにそふ。
- お伊勢七度くまのへ三度あたごさんへは月まわり。
- 歌にうたはれおんどにとられ五月のぼりの繪にかゝれ。
- ふみはやりたしかく手はもたんやれど白紙ふみとよめ。
- 書いたふみさへよよまんわしがかゝぬ白紙を何とよも。
- 新しづくめが又きてながすわしもないたりながしたり。
- きてはだきつくあの大木にないて別れる鯛のむし。
- わしとおまへと道ばた小梅花が咲くからひとがしる。
- おまいみたよな櫻の花をうゑて育てゝのやとのご。
- くるか〜と濱にでゝ見れば濱の松風音ばかり。
- 娘見に行きやなさけで茶くむ色でもてくるたばこぼん。
- しのび妻さん表のいとがないしよ暮しはいかよりも。
- きれた〜は世間のうわさ何のきれましよあなたとは。
- あの子よい子じやばたもち顔じやきなこついたらなをよかる。
- 程のよいのに程よくそふて程のよいよにくらしたい。
- 思ふ様なら新宅たてゝ心きらくにしよたいさそ。
- 櫻花には嵐が毒よわかいむすめにや子が毒よ。
- こいとこそいへくなとはだれがおそば通ふればよれとこそ。
- ゆふべきたのはおば様の子かいとこそすきとははづかしい。
- ゆふべ嫁どり今朝顔見たらあたごしやくしのあらけすり。
- おそろしいのは他人とやみと親とつきよはいつともよい。
- なく〜やむなゑんならつれよ親にかんどううけてでも。